令和８年度第４回文京区地域福祉推進本部 次第

日時：令和８年 10 月 28 日(水) ９時 30 分～
場所：シビックセンター16 階　庁議室

１　開会

２　議題
新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて

３　その他

４　閉会

《配付資料》
【資料第１号】新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて

【資料第１号】

新たな地域福祉保健計画の中間のまとめについて

１　文京区地域福祉推進協議会での検討状況

第１回（令和８年５月 21 日）　：新たな地域福祉保健計画の策定について

第２回（令和８年７月 31 日）　：新たな地域福祉保健の推進計画の主要項目及び方向性(案)について

第３回（令和８年８月 26 日）　：新たな地域福祉保健計画の検討状況について

＊上記のほか、分野別計画の検討を各分野別検討部会で行った。

高齢者・介護保険部会…４回、障害者部会…４回

２　中間のまとめ（案）

別添のとおり

３　今後のスケジュール

	12 月	11 月定例議会報告　（中間のまとめの報告）
	12 月４日	区報特集号発行
		パブリックコメント（12 月４日～令和９年１月４日）
	12 月 16 日	区民説明会（第１回）
	12 月 19 日	区民説明会（第２回）
令和９年	１～２月	第５回 文京区地域福祉推進協議会等　（最終案の検討）
	２月	２月定例議会報告　（最終案の報告）
	３月	計画公表

＊上記のほか、各分野別検討部会を１月に開催。

【資料第１号別添】

「文の京（ふみのみやこ）」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

（令和９年度～令和 11 年度）

中間のまとめ（案）

令和８年 11 月

文　　京　　区

目　次

第Ⅰ部　総論

第１章　策定の考え方　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
1　計画の目的---------- 2
2　計画の位置づけ---------- 3
3　計画の構成---------- 4
4　計画の期間---------- 5
5　計画の推進に向けて---------- 6

第２章　計画の基本理念・基本目標　・・・・・・・・・・・・・・・12
1　基本理念---------- 12
2　基本目標---------- 13

第３章　文京区の人口・世帯の状況　・・・・・・・・・・・・・・・14
1　人口の推移---------- 14
2　将来の人口推計---------- 15
3　世帯の推移---------- 17

第Ⅱ部　地域福祉保健の推進計画
1　計画の目的---------- 19
2　地域福祉保健の現状---------- 20
3　主要項目及びその方向性----------33
4　計画の体系----------37
5　計画事業----------41

第Ⅲ部　高齢者・介護保険事業計画

第１章　策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・74
1　計画の目的----------76
2　計画の性格・位置づけ----------77
3　計画の期間----------78
4　計画の推進に向けて----------79
5　認知症施策推進計画の策定にあたって----------85

第２章　地域福祉保健計画の基本理念・基本目標等・・・・・・・・86
1　基本理念----------88
2　基本目標----------89

第３章　高齢者を取り巻く現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・90
1　文京区の現状----------92
2　高齢者等実態調査から見た現状と課題----------105

第４章　高齢者施策の推進と計画事業・・・・・・・・・・・・・・・144
１　主要項目及びその方向性----------146
２　計画の体系と計画事業----------151

第５章　介護保険事業の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・199
１　介護保険サービスの実績と推計----------199
２　第１号被保険者の介護保険料----------216
３　介護保険事業の円滑な運営にむけて----------224

第Ⅳ部　障害者・児計画

第１章　計画の策定の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・238
１　計画の目的----------238
２　計画の性格・位置づけ----------239
３　計画の期間----------240
４　計画の推進に向けて----------241

第２章　地域福祉保健計画の基本理念・基本目標・・・・・・・・・247
１　基本理念----------247
２　基本目標----------248

第３章　障害者・障害児を取り巻く現状・・・・・・・・・・・・・249
１　障害者・障害児の人数----------249
２　地域生活の現状と課題----------256

第４章　主要項目及びその方向性・・・・・・・・・・・・・・・・310

第５章　計画の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・313

第６章　計画事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・320
１　自立に向けた地域生活支援の充実----------320
２　相談支援の充実と権利擁護の推進----------341
３　安心して働き続けられる就労支援----------350
４　こどもの育ちと家庭の安心への支援----------358
５　ひとにやさしいまちづくりの推進----------370

第７章　障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・385
１　第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画における成果目標----------385
２　活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量----------390
３　障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について----------393
４　障害福祉計画等の進行管理について----------394

第Ⅰ部
総　論

第１章　策定の考え方

１　計画の目的

少子高齢化や核家族化の進行、単身高齢者世帯の増加、就労形態の多様化、地域社会の連帯感の希薄化など、社会状況が大きく変化しています。また、虐待やひきこもり、生きづらさを抱えた方や認知症高齢者の増加、子育て家庭や単身高齢者の孤立など多様化・複雑化した福祉保健課題が増大しており、それらに対してきめ細かく対応していくことがますます求められています。

さらに、こどもや若者を取り巻く環境も変化しており、地域全体で健やかな成長を支え、未来を担う人材を育む取組の重要性が高まっています。

このような地域福祉保健を取り巻く現状や多様化するニーズに対して、公的な福祉保健サービスは、それぞれの分野で充実を図ってはいるものの、公的なサービスだけでは対応が困難な課題が増加しています。住み慣れた地域でこれまでの社会的関係を維持しながら、生きがいや社会的役割をもつためには、地域での支え合いが重要であり、相互の連携が不可欠な状況にあります。

社会福祉法第４条では、「地域福祉の推進は、地域住民が相互に人格と個性を尊重し合いながら、参加し、共生する地域社会の実現を目指して行われなければならない。」とされています。また、社会全体では、「持続可能な開発目標（SDGs）」[1]への取組についても地域福祉保健を推進する上で、重要な視点となっています。

そこで、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区の公的なサービスと地域の様々な主体との連携による地域の支え合いを強化し、地域福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、本計画を策定します。

[1] **持続可能な開発目標（SDGs）** 2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された 2030 年までの国際目標。貧困対策や気候変動、生物多様性、ジェンダーなど、世界が抱える課題を解決し、持続可能な社会をつくるための 17 のゴール・169 のターゲットから構成される。

2　計画の位置付け

本計画は、区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて策定する、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる総合計画です。

また、本計画は、各法律に規定された次に掲げる行政計画を包含する計画となっています。

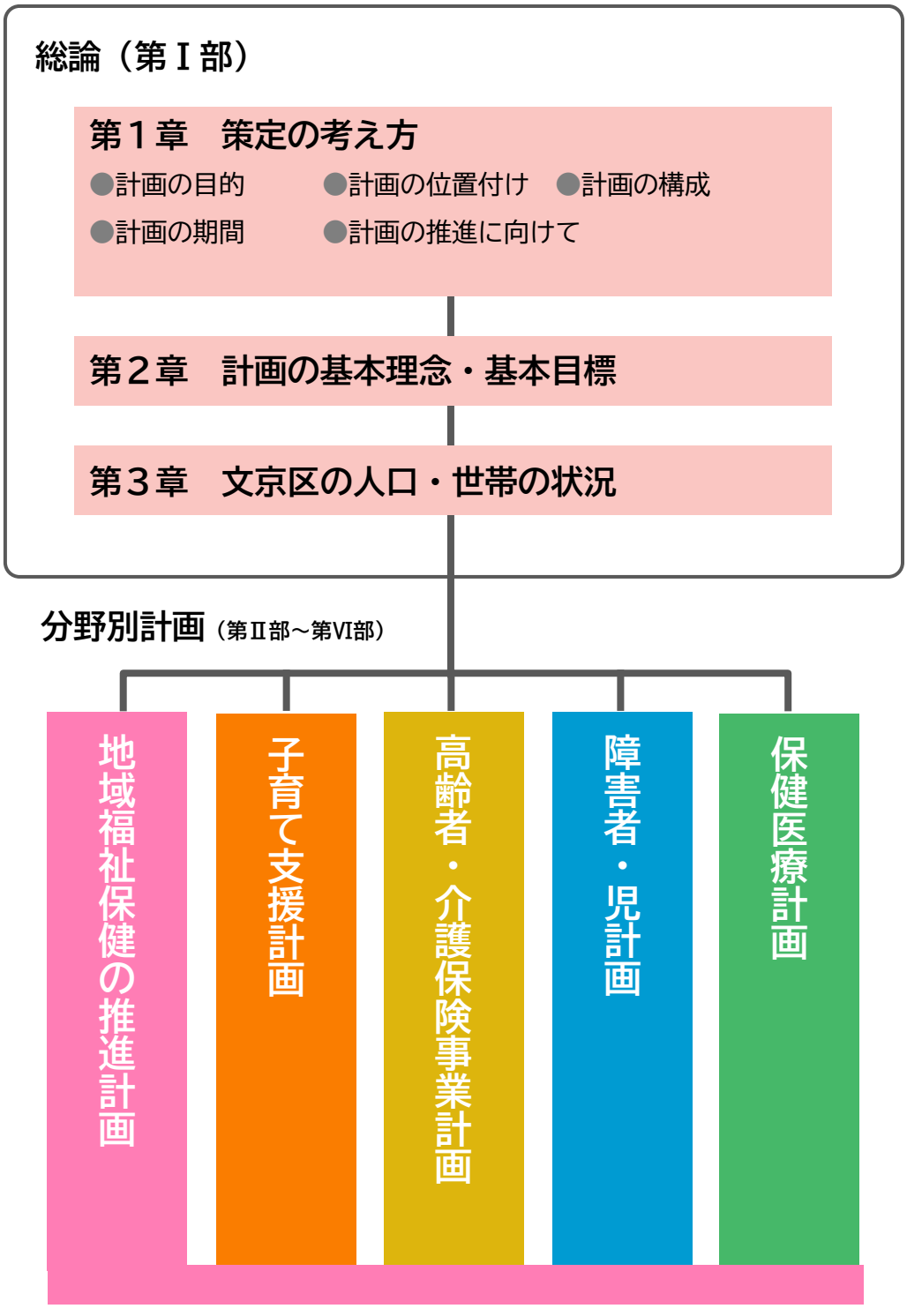
法律に基づく計画名	根拠法令	本計画における計画名
地域福祉計画	社会福祉法第 107 条	地域福祉保健の推進計画
成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画	成年後見制度の利用の促進に関する法律第 14 条第１項	
重層的支援体制整備事業実施計画	社会福祉法第 106 条の５第１項	
次世代育成支援行動計画	次世代育成支援対策推進法第８条第１項	子育て支援計画
子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第 61 条第１項	
子どもの貧困対策計画	こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条第２項	
若者計画	子ども・若者育成支援推進法第９条第２項	
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の８	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条	
障害者計画	障害者基本法第 11 条第３項	障害者・児計画
障害福祉計画	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第 88 条	
障害児福祉計画	児童福祉法第 33 条の 20 第１項	
健康増進計画	健康増進法第８条第２項	保健医療計画
食育推進計画	食育基本法第 18 条	

※また、地域住民及び福祉・保健等の関係団体が、地域福祉推進に主体的に関わるための具体的な活動計画である「地域福祉活動計画」（社会福祉協議会が策定）と相互に連携しています。

3　計画の構成

本計画は、計画全体に係る策定の考え方、基本理念、基本目標等をまとめた総論（第Ⅰ部）と、各論に当たる５つの分野別計画（第Ⅱ部～第Ⅵ部）で構成されています。

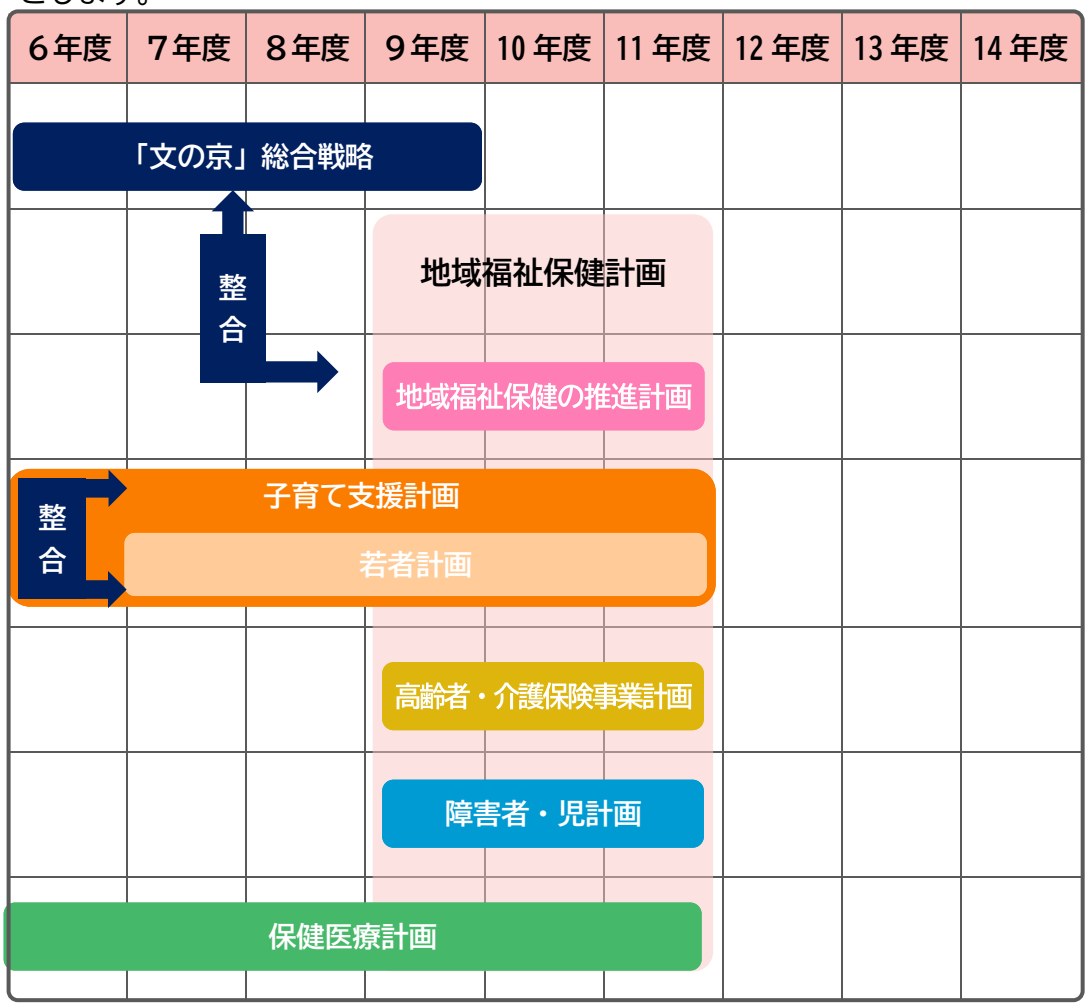
５つの分野別計画は、地域福祉保健全般にかかわる施策等をまとめた「地域福祉保健の推進計画」、「子育て支援計画」、「高齢者・介護保険事業計画」、「障害者・児計画」及び「保健医療計画」で、計画ごとに施策の方向性や計画事業を定めています。



4　計画の期間

本計画は、令和９年度から令和 11 年度までの３年を計画期間とします。

ただし、分野別計画のうち、「子育て支援計画」については、令和７年度から令和 11 年度までの５か年、「保健医療計画」については、令和６年度から令和 11 年度までの６か年とします。



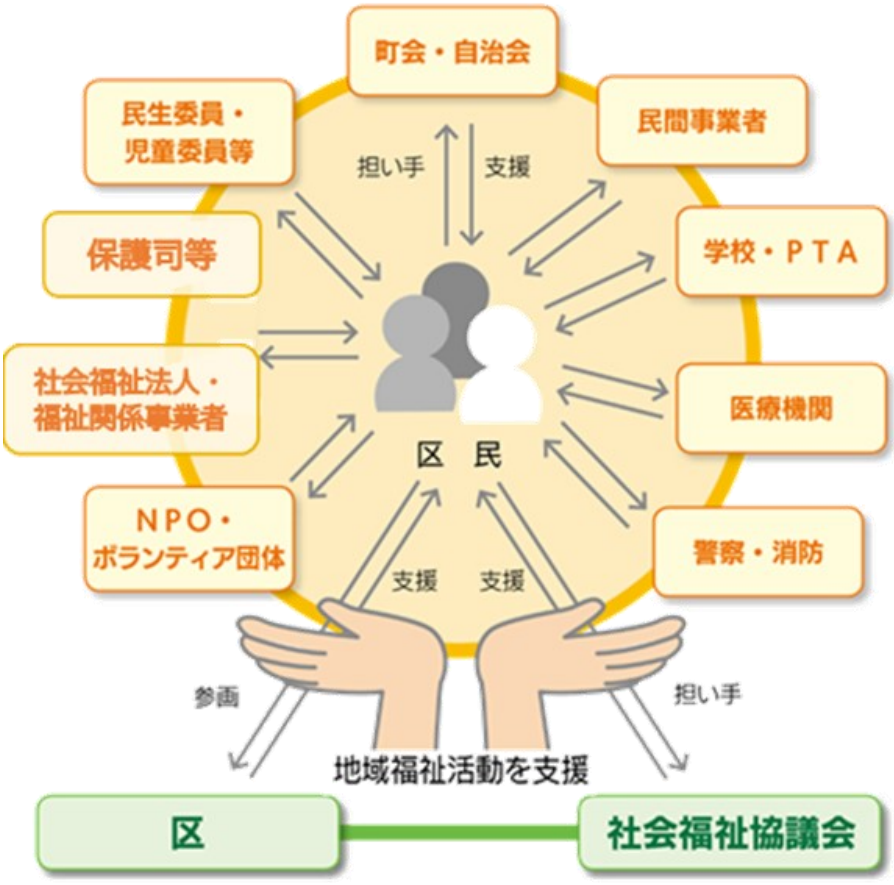
5　計画の推進に向けて

（１）地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、保護司、福祉関係事業者、医療機関、ＮＰＯ、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。



緊密に連携

・高齢者あんしん相談センター
・障害者基幹相談支援センター
・こども家庭支援センター
・児童相談所
・児童発達支援センター
・保健所
・教育センター　　等

・地域福祉コーディネーター
・いきいきサポート、ファミリー・サポートセンター
・地域連携ステーション
・権利擁護センター（あんしんサポート文京）等

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

1　地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
2　生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
3　地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
4　地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
5　地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
6　ボランティア・市民活動の相談・支援
7　ＮＰＯ等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
8　家事援助を中心とした住民参加型有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
9　子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
10　身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
11　判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
12　権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
13　被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりをもつことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、保護司、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

詳しくはこちら▶▶▶

（文京区社会福祉協議会ガイドブック）

（２）地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会[2]の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区らしい地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、こどもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このように必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、令和７年度から社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティネットを構築し、包括的な支援体制を強化しています。引き続き、重層的支援体制の３つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めていきます。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040 年問題[3]」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区らしい地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

[2] **地域共生社会**　制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

[3] **２０４０年問題**　少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が 2040 年に直面すると考えられている問題の総称。

地域共生社会の実現（案）

様々な社会課題や人口構造の変化からくる ２０４０年問題も見据え、地域の再構築を進めていく





最終目標

令和9年度～令和11年度

文京区らしい地域包括ケアシステムの更なる深化・発展のために重層的支援体制整備事業を推進

地域の多様な主体と区がそれぞれ役割を持ち、支え合い、助け合いながら地域課題の解決を図る

〇身寄りのない高齢者等への支援
〇権利擁護体制の充実
〇地域人材の発掘・育成　　等

BUNKYO つながる相談窓口 Connect & Support Desk

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指す

現状

重層的支援体制整備事業

相談支援
属性、世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援
本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに向けた支援
世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備

孤独・孤立　ヤングケアラー　8050　ダブルケア　制度の狭間　生きづらさ　…

従来の制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難なケースの増加

区の４つの日常圏域それぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・こども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための仕組み

これまで、各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図り、多分野にわたる課題に対応

高齢福祉　障害福祉　児童福祉　生活困窮

文京区らしい地域包括ケアシステム

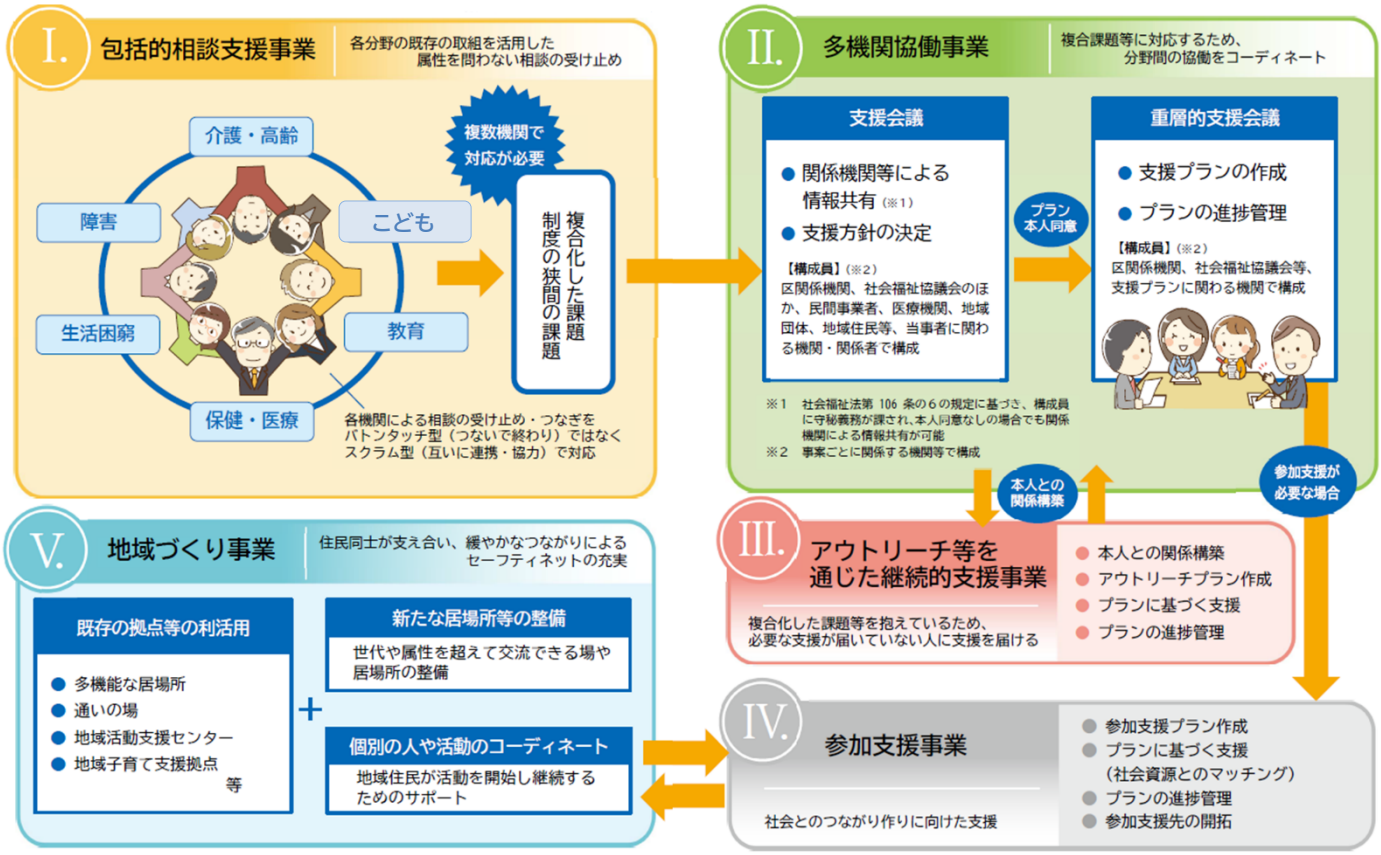
重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）

社会福祉法第 106 条の４に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、３つの支援（「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」）を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、５つの事業を一体的に実施するものです。

区では令和７年度より**「ぶんきょうチームでまるごと支援」**として本格実施しています。

※アウトリーチ…支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。



実施の目的

文京区らしい地域包括ケアシステムの更なる深化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

実施の効果

高齢・介護・障害・こども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します

（３）計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者で構成する「文京区地域福祉推進協議会」において、進行管理を行っていきます。

第２章　計画の基本理念・基本目標

区の基本構想に掲げる将来都市像の実現に向け、次の基本理念及び基本目標に基づいて地域福祉保健を推進していきます。

１　基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう、意思を形成する過程を含め支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーション[4]やソーシャルインクルージョン[5]の理念に基づき、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ[6]を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

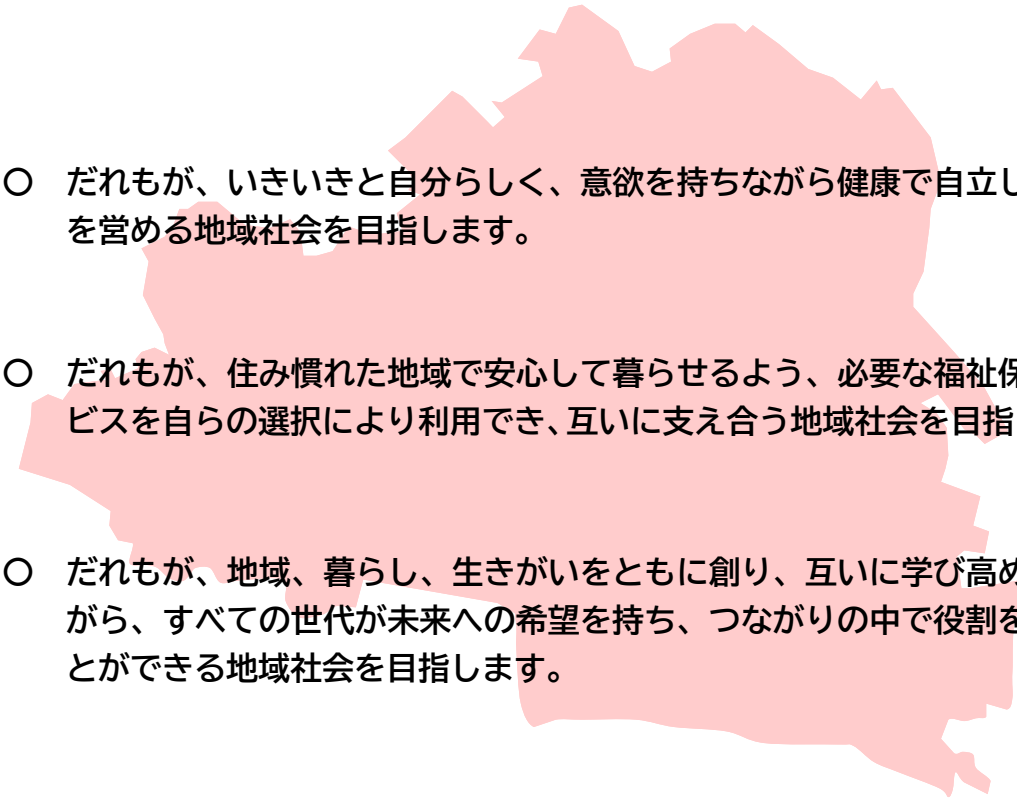
一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

[4] **ノーマライゼーション(normalization)**　障害のある人もない人も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

[5] **ソーシャルインクルージョン(social inclusion)**　すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

[6] **ダイバーシティ(diversity&inclusion)**　性別（性的指向及び性自認を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

2　基本目標



○　だれもが、いきいきと自分らしく、意欲を持ちながら健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○　だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

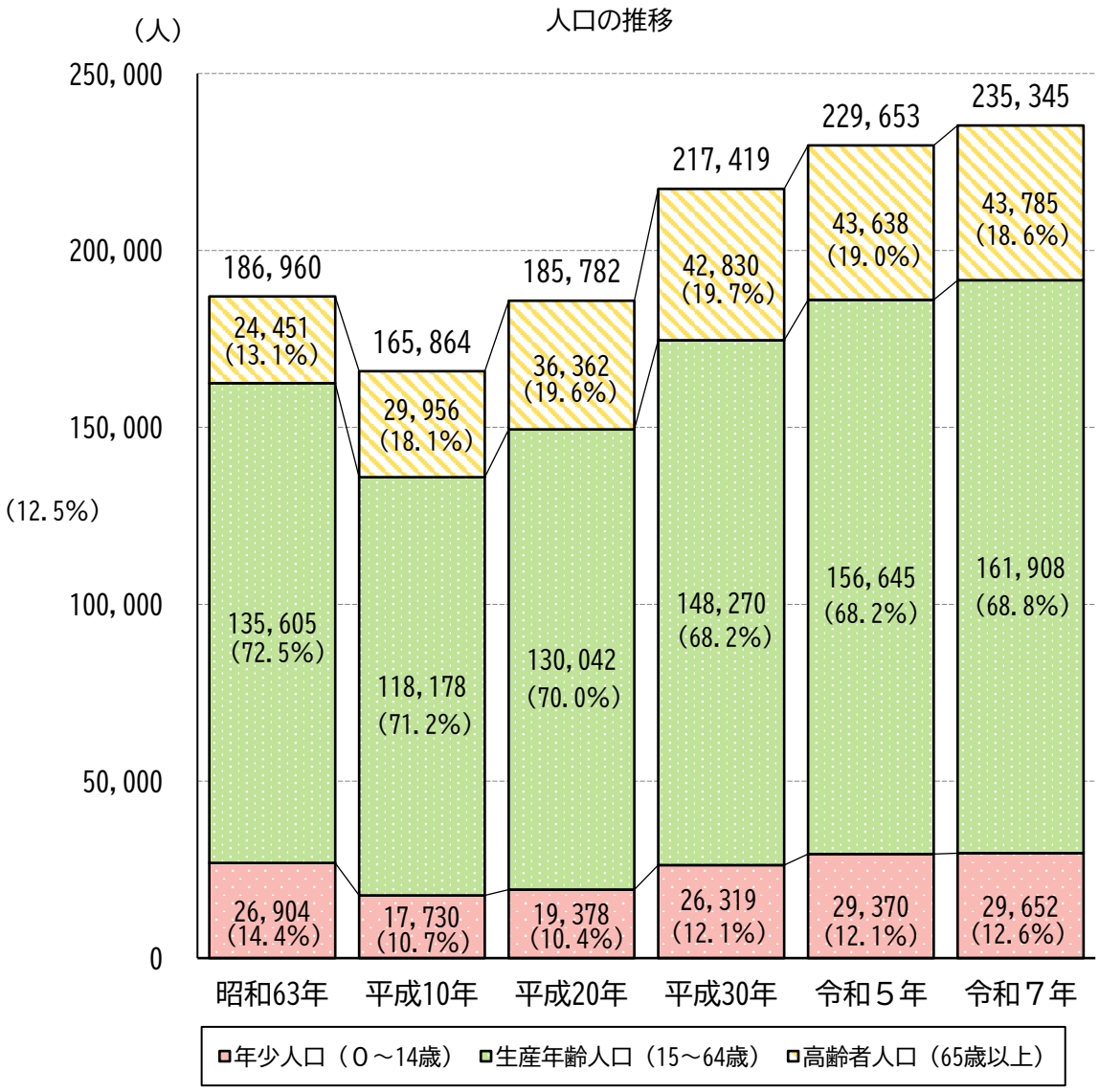
○　だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに学び高め合いながら、すべての世代が未来への希望を持ち、つながりの中で役割を持つことができる地域社会を目指します。

第３章　文京区の人口・世帯の状況

１　人口の推移

住民基本台帳による本区の人口は、昭和 38 年の 253,336 人をピークに、平成 10 年には 165,864 人まで減少しましたが、その後、増加に転じ、令和７年１月１日現在 235,345 人となっています。

年齢３区分別の人口は、令和７年１月１日現在、年少人口（0～14 歳）29,652 人（構成比 12.6%）、生産年齢人口（15～64 歳）161,908 人（同 68.8%）、高齢者人口（65 歳以上）43,785 人（同 18.6%）であり、近年は、生産年齢人口が大きく増加しています。



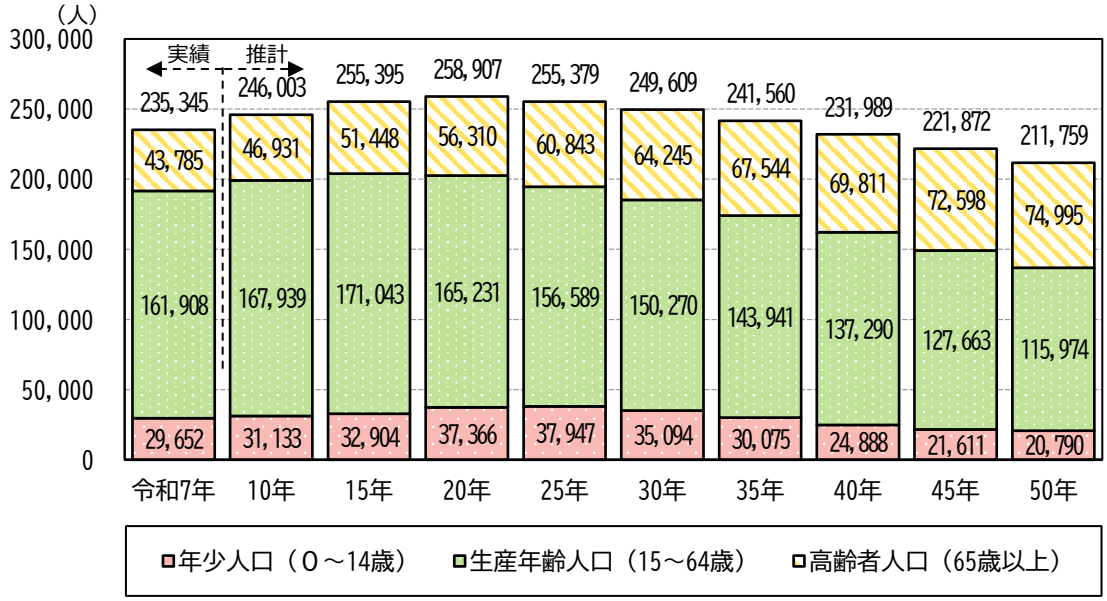
資料：文京の統計（各年１月１日現在）

2　将来の人口推計

本区の人口は、今後、約 15 年間増加を続け、令和 20 年（2038 年）には 258,907 人となります。その後は、緩やかな減少に転じると予想されます。

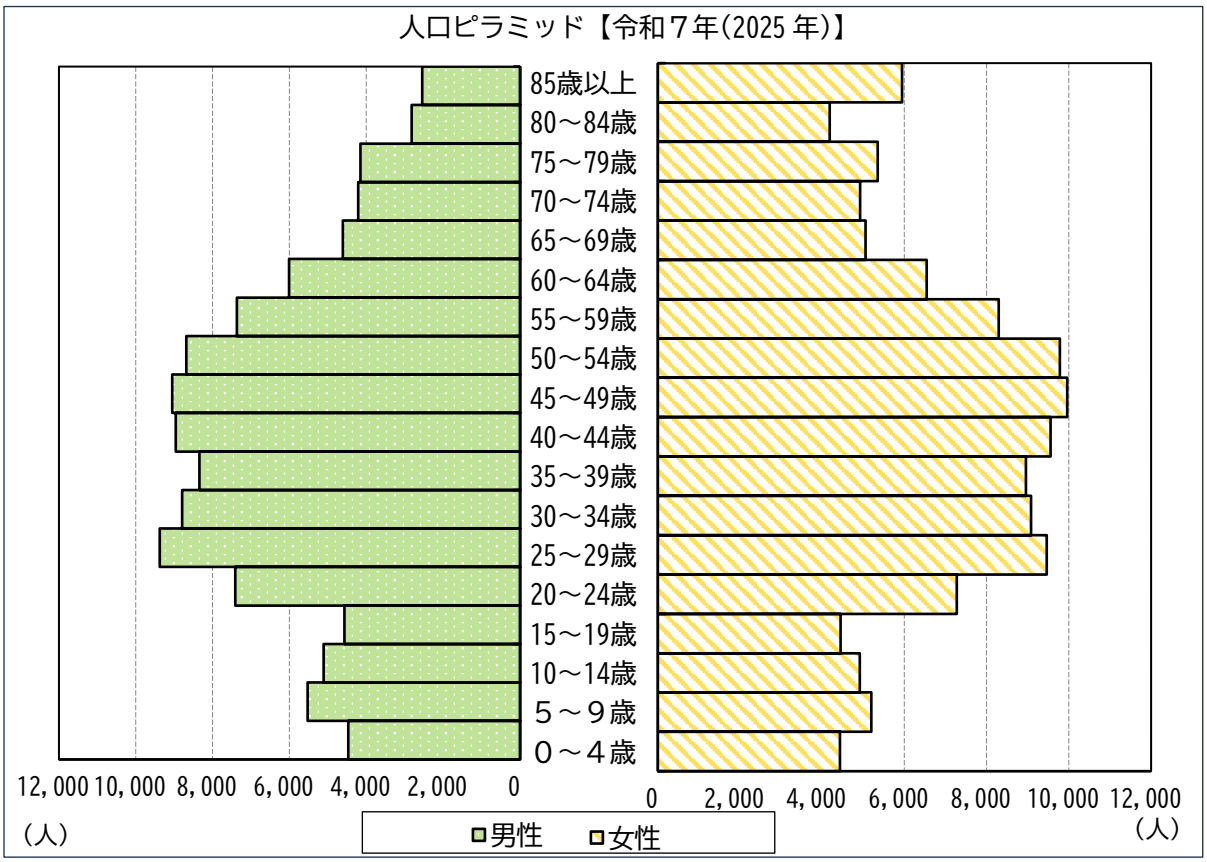
年齢３区分別人口をみると、年少人口は令和 25 年（2043 年）、生産年齢人口は令和 15 年（2033 年）をピークに以降は減少傾向で推移する一方、高齢者人口は引き続き増加傾向となり、令和 45 年（2063 年）には約３人に１人が高齢者になると見込まれます。

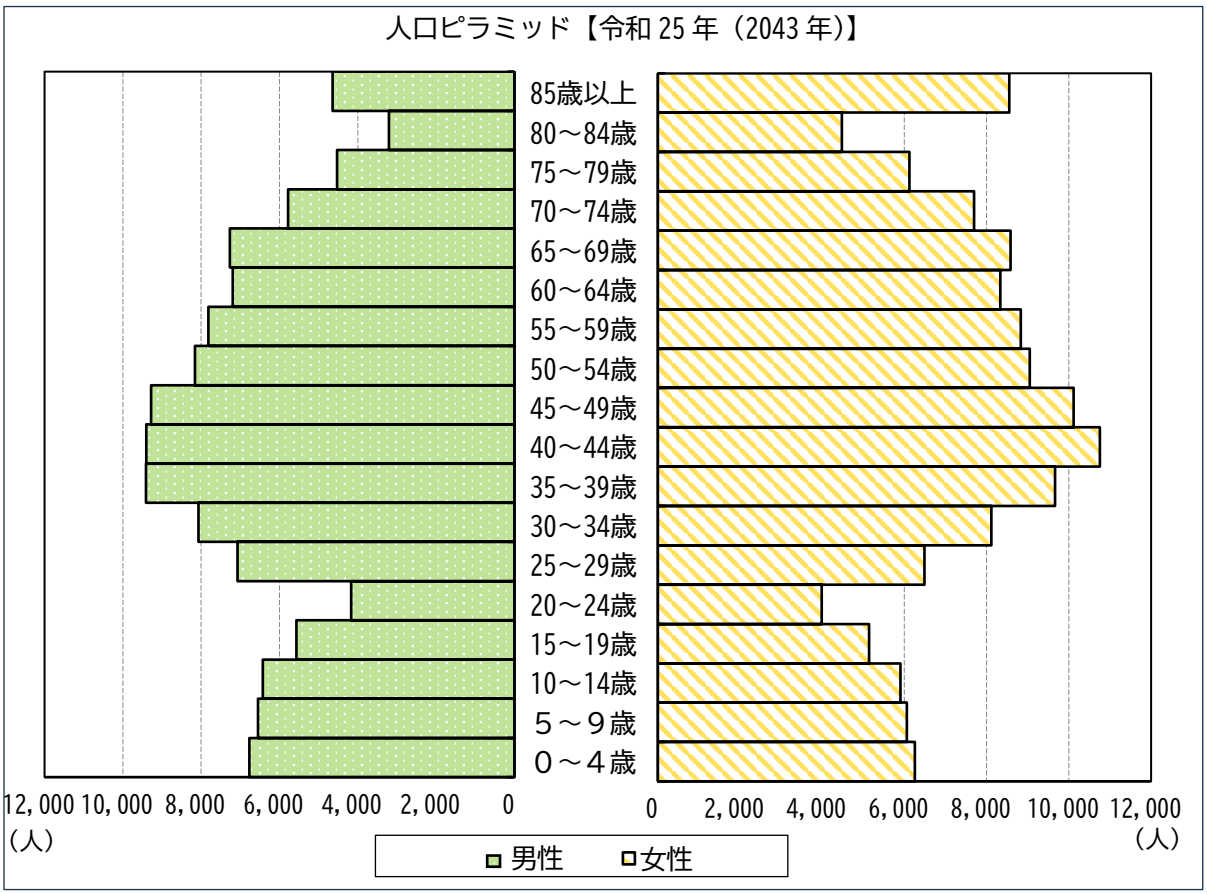
将来の人口推計



		実績	推計								
		令和７年（2025）	令和10年（2028）	令和15年（2033）	令和20年（2038）	令和25年（2043）	令和30年（2048）	令和35年（2053）	令和40年（2058）	令和45年（2063）	令和50年（2068）
実績（人）	総数	235,345	246,003	255,395	258,907	255,379	249,609	241,560	231,989	221,872	211,759
	高齢者人口	43,785	46,931	51,448	56,310	60,843	64,245	67,544	69,811	72,598	74,995
	生産年齢人口	161,908	167,939	171,043	165,231	156,589	150,270	143,941	137,290	127,663	115,974
	年少人口	29,652	31,133	32,904	37,366	37,947	35,094	30,075	24,888	21,611	20,790
比率	高齢者人口	18.6%	19.1%	20.1%	21.7%	23.8%	25.7%	28.0%	30.1%	32.7%	35.4%
	生産年齢人口	68.8%	68.3%	67.0%	63.8%	61.3%	60.2%	59.6%	59.2%	57.5%	54.8%
	年少人口	12.6%	12.7%	12.9%	14.4%	14.9%	14.1%	12.5%	10.7%	9.7%	9.8%

資料：【令和７年】住民基本台帳（１月１日現在）
【令和 10 年以後】区独自の将来人口推計方法に基づき算出





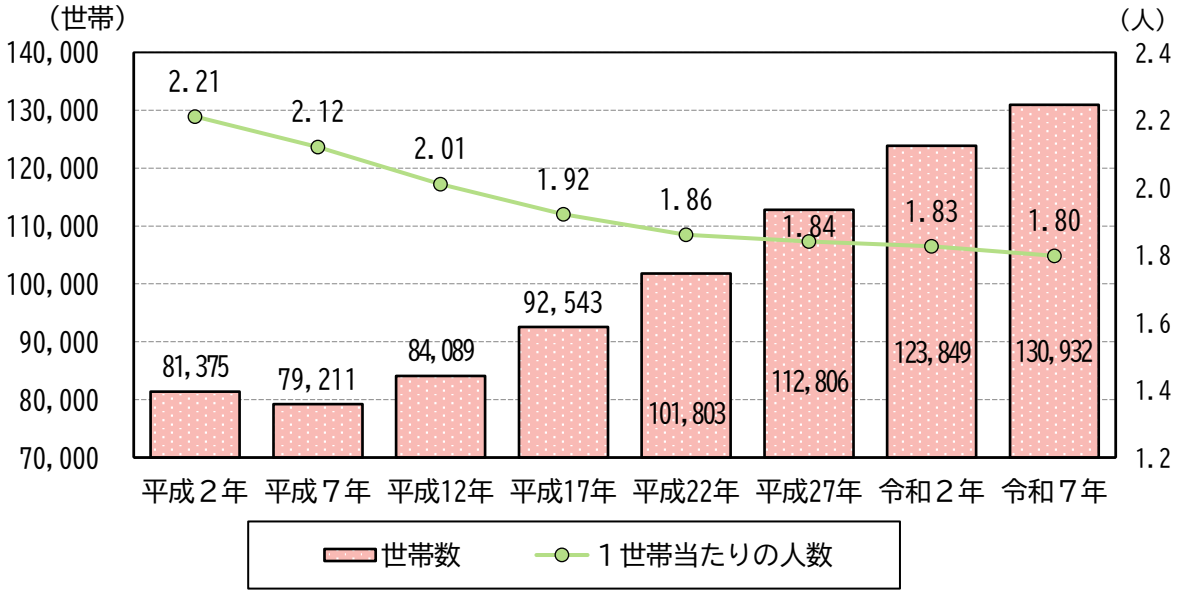
資料：【令和７年】住民基本台帳（１月１日現在）
【令和 25 年】【令和 10 年以後】区独自の将来人口推計方法に基づき算出

3　世帯の推移

住民基本台帳による本区の世帯数は、平成７年に 79,211 世帯まで減少しましたが、その後増加に転じ、令和７年１月１日現在 130,932 世帯まで増加しています。

１世帯当たりの人数については、高齢者の単身世帯や核家族の増加等により、平成 13 年に 2.00 人を下回り、その後も漸減が続き、令和７年には 1.80 人となっています。

世帯数と１世帯当たりの人数の推移



資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

第Ⅱ部
地域福祉保健の推進計画

第１章　地域福祉保健の推進計画

１　計画の目的

少子高齢化の進行、単身高齢者や高齢者のみの世帯の増加、地域社会の連帯感の希薄化など社会状況が大きく変化する中、国においては、平成 28 年６月「ニッポン一億総活躍プラン」を閣議決定し、同年７月に「我が事・丸ごと地域共生社会実現本部」を立ち上げ、こども・高齢者・障害のある方などすべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる「地域共生社会」の実現を提唱しました。

さらに、令和２年６月に「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」の公布があり、包括的な支援体制の整備その他地域福祉のために必要な措置を講ずるに当たり、保健医療、労働、教育、住まい及び地域再生に関する施策との連携に関する視点が盛り込まれました。加えて、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境整備を一体的かつ重層的に整備する必要性が示されました。

区はその対応として、抱えている問題が深刻化し、解決が困難な状態となる前に早期に発見して支援につなげていく「予防的福祉」を推進し、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズに対応すべく、令和７年度から「重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）」を開始し、包括的な支援体制の更なる強化を図っています。

あわせて、令和８年６月に公布された「社会福祉法等の一部を改正する法律」を踏まえ、身寄りがない高齢者等、だれもが住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、区民、町会・自治会、ＮＰＯ、ボランティア団体、民間事業者など地域の多様な主体と区がそれぞれの役割を担いながら、支え合い、助け合いながら地域課題の解決を図るべく、本計画を策定します。

また、令和８年４月に「文京区こどもの権利に関する条例」を施行したことを踏まえ、これまでの取組を一層推進し、各施策においてこどもの権利を保障してまいります。

なお、他の福祉の各分野における基盤として共通的な事項等を記載する地域福祉保健の推進計画として組織・分野横断的に関する事項を掲載するとともに、成年後見制度利用促進計画として権利擁護の推進に関する事業、重層的支援体制整備事業実施計画として地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業等を記載しています。

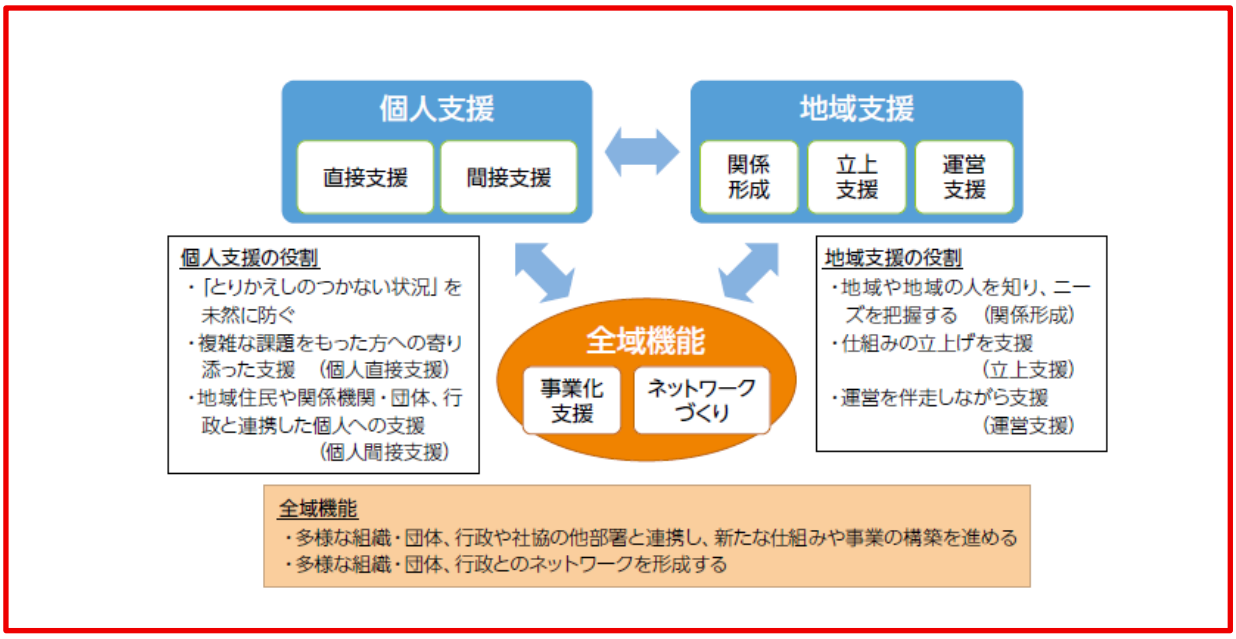
2　地域福祉保健の現状

（１）地域福祉活動の状況

○小地域福祉活動

地域の支え合う力を高めるためには、町会・自治会単位の小地域で起きている問題を地域の人たちとともに考え、解決に向けた取組を推進することが必要です。そこで、社会福祉協議会に配置する地域福祉コーディネーターが各地域において、地域で暮らす個人・団体が主体的に参加する地域活動である「小地域福祉活動」（町会・自治会等を基本の圏域とした地域活動）を推進しています。地域福祉コーディネーターは、制度の狭間にある課題や複雑な課題をもった人たちに対して、様々なネットワークをいかした個別の支援（個人支援）を行っています。さらに、地域の中で住民が取り組む課題解決に向けた仕組みづくりなどを支援（地域支援）し、区内全域に及ぶ課題がある場合は、区と社会福祉協議会等とで連携を図りながら、新たな事業の構築やネットワーク形成を図っています。

■地域福祉コーディネーターの役割



○多機能な居場所活動

地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」づくりを展開する団体に、開設時や事業運営に必要となる経費について、社会福祉協議会を通して補助金を交付します。令和７年度は、８団体に補助金を交付しています。

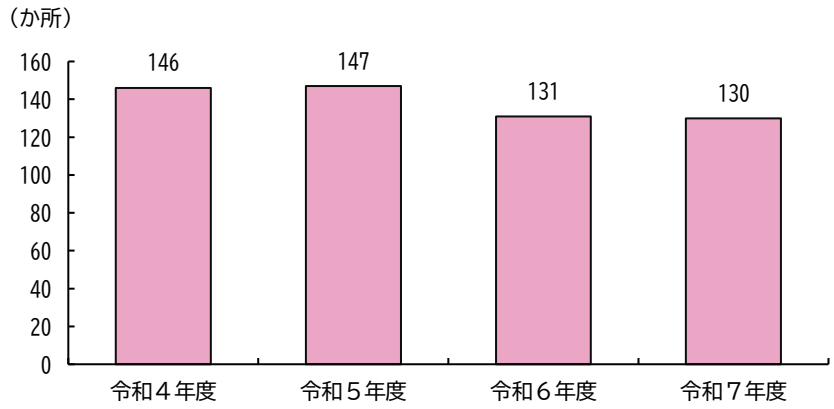
○地域の支え合い体制づくり推進事業

地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりを行う社会福祉協議会の取組を支援します。地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業に対して、立上げ経費及び事業運営に必要な補助を実施しています。

① ふれあいいきいきサロン

高齢者や障害者、子育て中の親子等のひきこもりを防止し、地域の中で安心して住み続けられるよう、「楽しく、気軽に、無理なく」行う仲間づくり、生きがいづくりの場として地域の方たちが主体的に運営するサロン活動です。令和６年度以降はその数が減少していますが、参加人数は減少しておらず、サロンぷらすや子ども食堂などの活動に移行する団体もあります。

■ふれあいいきいきサロンの活動状況



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

② サロンぷらす事業

地域の課題解決を図る活動に取り組む居場所を運営する団体に、立上げ経費や事業運営に係る経費について補助金を交付します。令和７年度は、15 団体に補助金を交付しています。

○50 歳以上の方の地域活動への参加意向

地域づくりを進める活動への参加については、65 歳以上の第１号・要支援が 56.3%、50 歳以上の現役世代が 68.1%となっており、50 歳以上の方の地域活動への高い参加意向がうかがえます。

■地域づくりを進める活動に参加者として参加したいか

（図表中の「ｎ」は、回答者数）

	第１号・要支援（n=2,079）※１		50 歳以上の現役世代（n=1,456）※２	
ぜひ参加したい	参加したい 56.3%	6.6%	参加したい 68.1%	8.6%
参加してもよい		49.7%		59.5%
既に参加している		4.5%		0.5%
参加したくない		33.6%		29.0%
無回答		5.6%		2.3%

※１　要介護１～５以外の 65 歳以上の介護保険被保険者
※２　要介護認定を受けていない 50 歳～64 歳の介護保険被保険者

資料：令和７年度文京区高齢者等実態調査

○ボランティア支援センター

社会福祉協議会では、広く地域福祉を支えるボランティア活動を活性化させるため、地域福祉活動を担う人材育成の支援等を行っており、その活動を支援しています。

① 啓発・理解促進

学校等と連携した福祉学習やボランティア体験学習を実施しています。

② 参加促進・活動支援

ボランティア活動を始めたい方に向けた手話、傾聴ボランティア等の講習会の実施や、ボランティア団体への研修費の助成を実施しています。

③ 災害ボランティア

災害発生時に、災害ボランティア受け入れ体制整備のために社会福祉協議会に設置する「災害ボランティアセンター」の立上げ訓練を、大規模災害に備えて実施しています。

○地域連携ステーション「フミコム」

社会福祉協議会に設置するフミコムは、社会福祉協議会が区や地域住民、ボランティア・ＮＰＯ・企業・大学等と連携して、新たなつながりを創出し、地域の活性化や地域課題の解決を図っていくための協働の拠点です。

①コミュニティマイスターの配置

コミュニティマイスターを配置し、地域コミュニティとの橋渡しやＮＰＯに向けた専門性の高い相談活動を行い、地域特性を活かした地域主体の活動を支援しています。

②イベント・交流会の開催

活動への共感の輪を広げ、様々な人たちが集まるイベント・交流会として「フミコム cafe」や「フミコム朝活」、地域活動団体同士のつながりづくりを目的とした「活動見本市」を開催し、活動の継続性や発展性を目指すために必要な情報収集・発信・ネットワーク構築を行っています。

③各種講座の開催

活動入門講座、企画運営講座、ファンドレイジング[7]講座等を開催し、団体の設立や活動継続の支援を行っています。

④提案公募型協働事業「B チャレ」の募集

ＮＰＯ・企業・行政・学生・ソーシャルビジネス等による地域課題解決のための事業を募集し、その事業を実践する活動に助成をしています。

○いきいきサポート事業

60 歳以上の方、障害のある方、ひとり親家庭の児童及び妊産婦で日常生活の手助けが必要な方に対して、登録した地域の方が家事援助、介護援助、大掃除等を行う会員制の事業です。

[7] ファンドレイジング：民間非営利団体が、活動のための資金を個人、法人、政府などから集める行為の総称。

○民生委員・児童委員による相談支援

地域の最も身近な相談支援者である民生委員は、厚生労働大臣からの委嘱を受け、現在151人（主任児童委員を含む。）が活動しており、生活上の様々な問題について、住民の立場で幅広く相談や援助を行うとともに、児童委員も兼ね、子どもの見守り、子育てや妊娠中の不安に対する相談・支援等を行っています。

このうち、担当区域を持たずに、児童福祉に関する事項を専門に担当する９人の主任児童委員は、区域を担当する民生委員・児童委員と協力して、地域の児童問題に取り組んでいます。

また、区、社会福祉協議会、町会・自治会等の関係機関と協働し、問題が起こったときには、状況に応じて適切なサービスや支援が受けられるよう、速やかに連絡を取り合うなど、地域のパイプ役も担っています。

■民生委員・児童委員の活動状況

活動内容		令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
分野別相談指導（件）	高齢者に関する	1,305	993	721	745	614
	障害者に関する	196	236	142	75	60
	子どもに関する	399	287	363	266	165
	その他	239	198	249	183	192
	計	2,139	1,714	1,475	1,269	1,031
その他活動	調査・実態把握	187	388	358	210	229
	行事への参加	2,164	3,650	4,607	3,940	3,174
	地域福祉・自主活動	1,844	2,247	2,754	2,605	1,984
	民児協運営研修	6,610	9,570	8,828	7,674	8,333
	証明事務	44	47	71	81	50
	要保護児童発見	7	7	23	22	17
訪問連絡（件）	訪問連絡活動	6,251	5,777	4,843	3,720	3,553
	その他	10,625	14,995	18,810	13,110	9,513
	委員相互	32,168	31,973	27,127	23,473	27,954
	その他	10,245	10,096	10,901	9,419	9,276
活動日数		22,240	24,256	24,003	20,264	20,301

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

○保護司の取組（非行防止・更生保護の推進）

■文京区保護司会

保護司は、犯罪や非行をした人の立ち直りを地域で支える民間のボランティアで、保護司法に基づき、法務大臣から委嘱された非常勤の国家公務員です。

民間人としての柔軟性と地域の実情に通じているという特性をいかし、保護観察官と協働して保護観察に当たるほか、犯罪や非行をした人が刑事施設や少年院から社会復帰を果たしたとき、スムーズに社会生活を営めるよう、釈放後の住居や就業先などの帰住環境の調整や相談を行っています。

保護司は、それぞれに配属された保護区において保護司会に加入し、研修、犯罪予防活動、関係機関との連絡調整、広報活動などの組織的な活動を行っています。文京区保護司会は昭和 28 年に発足し、令和７年度末で、61 人の保護司が所属しており、「文京区社会を明るくする運動」の取組においては、文京区保護司会が中心となり展開しています。

■文京区更生保護女性会

更生保護女性会は、地域社会の犯罪・非行の未然防止のための啓発活動を行うとともに、青少年の健全な育成を助け、犯罪をした人や非行のある少年の改善更生に協力することを目的とするボランティア団体です。

文京区更生保護女性会は、社会を明るくする運動の推進、青少年健全育成活動の推進、更生支援活動の推進等、様々な活動に携わっています。

○話し合い員による相談支援

話し合い員は、福祉活動に理解と熱意のある区民の中から区長が委嘱しており、孤独になりがちな高齢者や身体障害者の家庭に定期的に訪問し、生活や身の上のことなどの相談相手となるとともに、不慮の事故がないように安否確認を行っています。

■話し合い員の活動状況（派遣世帯数）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
新　規	6 件	9 件	15 件	10 件	9 件
廃　止	13 件	12 件	10 件	13 件	9 件
年度末派遣数	41 件	30 件	35 件	33 件	33 件

資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

○ハートフルネットワーク事業

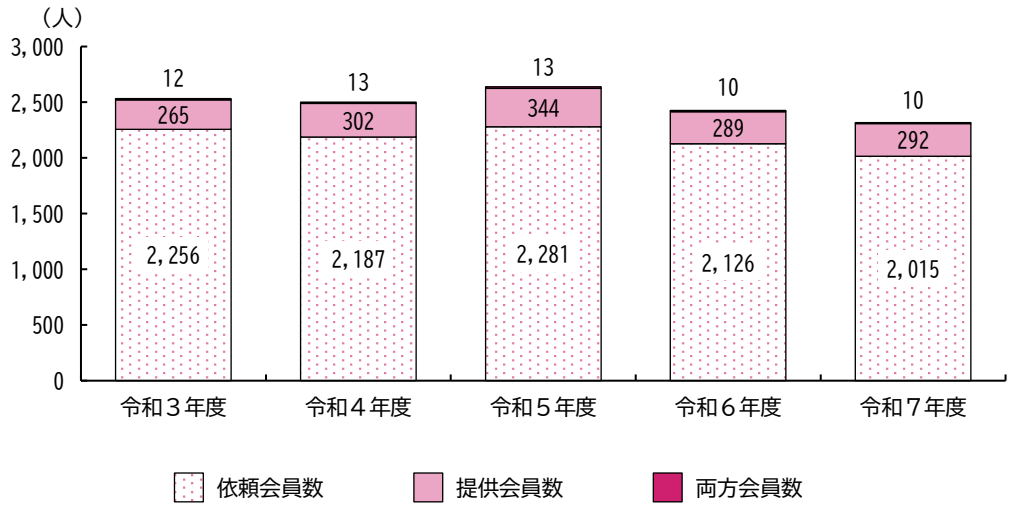
高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるために、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区でネットワークを構築し、相互に連携しながら高齢者の見守り等を行っています。

関係協力機関　６９３機関（令和８年４月１日現在）

○ファミリー・サポート・センター事業

こどもの保育施設への送迎や放課後の預かりなど、子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（提供会員）が、地域の中でお互いに助け合いながら子育てをする会員制の事業を社会福祉協議会に委託して実施しています。

■ファミリー・サポート・センター事業の会員数



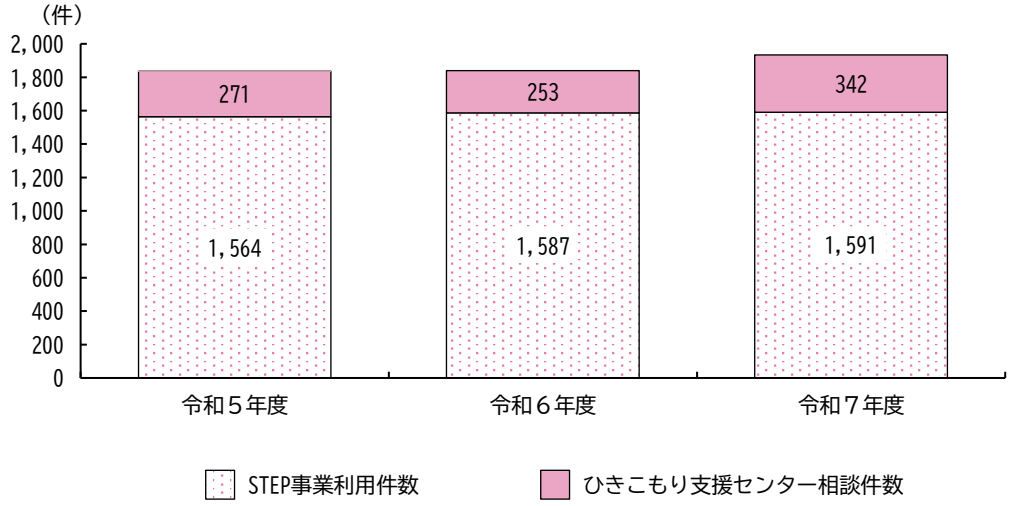
資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

（２）包括的な支援体制の状況

○文京区版ひきこもり総合対策

ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、義務教育終了後の全年齢の方を対象に「ひきこもり等自立支援事業（ＳＴＥＰ事業)」(Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行っています。また、「文京区ひきこもり支援センター」を設置し、ひきこもり支援の総合窓口として、ご本人やご家族等からの相談を受けるとともに、関係機関と連携しながら支援を行っています。

ひきこもり総合対策の活動状況



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

○児童虐待防止ネットワーク

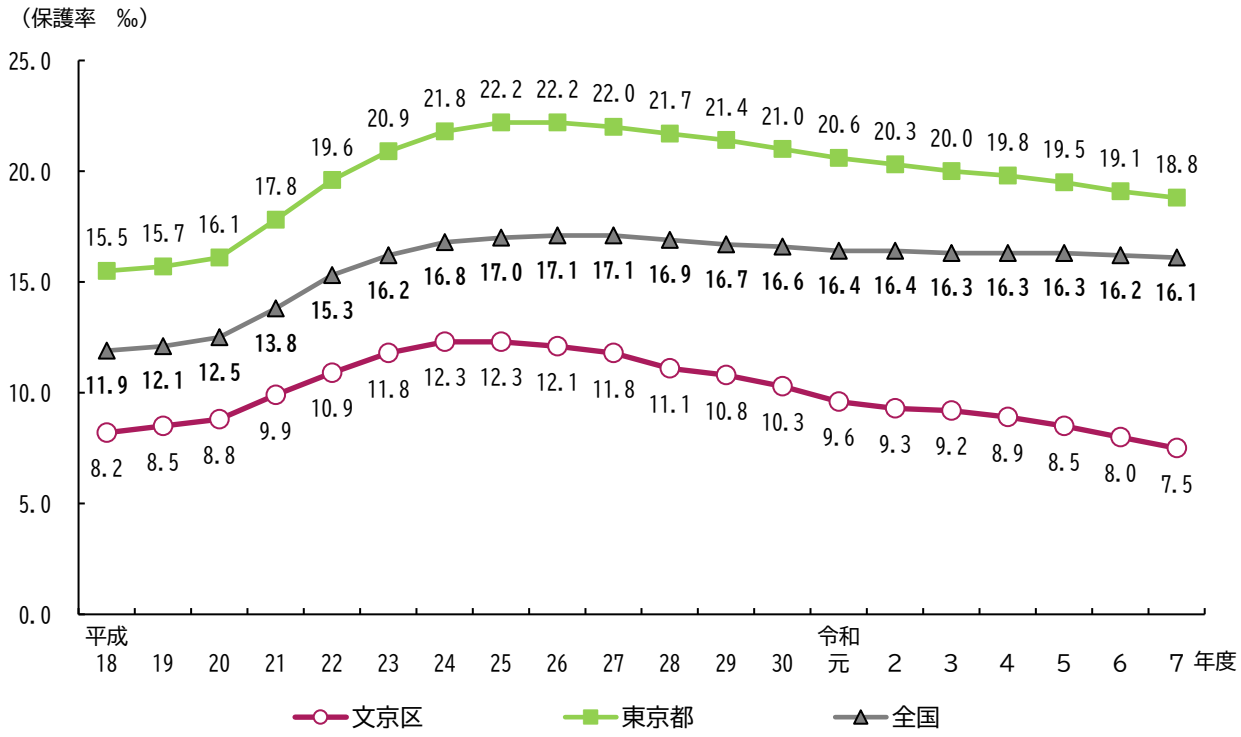
児童虐待の予防、早期発見、適切な保護・支援を迅速かつ的確に実施するため、文京区要保護児童対策地域協議会を設置し、こども家庭支援センターを事務局として小･中学校、幼稚園、保育園、保健サービスセンター、民生委員・児童委員、医師会、歯科医師会、警察署、弁護士などこどもに関わる関係機関による連携を図っています。

（３）生活福祉要援護者の状況

○生活保護受給者数（保護率）

生活保護の保護率は、平成 24 年度まで増加を続けていましたが、生活困窮者への支援施策等により、減少しています。また、本区の保護率（単位：‰[8]）は、全国や都と比較して低い状況にあります。

■被保護者の動向（保護率＝1000分率）



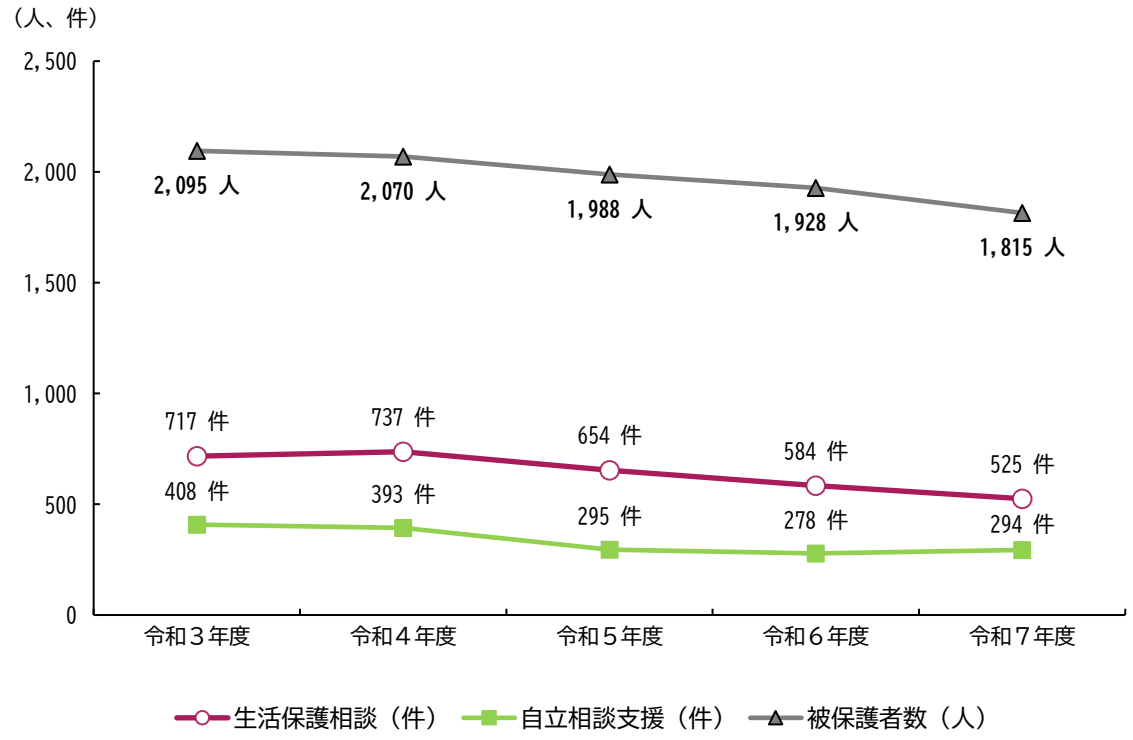
資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

[8] ‰：パーミル。1000 分率。

○生活保護及び生活困窮に関わる相談件数

被保護者数の減少に伴い、生活保護の相談件数も減少傾向にあります。自立相談支援事業における相談件数は、コロナ禍以降は減少し、300 件程度で推移しています。

■被保護者数及び生活保護・自立相談件数の動向



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

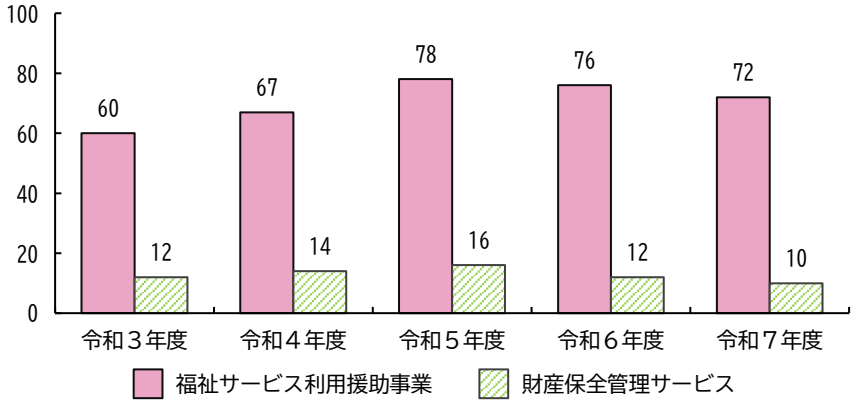
P.34

（４）権利擁護の状況

○福祉サービス利用支援

判断能力が不十分な福祉サービス利用者が適切なサービスを選択し、安心してサービスが利用できるよう、区と社会福祉協議会が設置する権利擁護センター「あんしんサポート文京」とが連携して、福祉サービス利用援助や相談支援を行っています。

■福祉サービス利用援助事業等の利用者数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

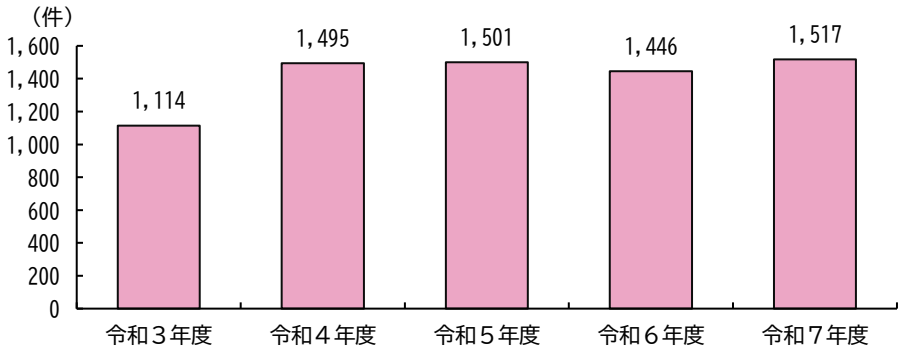
○成年後見制度

認知症、知的障害その他の精神上の障害があることにより財産の管理又は日常生活等に支障がある方に関する成年後見制度等の権利擁護について、区の高齢者や障害者等の相談窓口及び社会福祉協議会等において、相談に応じています。

また、支援が必要な高齢者等が、適切に成年後見制度等を利用できるよう、区では、社会福祉協議会の権利擁護センター「あんしんサポート文京」が実施する総合相談、法人後見の受任、審判申立費用の助成等を支援するとともに、後見人等の報酬に係る費用を助成することにより、普及啓発と利用促進を図っています。

さらに、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、文京区社会福祉協議会に委託して運営し、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と関係機関の連携体制の強化を図るとともに、権利擁護支援の仕組みづくりに取り組んでいます。

■あんしんサポート文京への成年後見制度に関する相談件数



資料：ぶんきょう（文の京）の社会福祉（令和８年版）

（５）バリアフリーの環境づくりの状況

○まちのバリアフリー

様々な方が利用する道路、公園、病院、鉄道駅舎、金融機関などの公共的施設については、段差の解消、だれでもトイレや視覚障害者誘導用ブロックの設置など、だれもが安全に安心して利用できる環境づくりを進めています。

また、文京区バリアフリー基本構想及び重点整備地区別計画に基づき各施設の設置管理者等がバリアフリー化のための事業を実施することで、高齢者、障害者等が利用する施設及びそれらを結ぶ道路の重点的かつ一体的なバリアフリーを推進しています。

○心のバリアフリー[9]

障害者等が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として暮らし続けていけるよう、人権週間や障害者週間等での関連行事や講演会の開催など、様々な機会を通じて人権意識や心のバリアフリーの啓発を図っています。

また、区では、心のバリアフリーハンドブックの作成配布を通して、区内における障害者の社会参加促進と周知啓発を進めています。

○情報のバリアフリー

区では、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するためのパソコン教室の開催や区が発信する情報のバリアフリーとして声の広報及び点字の広報の発行、ホームページの充実などに取り組んでいます。

また、区役所窓口に拡大鏡・筆談ボードの設置、遠隔手話通訳サービスや電話代理サービス、バリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を図っています。

（６）要配慮者・避難行動要支援者の支援体制の状況

高齢者、障害者など要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を円滑かつ迅速に行えるよう、毎年度避難行動要支援者名簿を更新し、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署へ配付するとともに、震災時の家具転倒・落下等による人的被害を最小限に抑えるため、器具設置の普及・啓発を行っています。

また、避難所での避難生活が著しく困難な要配慮者を一時的に受け入れ、支援する避難所として、特別養護老人ホーム・福祉作業所など区内 26 か所の福祉関連施設を福祉避難所として指定し、応急的な食料や救援物資等の配備を行っています。

[9] **心のバリアフリー**：高齢者、障害者等に対する無理解や誤解を取り除き、相手の気持ちになって考え、支え合っていくこと。

（７）重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）の状況

〇文京区の特徴的な取組

①BUNKYO つながる相談窓口

令和７年度から既存の各相談窓口を「BUNKYO つながる相談窓口」と位置づけ、「つなぐシート」等を活用し、多機関とのスムーズな連携を図っています。

「どこに相談してよいか分からない」悩みを一緒に考えるため、分野を問わず、どんな相談でもまずはまるごと受け止め、お聞きします。そして、適切な支援機関へのつなぎ役となり、部門を超えたチームで解決策を一緒に考え、安心して暮らせるよう、全力でサポートします。

②庁内外の連携強化

・重層的支援会議（まるごと支援会議）

区職員や関係機関の担当者が、複雑・複合的な課題を抱える世帯全体を支援するプランの作成及び適切性の協議、モニタリングを行います。

・文京区重層的支援体制整備事業関係者連絡会

社会資源の充足状況の把握と開発及び事業における課題の検討を行います。

③文京区社会福祉協議会との協働実施

地域福祉を推進してきた文京区社会福祉協議会と協働実施協定を締結し、重層的支援体制整備事業を連携して実施します。

④ひきこもり地域共生サポート事業

ひきこもり支援において、当事者自らが相談に来られない場合でも支援を届けることができるアウトリーチ支援は不可欠です。地域のひきこもり支援に関心のある人が、安心してアウトリーチ支援に継続的に関わることができる仕組みを作り、ひきこもり当事者と関われる人を広げていくことで、地域共生社会の実現を目指します。

⑤研修・講演会について

重層的支援体制整備事業に関する様々な知識の習得、地域の先駆的な取組の紹介や事例検討等を通じ、支援者の資質向上や包括的な支援体制の強化を図ることを目的とした研修及び講演会を実施します。

【令和８年度研修開催例】

令和８年度第１回重層的支援体制整備事業研修

「つなぐ」ために「つながる」ぶんきょうチームでまるごと支援研修

（内容）

包括的な支援体制を整備するために、支援対象者の複雑化した支援ニーズに対して、関係機関間で早期に連携し協働できる関係性の構築を目的とした研修を実施しました。



▲研修の様子

3　主要項目及びその方向性

（1）ともに支え合う地域社会づくり

○交流の活性化を図る地域の居場所づくり

地域で実施されている個別の活動や人を把握し、「人と人」、「人と居場所」などをつなぎ合わせ、顔の見える関係性を気にかけ、助け合う関係性が地域で生まれやすくなるよう、支援ニーズと地域の居場所における取組のマッチングを行います。

また、だれもが住み慣れた地域で安心して自立した暮らしを続けるために、公的なサービスによる支援に加えて、町会、自治会、ＮＰＯ、ボランティア団体、大学や民間事業者などの地域の主体が、主体的に地域の様々な課題を把握して解決を試みる体制づくりを支援します。

さらに、地域からの孤立化を防げるよう、社会とのつながりづくりに向けた支援及び世代や属性を超えて区民同士が交流できる場や居場所を整備していきます。

○地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、ＮＰＯなどの公的な団体と地域の多様な主体との連携を強化し、団体・主体間の重層的なネットワークづくりを発展させ、「支える人」と「支えられる人」という関係性を超えて、ゆるやかにつながり、支え合う基盤づくりを推進していきます。あわせて、文京区保護司会、文京区更生保護女性会とともに犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くための啓発活動を通し、非行防止・更生保護の理解を促進していきます。

また、少子高齢化・人口減少がさらに進展し、高齢者人口がピークを迎える「2040 年」問題に対応するために、高齢者の知識・技術・経験を積極的に生かすことができるよう地域福祉活動への参加の機会を創出します。

さらに、大学が多く所在する地域特性を生かし、大学生の地域福祉活動への積極的な参加も促していきます。

（２）安心して暮らせる環境の整備

○多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化

本人・世帯の属性を問わず包括的に相談を受け止め、必要な支援を適切につなげることができるよう、区の各相談・支援窓口である高齢者あんしん相談センター、障害者基幹相談支援センター、児童相談所、こども家庭支援センター、保健所等の連携の強化に向けた取組を推進していきます。

また、高齢者への医療・介護サービスの包括的な提供をはじめ、多様化する福祉保健ニーズに対して、保健、医療及び福祉の各分野が連携してサービスを提供していく必要性がますます高くなっていることから、医療分野における地域連携をさらに推進するとともに、保健・医療・福祉・子育て・教育の切れ目ないサービスが総合的に提供される体制を構築していきます。

さらに、生活の基盤として重要な住まいについては、住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親家庭など住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給を促進するとともに、住まい方に関する相談支援の充実を図ります。また、社会情勢の変化に伴って多様化する消費者トラブルに対し、消費者相談窓口との連携を一層強化してまいります。

加えて、ひきこもり状態にある当事者等が、適切な相談支援機関とつながり、様々な支援を利用することを通して、自立に向けて伴走する包括的な相談支援体制を推進していきます。

あわせて複合化・複雑化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、関係部署、機関、団体等との合意形成を図りながら包括的な支援体制を強化し、課題の早期発見、個々の状況や意向に沿った適切な支援につなげます。

なお、社会福祉法の改正を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等に対して、本人の意思や「想い」を尊重した支援につなげるとともに、地域の様々な主体が連携し、誰もが安心して自分らしく暮らし続けられる地域づくりを推進していきます。

○生活困窮者等への支援

物価高騰等の社会的状況の変化により、生活困窮に関する相談が増えています。生活保護に至る前の生活困窮者が早期に社会的・経済的自立を図れるよう、民間事業者等と協働し、居住確保支援、就労支援等包括的な支援を行います。

また、稼動年齢世代の生活保護受給者に対して多様な支援により就労意欲を喚起し、早期の就労・自立を図れるよう支援するとともに、高齢者の生活保護受給者に対しては、本人の状況に合わせ、社会的孤立状態の予防としての就労支援を行います。

さらに、ＤＶ（ドメスティック・バイオレンス）等の暴力被害を防止するため、都や警察などの関係機関との連携を強化しながら、ＤＶや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対して、関係機関と民間団体や民間事業者と連携・協働し、自立に向けた切れ目のない相談支援を行います。

○福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

支援の必要な高齢者、障害者等の福祉保健サービス利用者や相談者が、制度やサービスの内容を十分に理解し、必要なサービスを安心して選択できるよう、相談支援体制の充実を図ります。

また、成年後見中核機関による協議会の運営を通して、専門職団体、関係機関、地域の多様な主体の連携・協力関係を推進し、権利擁護が必要な人に係る地域連携ネットワークの強化を図ります。

あわせて、権利擁護を必要とする人が、住み慣れた地域において、自らの価値観や選好に基づく意思決定を行いながら、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、保健、医療、福祉、介護等の関係者や地域住民に対して、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、市民後見人やその他の権利擁護支援の担い手の養成及び活躍の機会を創出します。

（3）ひとにやさしいまちづくり

○まち・心・情報のバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

だれもが安全・安心に生活し、主体的に社会参加が図れるよう、ハード面とソフト面の両面から思いやりのあるまちづくりを推進していきます。

そのために、公共交通機関や特定の建築物・道路等の事業者が連携しながら、一体的・面的・継続的なバリアフリーを推進するとともに、ユニバーサルデザインを取り入れた生活環境の整備を促進していきます。

また、生活の中で誤解や偏見を受けることのないよう、こども、高齢者、障害者等への理解を深めるための取組を推進するとともに、障害等を理由とした差別の解消に向けた周知啓発の取組を推進します。

さらに、情報を取得しにくい高齢者、障害者等が生活に必要な情報を適切に取得するための支援や区が発信する情報のバリアフリーを推進していきます。

○災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

災害時に一人ひとりが的確な行動を取れるよう、正確な情報提供を行っていきます。また、高齢者、障害者などの要配慮者のうち、自力で避難することが困難な避難行動要支援者の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との連携強化に努めるとともに、災害ボランティア体制の実効性をさらに確保していくための取組を推進していきます。

また、避難所で生活することが著しく困難な要配慮者が安心して避難生活ができるよう、福祉避難所の拡充を図ります。あわせて、福祉関係機関と協力しながら、運営体制の構築を推進していくとともに、被災者支援についても検討していきます。

４　計画の体系

【凡例】

・　　は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。

・★は、社会福祉法第 106 条の５に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

・他の分野別計画において記載し進行管理等を行う事業は、事業名の後に当該分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

子…子育て支援計画
高…高齢者・介護保険事業計画
障…障害者・児計画
保…保健医療計画

大項目	小項目	計画事業		
１　ともに支え合う地域社会づくり	１　交流の活性化を図る地域の居場所づくり	1	地域づくり事業　★	
		2	小地域福祉活動の推進　★	
		3	生活支援体制整備事業　★	高3-4-2
		4	地域介護予防支援事業（通いの場）　★	高3-4-3
		5	地域活動支援センター事業　★	障1-5-2
		6	地域団体による地域子育て支援拠点事業　★	子5-1-1
		7	子育てひろば事業　★	子5-1-2
		8	多機能な居場所活動推進事業	
		9	地域の支え合い体制づくり推進事業	
		10	子ども食堂支援事業	子5-1-6
		11	若者の居場所事業『Bunkyo Night Youth Lounge』	若者計画 1-1-20

※若者計画は、子育て支援計画に内包する計画です。

大項目	小項目	計画事業		
１　ともに支え合う地域社会づくり	２ 地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化	1	参加支援事業　★	
		2	ボランティア活動への支援	
		3	ＮＰＯ活動・地域活動の支援	
		4	地域活動情報サイト	
		5	いきいきサポート事業の推進	
		6	民生委員・児童委員による相談援助活動	
		7	非行防止・更生保護の推進	
		8	話し合い員による訪問活動	高１−１−８
		9	ハートフルネットワーク事業の充実	高１−１−１
		10	みまもり訪問事業	
		11	シルバー人材センターの活動支援	高１−１−16
		12	シルバーお助け隊事業への支援	高１−１−17
		13	介護施設ワークサポート事業	高２−４−２
		14	高齢者クラブ活動の支援	
		15	文の京フレイル予防プロジェクト	高３−３−４
		16	介護予防ボランティア指導者等養成事業	高３−３−３
		17	社会参加の促進事業	高１−１−15
		18	青少年健全育成会への支援・連携	子３−２−４
		19	文京区子育てサポーター認定制度	子５−１−３
		20	ファミリー・サポート・センター事業	子５−１−４

大項目	小項目	計画事業		
2　安心して暮らせる環境の整備	1 多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の強化	1	包括的相談支援事業　★	
		2	多機関協働事業　★	
		3	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業　★	
		4	ひきこもりの総合的な支援の推進	
		5	総合相談室の充実	障4-1-3
		6	ヤングケアラー支援推進事業	子4-3-12
		7	高齢者あんしん相談センターの機能強化　★	高1-2-1
		8	障害者基幹相談支援センターの運営　★	障2-1-7
		9	利用者支援事業★	子ども・子育て支援事業計画※
		10	在宅医療・介護連携推進事業	高1-3-2
		11	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	保2-1-1
		12	居住支援の推進	
		13	医療的ケア児支援体制の構築	障4-2-3
		14	自殺対策推進に係る連携会議の開催	保2-3-13
		15	児童虐待防止ネットワークの充実	子4-2-1
		16	男女平等センターにおける相談事業の充実	
		17	性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供	
		18	文京ユアストーリー	
		19	文京マイ・レガシー事業 ― わたしの想いを、未来へつなぐ ―	
		20	消費生活の安定と向上	
	2 生活困窮者等への支援	1	生活困窮者への自立支援の推進　★	
		2	生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援	
		3	DV 等暴力被害の防止及び相談支援	
		4	女性のほほえみ支援ネットワーク事業	
	3 福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進	1	福祉サービス利用援助事業の促進	
		2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	
		3	福祉サービス第三者評価制度の利用促進	
		4	成年後見制度利用支援事業	
		5	法人後見の受任	

		6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進	
		7	市民後見人の養成および活動支援	

※子ども・子育て支援事業計画は、子育て支援計画に内包する計画です。

大項目	小項目	計画事業		
３　ひとにやさしいまちづくり	１ まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進	1	バリアフリーの道づくり	
		2	文京区バリアフリー基本構想の推進	
		3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導	
		4	総合的自転車対策の推進	
		5	公園再整備事業	
		6	コミュニティバス運行	
	２ 心のバリアフリーの推進	1	障害者差別解消に向けた取組の推進	障５-２-４
		2	福祉教育の推進	
		3	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）	障５-２-１
		4	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実	障５-２-２
		5	認知症サポーター養成講座	高３-１-１
		6	介護勉強会・認知症カフェ	高３-１-12
	３ 情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進	障５-３-１
		2	情報のバリアフリーの推進	障５-３-２
		3	区報ぶんきょう・ホームページ・ＣＡＴＶでの情報提供の充実	
		4	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供	障５-３-５
	４ 災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保	1	避難所運営協議会の運営支援	
		2	避難行動要支援者への支援	
		3	災害ボランティア体制の整備	
		4	福祉避難所の拡充	
		5	被災者支援の仕組みづくり	
		6	耐震化 促進事業	
		7	家具転倒防止器具設置助成事業	

5　計画事業

・［　　］の事業は、進行管理対象事業です。

・㊊の事業は、新規事業です。

1　ともに支え合う地域社会づくり

1-1　交流の活性化を図る地域の居場所づくり

1-1-1　地域づくり事業　★

事業概要	介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。
担当	事務局：福祉政策課
３年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民や NPO 等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。

1-1-2　小地域福祉活動の推進　★

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	地域福祉コーディネーター10 名体制により、地域の支え合い活動や日常的な相談の拠点となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」、地域課題の解決に取り組む活動である「サロンぷらす」等の立ち上げ及び運営を支援し、住民同士の交流や支え合い、見守り活動を促進します。また、生活支援コーディネーターを兼務し、住民主体の「通いの場」の立ち上げ及び運営を支援します。 さらに、区内全域で取り組む必要がある課題については、多様な組織・団体、行政、社協内の関係部署と連携し、新たな仕組みの構築に向けた事業化やネットワークの構築を支援していきます。

1-1-3　生活支援体制整備事業　★（高3-4-2）

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。
担当	社会福祉協議会

1-1-4　地域介護予防支援事業（通いの場）　★（高3-4-3）

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。			
担当	社会福祉協議会			
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	11年度
	運営団体数	か所	38	42

1-1-5　地域活動支援センター事業　★（障1-5-2）

事業概要	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内6か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	登録者数	人	365	355	357	359
	実施箇所数	か所	6	6	6	6

1-1-6　地域団体による地域子育て支援拠点事業　★（子5-1-1）

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、こどもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。
担当	こども若者支援課
３年間の計画事業量	区内４か所（富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区）の地域子育て支援拠点を地域団体が安定的に運営するための支援を行います。

1-1-7　子育てひろば事業　★（子5-1-2）

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間づくりもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。
担当	こども若者支援課、幼児保育課、児童課
３年間の計画事業量	区内５か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間づくりの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。

1-1-8　多機能な居場所活動推進事業

事業概要	地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる「多機能な居場所（つどい～の）」づくりを展開する方に対して、開設・事業運営費等の補助を行い、活動を支援します。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	住民に身近な地域において、複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズを受け止める「多機能な居場所」の機能を維持・強化し、安定的な運営を継続できるよう、地域福祉コーディネーターが新たな居場所の開設や既存の居場所の運営を支援するとともに、運営団体や地域の関係者との連携・調整を図っていきます。

1-1-9　地域の支え合い体制づくり推進事業

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度 実績	９年度	10 年度	11 年度
	ふれあいいきいき サロン設置数	箇所	152	154	156	158

1-1-10　こども食堂支援事業（子５-１-６）

事業概要	地域のこどもを対象に食事の提供を通じた居場所づくりとしての「こども食堂」を運営する地域活動団体へ、社会福祉協議会を通じて運営費等の助成を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度 実績	９年度	10 年度	11 年度
	こども食堂助成 団体数	団体	14	15	16	17

1-1-11　若者の居場所事業『Bunkyo Night Youth Lounge』（若者計画１-１-20）新

事業概要	若者が自由に過ごすことができる居場所を提供するとともに、心理職等による相談支援や定期的な交流イベント等を実施します。
担当	こども若者政策課

1-2　地域人材の発掘・育成を通じた地域福祉活動の活性化

1-2-1　参加支援事業　★

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
３年間の計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

1-2-2　ボランティア活動への支援

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化と活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	個人や団体からの地域活動やボランティア活動に関する相談に対し、関係機関や活動団体等との必要な調整を行いながら、一人ひとりの希望や状況に応じた丁寧な支援を行っていきます。 また、ボランティア養成講座や福祉教育、体験型プログラム等を実施し、地域活動の担い手を育成するとともに、ボランティア活動を希望する人と活動団体とのコーディネートを進め、活動への参加を促進していきます。 さらに、活動団体への研修費助成や交流会等を通じて団体同士のネットワークづくりを支援するとともに、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供の充実を図り、地域福祉活動の活性化と継続的な活動を推進していきます。

1-2-3　NPO 活動・地域活動の支援

事業概要	協働の拠点である地域連携ステーション「フミコム」の運営を通して、区や地域住民・ボランティア・ＮＰＯ・企業・大学等と連携し、新たなつながりを創出することで、地域の活性化や地域課題の解決を図ります。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	地域連携ステーション「フミコム」の運営を通じて、区や地域住民、ボランティア、NPO、企業、大学等、多様な主体からの地域活動に関する相談に丁寧に応じるとともに、それぞれの強みを生かした協働を支援し、新たなつながりの創出を図っていきます。また、B チャレ（提案公募型協働事業）については、地域課題の解決や地域活性化につながる事業を支援するとともに、採択に至らなかった団体にも継続的な伴走支援を行い、地域活動団体の運営基盤の強化や地域課題の掘り起こしにつなげていきます。さらに、NPO 活動や地域活動に関する講座や交流会を通じて活動主体同士のネットワークを広げ、継続的な相談支援を行いながら、地域活動の活性化と協働によるまちづくりを推進していきます。

1-2-4　地域活動情報サイト

事業概要	ＮＰＯ法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。
担当	社会福祉協議会

1-2-5　いきいきサポート事業の推進

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	登録利用会員数	人	76	78	80	82

1-2-6　民生委員・児童委員による相談援助活動

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。
担当	福祉政策課

1-2-7　非行防止・更生保護の推進　新

事業概要	犯罪や非行の防止と犯罪や非行をした人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない安全で安心な明るい地域社会を築くために、文京区保護司会、文京区更生保護女性会とともに、啓発活動等（東京ドーム周辺広報啓発活動、社会を明るくする大会、矯正展）を実施します。
担当	福祉政策課
３年間の計画事業量	毎年７月の「社会を明るくする運動強調月間（法務省主唱）」「青少年の被害・非行防止全国強調月間（こども家庭庁主唱）」に合わせ、文京区社会を明るくする運動推進委員会（関係団体 30 団体で構成）を中心に、犯罪や非行のない地域をつくるために、一人ひとりが考え、参加するきっかけとして運動を実施し、より多くの区民の関心を喚起し、理解を深めていきます。

1-2-8　話し合い員による訪問活動（高1-1-8）

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。
担当	高齢福祉課

1-2-9　ハートフルネットワーク事業の充実（高1-1-1）

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	11年度
	ハートフルネットワーク協力機関数	団体	693	715

1-2-10　みまもり訪問事業

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。
担当	社会福祉協議会

1-2-11　シルバー人材センターの活動支援（高1-1-16）

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	11年度
	会員数	人	1,493	1,642
	就業実人員	人	1,157	1,313
	受託契約件数	件	7,270	7,500

1-2-12　シルバーお助け隊事業への支援（高1-1-17）

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。			
担当	高齢福祉課			
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	11年度
	実施件数	件	249	300

1-2-13　介護施設ワークサポート事業（高2-4-2）

事業概要	シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。 また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。
担当	高齢福祉課

1-2-14　高齢者クラブ活動の支援

事業概要	地域において高齢者のいきがい向上及び健康の維持増進及び友愛訪問を含めた地域福祉活動等に貢献している高齢者クラブの活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

1-2-15　文の京フレイル予防プロジェクト（高3-3-4）

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	フレイルサポーター養成講座受講者	人	16	12	12	12
	フレイルチェック参加者	人	617	450	450	450

1-2-16　介護予防ボランティア指導者等養成事業（高3-3-3）

事業概要	地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。
担当	高齢福祉課

1-2-17　社会参加の促進事業（高1-1-15）

事業概要	概ね50歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。
担当	高齢福祉課

1-2-18　青少年健全育成会への支援・連携（子3-2-4）

事業概要	地域の特性や社会情勢、地域住民のニーズに即した青少年健全育成施策を推進するため、青少年健全育成会の活動を支援します。
担当	こども若者支援課

1-2-19　文京区子育てサポーター認定制度（子5-1-3）

事業概要	区の子育て支援事業等でも活用できる、子育てに関する知識や技能等を修得する研修を実施し、地域の子育て世帯をサポートする人材の育成を図ります。 さらに、地域の人材による子育て支援に関する連絡会「地域の子育てサポート連絡会」を開催し、ネットワークの形成を図ります。
担当	こども若者支援課
３年間の計画事業量	社会福祉協議会等の団体と協力し、ベーシックサポーター認定研修を年２回、スタンダードサポーター認定研修を年２回、居場所サポーター認定研修を年１回実施します。

1-2-20　ファミリー・サポート・センター事業（子5-1-4）

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。
担当	こども若者支援課
３年間の計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。

2　安心して暮らせる環境の整備

2-1　多様で複合化した課題に対応する包括的な支援体制の整備

2-1-1　包括的相談支援事業　★

事業概要	高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課

2-1-2　多機関協働事業　★

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
３年間の計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。

2-1-3　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業　★

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。
担当	事務局：福祉政策課

2-1-4　ひきこもりの総合的な支援の推進

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び 8050 問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP 事業）」（Support 支援／Talk 相談／Experience 経験／Place 居場所）を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	STEP 事業 相談件数	件	969	970	970	970
	STEP 事業 支援利用件数	件	622	630	630	630
	ひきこもり支援センター相談件数	件	342	300	300	300

2-1-5　総合相談室の充実（障4-1-3）

事業概要	教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがあるこどもについて、保護者からの相談に応じ、助言、療育を行います。 また、必要に応じて個別療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）、グループ療育等のこどもへの発達援助、療育に関わる情報提供及び紹介を行います。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行います。
担当	教育センター

2-1-6　ヤングケアラー支援推進事業　（子4-3-12）

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、広報啓発に取り組むとともに関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。
担当	こども家庭支援センター
３年間の計画事業量	リーフレット・動画・区報等による広報啓発に取り組むとともに、関係機関への訪問による啓発活動を継続します。要保護児童対策地域協議会においては、理解促進と連携強化を図るため、構成員向けの研修を実施します。 ヤングケアラーの負担を軽減する事業として、家事・送迎支援の利用料助成や通訳支援を行うタブレット端末の貸出等を実施するとともに、ヤングケアラーの意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源等へのつなぎを図ります。

2-1-7　高齢者あんしん相談センターの機能強化　★（高1-2-1）

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した課題を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。 また、ICT 等の活用によりセンターの業務効率化を図り、職員の負担軽減とあわせて、相談体制の更なる充実に繋げていきます。
担当	高齢福祉課

2-1-8　障害者基幹相談支援センターの運営　★（障2-1-7）

事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ総合的かつ専門的な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関連機関との連携体制の構築を推進します。また、地域生活支援拠点等コーディネーターを中心に、地域移行・地域定着に関する取組を推進します。
担当	障害福祉課
３年間の計画事業量	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援専門員の人材育成及び地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。 また、個別事例の支援内容の検証や重層的支援体制整備事業での支援会議等に取り組みます。

2-1-9　利用者支援事業　★

事業概要	妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、相談員等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。
担当	こども家庭センター、保健サービスセンター

2-1-10　在宅医療・介護連携推進事業（高1-3-2）

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった４つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	かかりつけ医・在宅療養相談窓口　相談件数	件	71	100	120	140
	東大 GNRC 委託事業　共に学ぶケア講座受講者数	人	24	30	30	30
	MCS（ﾒﾃﾞｨｶﾙｹｱｽﾃｰｼｮﾝ）ユーザー数	人	1,665	1,900	2,000	2,100

2-1-11　地域医療連携推進協議会・検討部会の運営（保2-1-1）

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。			
担当	健康推進課、高齢福祉課			
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	11 年度
	地域医療連携推進協議会	回	1	1
	高齢者・障害者口腔保健医療検討部会	回	1	1
	小児初期救急医療検討部会	回	1	1
	在宅医療検討部会	回	3	3

2-1-12　居住支援の推進

事業概要	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。
担当	福祉政策課

2-1-13　医療的ケア児支援体制の構築（障4-2-3）

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。
担当	事務局：障害福祉課
３年間の計画事業量	保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図ります。

2-1-14　自殺対策推進に係る連携会議の開催（保2-3-13）

事業概要	関係機関で構成する自殺対策に関する会議を開催し、自殺の現状や課題の共有及び効果的な事業の検討等を行い自殺対策推進に係る連携体制の構築の強化を図ります。
担当	事務局：予防対策課

2-1-15　児童虐待防止ネットワークの充実（子4-2-1）

事業概要	要保護児童対策地域協議会の運営により、虐待などによる要保護児童等について、適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図ります。 また、児童虐待防止に関する啓発活動を行います。
担当	こども家庭支援センター
3年間の計画事業量	要保護児童対策地域協議会を運営し、代表者会議、実務者会議、医療関係者会議、個別ケース会議等により、虐待などによる要保護児童等について適切な保護・支援に必要な関係機関相互の情報交換及び状況把握に努め、連携を図ります。 また、児童虐待防止のため、一般向けに加え小・中学生向け児童虐待防止マニュアルを配布するとともに、児童虐待防止月間の企画展等、様々な機会を捉え啓発活動を行います。

2-1-16　男女平等センターにおける相談事業の充実

事業概要	夫婦や親子などの家族関係、職場や地域社会・学校などでの人間関係、自分自身の生き方、性的指向や性自認に起因する問題など、様々な問題について、カウンセラーによる相談を行います。					
担当	総務課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	男女平等センター相談室の相談件数	件	1,258	1,300	1,350	1,400

2-1-17　性自認・性的指向に関する相談場所・情報共有の場の提供

事業概要	当事者や支援者による情報共有やコミュニケーションの機会を提供するとともに、性自認・性的指向に関する相談場所を提供します。
担当	総務課

2-1-18　文京ユアストーリー

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断をすることが難しくなってきた場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	契約者数	人	33	34	35	36

2-1-19　文京マイ・レガシー事業　― わたしの想いを、未来へつなぐ ―　新

事業概要	民間事業者や専門機関等と連携し、高齢者が将来への不安を軽減し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区独自の総合的な終活支援を推進する３つの取組を一体的に進め、本人の意思や希望を尊重し、地域全体で高齢者を支える地域づくりを推進します。
担当	福祉政策課、高齢福祉課
３年間の計画事業量	「(仮称)高齢者のくらしと備えを考える！終活あんしんフェア」を民間事業者との共催により開催し、日常生活支援、介護予防、医療・介護、財産管理、権利擁護、死後事務等の情報を提供し、将来への備えを考えるきっかけ作りに取り組みます。 あわせて、社会福祉協議会に委託して「（仮称)終活相談窓口」を設置し、終活に関する様々な不安や悩みに対して総合的な相談体制を整備するとともに、様々な民間サービスの情報提供や専門家による支援を行います。 さらに、高齢者等を対象に「終活情報登録事業」を実施し、緊急連絡先や遺言書の保管場所、医療・介護に関する意思、葬儀・納骨等に関する情報をあらかじめ区に登録することで、万一の際にも、ご本人の意思が尊重される仕組みを整備します。

2-1-20　消費生活の安定と向上　新

事業概要	消費者トラブルを未然に防止するための消費者啓発及び教育を推進するとともに、消費者相談室の周知を図ります。
担当	経済課

2-2　生活困窮者等への支援

2-2-1　生活困窮者への自立支援の推進　★

事業概要	生活保護に至る前の生活困窮者に対し、区が実施主体となって、関係機関との連携により、地域の支援体制を構築し、自立相談支援事業、住居確保給付金の支給、就労準備支援事業、居住支援事業、学習支援事業その他生活困窮者の自立の促進に関し包括的な事業を実施します。					
担当	生活福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	自立相談支援事業新規相談受付件数	件	294	290	290	290
	住居確保給付金支給件数	件	18	15	15	15
	その他支援	人	59	60	60	60

2-2-2　生活保護受給者への就労意欲喚起による早期の就労・自立支援

事業概要	生活保護受給者のうち稼動年齢である者に対して、就労相談・就労支援等の業務経験を有する支援員が就労に関する基本的事項の習得、就労体験及び就職後の定着支援など、就労意欲を喚起させ、自立に必要な支援を原則として６か月間実施します。 また、高齢者の生活保護受給者については、社会的孤立状態の予防として就労支援を実施します。
担当	生活福祉課

2-2-3　DV 等暴力被害の防止及び相談支援

事業概要	配偶者などから暴力被害を受けている女性及び母子からの相談を受け、安全に安心して生活できるように個々の状況に応じた支援を行い、自立に向けた生活再建のために関係機関と連携して相談支援を行います。 配偶者暴力相談支援センターでは、相談、情報提供、助言等を行い、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等を図ります。
担当	生活福祉課

2-2-4　女性のほほえみ支援ネットワーク事業

事業概要	ＤＶや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対し、自立に向けて安全で安心した生活を送ることができるように、福祉、子育て、教育等の関係機関、民間団体との連携・協働による支援のあり方の検討やネットワークを構築し、切れ目ない相談支援を行います。
担当	生活福祉課
３年間の計画事業量	女性のほほえみ支援ネットワーク事業を構築し、支援に関わる福祉、子育て、教育等の関係機関、民間団体との代表者会議、実務者会議、個別ケース会議等により情報交換や状況把握に努め、ＤＶや生活困窮等の困難な問題を抱える女性に対して、自立に向けた切れ目ない支援を連携・協働により行います。

2-3　福祉保健サービスの利用支援と権利擁護の推進

2-3-1　福祉サービス利用援助事業の促進

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	福祉サービス利用援助事業契約者数	件	72	75	85	90
	財産保全管理サービス契約者数	件	10	12	14	16

2-3-2　福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実

事業概要	福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	福祉サービスに関する苦情を抱える方が、適切な相談・支援につながるよう本事業の周知・広報を積極的に行い、必要な方が円滑に本事業を利用できる体制づくりを引き続き支援していきます。

2-3-3　福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。
担当	福祉政策課

2-3-4　成年後見制度利用支援事業

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。
担当	福祉政策課、社会福祉協議会

2-3-5　法人後見の受任

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	社会福祉協議会において適切な後見人がないケースを受任し、課題が解決後、法人市民後見人や専門職の受任が適当と認められるケースについては、円滑な引継ぎを実施し、被後見人等の意思や状況に応じた、より適切で充実した後見活動の推進を図ります。

2-3-6　権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進

事業概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。
担当	福祉政策課
３年間の計画事業量	権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。 あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を推進します。 さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、市民後見人をはじめとした、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関と協働して取り組みます。

2-3-7　市民後見人の養成および活動支援

事業概要	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成を、社会福祉協議会に委託して実施します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。					
担当	福祉政策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	市民後見人登録者数	人	―	10	10	20
	市民後見人受任者数	人	―	4	6	8

3　ひとにやさしいまちづくり

3-1　まちのバリアフリー、ユニバーサルデザインの推進

3-1-1　バリアフリーの道づくり

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（１次経路及び歩道のある２次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	22.5	28.2	31.3	34.6

3-1-2　文京区バリアフリー基本構想の推進

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。
担当	都市計画課

3-1-3　文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。
担当	住環境課

3-1-4　総合的自転車対策の推進

事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページ等による自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。
担当	管理課

3-1-5　公園再整備事業

事業概要	区立の公園、児童遊園等をより安全・安心で快適なものとするため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	公園・児童遊園再整備	園	3	3	7	2

3-1-6　コミュニティバス運行

事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。
担当	区民課

3-2　心のバリアフリーの推進

3-2-1　障害者差別解消に向けた取組の推進（障5-2-4）

事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。
担当	障害福祉課

3-2-2　福祉教育の推進

事業概要	ノーマライゼーションやソーシャルインクルージョンの考え方に基づき、多様性を認め合い、だれもがつながりを持ち、支え合えるまちを目指し、学校や地域、関係機関と連携し、体験・交流事業を通じて心のバリアフリーを推進します。 また、本事業を通じた地域活動の活性化を図ります。
担当	福祉政策課、社会福祉協議会

3-2-3　障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）（障 5-2-1）

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。
担当	障害福祉課
３年間の計画事業量	文京区共生のための地域支援フォーラム（年１回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。

3-2-4　障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実（障5-2-2）

事業概要	「障害者週間(12 月 3 日から 9 日)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	7 年度 実績	９年度	10 年度	11 年度
	入場者数	人	2,501	2,600	2,600	2,600

3-2-5　認知症サポーター養成講座（高3-1-1）

事業概要	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症のある方やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。 また、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施するとともに、地域活動に必要な知識やスキルの理解を深めるための勉強会と、モチベーションの維持・向上を図るための交流会を開催します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	年間サポーター養成数	人	739	1,000	1,000	1,000
	文京区サポーター総数	人	19,887	21,500	22,500	23,500
	実践講座の参加者数	人	37	40	40	40
	勉強会・交流会	回	2	2	2	2

3-2-6　介護勉強会・認知症カフェ（高3-1-12）

事業概要	介護者等のニーズに合わせたテーマにより、認知症を含めた介護に関する勉強会を実施するとともに、地域で身近に通える居場所として誰もが参加できる認知症カフェを開催します。					
担当	高齢福祉課					
3年間の計画事業量	項目名	単位	7年度実績	9年度	10年度	11年度
	介護勉強会	回	8	8	8	8
	認知症カフェ	回	29	32	32	32

3-3　情報のバリアフリーの推進

3-3-1　情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進（障5-3-1）

事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。
担当	障害福祉課

3-3-2　情報のバリアフリーの推進（障5-3-2）

事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置・遠隔手話通訳サービスや電話代理サービス、バリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。
担当	障害福祉課

3-3-3　区報ぶんきょう・ホームページ・CATV での情報提供の充実

事業概要	区報ぶんきょうについては、視覚障害のある方が必要な情報を取得できるようにするため、点字広報や声の広報として毎号発行し、無料で配布します。また、自動読み上げ機能や文字の拡大表示機能のある多言語版電子書籍においても配信します。 ホームページについては、高齢者や障害者を含めただれもが必要な情報を必要なときに取得できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したページ作成に努めます。 ＣＡＴＶについては、番組本編に字幕の挿入を行うとともに、手話通訳を付けた番組を制作し放送します。また、災害時には災害の状況や避難所に関する情報を見ることのできる「データ放送」や「緊急文字告知」として適時文字放送を行います。
担当	広報戦略課

3-3-4　図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供（障5-3-5）

事業概要	印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。 また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。 各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。
担当	真砂中央図書館

3-4　災害時の自助・互助・共助・公助による安全・安心の確保

3-4-1　避難所運営協議会の運営支援

事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。
担当	防災危機管理課

3-4-2　避難行動要支援者への支援

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。
担当	防災危機管理課、予防対策課

3-4-3　災害ボランティア体制の整備

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに取り組みます。
担当	社会福祉協議会
3年間の計画事業量	発災時に災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営し、被災者支援を迅速に行えるよう、令和7年度改訂した災害ボランティアセンターマニュアルに基づく訓練等を通じて運営体制の実効性を検証するとともに、被災地の事例や地域のニーズを踏まえ、適宜マニュアル等の見直しを図ります。 また、災害ボランティアセンター設置・運営訓練や関係機関との情報共有・連携を継続的に実施し、平常時から実効性の高い災害ボランティア体制の整備を進め、安心して暮らせる地域づくりにつなげていきます。

3-4-4　福祉避難所の拡充

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する取組を進めます。
担当	福祉政策課
３年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。

3-4-5　被災者支援の仕組みづくり

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。
担当	防災危機管理課、福祉政策課

3-4-6　耐震化促進事業

事業概要	建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。
担当	地域整備課

3-4-7　家具転倒防止器具設置助成事業

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置にかかる費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災危機管理課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	7年度 実績	９年度	10 年度	11 年度
	家具転倒防止器具 設置助成件数	件	37	60	60	60

第Ⅲ部
高齢者・介護保険事業計画

P.78

第１章
計画策定の考え方

P.79

第１章　計画策定の考え方

１　計画の目的

我が国では、平均寿命の延びと少子化に加え、単身高齢者世帯の増加など、人口・世帯構造の大きな変化に伴い、超高齢社会がさらに深化しています。

国の統計によれば、令和７年（2025年）９月14日現在の推計で、日本の高齢化率は29.4%と過去最高になっており、約３人に１人が高齢者となっています。また、75歳以上（後期高齢者）人口は2,124万人となり、総人口に占める割合が17%を超え、約６人に１人が後期高齢者となりました（総務省「統計トピックス」）。本区では、令和８年（2026年）１月１日現在、区民の約５人に１人（18.5%）が高齢者となり、国の割合よりも低いものの、今後、高齢者人口の増加が見込まれています。

法改正の動向については、令和３年（2021年）４月に、すべての人々が地域、暮らし、生きがいをともに創り、高め合うことができる社会の実現のため、包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点で「地域共生社会の実現のための社会福祉法等の一部を改正する法律」が施行され、認知症に関する施策の総合的な推進などが盛り込まれる等、介護保険法の一部が改正されました。また、令和５年（2023年）６月には、認知症の方を含めた国民一人一人が、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、共生する社会の実現のため、「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が公布され、令和６年（2024年）１月に施行されました。さらに、令和８年（2026年）６月には、質の高い福祉サービスの確保と社会福祉事業等の安定した経営基盤の確立の双方の実現に向けて、「社会福祉法等の一部を改正する法律」が改正され、令和９年（2027年）４月から、多様で複雑な福祉ニーズに対応した包括的な支援体制を強化するための取組が、順次進められることとなっています。

高齢者の増加が急速に進み、生産年齢人口が減少する中、医療サービスや介護サービスなどの持続可能な社会保障制度の維持が求められているほか、頼れる身寄りがいない高齢者等の多様な生活ニーズの解決に向けた切れ目のない支援が提供される地域づくりや、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる仕組みづくりも求められています。

本区では、こうした状況を踏まえ、「2040年問題[1]」を見据えた中・長期的視点に立ち、これまで進めてきた地域包括ケアシステム[2]の更なる深化・推進を図るとともに、医療・介護の連携強化や認知症施策の充実など、高齢者を取り巻く諸課題に引き続き対応し、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに暮らし続けられる地域づくりを実現するため、高齢者・介護保険事業計画（令和９年度～令和11年度）を策定します。

[1] **2040 年問題**　少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が 2040 年に直面すると考えられている問題の総称。

[2] **地域包括ケアシステム**　住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援が一体的に提供される体制のこと。

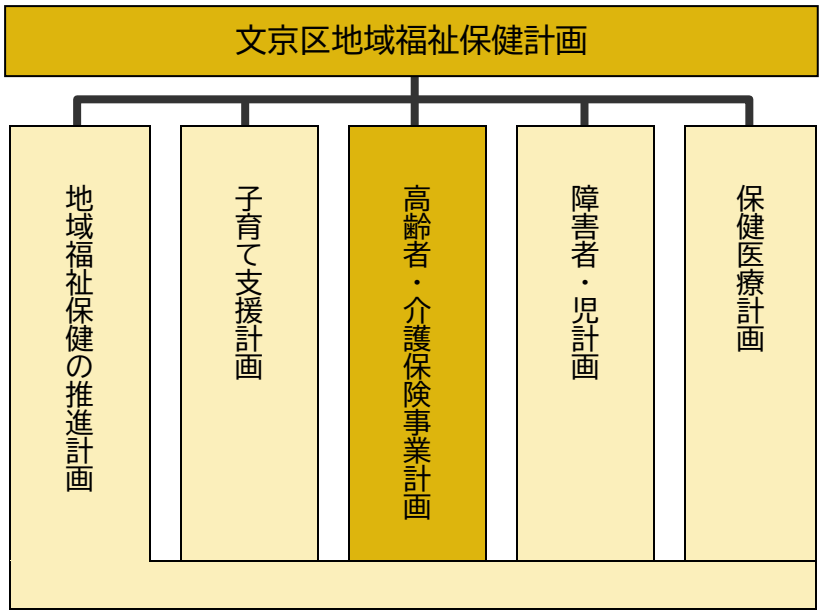
２　計画の性格・位置づけ

すべての高齢者を対象とする計画として、老人福祉法に基づく「老人福祉計画」、介護保険法に基づく「介護保険事業計画」及び共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく「認知症施策推進計画」を一体のものとした「高齢者・介護保険事業計画」を策定します。

なお、「介護保険事業計画」は、「地域包括ケア計画」としての性格を併せ持っており、計画期間における地域包括ケアシステムの推進に向けた取組を示しています。

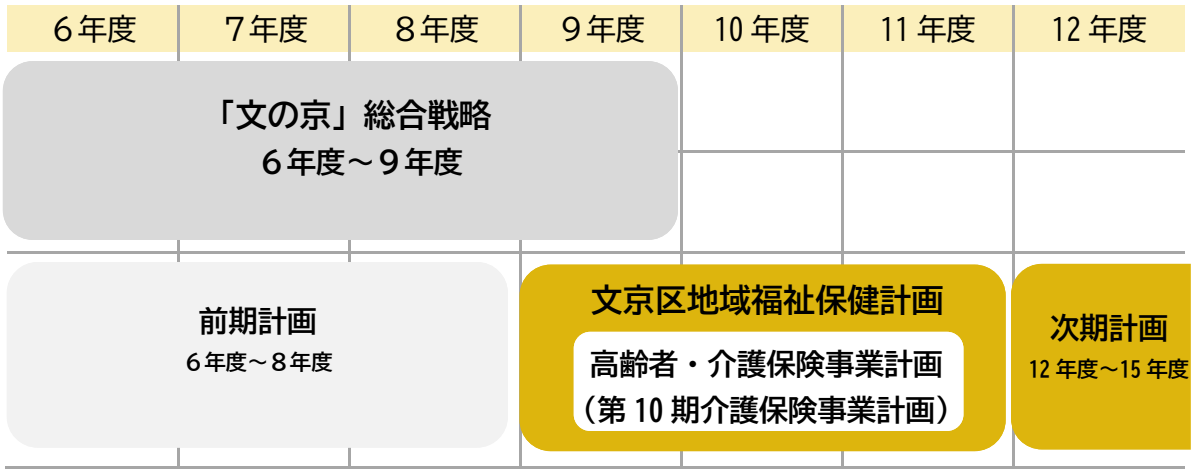
また、当該計画は、本区の地域福祉保健施策を推進するための基本となる「文京区地域福祉保健計画」における分野別計画の一つに位置づけられています。

法令に基づく計画名	根拠法令	本区における計画名
老人福祉計画	老人福祉法第 20 条の８	高齢者・介護保険事業計画
介護保険事業計画	介護保険法第 117 条	
認知症施策推進計画	共生社会の実現を推進するための認知症基本法第 13 条	



３　計画の期間

本計画は、令和９年度から令和11年度までの３年間を計画期間とし、令和11年度に見直しを行います。



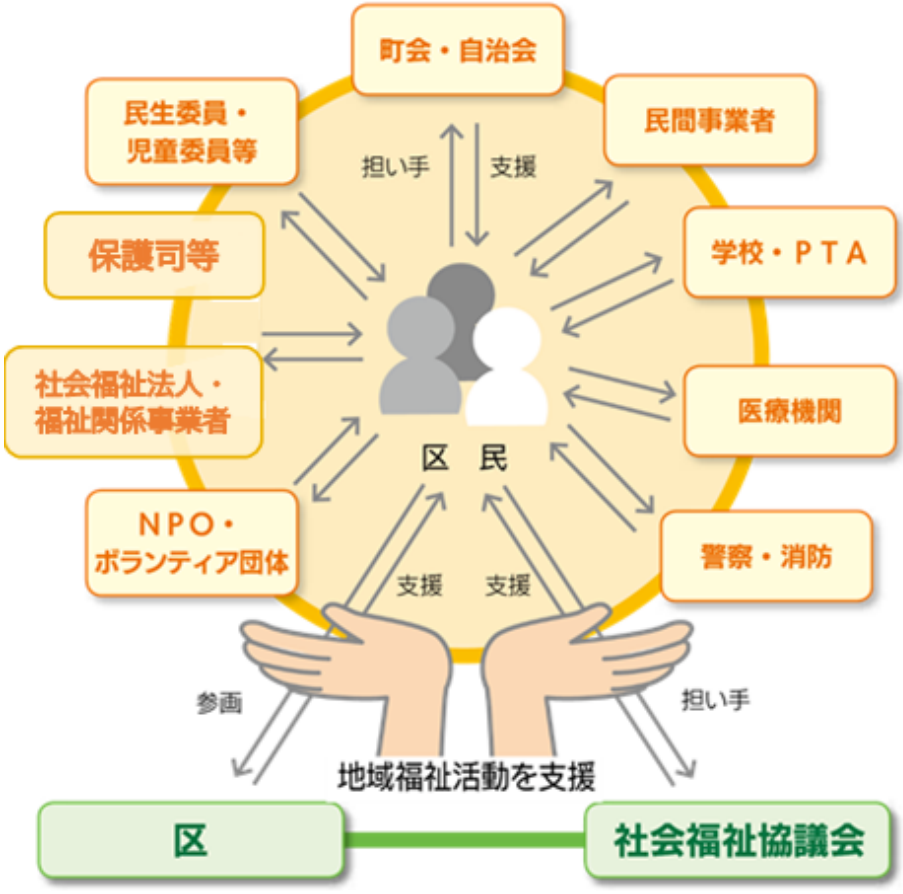
４　計画の推進に向けて

（１）地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、保護司、福祉関係事業者、医療機関、ＮＰＯ、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。



緊密に連携

・高齢者あんしん相談センター
・障害者基幹相談支援センター
・こども家庭支援センター
・児童相談所
・児童発達支援センター
・保健所
・教育センター　　等

・地域福祉コーディネーター
・いきいきサポート、ファミリー・サポートセンター
・地域連携ステーション
・権利擁護センター（あんしんサポート文京）等

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和27年（1952年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

1　地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
2　生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
3　地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
4　地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
5　地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
6　ボランティア・市民活動の相談・支援
7　ＮＰＯ等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
8　家事援助を中心とした住民参加型有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
9　子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
10　身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
11　判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
12　権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
13　被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりをもつことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、保護司、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

詳しくはこちら▶▶▶

（文京区社会福祉協議会ガイドブック）

（２）地域共生社会の実現に向けた方向性

支援

区ではこれまで、地域共生社会[3]の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区らしい地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、こどもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、令和７年度から社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティネットを構築し、包括的な支援体制を強化しています。引き続き、重層的支援体制の３つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めていきます。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040 年問題」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区らしい地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

[3] **地域共生社会**　制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

地域共生社会の実現（案）

様々な社会課題や人口構造の変化からくる
２０４０年問題も見据え、地域の再構築を進めていく



最終目標

令和9年度～令和11年度

地域の多様な主体と区がそれぞれ役割を持ち、支え合い、助け合いながら地域課題の解決を図る

○身寄りのない高齢者等への支援
○権利擁護体制の充実
○地域人材の発掘・育成　　等

文京区らしい地域包括ケアシステムの更なる深化・発展のために
重層的支援体制整備事業を推進

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指す

BUNKYO つながる相談窓口

重層的支援体制整備事業

相談支援
属性、世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援
本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに向けた支援
世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備

現状

孤独・孤立　ヤングケアラー　8050
ダブルケア　生きづらさ　…
制度の狭間

従来の制度や分野ごとの縦割りの
支援体制では対応が困難なケースの増加

区の４つの日常圏域それぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・こども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための仕組み

これまで、各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図り、多分野にわたる課題に対応

高齢福祉　障害福祉　児童福祉　生活困窮

文京区らしい地域包括ケアシステム

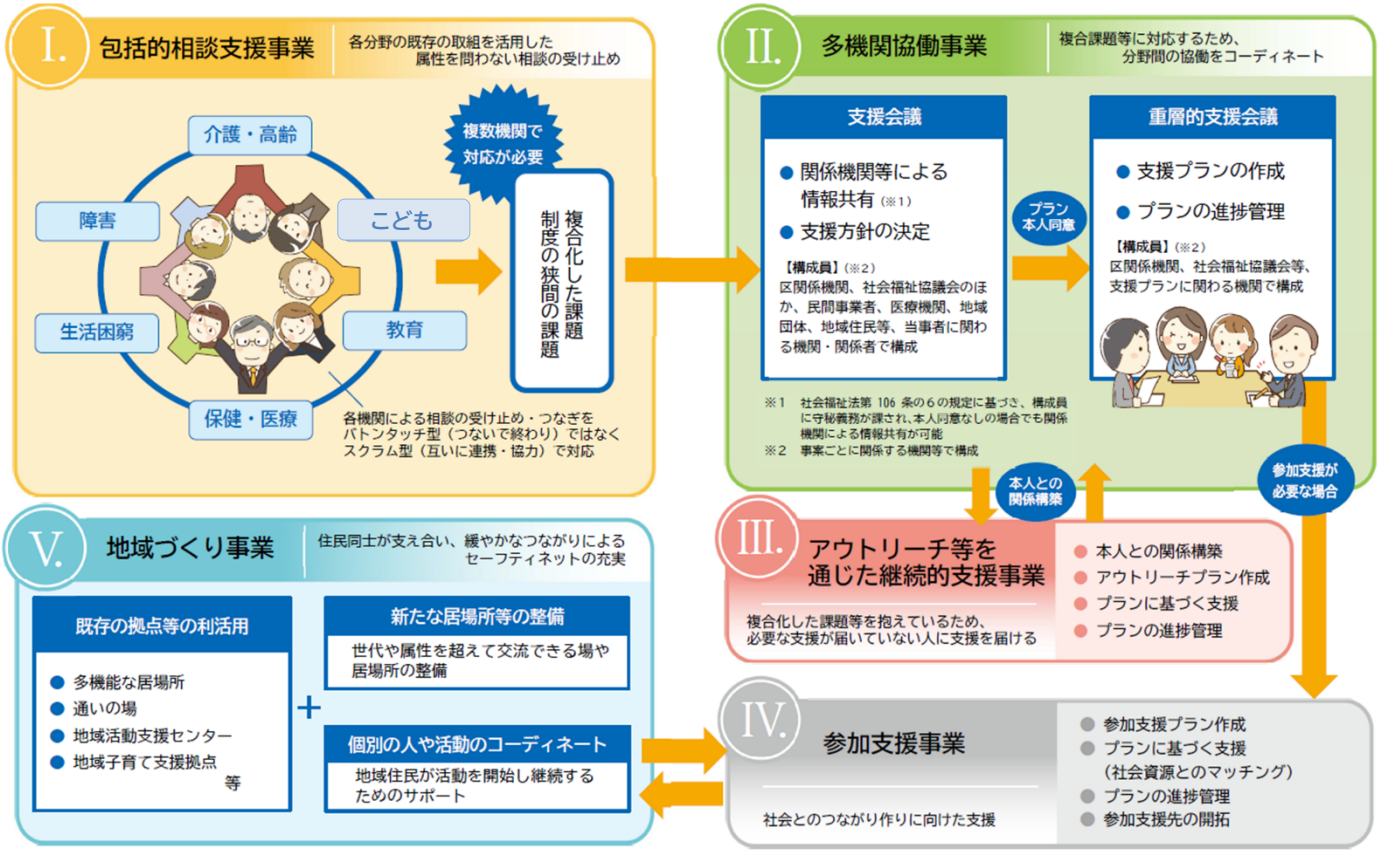
重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）

社会福祉法第 106 条の４に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、３つの支援（「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」）を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、５つの事業を一体的に実施するものです。

区では令和７年度より**「ぶんきょうチームでまるごと支援」**として本格実施しています。

※アウトリーチ…支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。



実施の目的

文京区らしい地域包括ケアシステムの更なる深化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

実施の効果

高齢・介護・障害・こども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します

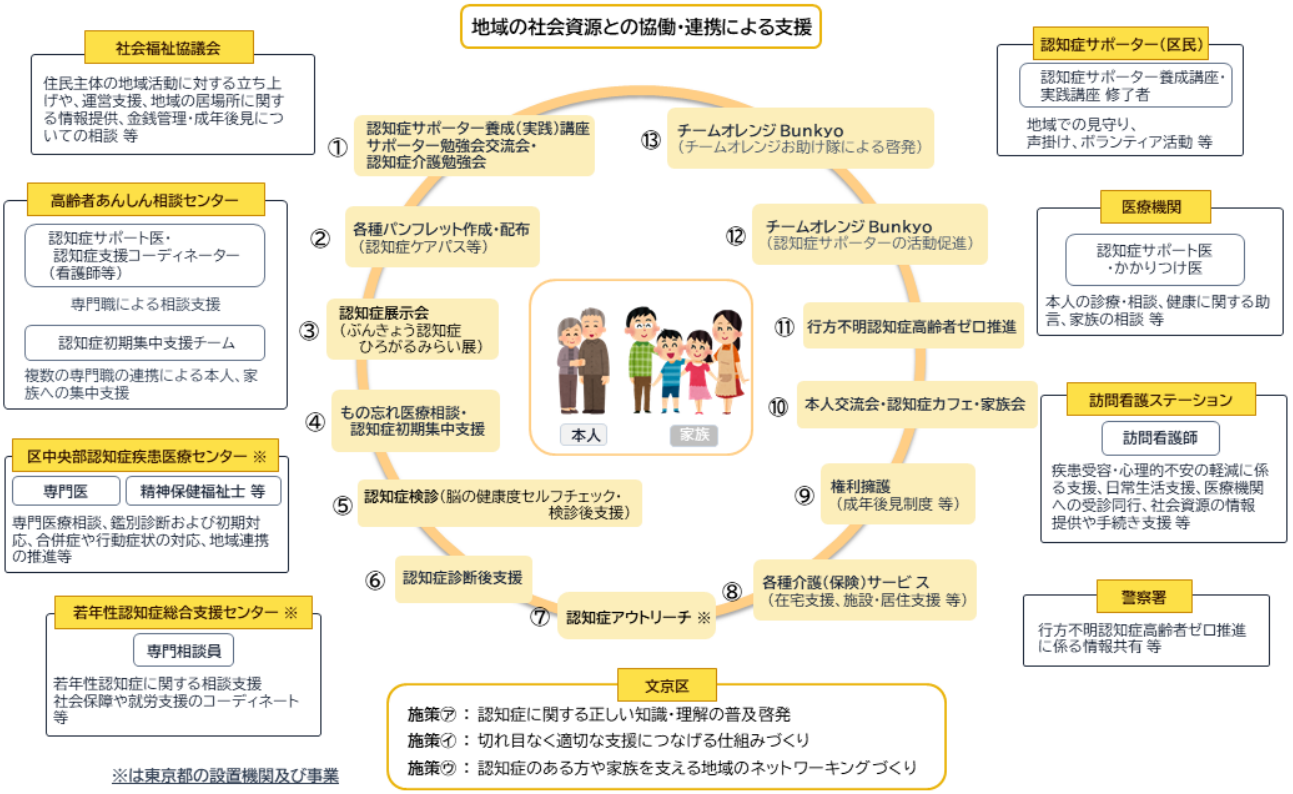
（３）計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「文京区地域包括ケア推進委員会（高齢者・介護保険部会）」において、進行管理を行っていきます。

５　認知症施策推進計画の策定にあたって

文京区では、認知症になっても本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目ない支援の取り組みを推進します。

さらに認知症のある方や家族の不安・孤独感に寄り添うため、普段から身近に通うことができる居場所づくりや、認知症サポーター等によるボランティア活動の取組を推進し地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。





第２章
地域福祉保健計画の
基本理念・基本目標

第２章　地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

本計画は、地域福祉保健計画の総論で掲げる次の基本理念及び基本目標に基づき、高齢者・介護保険事業計画に係る施策の取組を推進していきます。

１　基本理念

人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう、意思を形成する過程を含め支援します。

支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーション[4]やソーシャルインクルージョン[5]の理念に基づき、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ[6]を推進する地域社会の実現を目指します。

健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

男女平等参画の推進

一人ひとりが互いの人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

[4] **ノーマライゼーション（normalization）**　障害のある人もない人も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

[5] **ソーシャルインクルージョン（social inclusion）**　すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み、支え合うという理念をいう。

[6] **ダイバーシティ（diversity&inclusion）**　性別（性自認及び性的指向を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

２　基本目標

だれもが、いきいきと自分らしく、
意欲を持ちながら健康で自立した生活を営める
地域社会を目指します。

だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、
必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、
互いに支え合う地域社会を目指します。

だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、
互いに学び高め合いながら、
すべての世代が未来への希望を持ち、
つながりの中で役割を持つことができる
地域社会を目指します。

P.95

第３章
高齢者を取り巻く
現状と課題

第３章　高齢者を取り巻く現状と課題

１　文京区の現状

（１）人口の状況

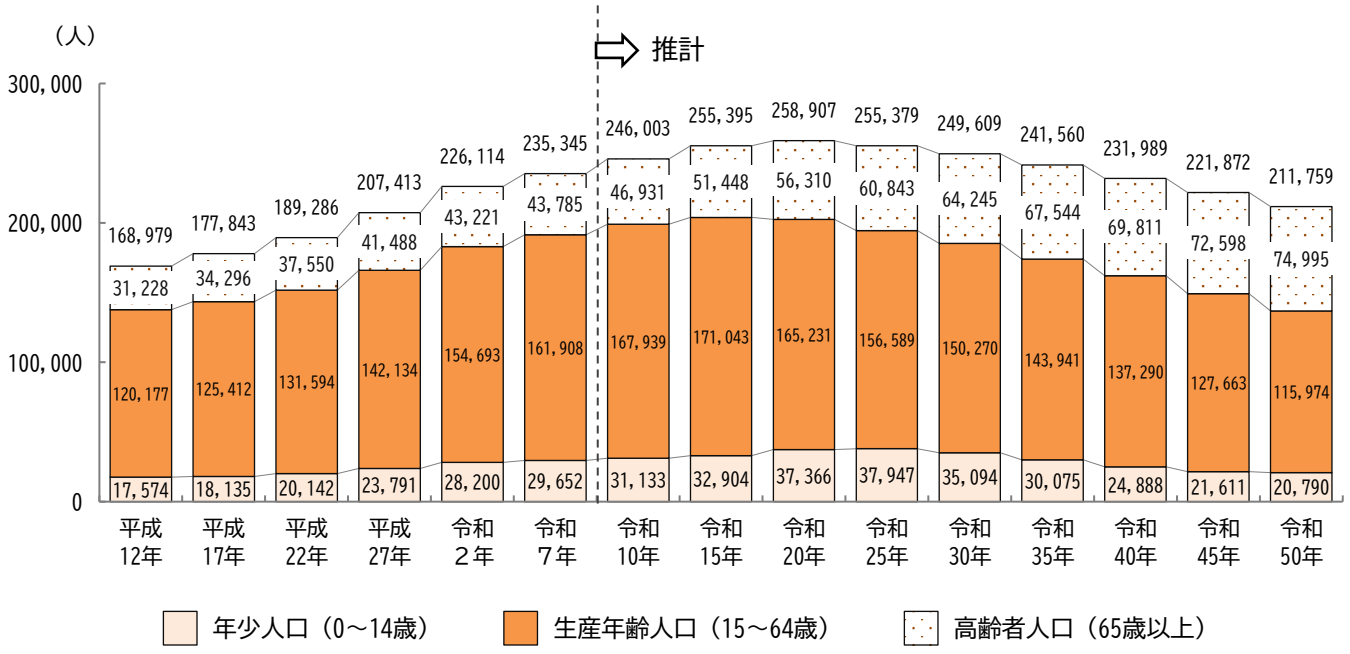
①人口の推移等

〇本区の人口は、令和７年（2025年）１月１日現在で235,345人となっています。現状は増加傾向にありますが、令和20年（2038年）以降、減少に転じると推計しています。

〇高齢者人口（65歳以上）は、年々増加しており、令和７年１月１日現在で43,785人となっています。この傾向は、今後も続くと推計しています。

〇生産年齢人口（15～64歳）は令和15年（2033年）以降、年少人口（０～14歳）は令和25年（2043年）以降、減少傾向になると推計しています。

【図表】３-１　人口の推移と推計



※グラフ上の数値は総人口。なお、平成 22 年までは外国人を含まない。
資料：【平成２～令和７年】住民基本台帳（１月１日現在）
【令和 10 年以後】「文の京」総合戦略（令和６年３月）

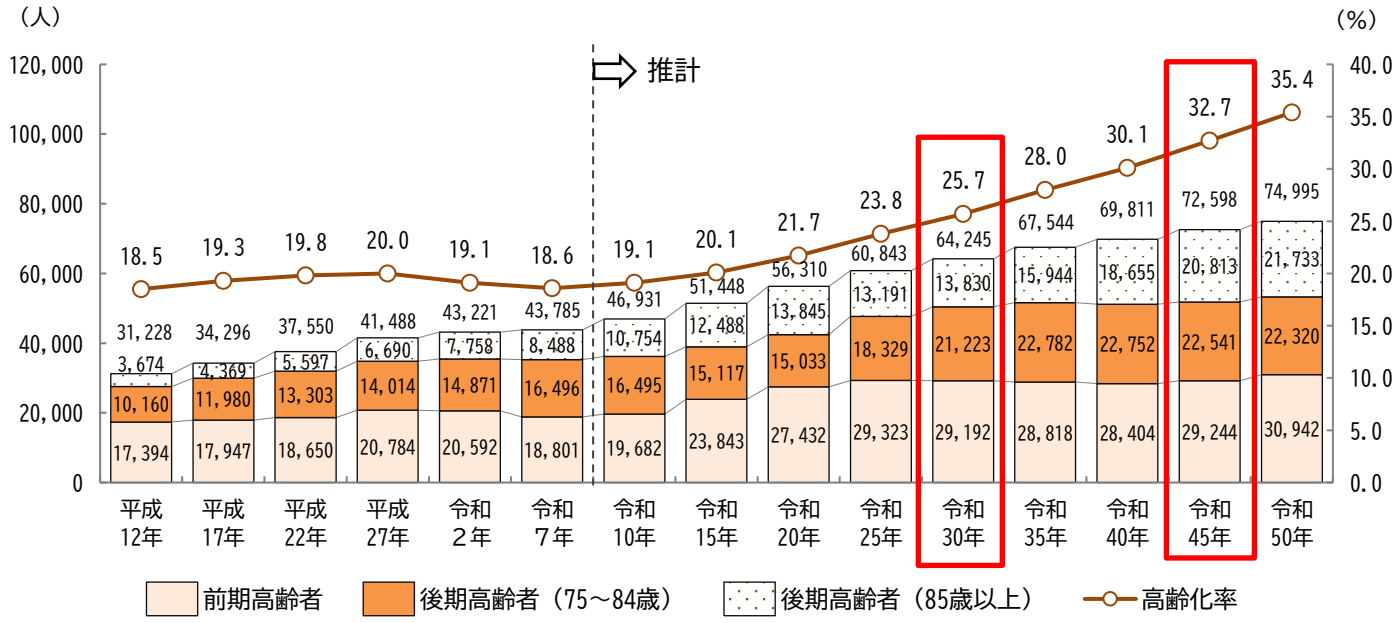
②高齢者人口及び高齢化率の推移等

○本区の令和７年（2025年）１月１日現在における高齢化率は18.6%となっており、区民の約５人に１人が高齢者となっています。

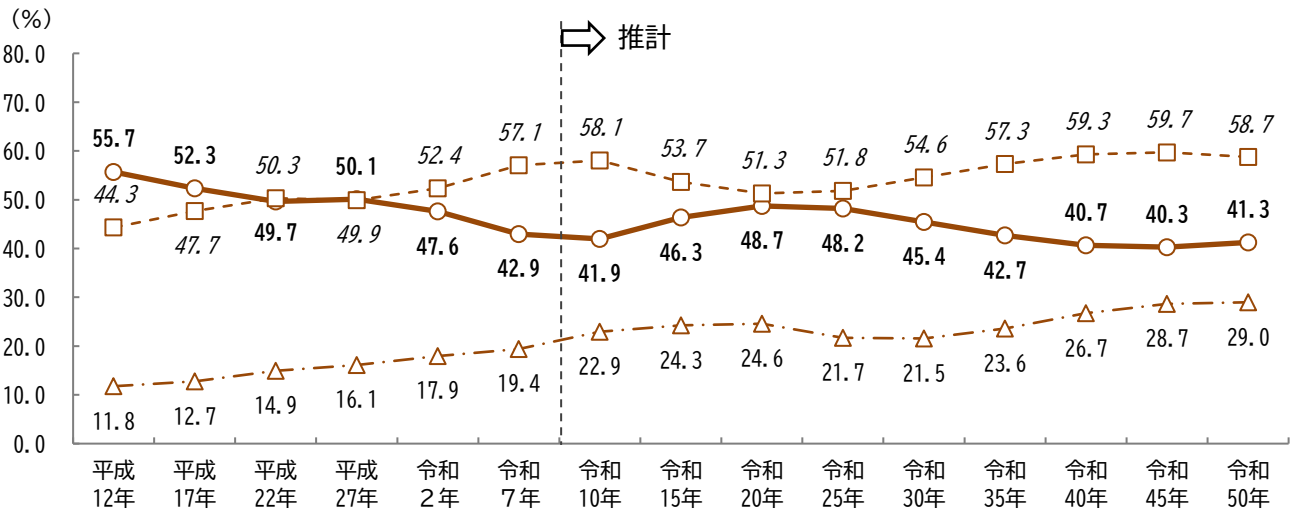
○本区の人口が減り始める令和20年（2038年）以降は急速に高齢化率が高くなり、令和30年（2048年）には区民の約４人に１人が、令和45年（2063年）には区民の約３人に１人が高齢者となると推計しています。

○85歳以上の高齢者の割合は、令和20年（2038年）まで増加し続け、減少に転じた後、令和30年（2048年）以降は増加し続ける見込みです。

【図表】３-２　高齢者人口の推移と推計



【図表】３-３　高齢者人口に占める前期・後期・85歳以上高齢者の割合の推移と推計



資料：【平成２～令和７年】住民基本台帳（１月１日現在）
【令和 10 年以後】「文の京」総合戦略（令和６年３月）

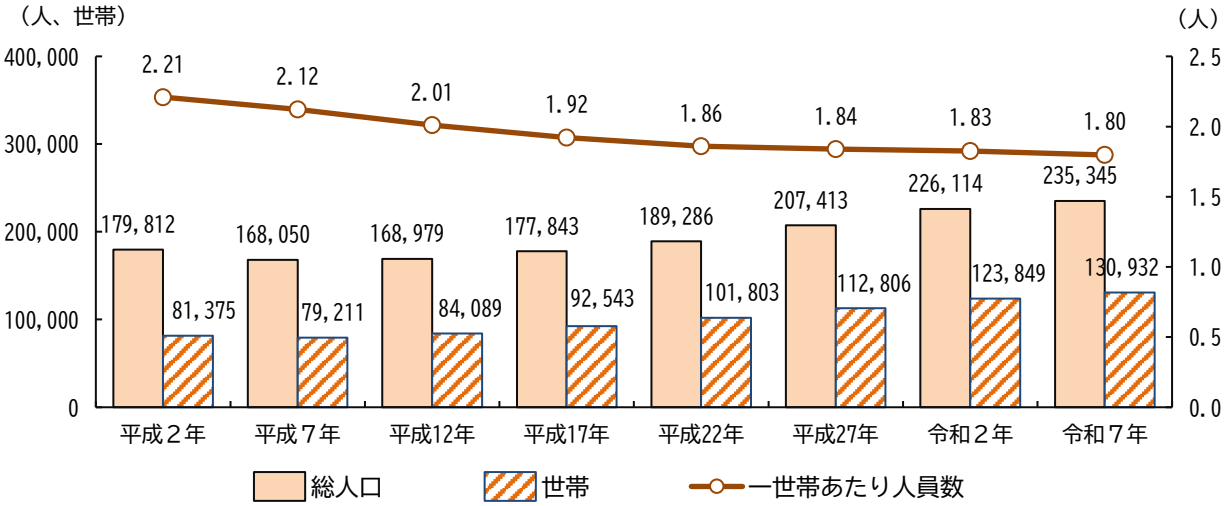
（２）世帯の状況

①世帯の推移

○世帯数は、平成２年は81,375世帯でしたが、令和７年には130,932世帯と、約1.6倍に増加しています。

○１世帯当たりの人数は、平成２年は2.21人でしたが、令和７年には1.80人となっており、平成22年から減少傾向が続いています。

【図表】３-４　人口、世帯数と１世帯当たりの人数の推移



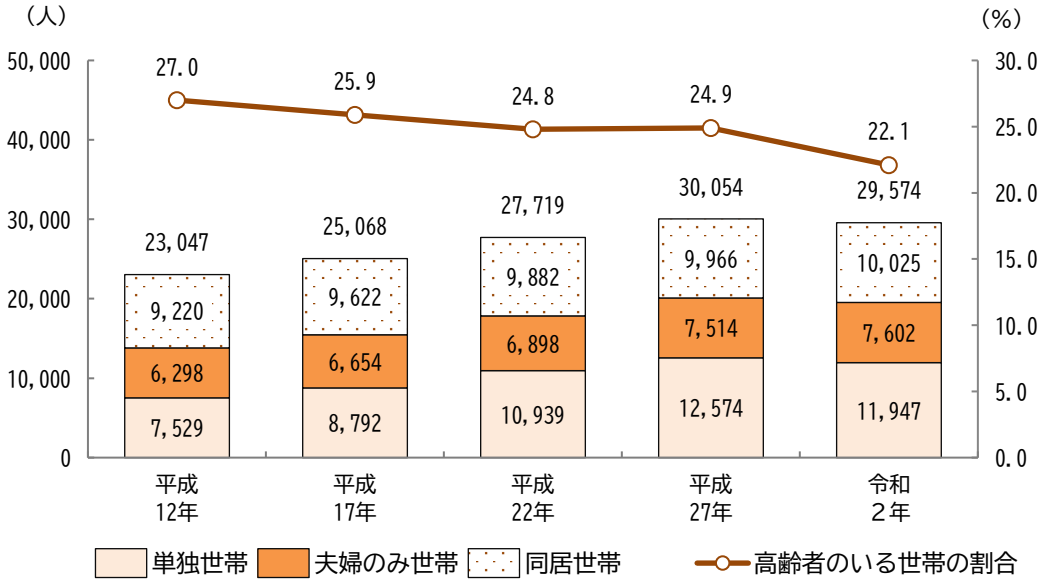
※（注）平成 22 年までは外国人を含まない。
資料：住民基本台帳（各年１月１日現在）

②高齢者のいる世帯の推移

○高齢者のいる世帯数は、平成27年に約３万世帯を超えましたが、令和２年では29,574世帯と減少しています。また、全世帯に対する割合も減少しています。

○高齢者夫婦のみ世帯は増加傾向にあり、高齢者単独世帯は、令和２年で減少しています。また、高齢者のいる世帯に占める単独世帯の割合は令和２年で40.4%となり、平成22年から４割程度で推移しています。

【図表】３-５　高齢者のいる世帯の推移



※「単独世帯」は、65 歳以上の１人世帯、「夫婦のみ世帯」は、夫又は妻が 65 歳以上の夫婦世帯。
「同居世帯」は、高齢者のいる世帯から単独世帯及び夫婦のみ世帯を除いたもの。
資料：国勢調査（令和２年）

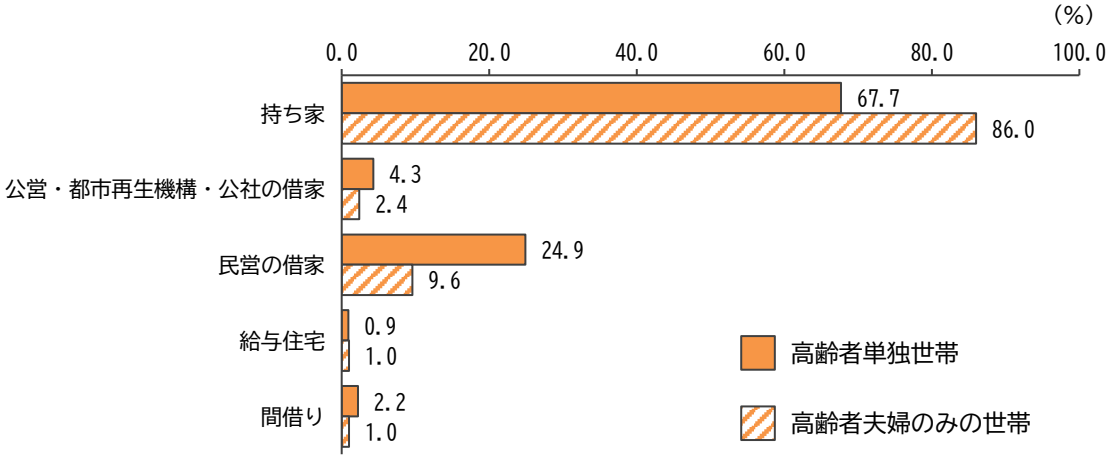
（単位：%）

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和２年
単独世帯の割合	32.7	35.1	39.5	41.8	40.4

（３）高齢者の住まいの状況

○高齢者世帯の住宅の所有の状況を見ると、高齢者夫婦のみ世帯では86%、高齢者単独世帯では67.7%が持ち家に居住しています。

【図表】３-６　高齢者夫婦のみ世帯、高齢者単独世帯の住まい



資料：国勢調査（令和２年）

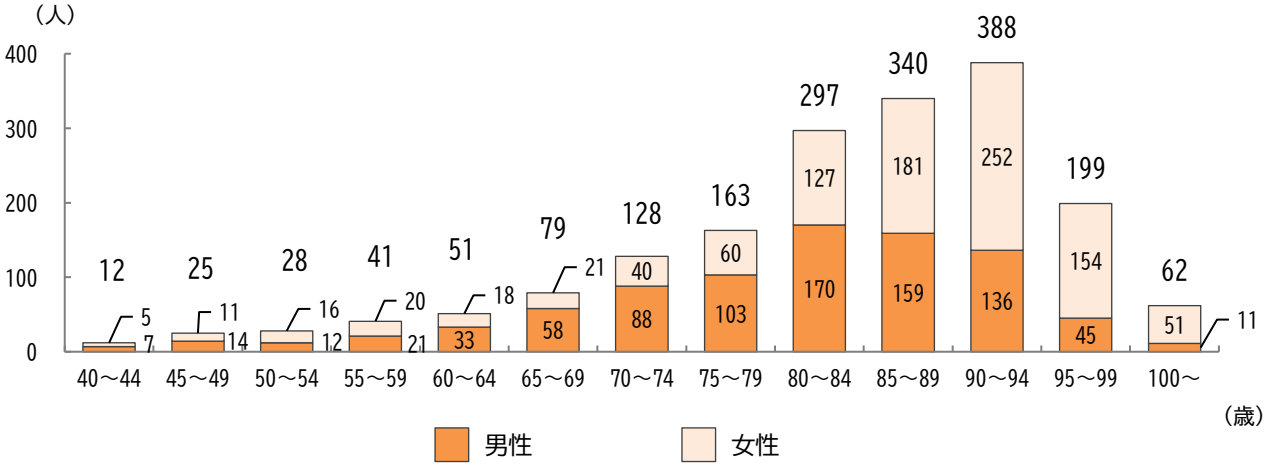
（４）死亡状況及び健康寿命

①年齢別死亡数

○文京区の平均寿命は、「令和２年市町村別生命表（厚生労働省）※」によると、男性82.9歳（全国54位）、女性88.3歳（全国158位）です。年齢別の死亡者数で見ると、死亡年齢のピークは男性が80～84歳、女性が90～94歳となっています。

※対象：1,887市区町村

【図表】３-７　５歳階級別の死亡の状況（令和６年実績）



資料：ぶんきょうの保健衛生（令和８年版）

②65 歳健康寿命

○65歳以上における男性と女性の平均自立期間を比較すると、令和６年は、男性は18.52年、女性は21.37年となっています。

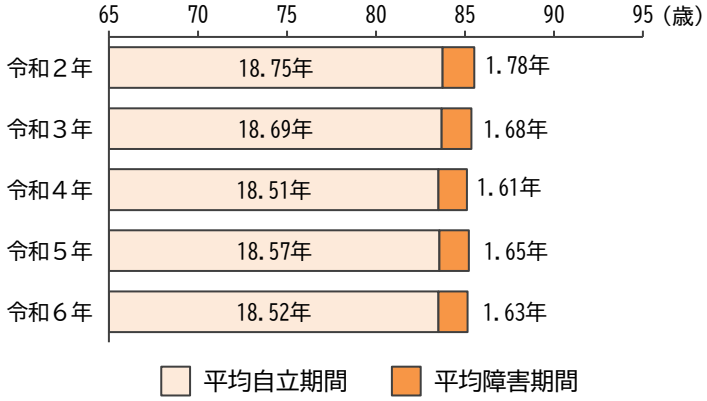
○寝たきり等の平均障害期間を比較すると、令和６年は、男性は1.63年に対し、女性は3.35年で２倍程度の期間となっています。

○男性は、女性と比較して平均自立期間の比率が高い傾向があります。

【図表】３-８　男女別健康寿命と自立期間

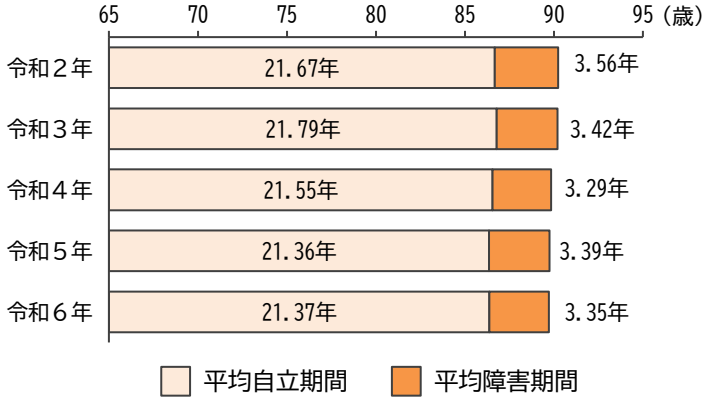
＜男性＞

年次	65 歳 健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
令和２年	83.75 歳	91：9
令和３年	83.69 歳	92：8
令和４年	83.51 歳	92：8
令和５年	83.57 歳	92：8
令和６年	83.52 歳	92：8



＜女性＞

年次	65 歳 健康寿命	平均自立期間 対 平均障害期間
令和２年	86.67 歳	86：14
令和３年	86.79 歳	86：14
令和４年	86.55 歳	87：13
令和５年	86.36 歳	86：14
令和６年	86.37 歳	86：14



※65 歳健康寿命（歳）＝65 歳＋65 歳平均自立期間（年）

※グラフは 65 歳の方が要介護認定（要介護２）を受けるまでの状態を「健康」と考え、その障害のために認定を受ける年齢を平均的に表したもの。

資料：ぶんきょうの保健衛生（令和８年版）

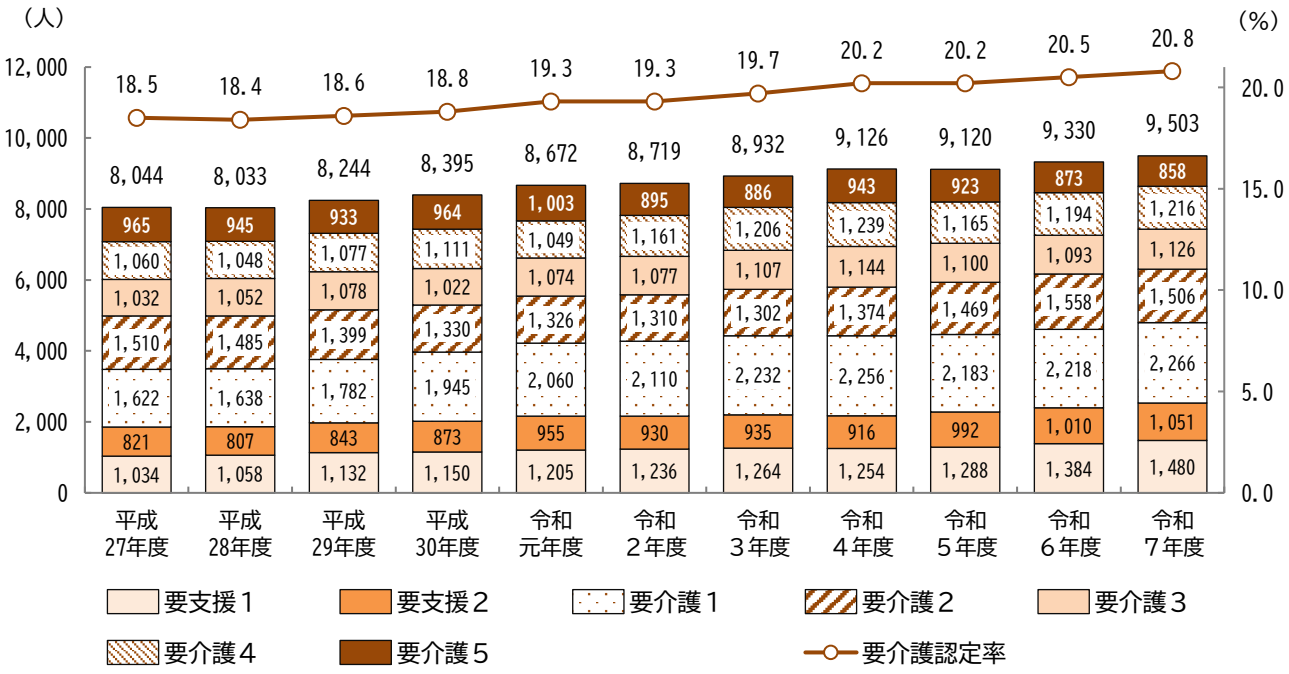
（５）要介護・要支援認定者の状況

①介護度別要介護・要支援認定者数の推移

○令和７年度の要介護・要支援認定者数は、9,503人となっています。平成27年度と比較すると、1,459人、18.1%の増となっています。

○要介護・要支援認定率は上昇傾向にあり、令和７年度は20.8%となっています。平成27年度と比較すると、2.3ポイントの増となっています。

【図表】３-９　要介護・要支援認定者数等の推移



※棒グラフの１番上にある数値は、要介護・要支援認定者数の合計値。
　各年度末現在の実績値であり、要介護・要支援認定者数は第１号被保険者と第２号被保険者の合計値。
　ただし、要介護・要支援認定率は第１号被保険者のみで算出。
資料：文京の介護保険（令和８年版）

【図表】３-10　要介護認定率の推移（第１号被保険者のみ）

	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和元年度	２年度	３年度	４年度	５年度	６年度	７年度
文京区	18.5%	18.4%	18.6%	18.8%	19.3%	19.3%	19.7%	20.2%	20.2%	20.5%	20.8%
都	18.1%	18.3%	18.7%	19.1%	19.4%	19.6%	19.9%	20.2%	20.7%	21.0%	21.4%
国	18.0%	18.0%	18.0%	18.3%	18.5%	18.7%	18.9%	19.0%	19.4%	19.7%	20.2%

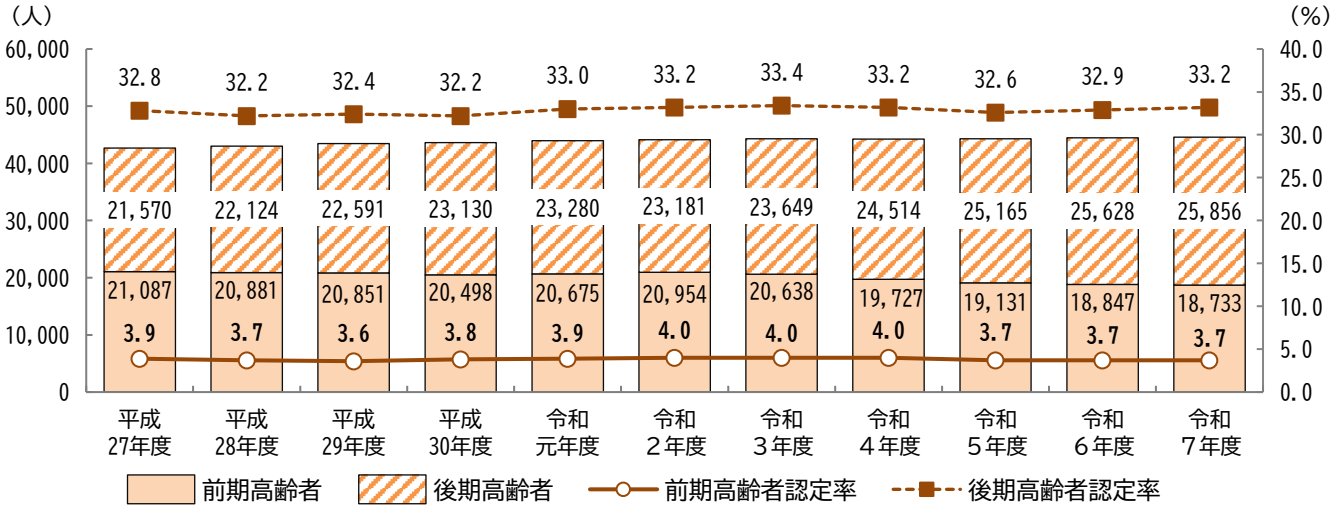
資料：文京の介護保険（令和８年版）、介護保険事業状況報告月報（各年度３月末現在）

②前期・後期高齢者〔第１号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移

○第１号被保険者のうち、前期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、ほぼ横ばいで推移しており、令和７年度は3.7%となっています。

○後期高齢者に対する要介護・要支援認定率は、32%台から33%台で推移しており、令和７年度は33.2%となっています。

【図表】３-11　前期・後期高齢者〔第１号被保険者〕と要介護・要支援認定率の推移



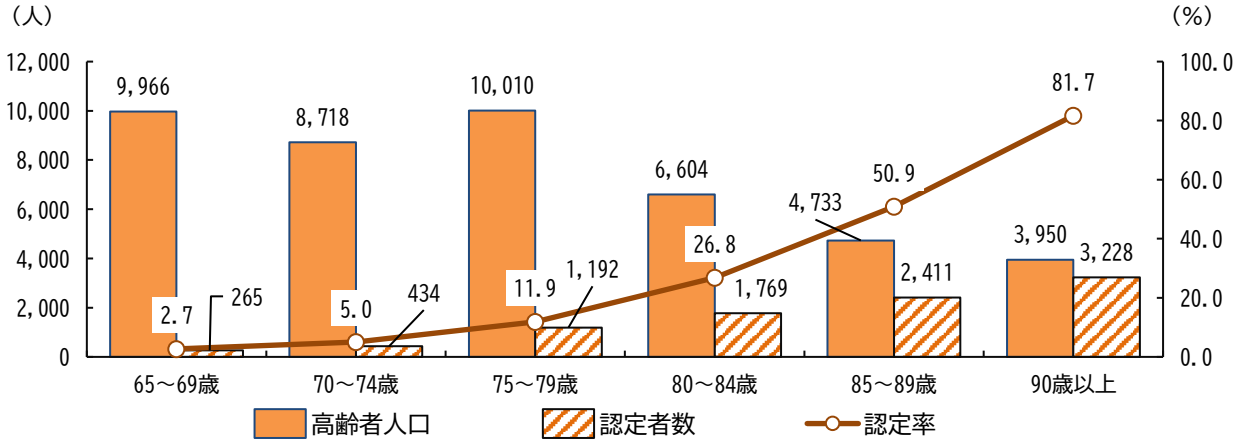
※各年度末の数値
資料：文京の介護保険（令和８年版）

③年齢別認定者数・認定率

○年齢別に要介護・要支援認定を受けた方の割合を見ると、前期高齢者の認定率は5.0%以下に留まっています。

○後期高齢者は、80～84歳の認定率が26.8%、85～89歳が50.9%、90歳以降になると81.7%になっており、年齢が上がるにつれて認定率が大幅に上昇しています。

【図表】３-12　高齢者人口に占める認定者数・認定率



※高齢者人口は令和８年４月１日現在、認定者数は令和８年３月 31 日現在の数値。
資料：住民基本台帳、介護保険事業状況報告月報（令和８年３月）

④日常生活圏域と要介護認定者の状況

○介護を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活を続けられるように、介護保険法に基づき日常生活圏域が設定されています。この日常生活圏域の区域ごとに、介護サービスや介護予防サービスを整えるとともに、関係機関相互の連携を図るなど、必要なサービスを切れ目なく提供するための環境づくりを進めています。

○本区では、富坂・大塚・本富士・駒込の４圏域に区分し、日常生活圏域としています。この４圏域は、高齢者との関わりの深い民生委員と話し合い員の担当地区、警察署の管轄、友愛活動を行っている高齢者クラブの地区とほぼ一致しています。

○４圏域ごとに高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）を１か所、分室を１か所ずつ設置し、地域に密着した相談業務等を実施しています。

○日常生活圏域ごとの高齢者人口の状況を見ると、面積の違いから富坂圏域が一番多くなっていますが、高齢化率では駒込圏域が高くなっています。

○認定者数は富坂圏域が一番多いですが、認定者割合は本富士圏域がやや高くなっています。

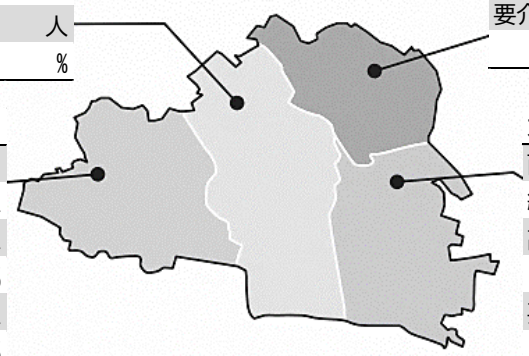
【図表】３-13　日常生活圏域と高齢者等の状況

富坂圏域

面積	3,299	㎢
総人口	76,987	人
高齢者人口	14,050	人
（高齢化率）	18.2	%
要支援認定者数	788	人
（認定者割合）	5.6%	%
要介護認定者数	1,981	人
（認定者割合）	14.1%	%

駒込圏域

面積	2,234	㎢
総人口	52,739	人
高齢者人口	10,638	人
（高齢化率）	20.2	%
要支援認定者数	534	人
（認定者割合）	5.0%	%
要介護認定者数	1,566	人
（認定者割合）	14.7%	%



大塚圏域

面積	2,948	㎢
総人口	54,766	人
高齢者人口	9,906	人
（高齢化率）	18.1	%
要支援認定者数	591	人
（認定者割合）	6.0%	%
要介護認定者数	1,427	人
（認定者割合）	14.4%	%

本富士圏域

面積	2,809	㎢
総人口	52,583	人
高齢者人口	9,563	人
（高齢化率）	18.2	%
要支援認定者数	599	人
（認定者割合）	6.3%	%
要介護認定者数	1,475	人
（認定者割合）	15.4%	%

※総人口と高齢者人口は、令和８年９月１日現在の住民記録より集計（転出予定等を除いているため人口統計と異なる。）

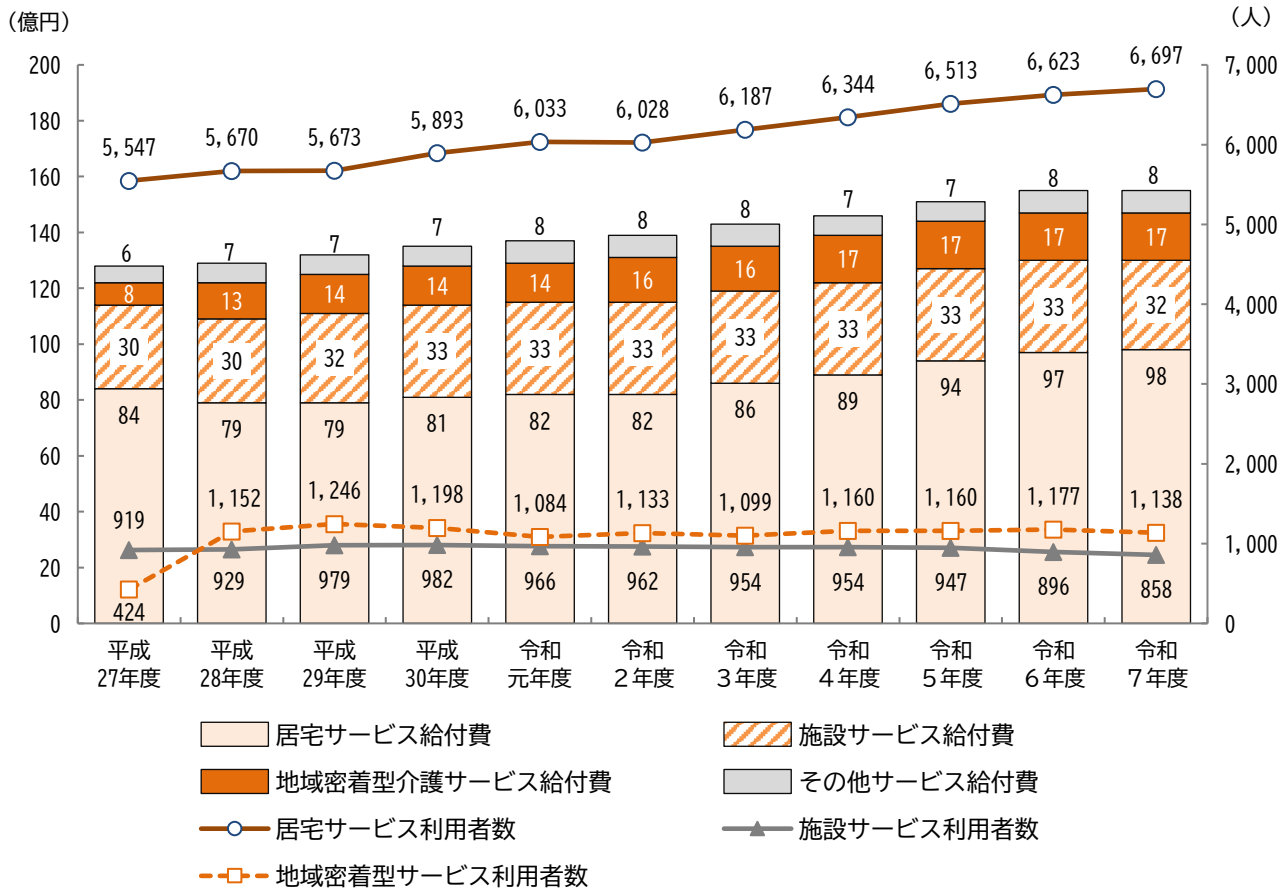
※要支援・要介護認定率は、介護保険システムによる（住所地特例者（文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合、引き続き文京区の被保険者となる制度）を除く。）。

（６）介護給付費と利用者数の推移

○介護保険制度の介護給付費は年々上昇しており、その総額は平成27年度の128億円から令和７年度は154億円と約1.2倍に増加しています。内訳では、居宅サービス給付費の占める割合が高くなっています。

○地域密着型サービスの利用者数は、小規模な通所介護が居宅サービスから移行した平成28年度に大きく増加した後に概ね横ばいで推移しています。

【図表】３-14　介護給付費と利用者数の推移



※データは、平成 27 年度から令和７年度までの実績。
資料：文京の介護保険（令和８年版）

＜参考＞保険料の推移

第１号被保険者の介護保険料基準額は、第９期は6,107円となっています。

【図表】３-15　介護保険基準保険料の推移（第１号被保険者）

介護保険事業計画期間	第５期 平成 24～26 年度	第６期 平成 27～29 年度	第７期 平成 30～令和２年度	第８期 令和３～５年度	第９期 令和６～８年度
介護保険料基準額	5,392 円	5,642 円	6,020 円	6,020 円	6,107 円

資料：文京の介護保険（令和８年版）

（７）介護サービス事業者の状況

○区内の介護サービス事業者数は、全体では概ね同程度で推移しています。

【図表】３-16　区内の介護サービス事業者数（各年３月末現在）

サービス名		令和４年		令和５年		令和６年		令和７年		令和８年	
		介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防	介護	予防
居宅介護支援／介護予防支援		46	4	42	4	42	4	43	4	46	4
サービス事業所											
居宅サービス	訪問介護	33		35		33		35		34	
	訪問入浴介護	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	訪問看護	26	26	26	26	29	29	31	31	33	33
	訪問リハビリテーション	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3
	通所介護	18		18		18		20		19	
	通所リハビリテーション	5	4	5	4	1	1	0		0	
	短期入所生活介護	10	10	10	10	10	10	9	9	9	9
	短期入所療養介護	3	3	3	3	1	1	0		0	
	特定施設入居者生活介護	12	12	13	13	14	14	14	14	16	16
	福祉用具貸与	5	5	5	5	5	5	4	4	4	4
	特定福祉用具販売	7	7	7	7	7	7	6	6	6	6
	小 計	124	72	127	73	122	71	123	68	125	72
施設サービス	介護老人福祉施設	6		6		6		6		6	
	介護老人保健施設	3		3		3		2		2	
	介護療養型医療施設	0		0		0		0		0	
	小 計	9		9		9		8		8	
地域密着型サービス	夜間対応型訪問介護	1		1		1		1		1	
	認知症対応型通所介護	7	6	7	6	7	6	5	4	5	4
	小規模多機能型居宅介護	5	4	5	4	5	4	5	4	4	3
	看護小規模多機能型居宅介護	1		1		1		1		1	
	認知症対応型共同生活介護	9	8	9	8	9	8	9	8	9	8
	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1		2		2		2		2	
	地域密着型通所介護	15		15		15		15		14	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	3		3		3		3		3	
	小 計	42	18	43	18	43	18	41	16	39	15
合　　計		175	90	179	91	174	89	172	84	172	87

資料：文京の介護保険（令和８年版）

（８）認知症について

①認知症高齢者の状況

○　要介護・要支援申請者（※1）のうち、日常生活自立度Ⅱａランク以上と判断された高齢者は、令和７年度末時点で5,501人と、全体の約57.3%を占めています。

【図表】３-17　認知症高齢者の日常生活自立度（単位：人）

	認知症高齢者の日常生活自立度									その他※2	合計
	自立	Ⅰ	Ⅱa	Ⅱb	Ⅲa	Ⅲb	Ⅳ	M	小計		
５年度末	1,872	1,784	1,100	1,566	1,429	490	712	123	5,420	204	9,280
６年度末	2,046	1,902	1,155	1,551	1,448	545	633	115	5,447	54	9,449
７年度末	2,071	1,984	1,199	1,529	1,447	533	671	122	5,501	49	9,605

※1 各年度末現在の実績値。ただし、基準日（3/31）以前に申請し、認定が基準日の翌日以降となった新規認定者等を含むため、要介護・要支援認定者数とは一致しない。

※2「その他」には、新型コロナウイルス感染症に関する臨時的な取扱いのため主治医意見書の提出がなかった方、区外からの転入者で転入前の認定区分を継続している方、生活保護受給者で 65 歳到達により第１号被保険者に切替となり、従前の認定区分を継続している方が含まれる。

【図表】３-18　日常生活自立度の判定基準

ランク	判定基準
Ⅰ	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
Ⅱa	家庭外で、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅱb	家庭内でも、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
Ⅲa	日中を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅲb	夜間を中心として、日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが時々見られ、介護を必要とする。
Ⅳ	日常生活に支障をきたすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする
M	著しい精神症状や問題行動（周辺症状）あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

②認知症サポート医等の状況

○区内の認知症サポート医[7]は、令和８年４月現在50人となっています。

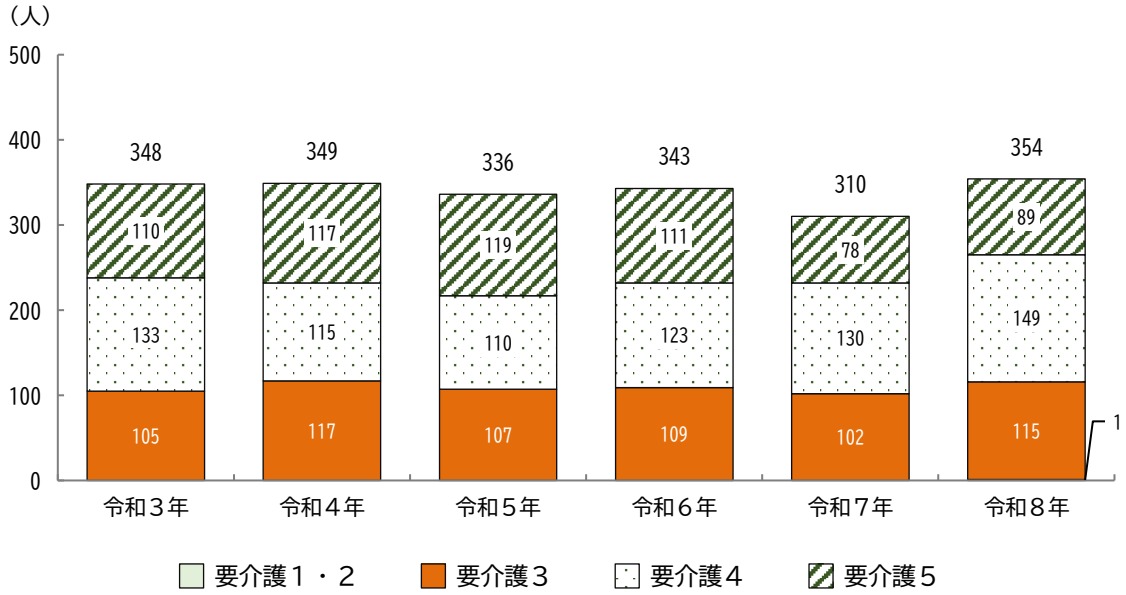
[7] **認知症サポート医**　国立研究開発法人国立長寿医療研究センターが実施する認知症サポート医養成研修を修了し、かかりつけ医への助言や専門医療機関等との連携の推進役を担う医師のこと。

（９）特別養護老人ホーム入所希望者数の推移

○特別養護老人ホームへの入所希望者数は、令和３年以降、300人台で推移しています。

○令和８年４月１日時点の入所希望者の要介護度を見ると、要介護１・２が0.3%、要介護３が32.5%、要介護４が42.1%、要介護５が25.1%となっています。

【図表】３-19　特別養護老人ホーム入所希望者数の推移



※各年４月１日現在

※本区では特別養護老人ホーム入所指針に基づき、本人の状態や介護状況を点数化し、合計点の高い方から優先入所する制度を導入している。

※介護保険法の改正により、平成 27 年４月１日から特別養護老人ホームの入所対象者は、原則、要介護３以上の方になっている。

※ただし、要介護１・２の方でも認知症等のやむを得ない事情により、特別養護老人ホーム以外での生活が著しく困難な場合は、優先度の判定を行い、入所指針に定める要件に合致する場合には、特例入所の対象者として申込みを受付けている。

２　高齢者等実態調査から見た現状と課題

本区では、高齢者等における日常生活の実態や介護予防・健康への取組等を把握するため、令和７年度に高齢者等実態調査を実施しました。その調査から見えてきた高齢者を取り巻く現状と課題をまとめました。

【図表】３-20　令和７年度高齢者等実態調査の概要

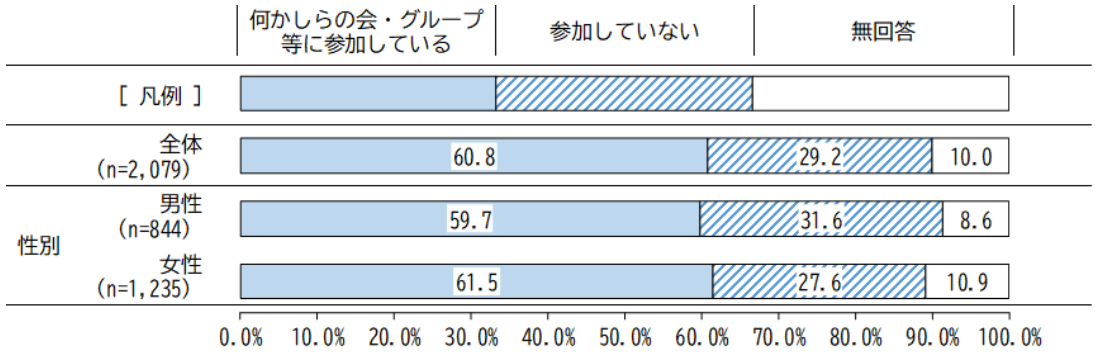
調査期間	令和７年 10 月８日（水）～10 月 31 日（金）				
調査対象者	第１号被保険者	50 歳以上 64 歳以下の方	在宅介護	介護サービス事業者	介護事業従事者
	要介護１～５以外の 65 歳以上の介護保険被保険者	要介護認定を受けていない 50～64 歳の介護保険被保険者	在宅の要介護認定者及びその家族	区内で介護サービス事業所を運営する事業者	区内の介護サービス事業所に勤務する介護事業従事者等
有効回収数	2,095 件	1,465 件	1,967 件	114 件	448 件
略 称	第１号・要支援	50 歳以上	在宅介護	事業者	従事者

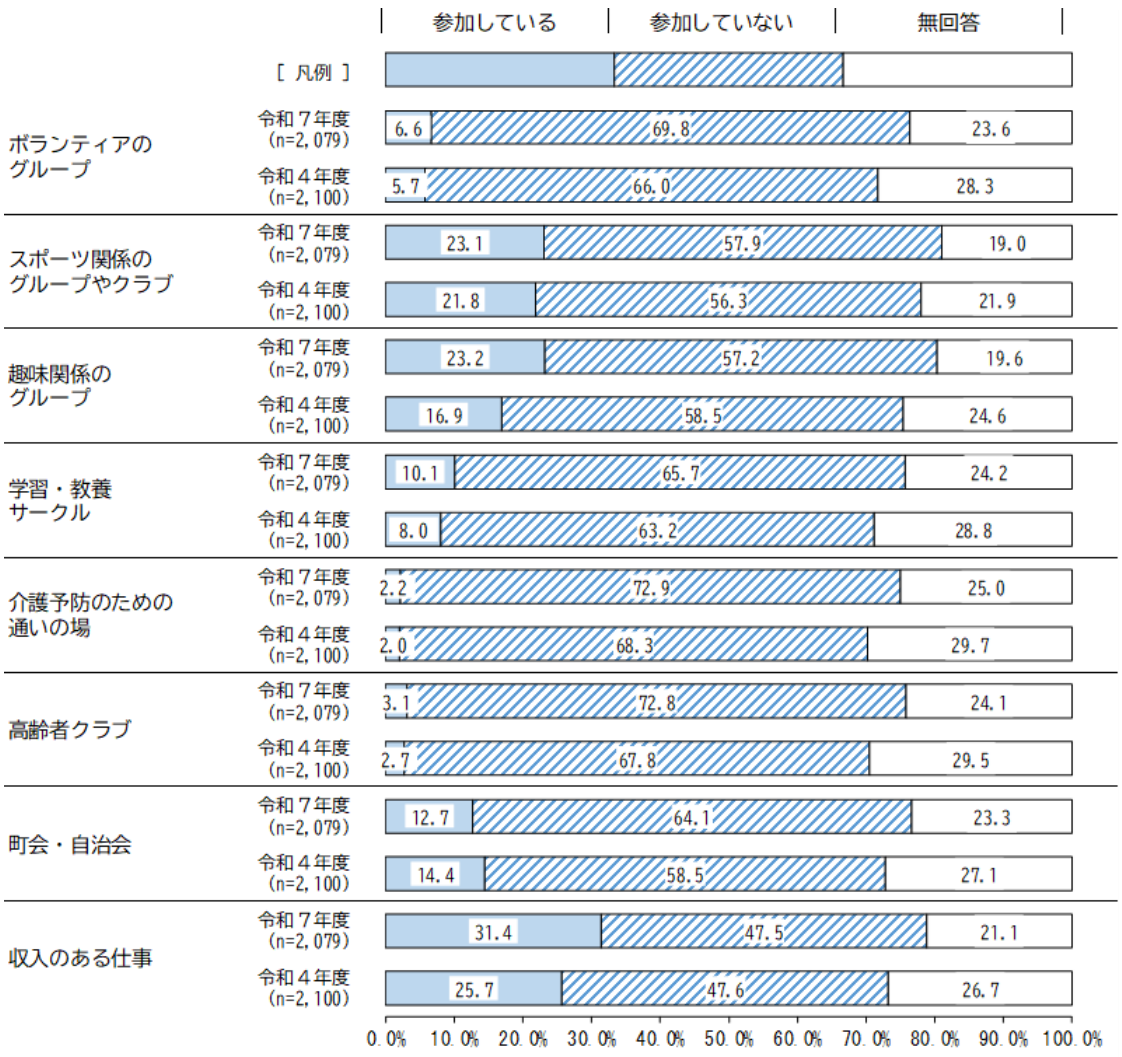
（１）地域生活の状況

①地域とのつながり・地域活動

○〈第１号・要支援〉では、「参加している」が60.8%となっており、性別では、目立った違いはありません。前回（令和４年度）調査結果と比較して、スポーツや趣味の活動や、収入のある仕事への参加機会が増加しています。

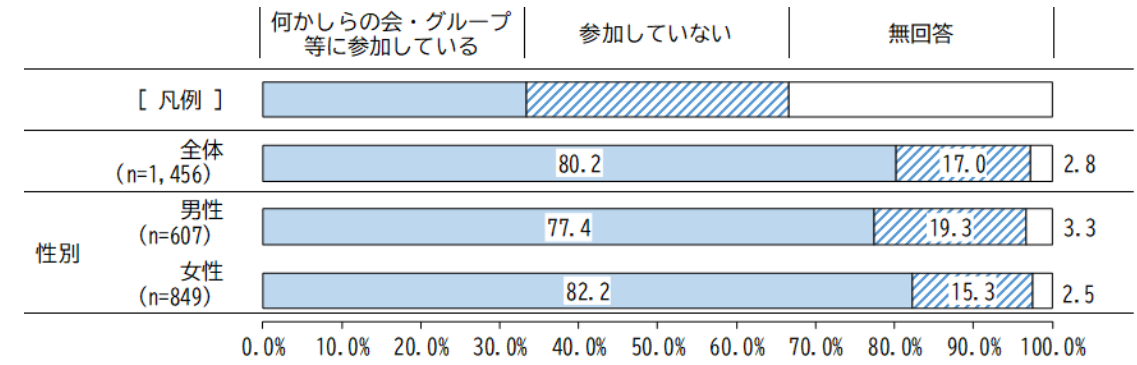
【図表】３-21　会・グループ等への参加している人の割合（複数回答）
〈第１号・要支援〉

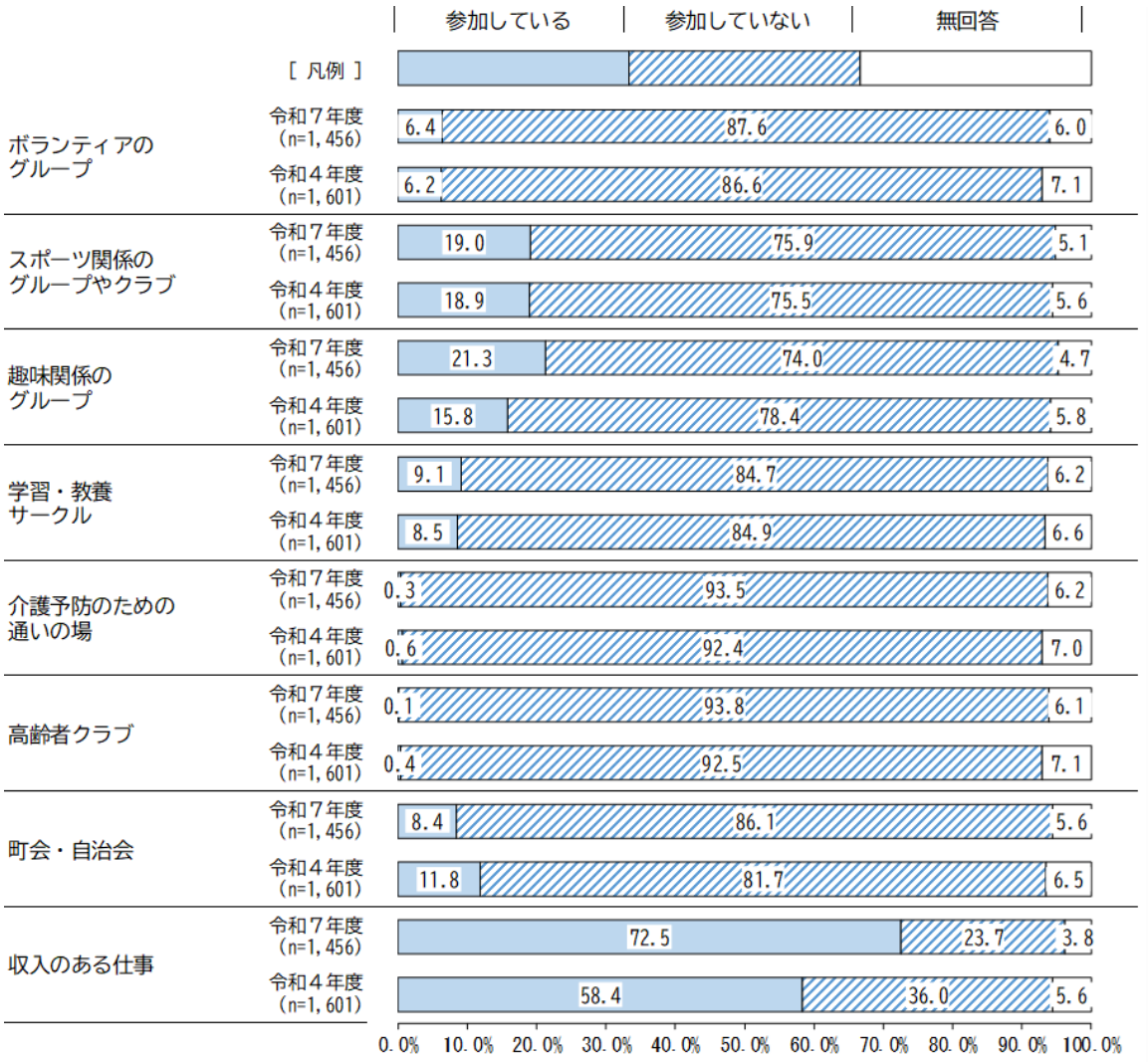




○〈50歳以上〉では、「参加している」が80.2%、「参加していない」が17.0%となっています。前回（令和４年度）調査結果と比較して、「収入のある仕事」への参加機会が増加しています。性別では、女性は男性よりも「参加している」割合が比較的高い傾向にあります。

〈50歳以上〉





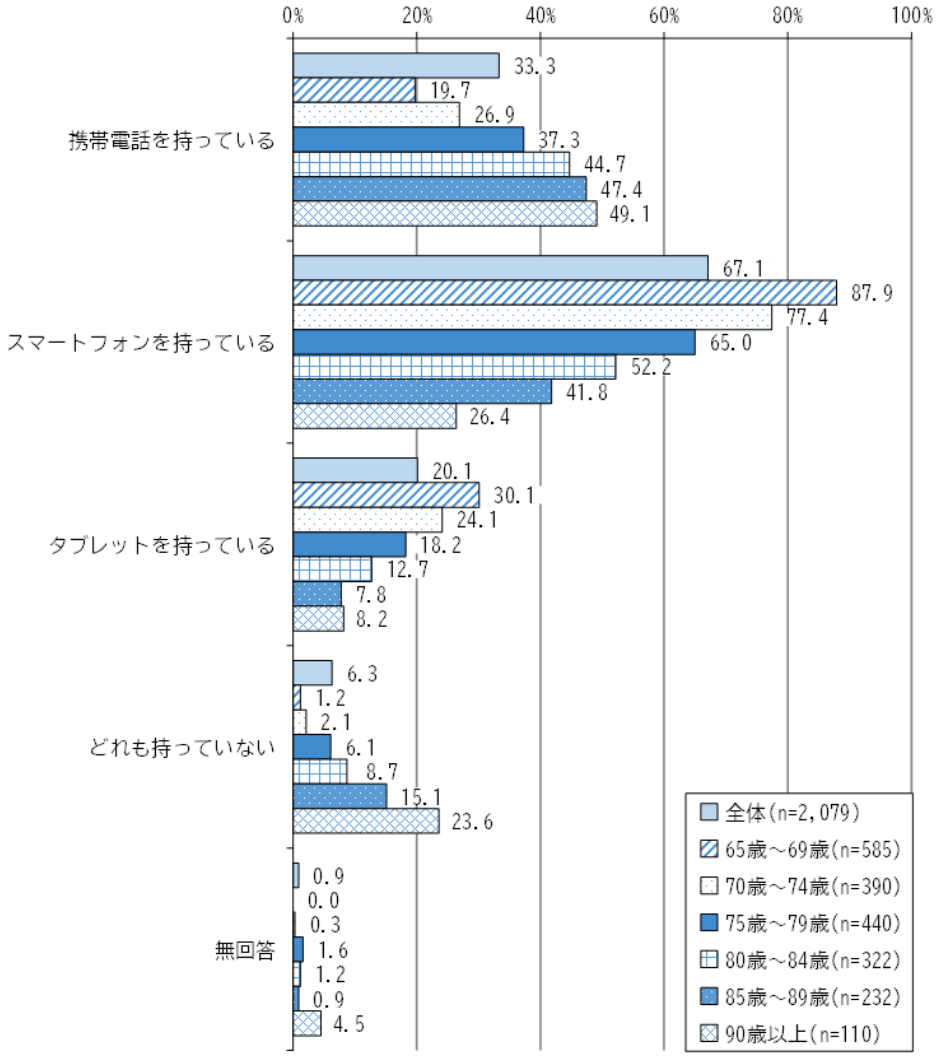
②携帯電話やスマートフォンの所有

○全体では、「スマートフォンを持っている」が67.1%で最も多く、次いで「携帯電話を持っている」が33.3%、「タブレットを持っている」が20.1%となっています。

○年齢別にみると、84歳以下の世代では半数以上が「スマートフォンを持っている」と回答しており、85歳以上の世代では、スマートフォンの保有率は下がるものの、半数近くが「携帯電話を持っている」と回答しています。

○性別でみると、男性は女性よりも「スマートフォンを持っている」で10.2ポイント、「タブレットを持っている」で7.6ポイント高くなっています。

【図表】３-22　携帯電話やスマートフォンの所有（複数回答）
〈第１号・要支援〉



（単位：%）

		回答者数（人）	携帯電話を持っている	スマートフォンを持っている	タブレットを持っている	どれも持っていない	無回答
全体		2,079	33.3	67.1	20.1	6.3	0.9
性別	男性	844	29.3	73.2	24.6	4.6	0.8
	女性	1,235	36.0	63.0	17.0	7.4	1.0

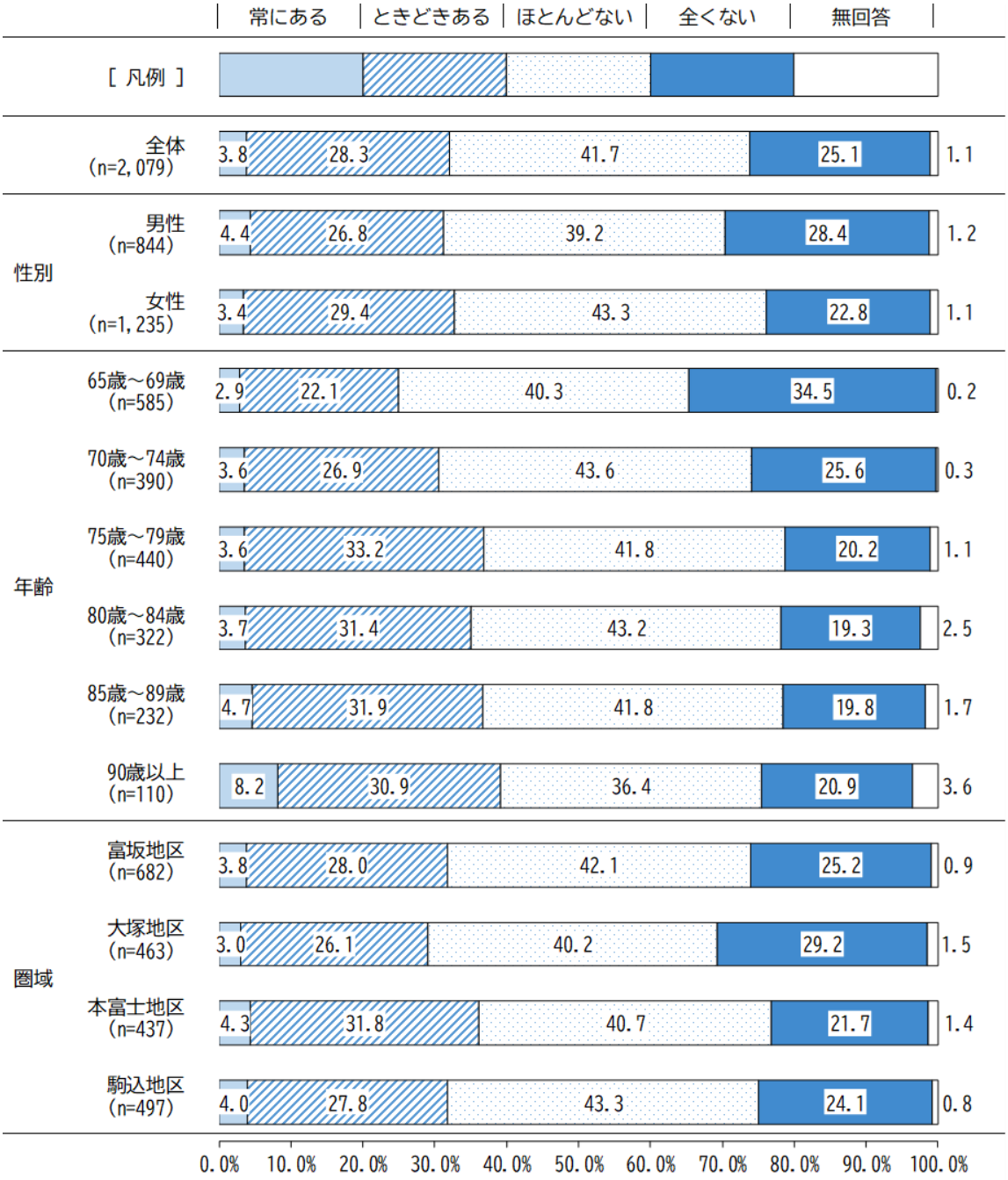
③孤独・孤立感

○「ほとんどない」が41.7%で最も多く、次いで「ときどきある」が28.3%、「全くない」が25.1%となっています。

○年齢別でみると、年齢があがるにつれて「常にある」の割合があがる傾向にあります。

【図表】３-23　孤独・孤立感

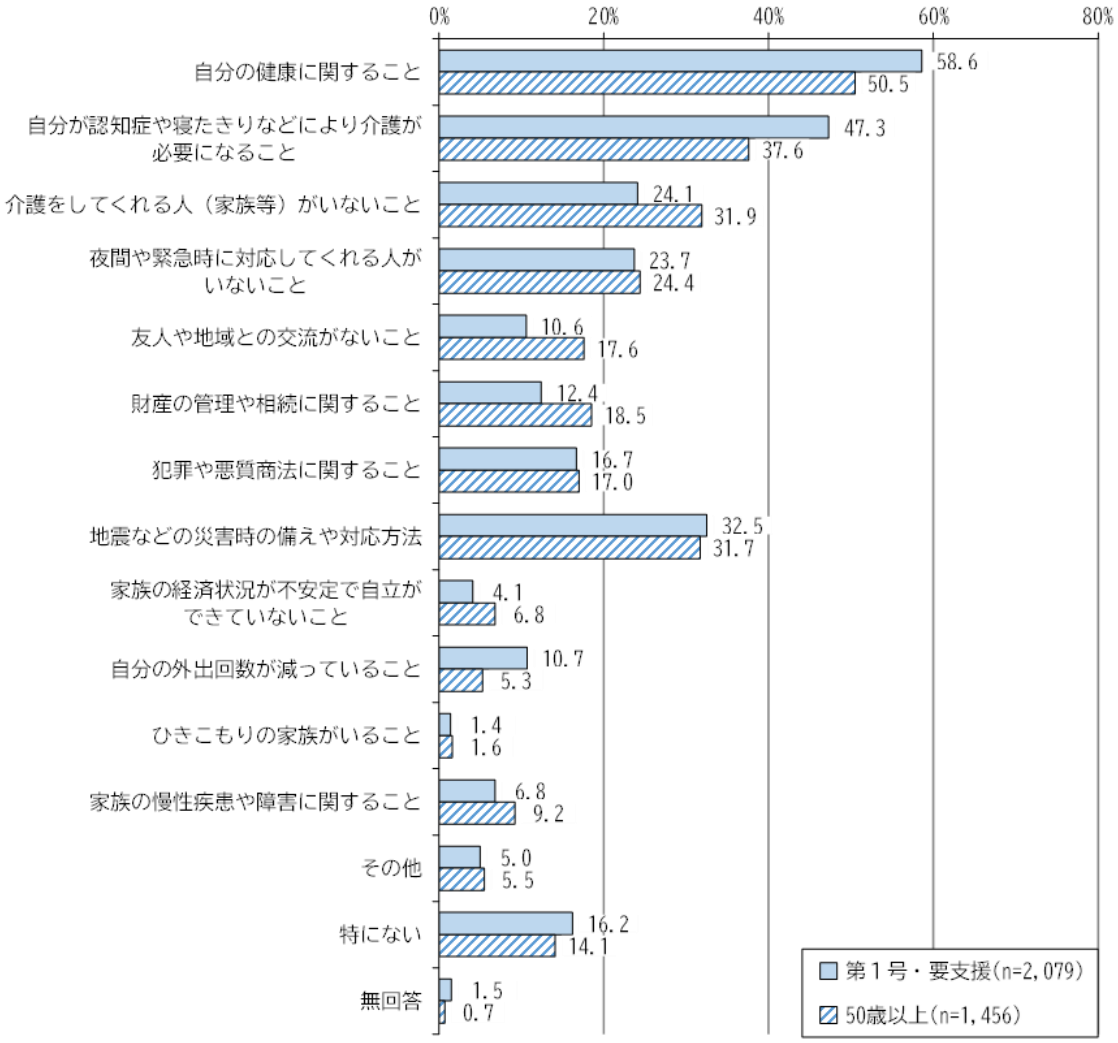
〈第１号・要支援〉



④現在の生活上の不安

○〈第１号・要支援〉、〈50歳以上〉ともに「自分の健康に関すること」が最も割合が高く、次に「自分が認知症や寝たきりなどにより介護が必要になること」の順に高くなっています。

【図表】３-24　現在の生活の不安（複数回答）
〈第１号・要支援、50歳以上〉

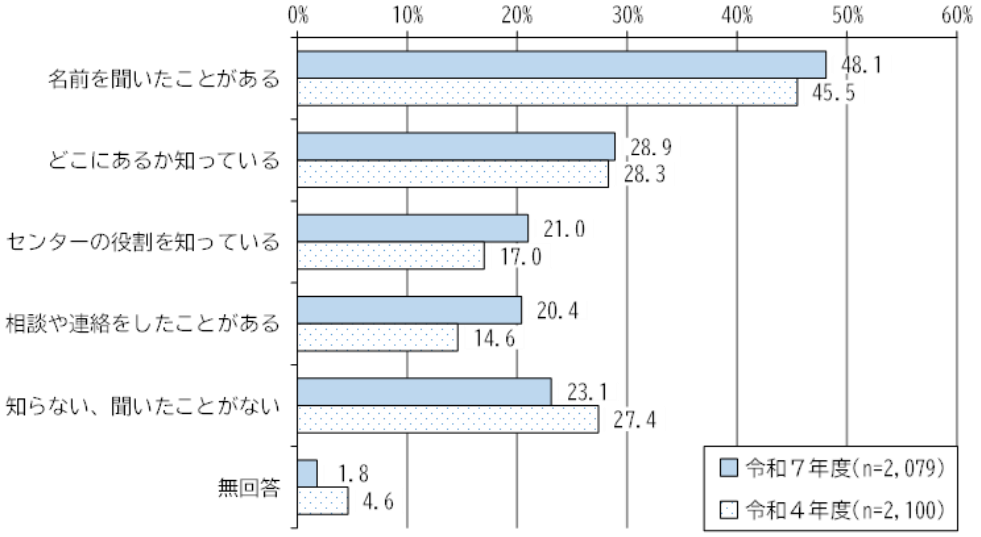


⑤高齢者あんしん相談センターの認知度

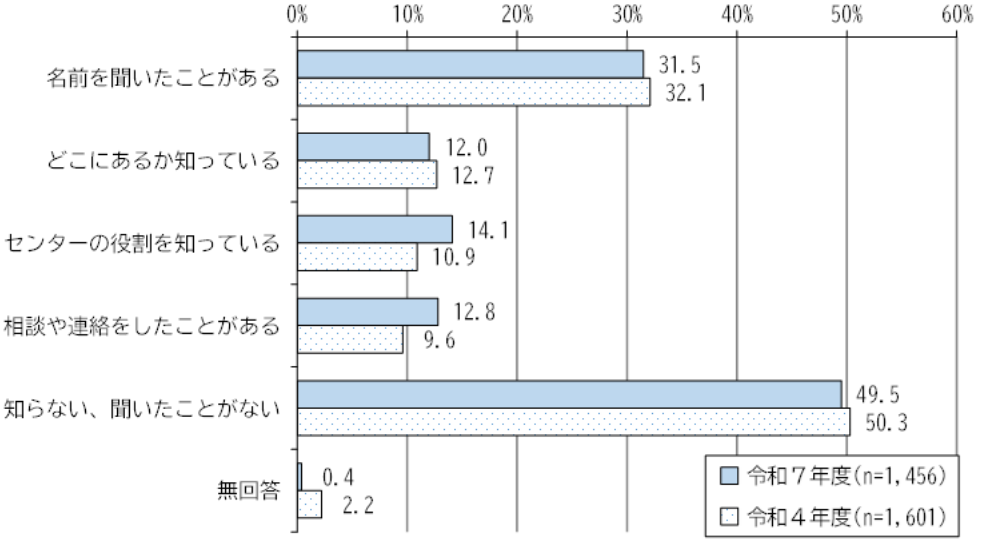
○認知度は前回より高まっていますが、一方で「知らない、聞いたことがない」との回答が〈第１号・要支援〉で23.1%、〈50歳以上〉で49.5%、〈在宅介護〉で13.6%となっています。

【図表】３-25　高齢者あんしん相談センターの認知度（複数回答）

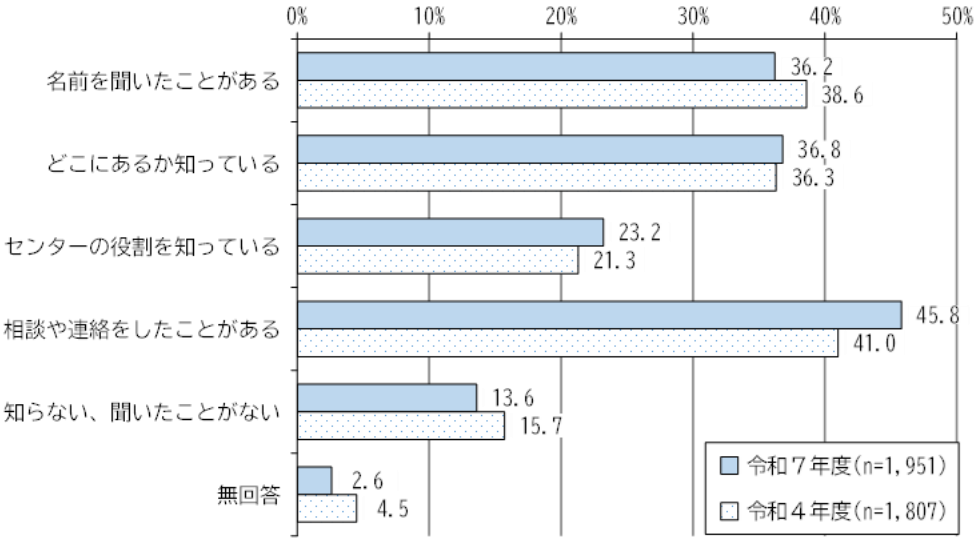
〈第１号・要支援〉



〈50歳以上〉



〈在宅介護〉



〔主な課題等〕

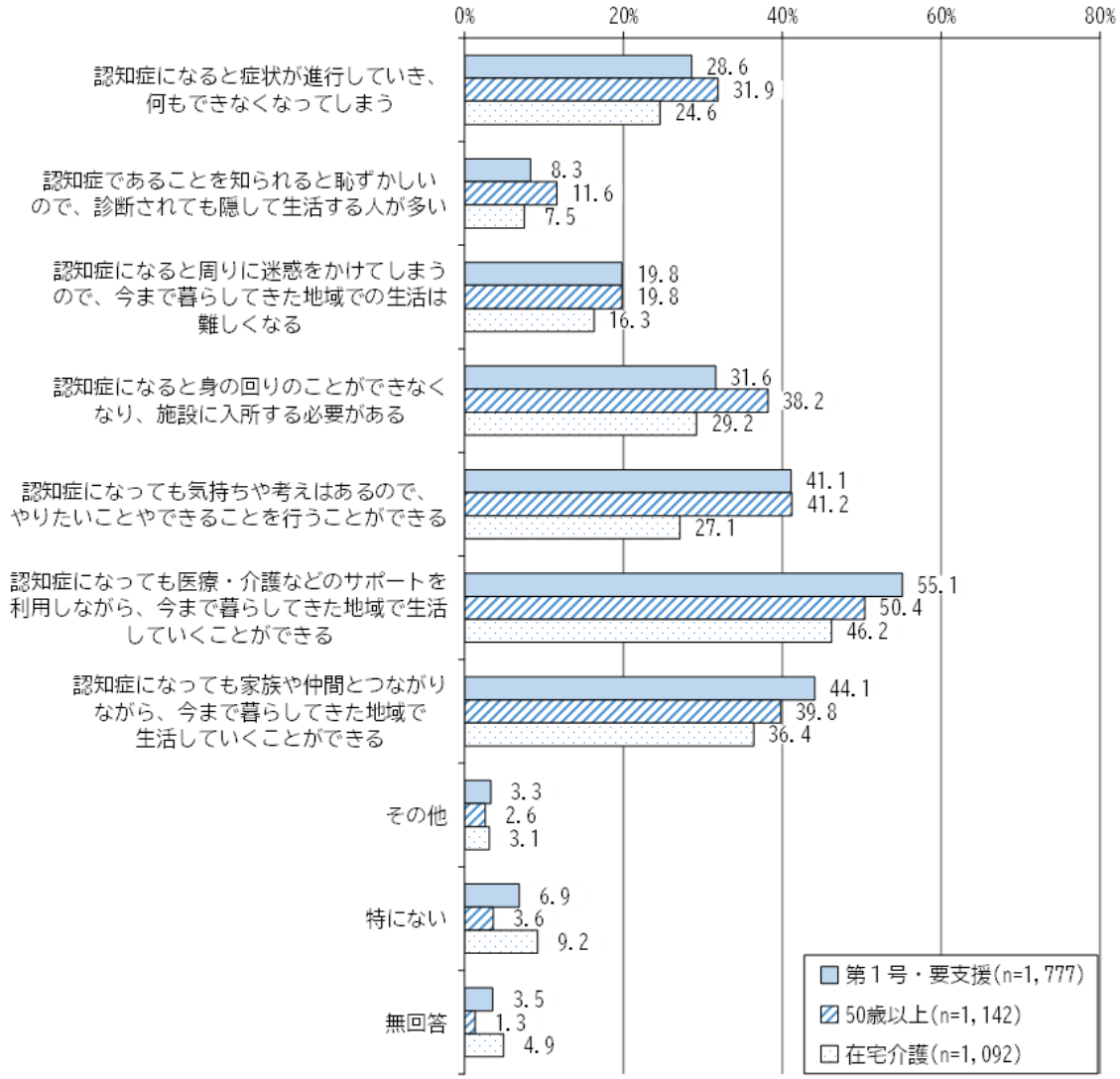
- 高齢者が地域活動に参加するためのきっかけづくりを行うとともに、活動の場の支援や普及啓発を強化すること
- すでに携帯電話やスマートフォンを所有する高齢者に対する効率的な情報発信を強化すると同時に、所有していない高齢者も一定数いることを踏まえ、すべての高齢者を取り残すことのないような情報発信をすること
- 高齢者が感じる孤独や孤立を和らげるため、75歳以上の後期高齢者世代を中心に地域での見守り体制の強化や居場所づくり支援を実施すること
- 介護が必要となった本人や家族が、課題を抱え込むことなくスムーズにサービスに繋がるよう、50歳以上の現役世代を中心に高齢者あんしん相談センターの認知度を高めること

（２）認知症について

①認知症のイメージについて

○いずれの対象者においても、「認知症になっても医療・介護などのサポートを利用しながら、今まで暮らしてきた地域で生活していくことができる」が最も高くなっています。

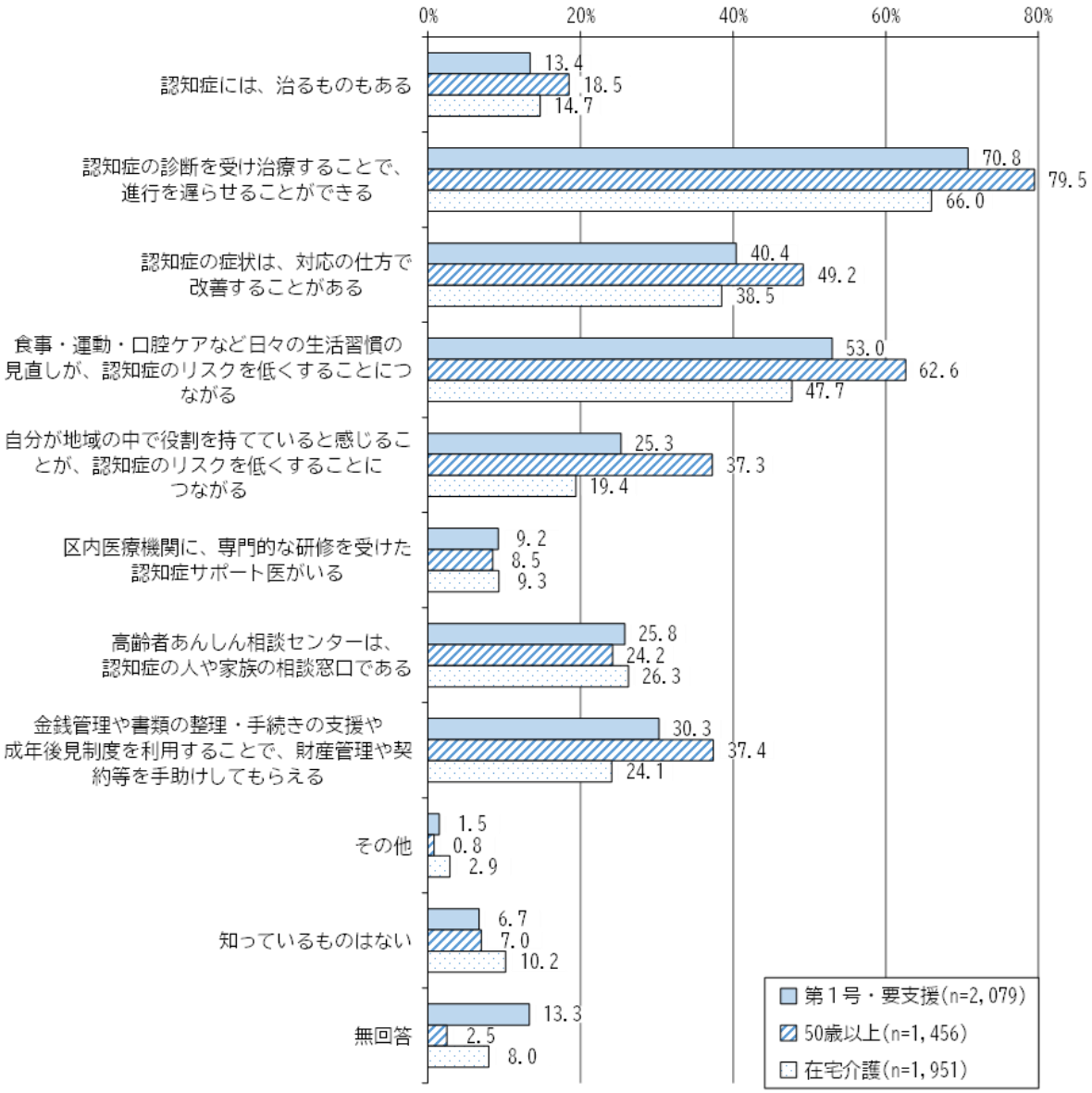
【図表】３-26　認知症のイメージについて（複数回答）
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



②認知症についての知識

○いずれの対象者においても、「認知症の診断を受け治療することで、進行を遅らせることができる」が最も多く、次いで「食事・運動・口腔ケアなど日々の生活習慣の見直しが、認知症のリスクを低くすることにつながる」が多くなっています。

【図表】３-27　認知症のケアや支援制度について知っていること（複数回答）
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉

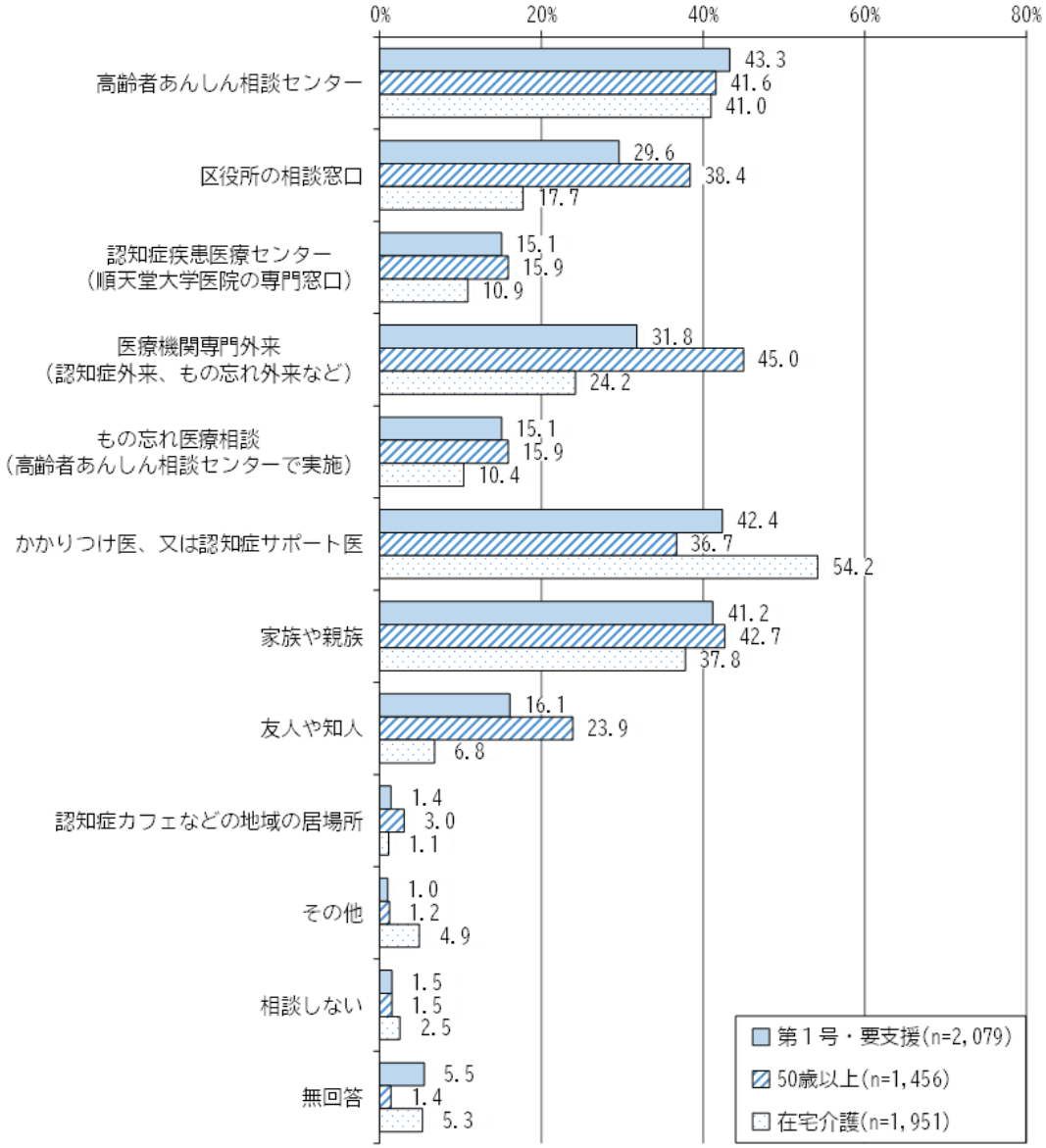


③認知症の相談窓口について

○〈50歳以上〉では、「医療機関専門外来」の45.0%を筆頭に、「高齢者あんしん相談センター」、「区役所の相談窓口」、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」、「家族や親族」も４割前後と、意向が多岐にわたっています。

○〈第１号・要支援〉と〈在宅介護〉では、「高齢者あんしん相談センター」、「かかりつけ医、又は認知症サポート医」、「家族や親族」の割合が高くなっています。

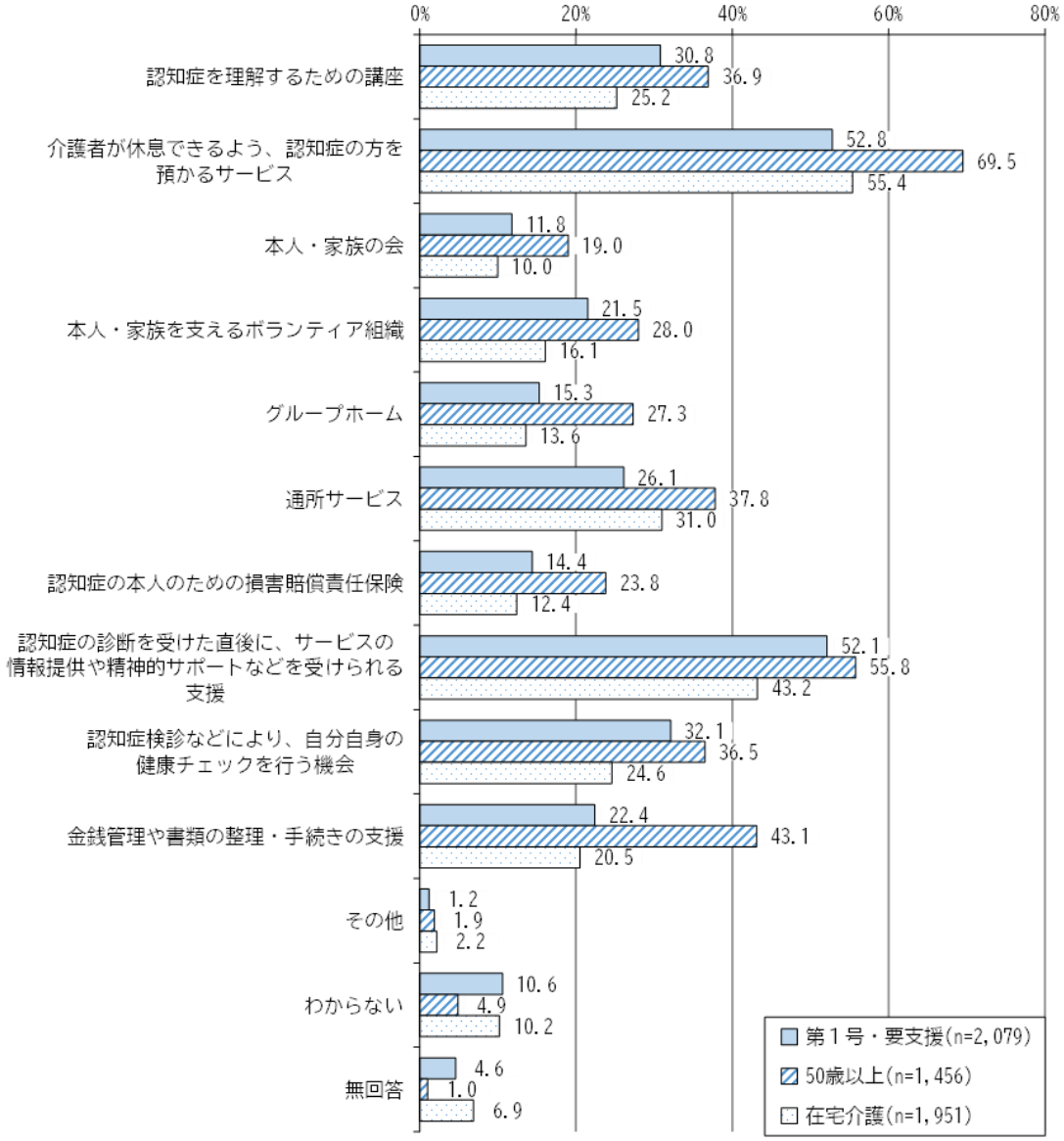
【図表】３-28　利用が想定される認知症相談窓口について（複数回答）
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



④本人や家族への支援について

○いずれの対象者においても、「介護者が休息できるよう、認知症の方を預かるサービス」が最も多く、次いで「認知症の診断を受けた直後に、サービスの情報提供や精神的サポートなどを受けられる支援」が多くなっています。

【図表】３-29　認知症に対する本人や家族への支援について（複数回答）
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



〔主な課題等〕

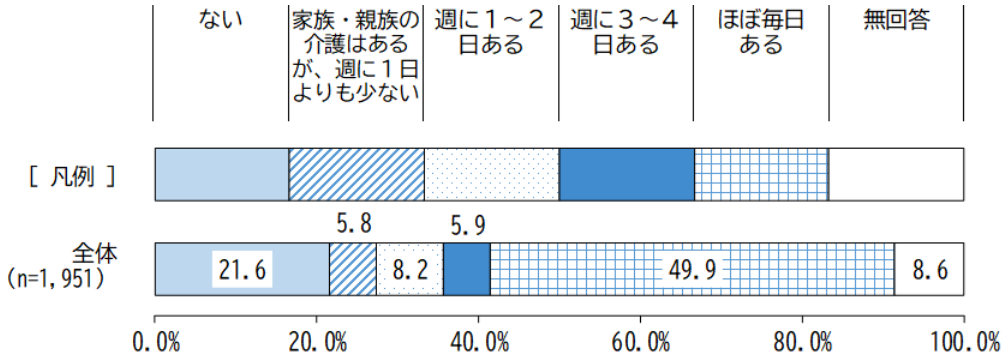
・認知症について、介護者への支援や早期からの適切な診断や対応等を行うための情報提供、相談・連携体制を推進すること
・認知症になっても生きがいを持って、住み慣れた地域で自分らしく暮らすことができるよう、地域でのつながりや理解・協力を得ること

（３）家族介護者の状況について

①介護の実施状況

○〈在宅介護〉介護者からの介護について、「ほぼ毎日ある」が49.9%で最も多くなっています。

【図表】３-30　家族又は親族から介護を受けている頻度
〈在宅介護〉

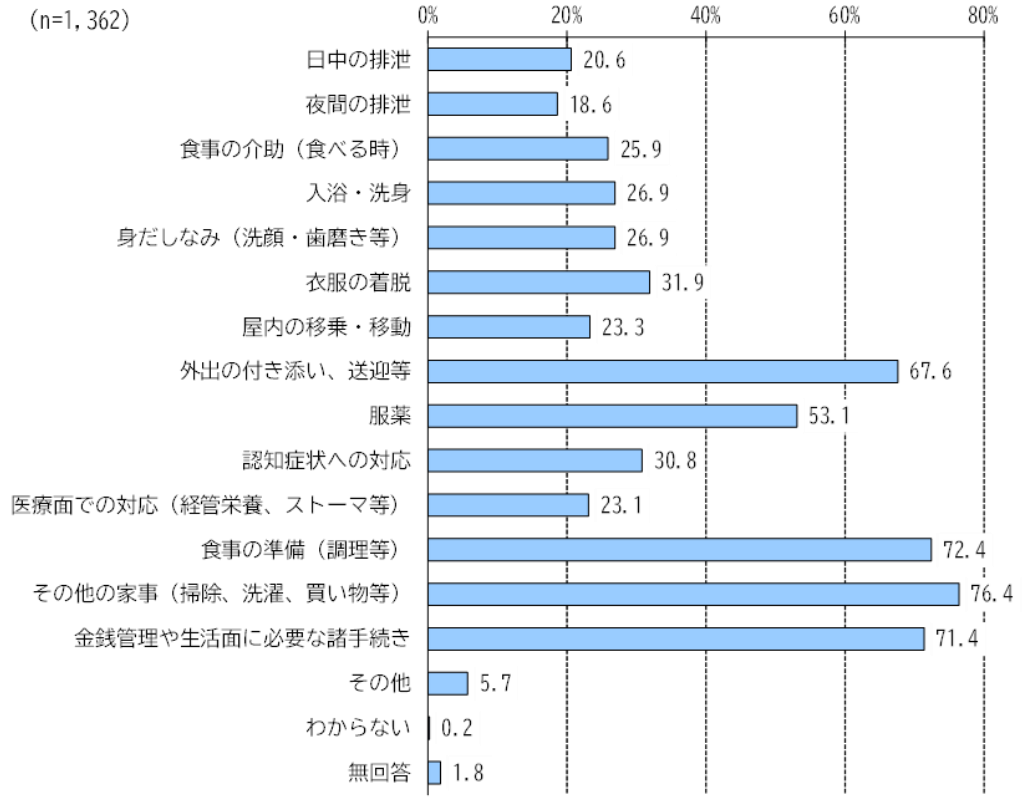


②主な介護者が、現在行っている介護、不安に感じる介護

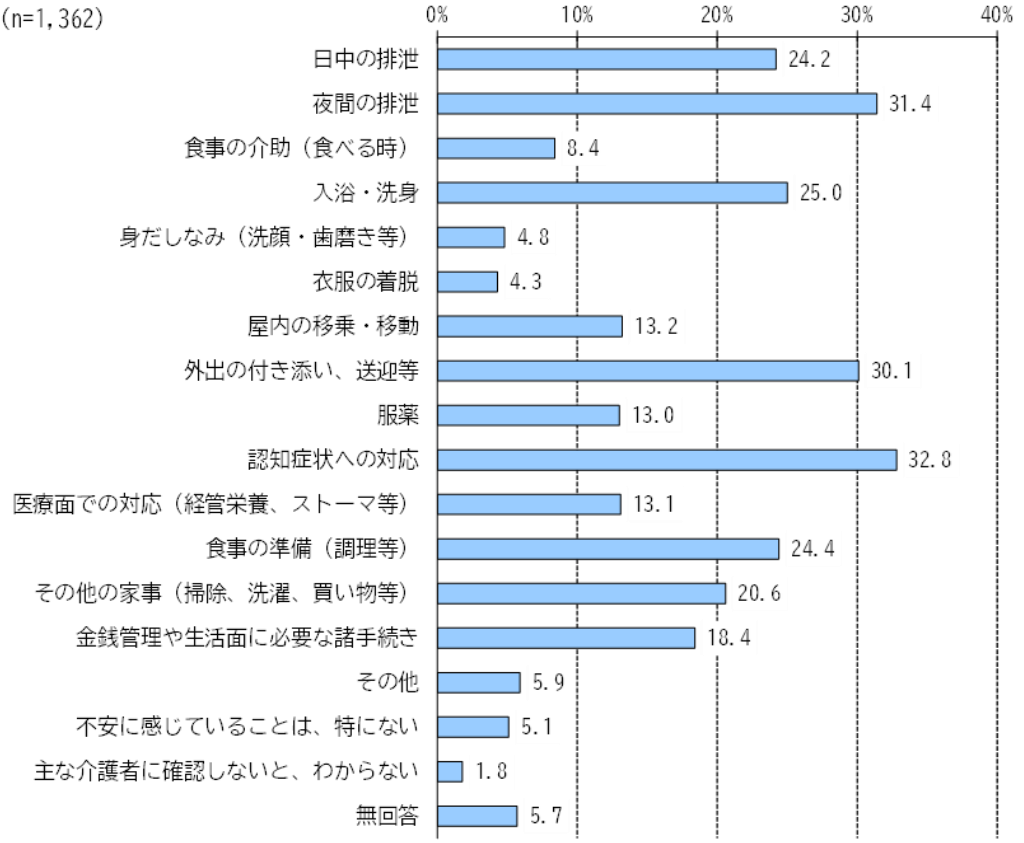
○現在行っている介護としては、「その他の家事（掃除、洗濯、買い物等）」が76.4%で最も多く、次いで「食事の準備（調理等）」が72.4%、「金銭管理や生活面に必要な諸手続き」が71.4%となっています。

○現在の生活を継続していくにあたって、介護者が不安に感じる介護として、「認知症状への対応」が32.8%で最も多く、次いで「夜間の排泄」が31.4%、「外出の付き添い、送迎等」が30.1%となっています。

【図表】３-31　主な介護者が、現在行っている介護（複数回答）
〈在宅介護〉



【図表】３-32　主な介護者が、不安に感じる介護（複数回答）
〈在宅介護〉

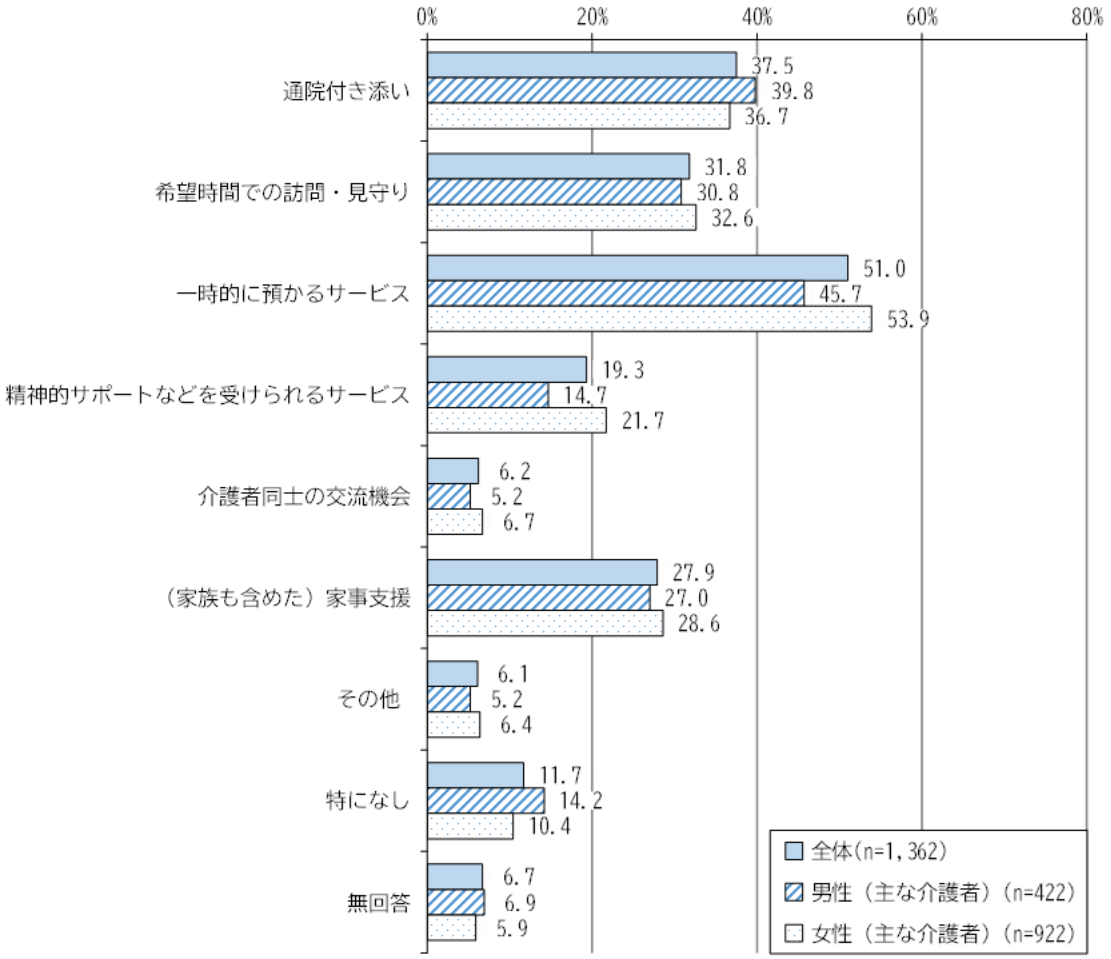


③主な介護者に必要な支援

○「一時的に預かるサービス」が51.0%で最も多く、次いで「通院付き添い」が37.5%、「希望時間での訪問・見守り」が31.8%となっています。

○主な介護者の性別でみると、「一時的に預かるサービス」、「精神的サポートなどを受けられるサービス」で男性より女性の割合が高くなっています。

【図表】３-33　主な介護者に必要な支援（複数回答）
〈在宅介護〉



〔主な課題等〕

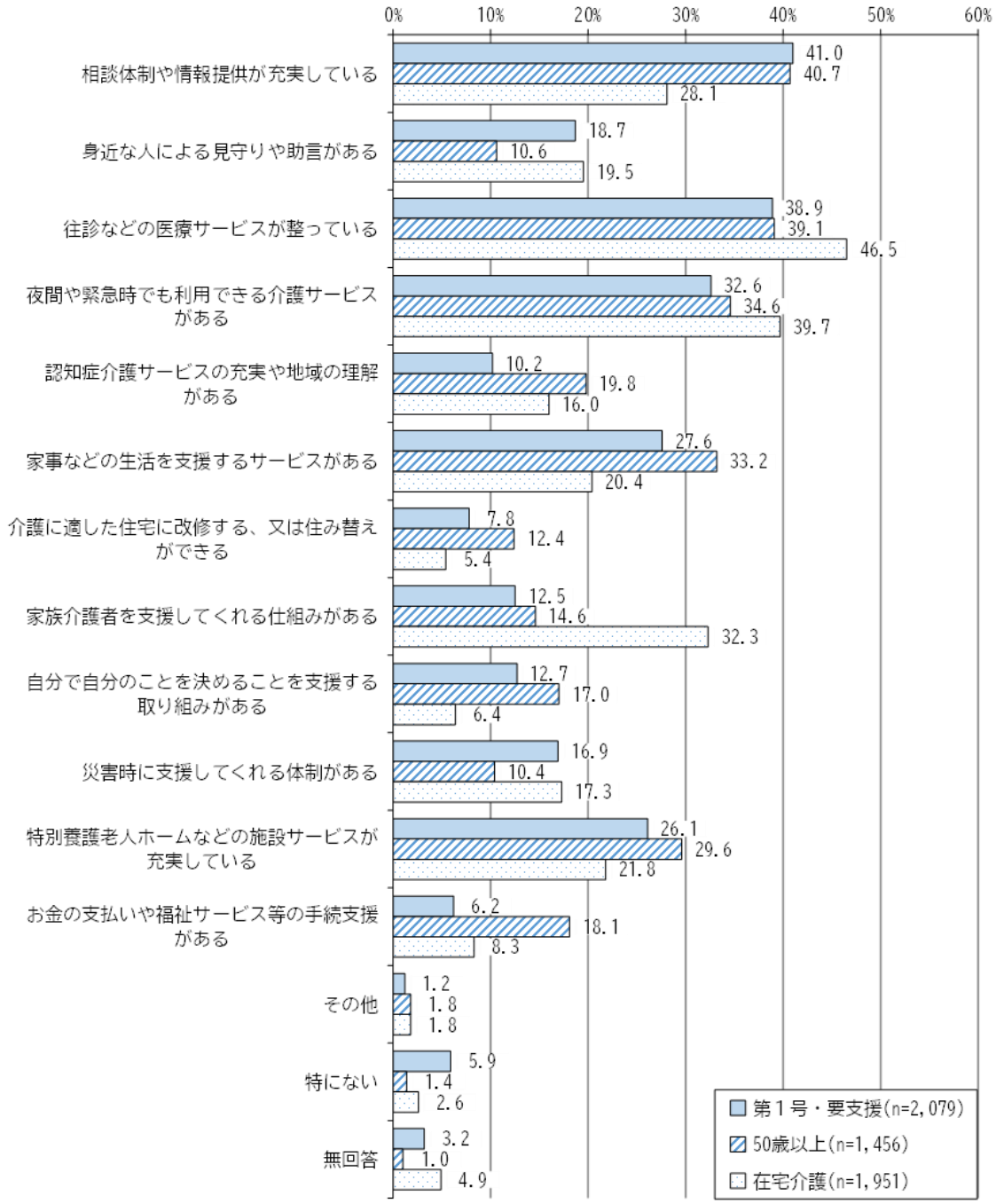
・在宅での生活を継続していくために、家族介護者の身体的・精神的負担を軽減すること
・家族介護者への相談体制を充実させること

（４）医療・介護の連携について

①介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこと

○〈第１号・要支援〉と〈50歳以上〉では、「相談体制や情報提供が充実している」が、〈在宅介護〉では「往診などの医療サービスが整っている」が最も高くなっています。

【図表】３-34　介護が必要になっても、地域で暮らし続けるために必要なこと（複数回答）〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



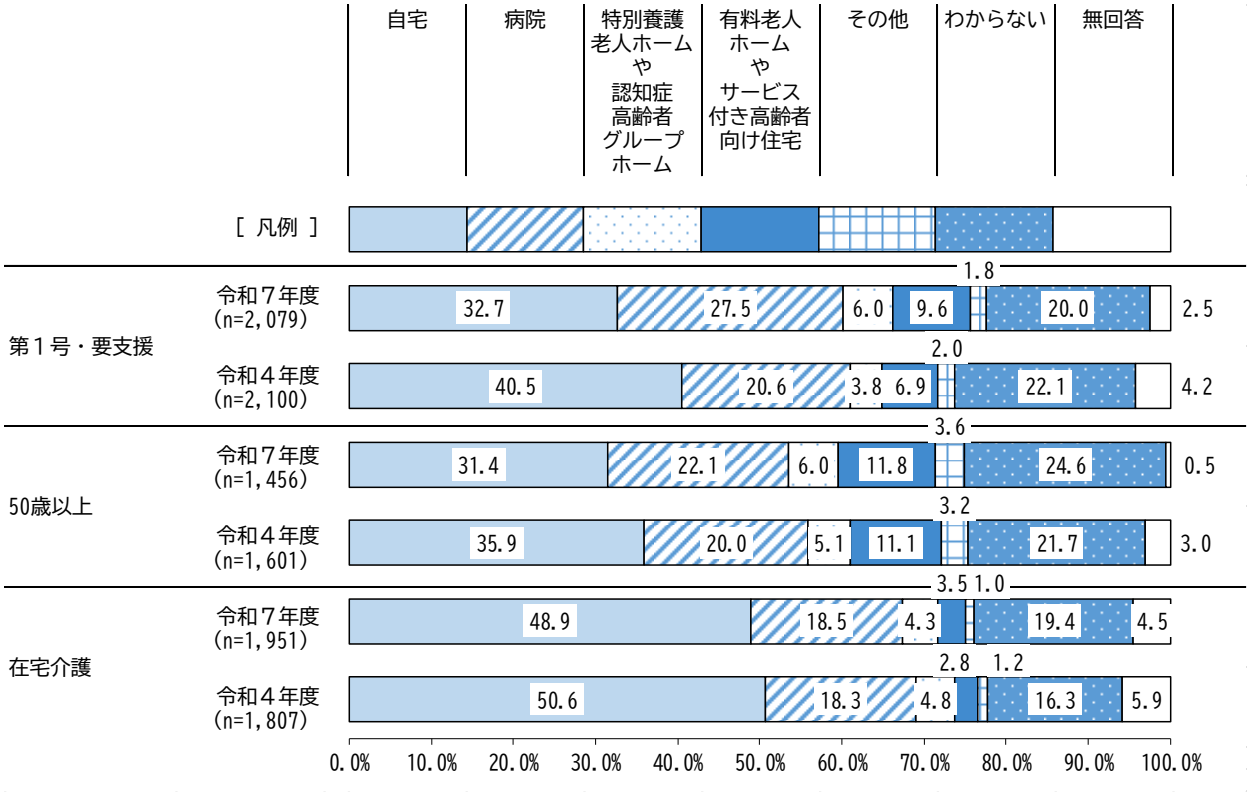
②終末期を迎えたい場所

○いずれの対象者においても「自宅」が最も多く、〈在宅介護〉が48.9%、〈第１号・要支援〉が32.7%、〈50歳以上〉が31.4%となっています。

○前回（令和４年度）調査結果と比較すると、〈第１号・要支援〉と〈50歳以上〉では、「自宅」の割合が減り、「病院」の割合が増えています。

○いずれの対象者においても、「わからない」が２割程度となっています。

【図表】３-35　終末期を迎えたい場所
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



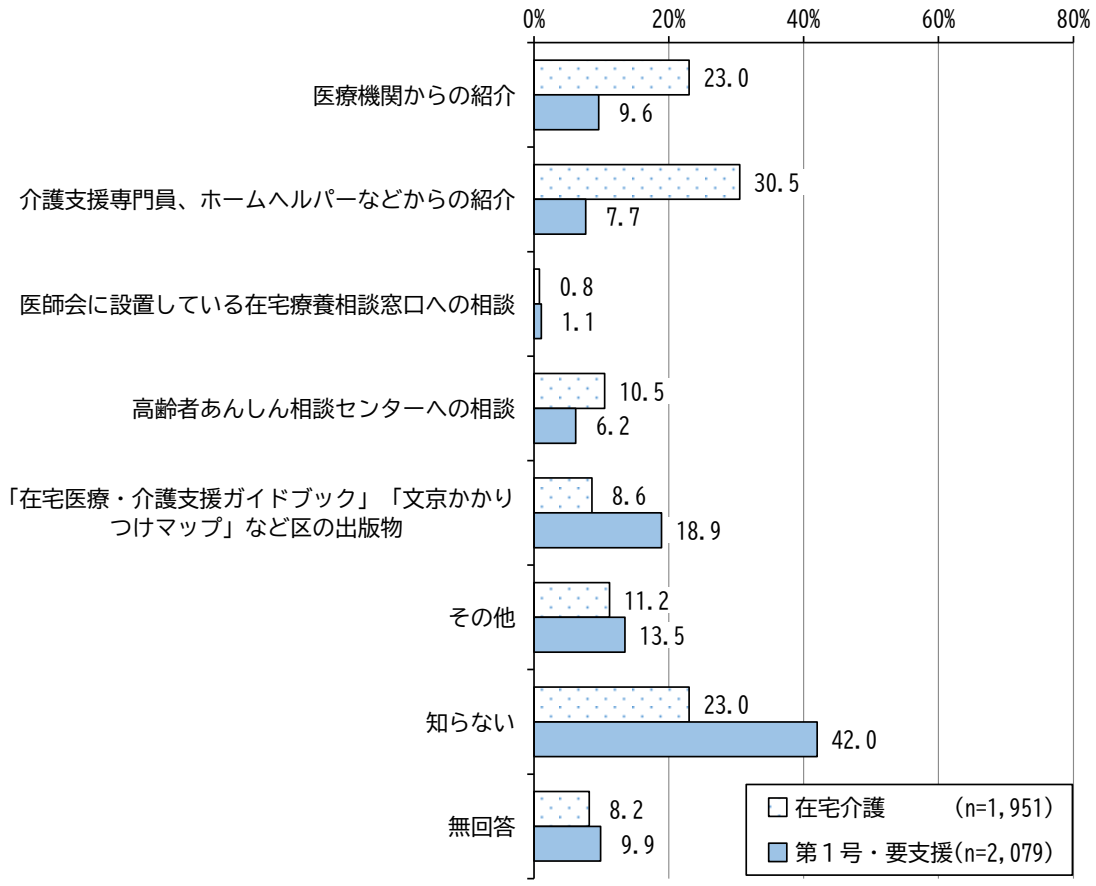
③在宅医療の認知度

○在宅医療を認知したきっかけは、〈在宅介護〉では「介護支援専門員、ホームヘルパーなどからの紹介」が30.5%で最も多く、次いで「医療機関からの紹介」となっています。

○〈第１号・要支援〉では、「在宅医療・介護支援ガイドブック」「文京かかりつけマップ」など区の出版物の順となっています。

○在宅医療を「知らない」が〈在宅介護〉で２割以上、〈第１号・要支援〉では４割以上と、いずれも高い数値となっています。

【図表】３-36　在宅医療の認知度（複数回答）
〈在宅介護、第１号・要支援〉

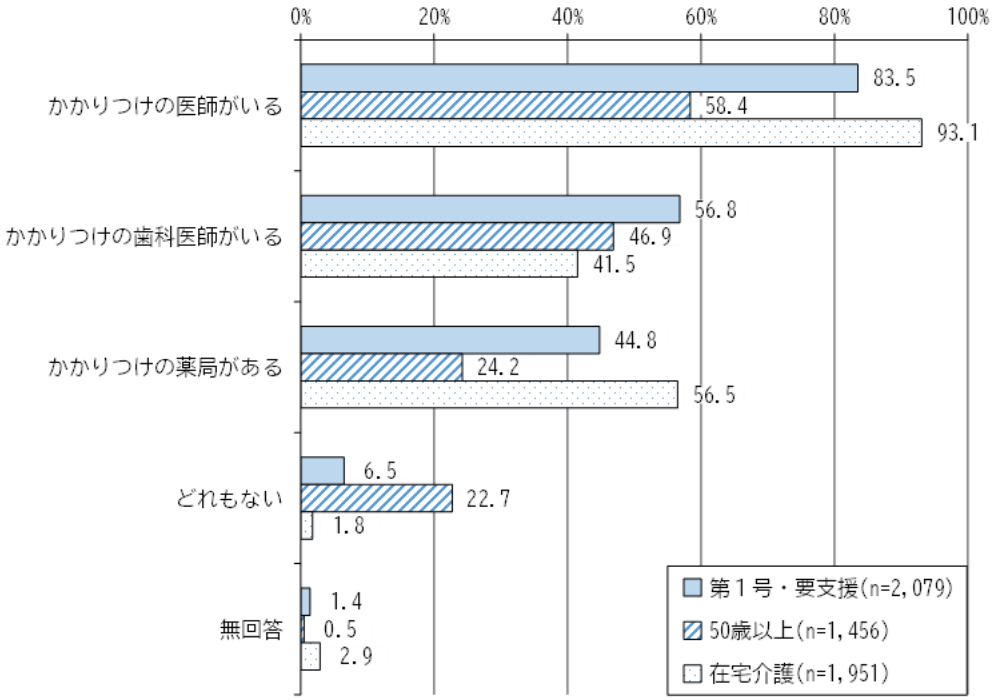


④かかりつけ医・歯科医・薬局の有無

○いずれの対象者においても、「かかりつけの医師がいる」が最も高く、なかでも、〈在宅介護〉が約９割、〈第１号・要支援〉が約８割となっています。

○〈第１号・要支援〉では、「かかりつけの歯科医師がいる」が56.8%、〈在宅介護〉では、「かかりつけの薬局がある」が56.5%と、他の対象者より高くなっています。

【図表】３-37　かかりつけ医・歯科医・薬局の有無（複数回答）
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉

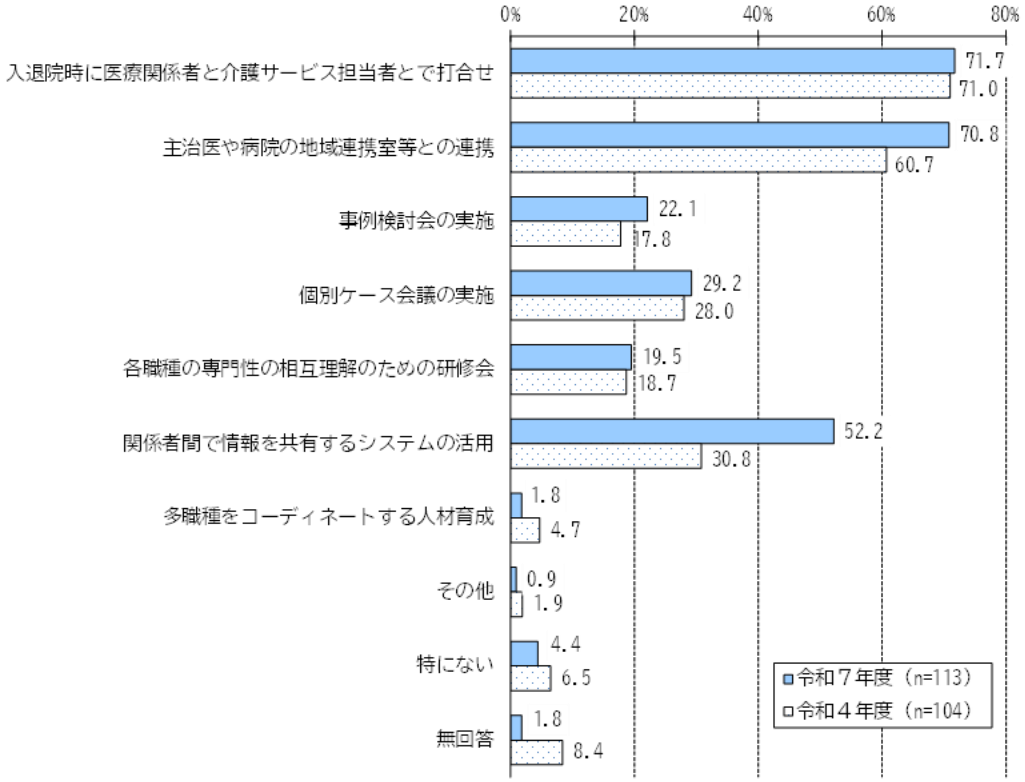


⑤医療連携の取組

○介護サービス事業者が具体的に行っている取組として、「入退院時に医療関係者と介護サービス担当者とで打合せ」が71.7%で最も多く、次いで「主治医や病院の地域連携室等との連携」が70.8%となっています。

○前回調査結果と比較すると「関係者間で情報を共有するシステムの活用」が21.4ポイント上昇しています。

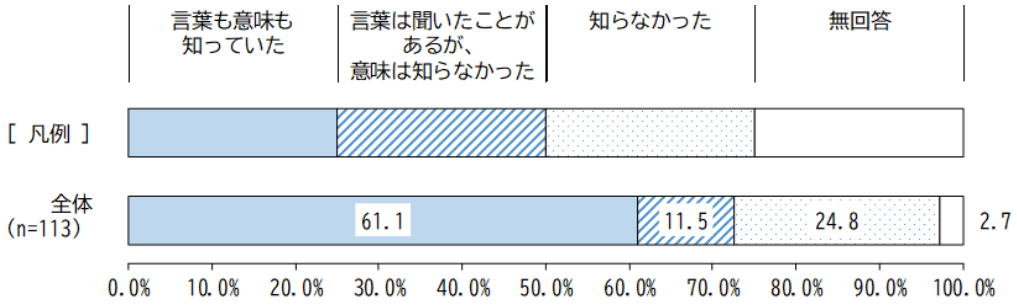
【図表】３-38　医療連携の取組（複数回答）
〈事業者〉



⑥ＡＣＰの認知度

○介護サービス事業者のうち、「言葉も意味も知っていた」が61.1%で最も多く、次いで「知らなかった」が24.8%、「言葉は聞いたことがあるが、意味は知らなかった」が11.5%となっています。

【図表】３-39　ＡＣＰの認知度
〈事業者〉



〔主な課題等〕

- **住み慣れた自宅において、継続して医療サービスを受けられるしくみづくりを推進するとともに、介護サービス事業所、医療機関等と協働し在宅医療・介護連携の普及啓発を図ること**
- **終末期を迎えたい場所として、「自宅」と回答する人が減少傾向にあるが、これは在宅医療の認知度が低いことが一因と考えられるため、在宅医療の普及啓発を行うと同時に、看取りまでを含む在宅医療体制を強化すること**
- **一方、終末期を迎えたい場所を「わからない」と回答する人が２割程度いるが、これはＡＣＰの認知度が低いことが一因と考えられるため、ＡＣＰの普及啓発を広く行うと共に、事業者への理解を促す。**
- **50歳以上の現役世代からかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師の普及促進を図ること**
- **介護サービス事業所と医療機関等、多職種間の情報共有を強化し、複雑化・複合化したケースにも対応できるよう、切れ目のない連携体制を構築すること**
- **本人が望む医療やケアを受けることができるよう、ＡＣＰの普及啓発を行うこと**

（５）住まい方について

①現在の住まいについて

○現在の住居形態は、〈50歳以上〉では持家の割合が低くなっており、特に一戸建ての割合が顕著に低くなっています。

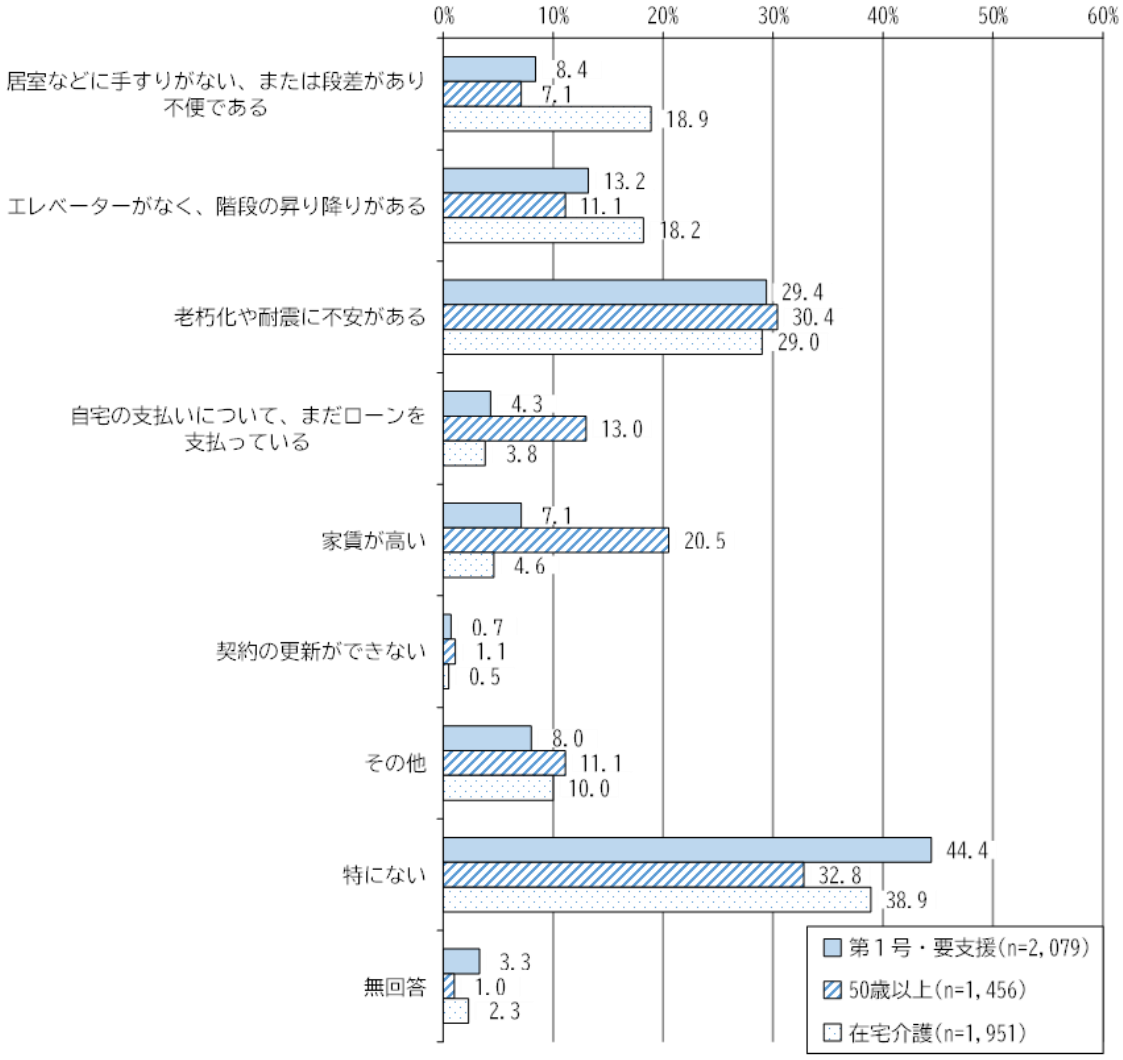
【図表】３-40　現在の住まいについて
〈50歳以上、第１号・要支援、在宅介護〉

（単位：%）

	回答者数（人）	持家（一戸建て）	持家（集合住宅）	公営賃貸住宅	民間賃貸住宅（一戸建て）	民間賃貸住宅（集合住宅）	借家	その他	無回答
50 歳以上	1,456	17.5	38.3	1.4	1.4	37.4	1.9	1.6	0.5
第１号・要支援	2,079	38.5	37.6	1.9	0.8	16.2	2.0	1.9	1.1
在宅介護	1,951	52.7	29.5	3.3	0.7	8.6	1.5	2.4	1.2

○住まいについて不便や不安を感じていることは、〈在宅介護〉では、「居室などに手すりがない、または段差があり不便である」「エレベーターがなく、階段の昇り降りがある」が、他の対象者より高くなっています。

【図表】３-41　住まいについて不便や不安に感じていること（複数回答）
〈50歳以上、第１号・要支援、在宅介護〉

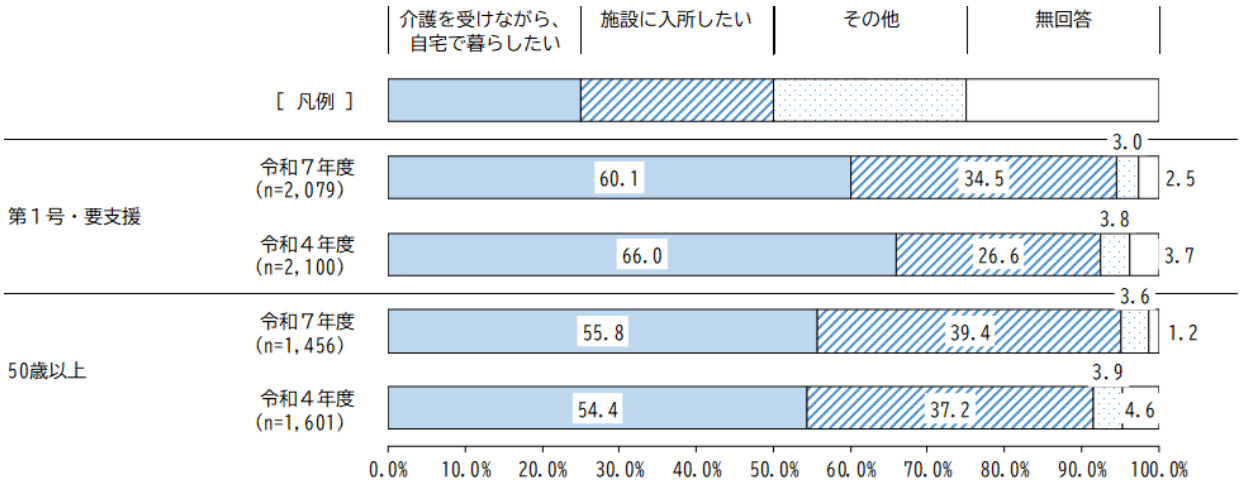


②介護が必要になった場合に希望する暮らし方

○「介護を受けながら、自宅で暮らしたい」が最も多くなっています。

○前回（令和４年度）調査結果と比較すると、「施設に入所したい」の割合がやや上昇しています。

【図表】３-42　希望する暮らし方
〈第１号・要支援、50歳以上〉

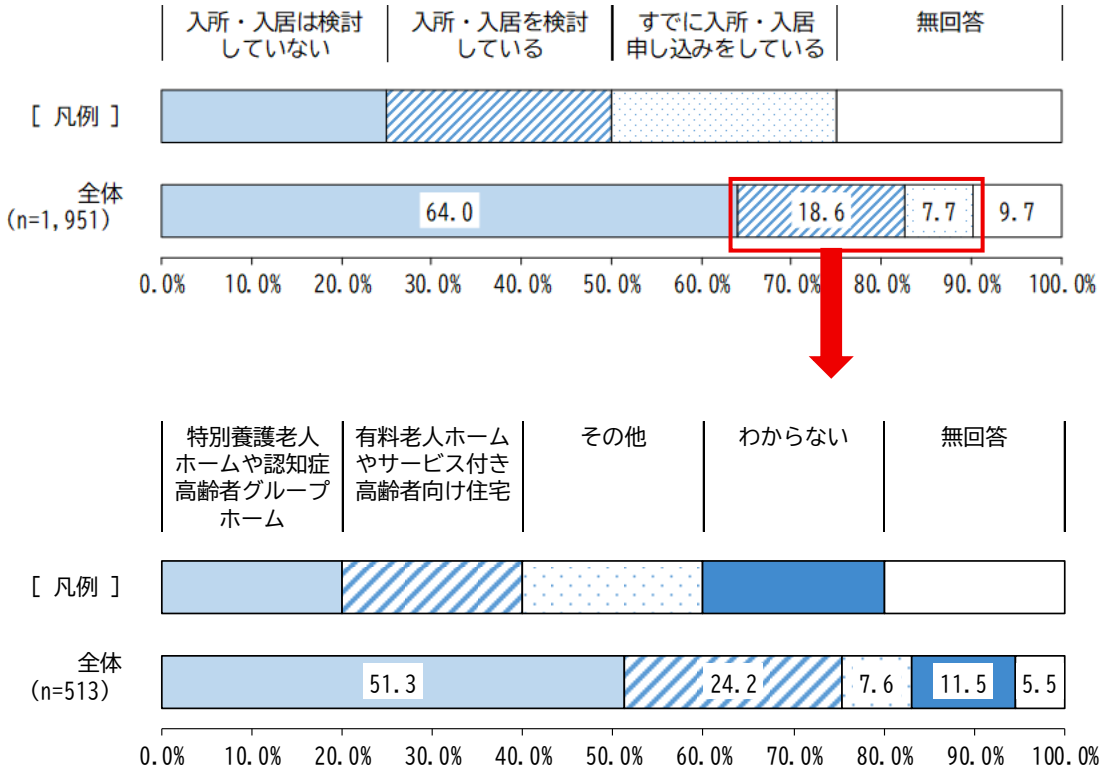


③施設等への入所・入居について

○〈在宅介護〉では、「入所・入居は検討していない」が64.0%で最も多く、次いで「入所・入居を検討している」が18.6%、「すでに入所・入居申し込みをしている」が7.7%となっています。

○　入所・入居を検討、または申し込みしている方のなかで、検討・申し込みをしている施設としては、「特別養護老人ホームや認知症高齢者グループホーム」が51.3%で最も多くなっています。

【図表】３-43　施設等への入所・入居について
〈在宅介護〉



〔主な課題等〕

- 住み慣れた地域において、自立して住み続けるため、引き続き、適切な福祉用具の使用や住宅改修等の支援をすること
- 介護が必要になっても、在宅生活の継続や、高齢者向け施設の入所など、本人の希望に沿った住まいを確保すること

P.134

（６）介護人材について

①従業員採用者数と離職者数

○1年間の採用者数については、前回調査（令和３年度採用・離職者）と比較して、全体としては増加しています。

【図表】３-44　従業員採用者数と離職者数

（単位：人）

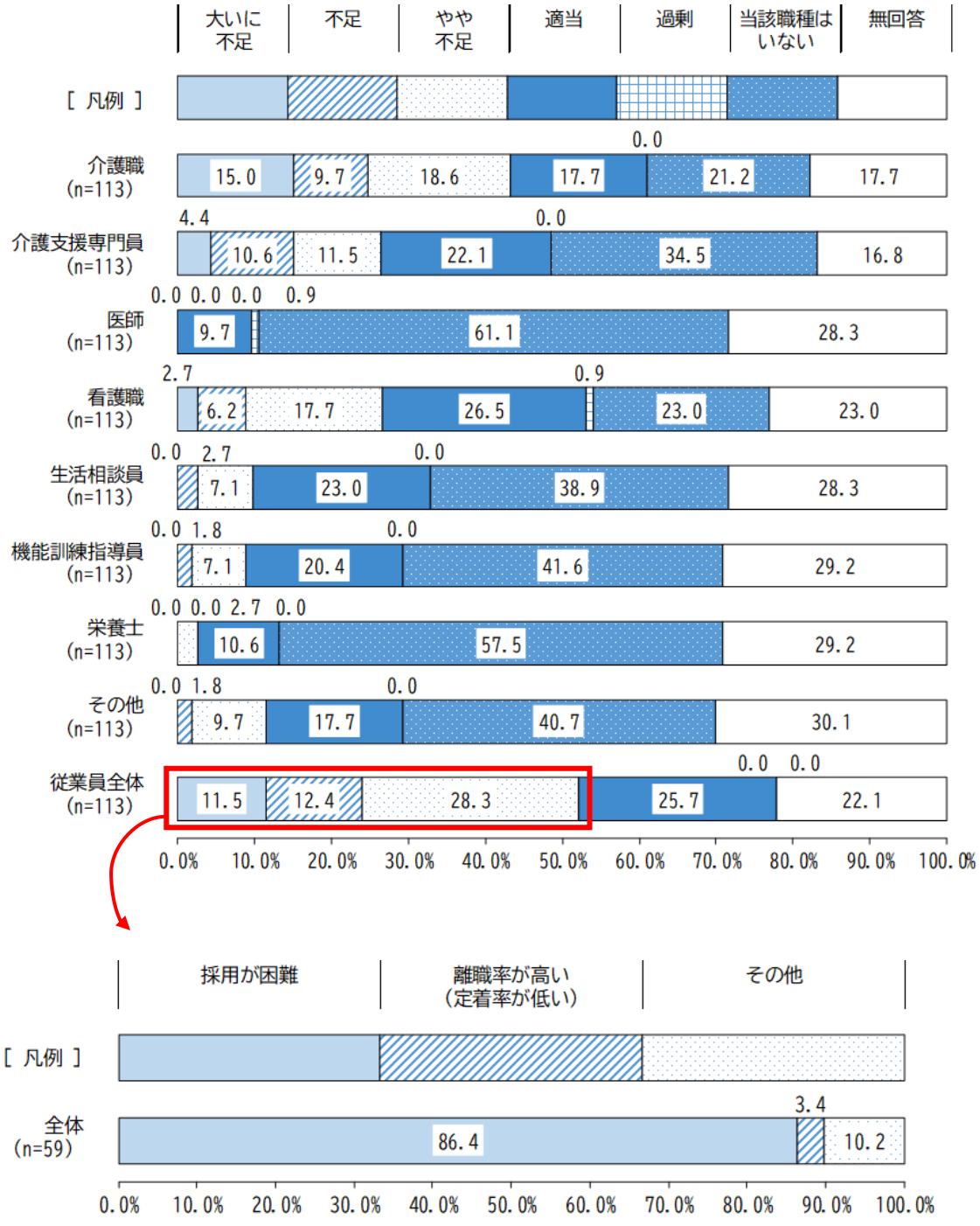
	採用者数		離職者数	
	訪問介護職員	その他の介護職員	訪問介護職員	その他の介護職員
今回調査（113 事業者）	34	119	33	98
前回調査（107 事業者）	42	86	28	83

②従業員の過不足状況、不足の主な理由、影響

○職種別でみると、介護職では『不足』（大いに不足～やや不足）しているという回答が43.3%、介護支援専門員では26.5%、看護職では26.6%となっています。

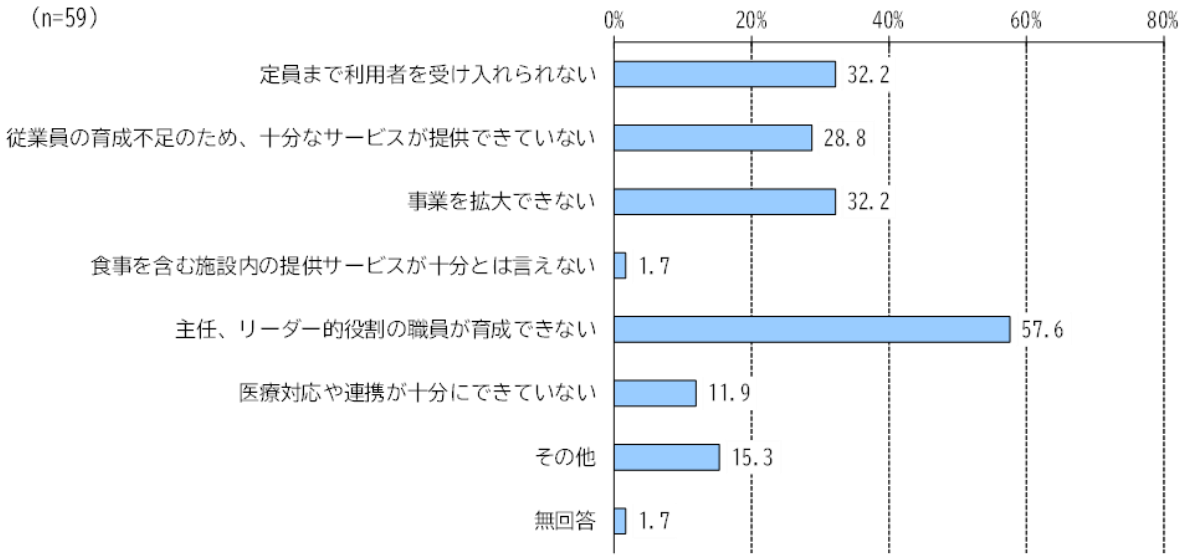
○従業員全体では、『不足』が52.2%となっています。『不足』の理由としては、「採用が困難」が86.4%で最も多くなっています。

【図表】３-45　従業員の過不足状況、不足の主な理由
〈事業者〉



○従業員が不足していることによる影響として、「主任、リーダー的役割の職員が育成できない」が57.6%で最も多く、次いで「定員まで利用者を受け入れられない」、「事業を拡大できない」、「従業員の育成不足のため、十分なサービスが提供できていない」の順となっています。

【図表】３-46　従業員不足による影響（複数回答）
〈事業者〉

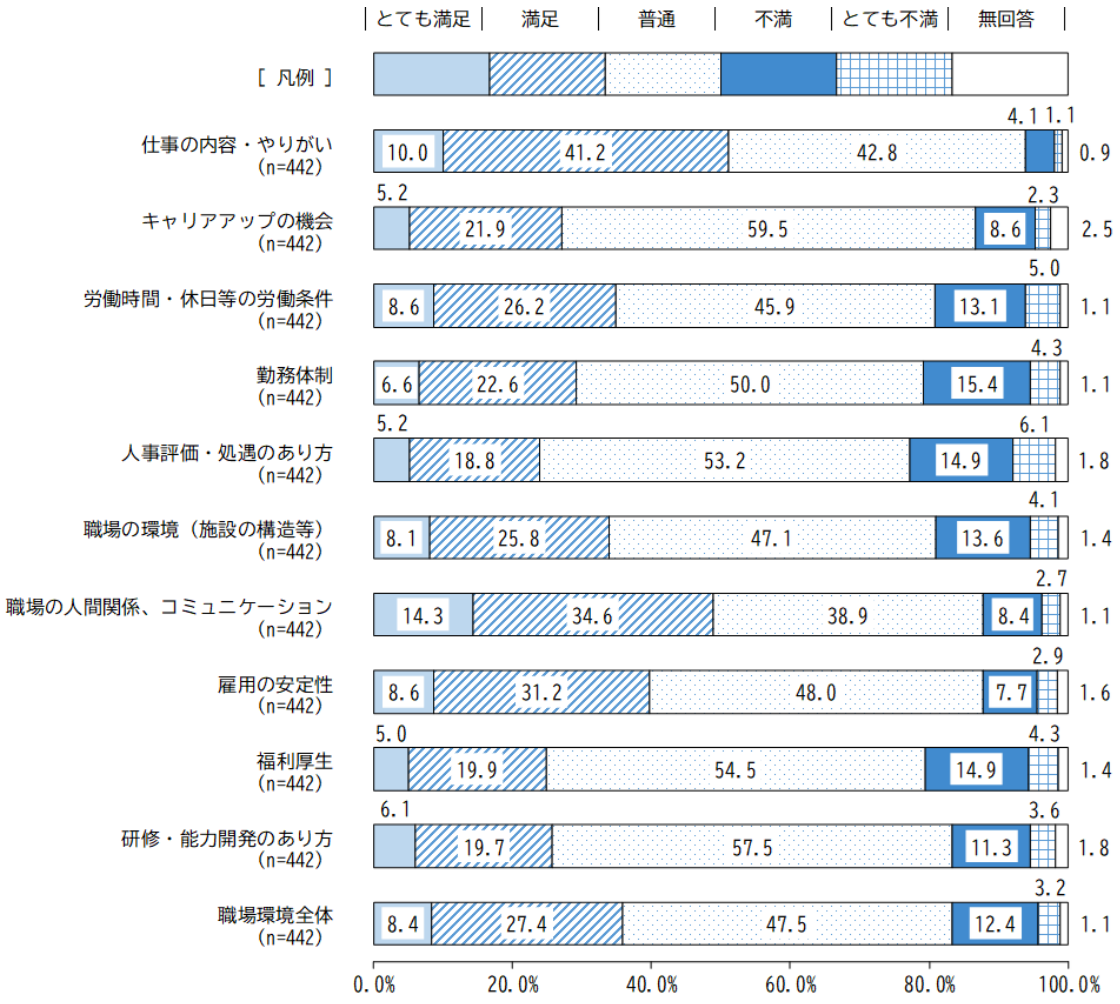


③仕事の満足度

○「とても満足」と「満足」を合わせた『満足』とする割合をみると、「仕事の内容・やりがい」が51.2%と最も高く、次いで、「職場の人間関係、コミュニケーション」が48.9%となっています。

【図表】３-47　仕事の満足度

〈従事者〉

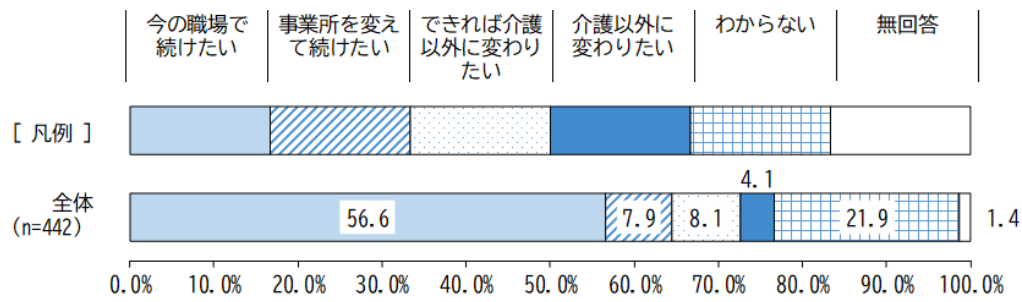


④介護の仕事の継続意向

○「今の職場で続けたい」が56.6%で最も多く、次いで「わからない」が21.9%、「できれば介護以外に変わりたい」が8.1%となっています。

【図表】３-48　介護の仕事の継続意向

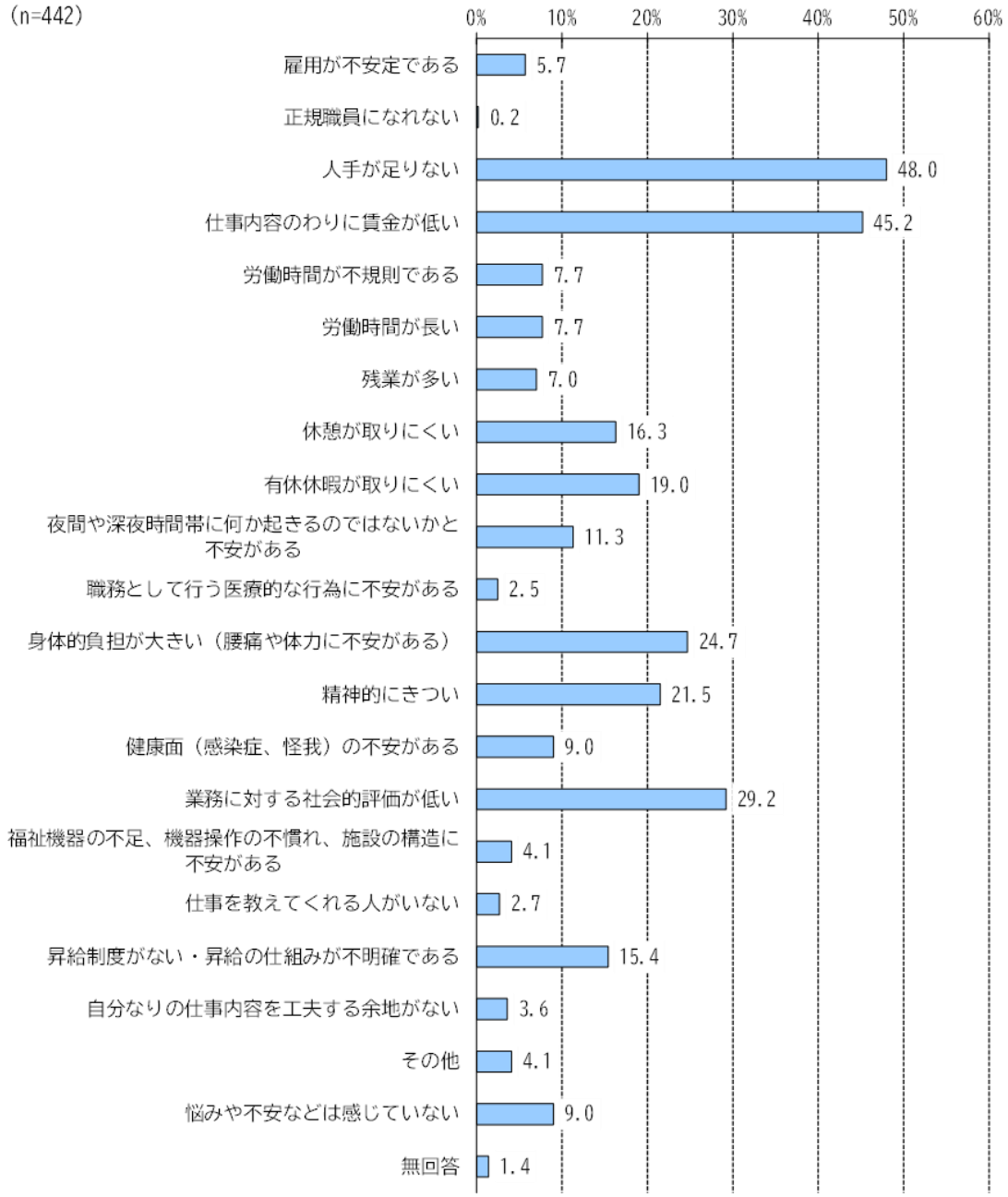
〈従事者〉



⑤労働条件などについて悩み、不安、不満

○「人手が足りない」が48.0%で最も多く、次いで「仕事内容のわりに賃金が低い」が45.2%、「業務に対する社会的評価が低い」が29.2%となっています。

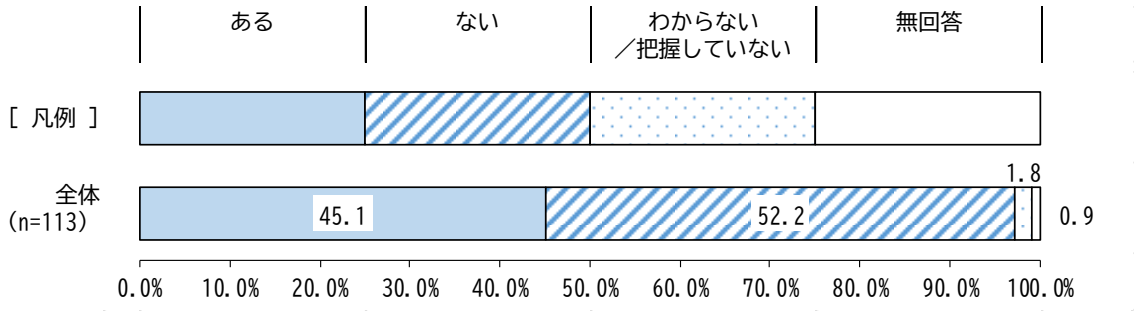
【図表】３-49　労働条件などについて悩み、不安、不満（複数回答）
〈従事者〉



⑥利用者や家族からのハラスメントの有無

○利用者やその家族からのハラスメントは、「ない」が52.2%、「ある」が45.1%となっています。

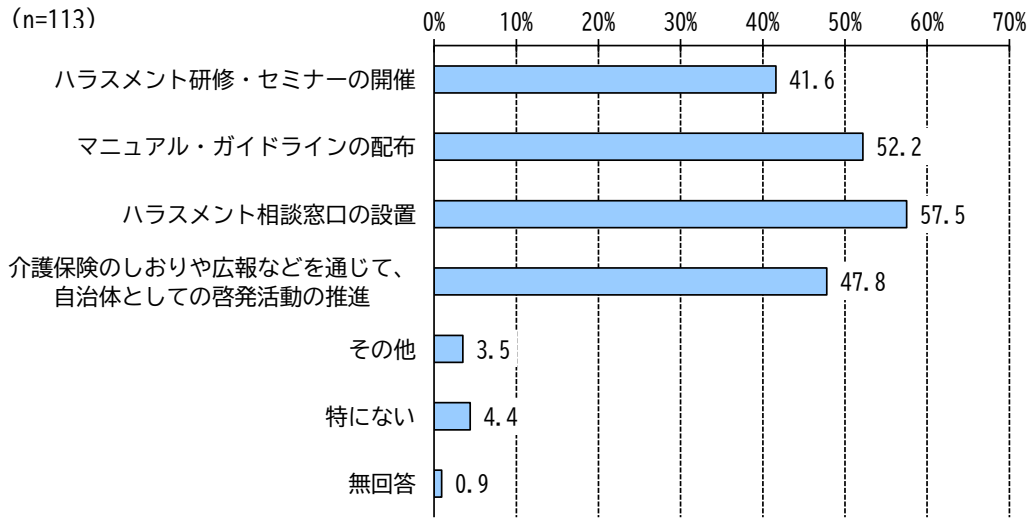
【図表】３-50　利用者やその家族からのハラスメントの有無
〈事業者〉



⑦区に支援してほしい利用者や家族からのハラスメント対策

○「ハラスメント相談窓口の設置」が57.5%で最も多く、次いで「マニュアル・ガイドラインの配布」が52.2%、「介護保険のしおりや広報などを通じて、自治体としての啓発活動の推進」が47.8%となっています。

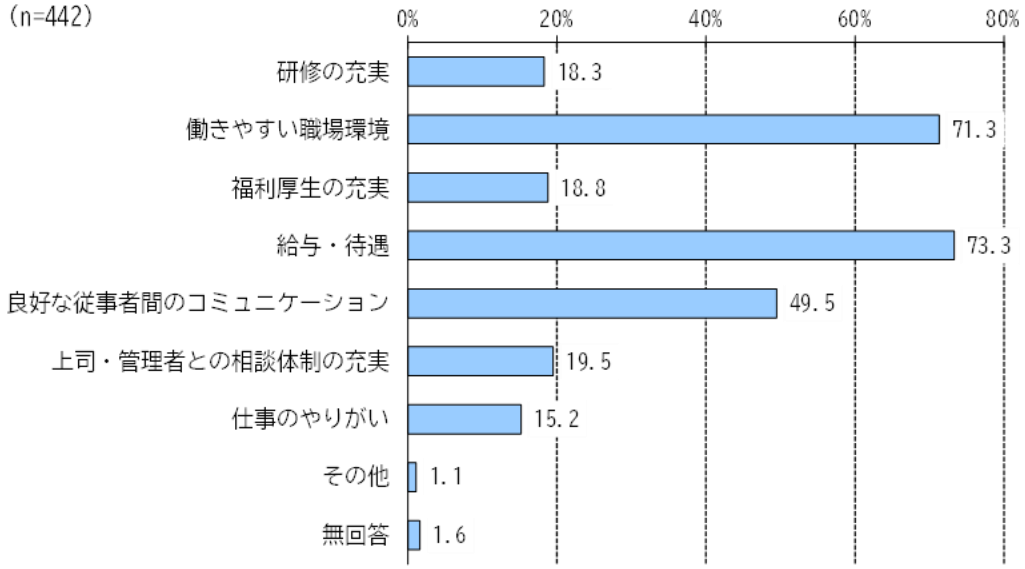
【図表】３-51　ハラスメント対策として区に支援してほしいこと（複数回答）
〈事業者〉



⑧人材の育成・定着のために有効なポイント

○従事者調査では、「給与・待遇」が73.3%で最も多く、次いで「働きやすい職場環境」が71.3%、「良好な従事者間のコミュニケーション」が49.5%となっています。

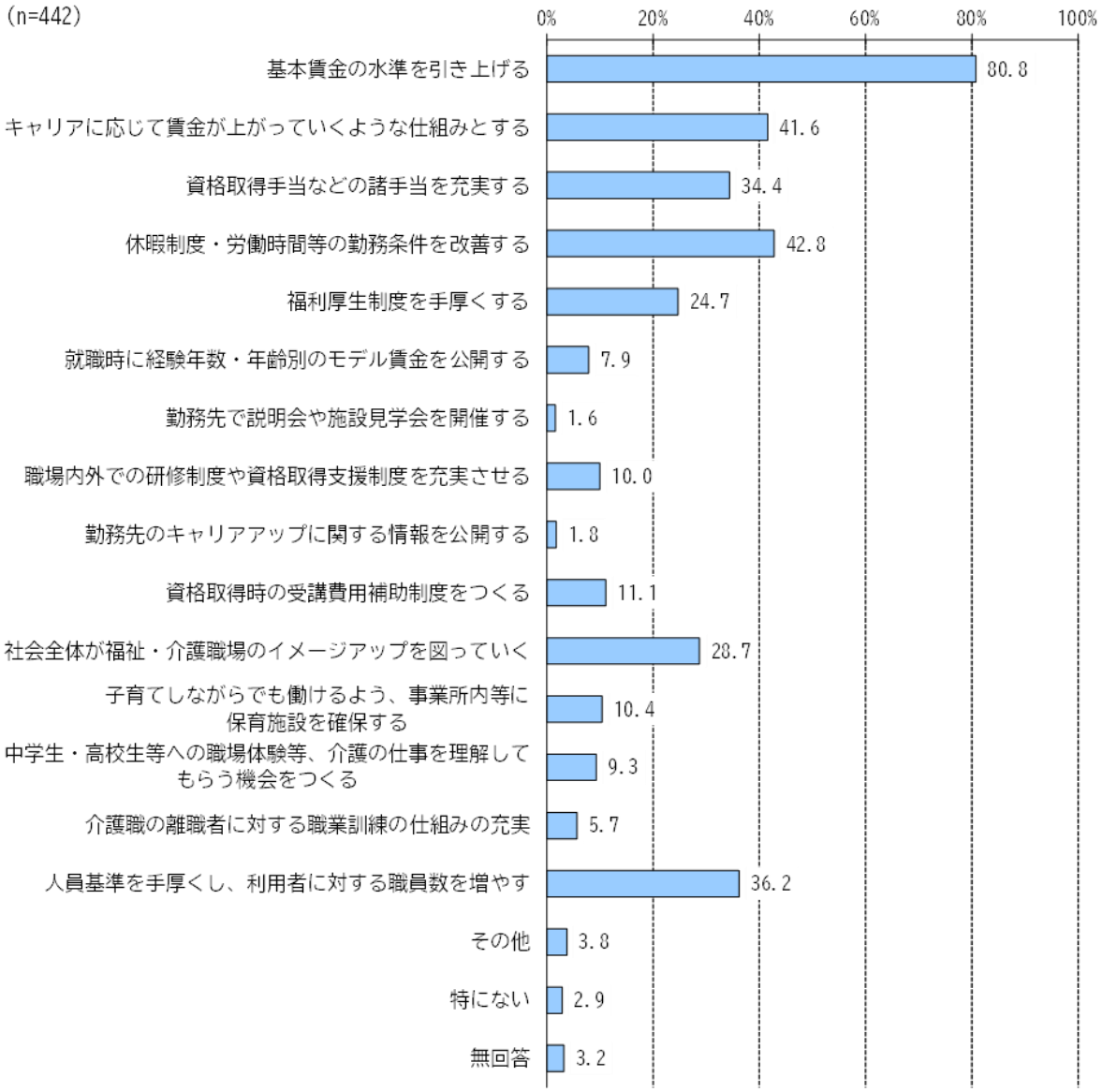
【図表】３-52　人材の育成・定着のために有効なポイント（複数回答）
〈従事者〉



⑨介護人材を増やすために必要なこと

○「基本賃金の水準を引き上げる」が80.8%で最も多く、次いで「休暇制度・労働時間等の勤務条件を改善する」が42.8%、「キャリアに応じて賃金が上がっていくような仕組みとする」が41.6%となっています。

【図表】３-53　介護人材を増やすために必要なこと（複数回答）
〈従事者〉



〔主な課題等〕

- **質の高い、安定したサービスを提供できるよう、必要な人材の確保に向けた情報提供、事業者支援を行うこと**
- **事業者が人材の確保・定着及び育成に向けた取組を行うための支援を行うこと**
- **ハラスメント対応や困難事例対応等、介護従事者のニーズに沿った研修を実施すること**
- **介護従事者の身体的負担軽減や業務効率向上のための研修機会の提供、参加支援を行うこと**

（７）健康で豊かな暮らしのニーズ

①日常生活について

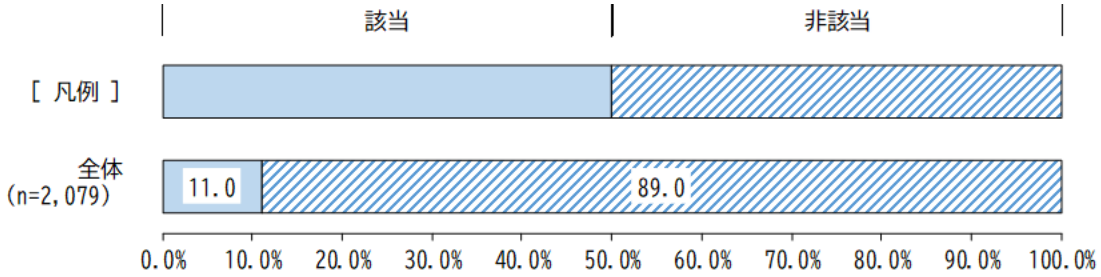
○運動器の機能低下について、「該当」が11.0%、「非該当」が89.0%となっています。

○認知機能の低下について、「該当」が36.6%、「非該当」が63.4%となっています。

○閉じこもり傾向について、「該当」が10.9%、「非該当」が89.1%となっています。

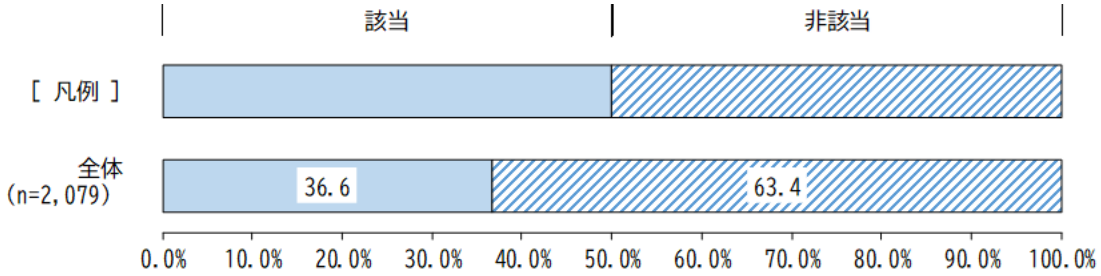
【図表】３-54　運動器の機能低下

〈第１号・要支援〉



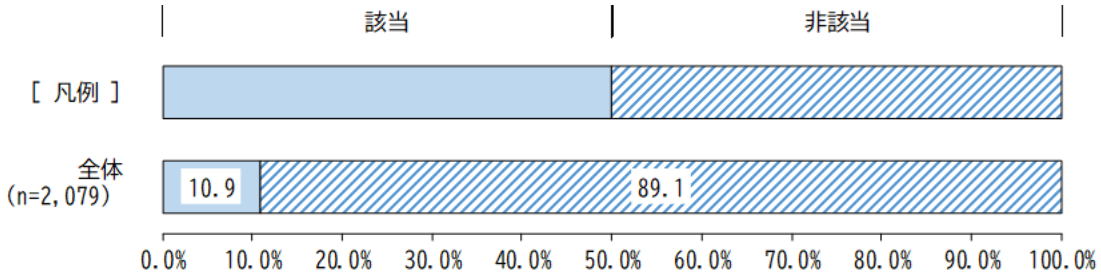
【図表】３-55　認知機能の機能低下

〈第１号・要支援〉



【図表】３-56　閉じこもり傾向

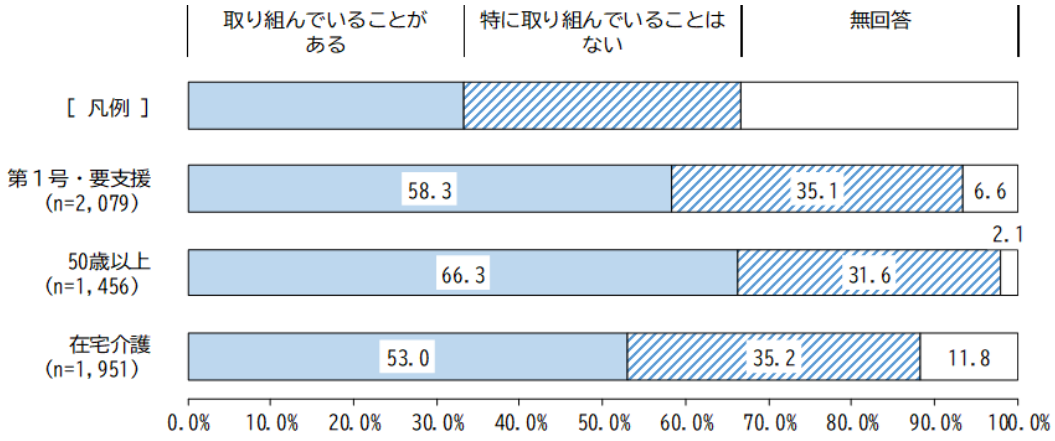
〈第１号・要支援〉



②健康増進・介護予防の取組について

○いずれの対象者においても、「取り組んでいることがある」が半数を超えています。

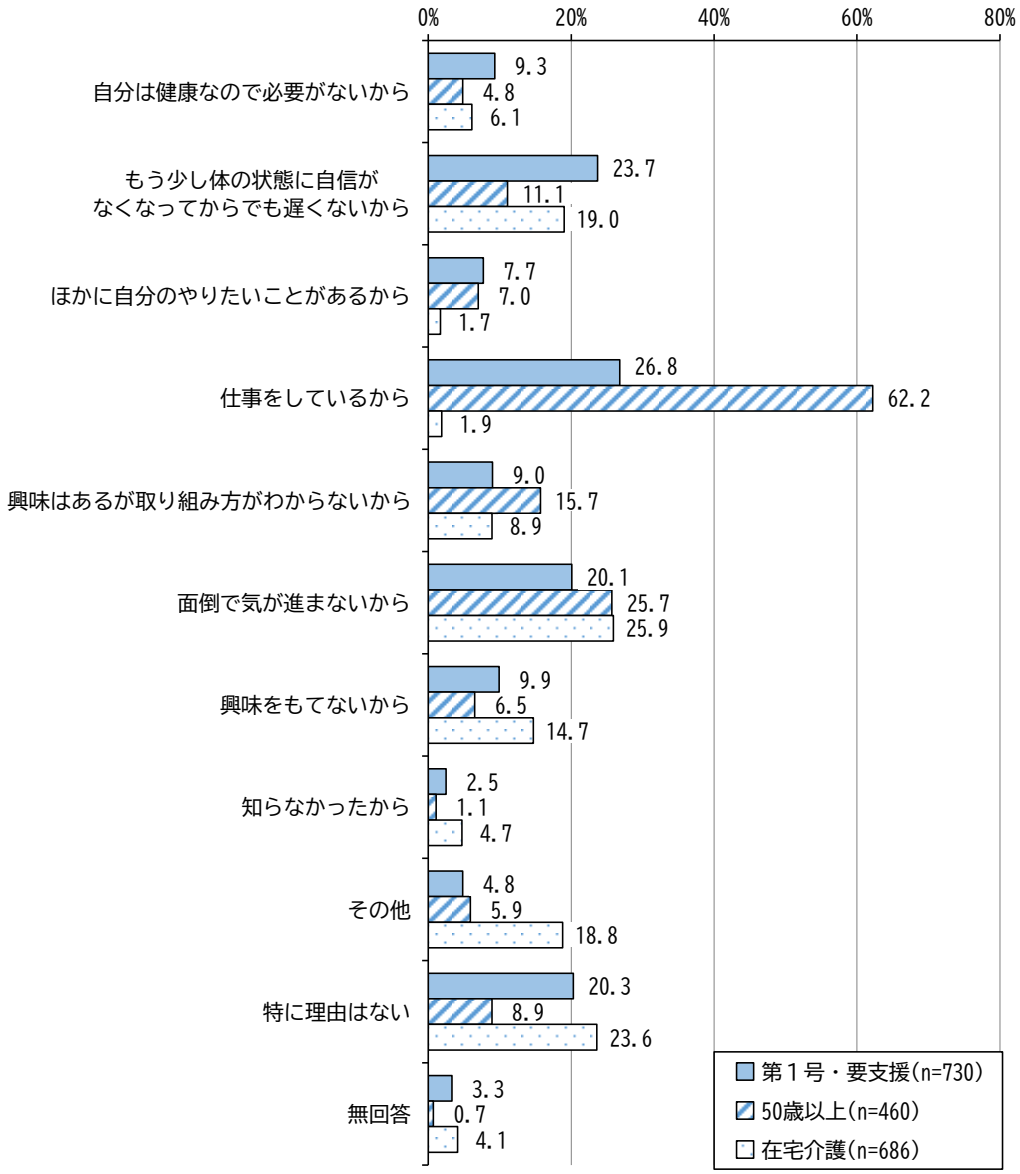
【図表】３-57　健康の維持・増進や介護予防のための取組
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



○取り組んでいない理由としては、〈第１号・要支援〉と〈50歳以上〉では、「仕事をしているから」が最も多くなっています。

○〈在宅介護〉では、「面倒で気が進まないから」が25.9%で最も多くなっています。

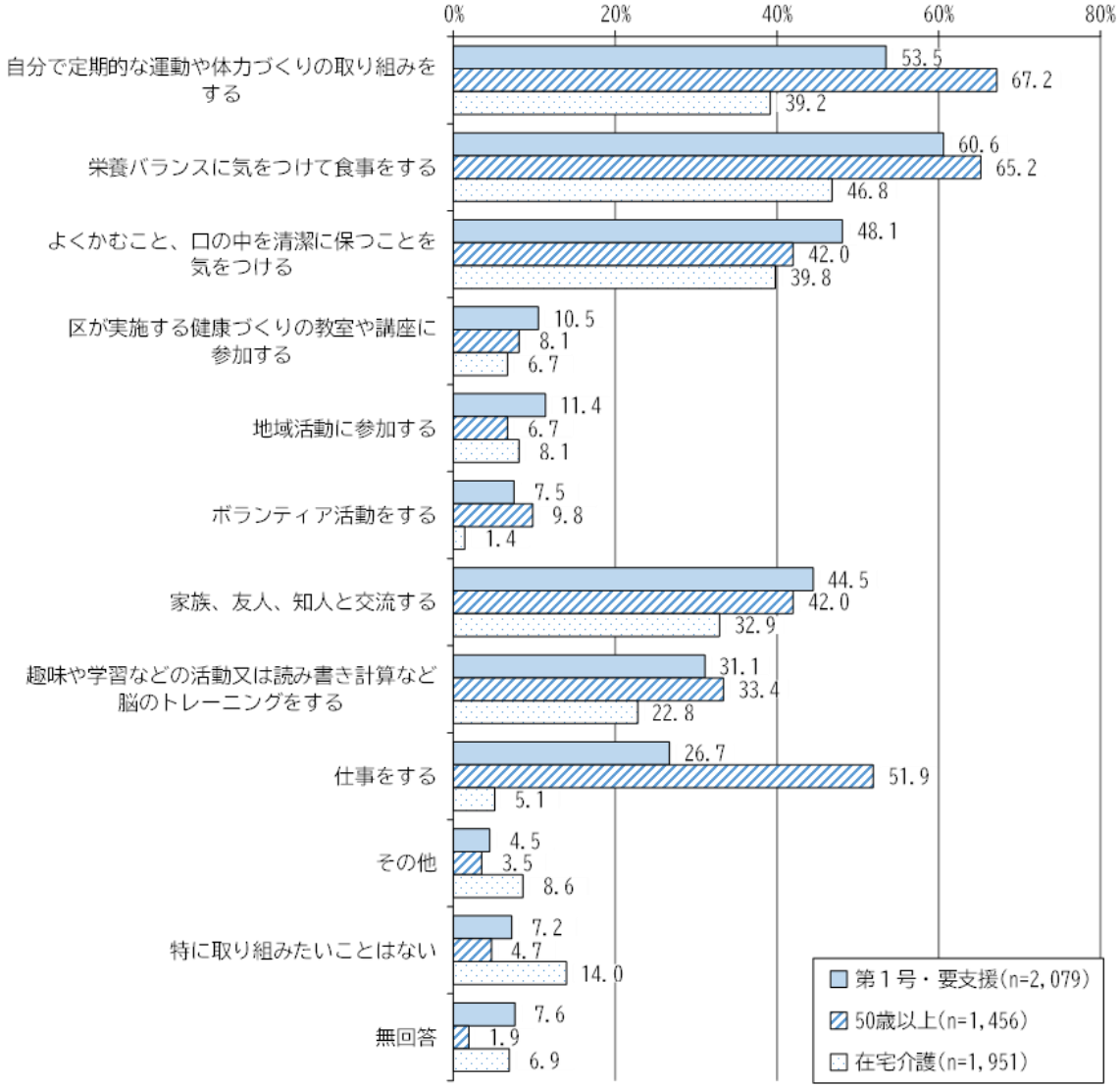
【図表】３-58　取り組んでいない理由（複数回答）
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



○今後取り組みたいこととして、〈50歳以上〉では、「自分で定期的な運動や体力づくりの取り組みをする」が最も多くなっています。

○〈第１号・要支援〉と〈在宅介護〉では、「栄養バランスに気をつけて食事をする」が60.6%で最も多くなっています。

【図表】３-59　今後取り組みたいこと（複数回答）
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉



〔主な課題等〕

- **健康維持・増進及び介護予防に関心を持ち、健康寿命を延ばす取組につなげていくこと**
- **健康維持・増進及び介護予防のため、高齢者の筋力、認知機能、口腔機能の維持やうつ病対策などに対する日常のケアや機能低下時の適切な診療・支援等につなぐこと**
- **高齢者が、いつまでも生きがいを持ちながら、健康的で彩りのある生活を送ることができるよう、地域の居場所への参加を促し、就業などの地域で活躍できる社会参画の場や機会を確保すること**

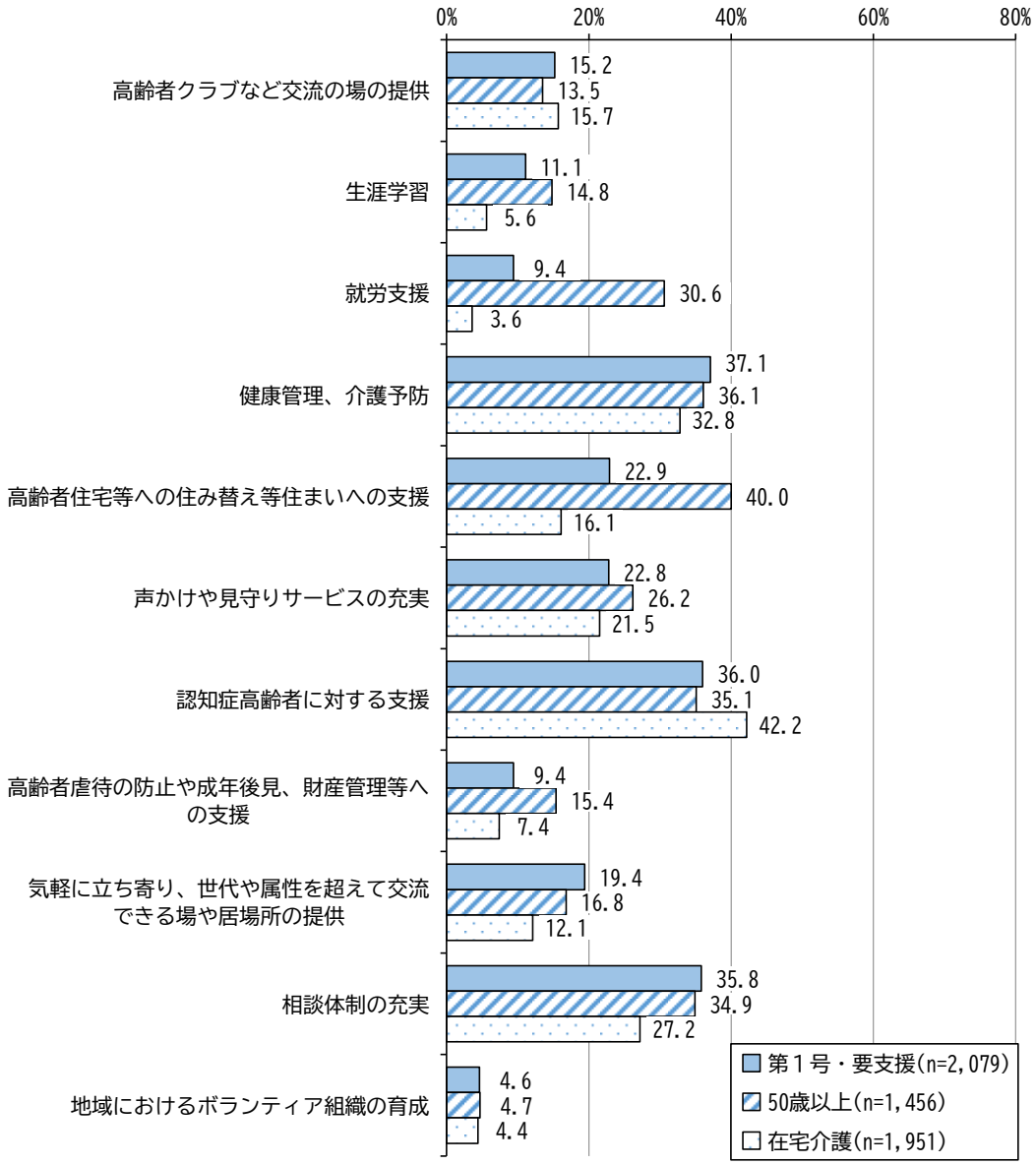
（８）区に力を入れてほしい高齢者施策について

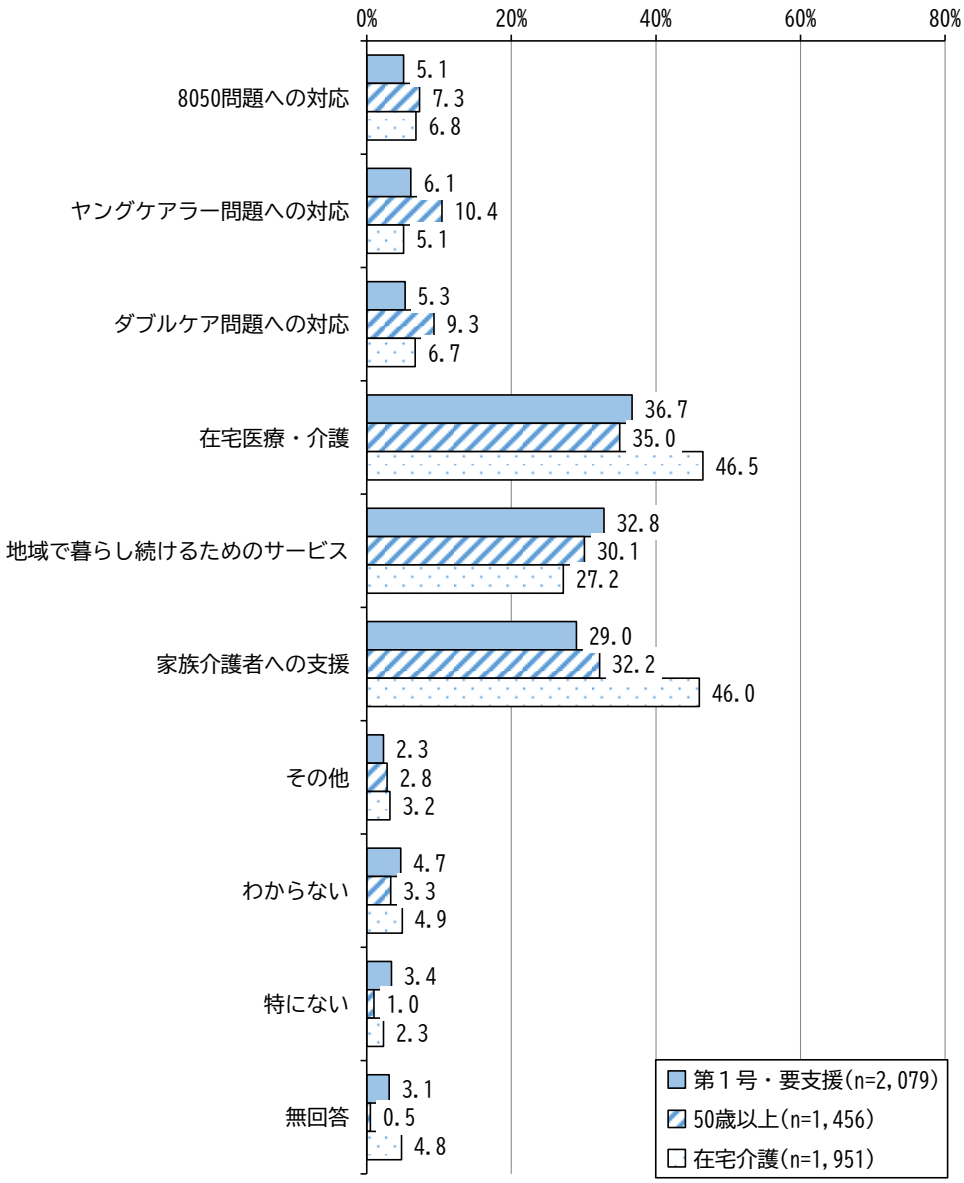
○〈第１号・要支援〉では、「健康管理、介護予防」が37.1%で最も多く、次いで「在宅医療・介護」が36.7%、「認知症高齢者に対する支援」が36.0%となっています。

○〈50歳以上〉では、「高齢者住宅等への住み替え等住まいへの支援」が40.0%で最も多く、「就労支援」とともに、ほかの対象者と比較して高くなっています。

○〈在宅介護〉では、「在宅医療・介護」が46.5%で最も多く、次いで「家族介護者への支援」が46.0%、「認知症高齢者に対する支援」が42.2%となっています。この３つは、ほかの対象者より高くなっています。

【図表】３-60　今後区に力を入れてほしいこと
〈第１号・要支援、50歳以上、在宅介護〉





〔主な課題等〕

- 認知症高齢者やその家族への支援を充実させ、住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにすること
- 在宅医療・介護連携を推進し、高齢者のニーズの変化を捉えた医療・介護サービスを充実させること
- 介護を家族や親族だけで抱え込むことなく、高齢期を安心して過ごすことができるよう、高齢者あんしん相談センターでの相談体制の強化を図ること
- 地域における高齢者の見守り体制の強化を進めると共に、ＩｏＴなどを活用することで多様な見守り体制を構築すること
- 介護予防・フレイル予防について、引き続き普及啓発を行うと同時に、性別や年齢に応じた様々なプログラムを実施すること

P.148

第４章
高齢者施策の推進と
計画事業

第４章　高齢者施策の推進と計画事業

１　主要項目及びその方向性

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせる地域づくり
～地域包括ケアシステムの深化・推進～

日本の高齢者人口がピークに達する、令和22年（2040年）に向け、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じて自立し、安心して暮らし続けることができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の更なる深化・推進を図るため、以下４つの主要項目を大きな柱として施策を進めていきます。

（１）主要項目① 地域でともに支え合うしくみづくり

地域住民を始め各関係機関が、「支え手」、「受け手」という関係を超えて、相互にその機能を補完し、協力しながら地域全体で高齢者の暮らしを守り、ともに助け合う支援体制を推進することが重要です。

そのため、元気高齢者を始めとする区民が、日常の多様な活動を通じて自分らしく活躍しながら、地域における高齢者の日常生活をサポートする地域コミュニティを育成していきます。

また、介護の専門職による公的なサービスに加え、ボランティア、ＮＰＯ、地域団体等の多様な主体による地域づくりの取組を効果的に展開できるよう支援するとともに、医療と介護を必要とする高齢者や認知症の方を地域で支えるため、看取りまでを見据え、切れ目のない在宅医療と介護の連携の取組を推進していきます。

さらに、区民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応するため、多機関協働による包括的な支援体制を推進するとともに、高齢者の尊厳ある暮らしが確保されるよう、権利擁護を推進する関係機関との連携を図っていきます。

併せて、社会福祉法の改正を踏まえ、頼れる身寄りがいない高齢者等が地域で安心して自立した生活を継続できるため、また、判断能力が不十分な高齢者の地域生活のための支援策の充実に努めてまいります。

（２）主要項目② 住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

介護が必要になっても安心して暮らせる住まいが確保され、かつ、その中で適切な介護サービスを受けながら、可能な限り自立した日常生活を営むことができるようにすることが重要です。

住み慣れた地域で在宅生活を続けるため、居宅サービスや地域の支援拠点としての地域密着型サービス等、介護サービス基盤整備の整備を推進していきます。

また、これらの介護サービスを支える人材の確保・定着に向けた事業者等への支援を引き続き行っていきます。

さらに、安心して暮らせる住まいの確保と住まい方の支援を不動産関係団体や居住支援団体と連携して推進するとともに、高齢者のための施設を整備していきます。

（３）主要項目③ 誰もが安心して自分らしく暮らすために

高齢になっても自分らしい豊かな生活を送るため、健康を維持し、住み慣れた地域の中でつながりと生きがいを持っていきいきと暮らせることが重要です。

そのため、高齢者ができるだけ長く健康な状態を維持・増進し、健康寿命の延伸につながる取組を推進していきます。

また、介護等が必要になる状態を予防するとともに、そのような状態になっても軽減または悪化の防止を図ることで、高齢者が住み慣れた地域で自立した日常生活を送ることができるよう、フレイル予防・介護予防の取組を推進していきます。

さらに、認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、正しい知識・理解の普及啓発を進めるとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。また、本人や家族の意向に寄り添い、当事者の声を反映した地域のネットワークづくりを促進します。

併せて、生涯学習や趣味の活動等を通じて生きがいを見つけ、様々な形で地域とのつながりを深める仕組みづくりを推進していきます。

（４）主要項目④ いざというときに備えた体制づくり

高齢者が日頃から安全・安心に生活するために、緊急・災害時等のいざというときに備えた支援体制を構築することが重要です。

急病や事故等で緊急対応が必要になった場合に適切な対応や連絡が行えるよう、高齢者緊急連絡カードの普及を図るとともに、日々進歩する情報通信機器等の効果的な活用について検討を進めていきます。

また、災害時に自力で避難することが困難な高齢者等（避難行動要支援者）の安否確認や避難誘導等を迅速かつ的確に行えるよう、区民防災組織、民生委員・児童委員、警察署、消防署等の関係機関との相互連携を図るとともに、より実効性のある体制づくりを構築していきます。

併せて、避難所での生活が著しく困難な高齢者が安心して避難できる福祉避難所を拡充するとともに、避難者への対応や備蓄物資の充実等、福祉避難所の環境整備を図っていきます。

さらに、特殊詐欺被害や消費者被害を未然に防ぐために、自動通話録音機の無償貸出等の支援を実施していきます。

そして、介護サービスを提供する事業者が災害時や感染症の拡大時等にも通所者、入所者及び利用者の安全を確保し、かつ、そのサービスを継続して提供できるよう関係機関と連携して支援していきます。

地域包括ケアシステムとは

高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した生活を可能としていくため、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制を「地域包括ケアシステム」と呼んでいます。

文京区は、地域ぐるみの支えあいによって、地域包括ケアシステムの構築が一層推進されるよう、社会福祉協議会等の関係機関と緊密に連携し、一体となって地域活動を支援していきます。

主な取組事項

取組１　フレイル予防・介護予防の取組の推進
- フレイル予防・介護予防の普及啓発等
- 高齢者の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い

取組２　地域での支え合い体制づくりの推進
- 地域ケア会議の推進
- 住民主体の通いの場等の拡充

取組３　認知症施策の推進
- 認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発
- 認知症のある方や家族を支える地域ネットワークづくり

取組４　在宅医療・介護連携の推進
- 在宅医療や介護サービスに関する普及啓発
- 医療・介護関係者間の連携・情報共有の支援

取組５　高齢者あんしん相談センターの機能強化
- 適切な人員体制の確保等
- 高齢者あんしん相談センターと区との連携強化

取組６　高齢者の居住安定に係る支援の推進
- 既存の住宅ストックを活用した高齢者の住居確保
- 文京区居住支援協議会の運営

新 **取組７　頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実**
- 社会福祉協議会における支援事業実施に係る後方支援
- 地域における権利擁護支援策の充実とその普及啓発

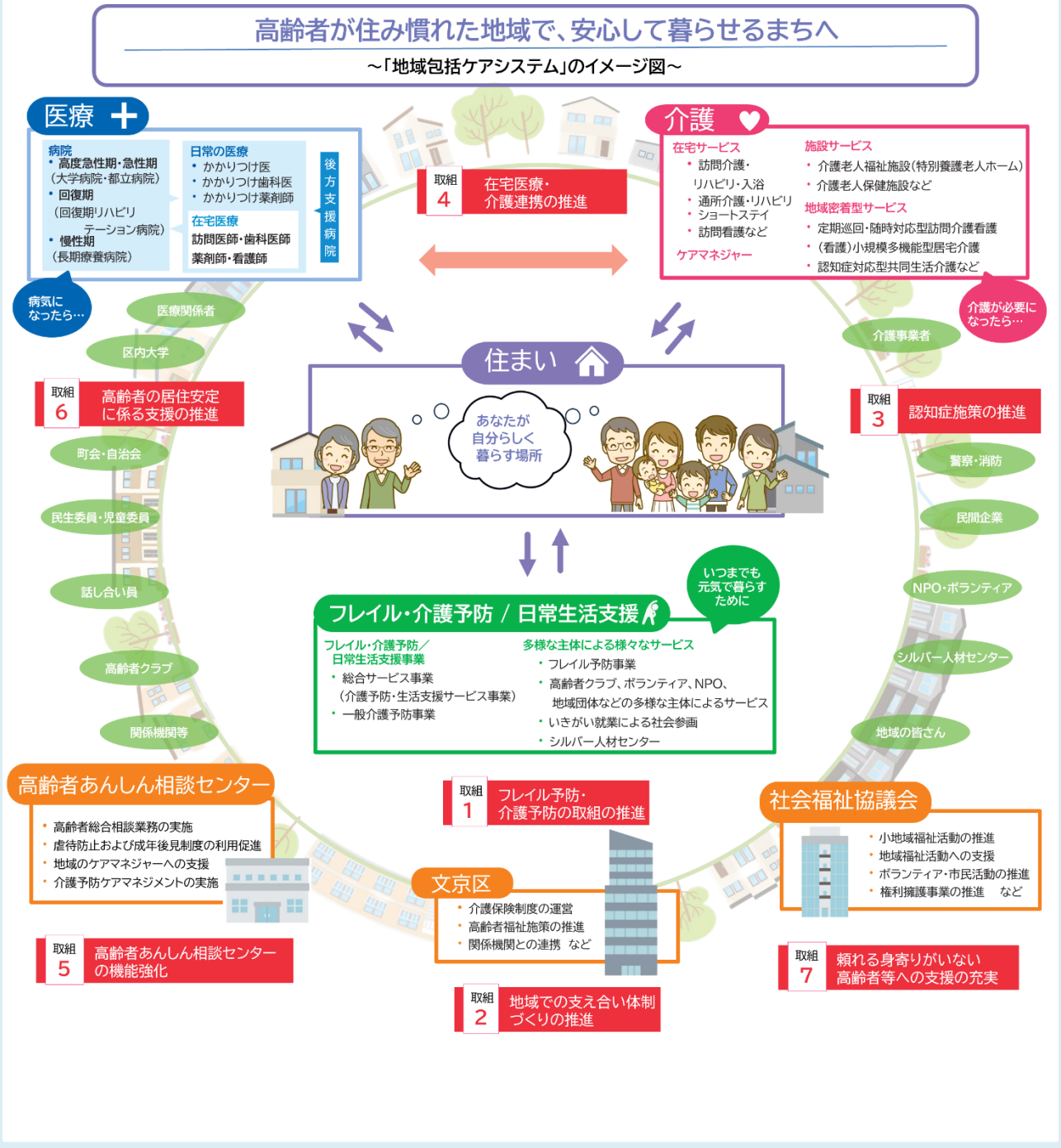
区民とともに進める地域づくり

高齢になっても、いつまでも住み慣れた地域で自立した暮らしができるよう、区民を始め各関係機関が、「支え手」「受け手」という関係を超えて、相互にその機能を補完し、協力しながら文京区全域で支え合える地域づくりを進めていきます。

区民一人ひとりが、自分のために、家族のために、誰かのために、できることを探して何かをはじめてみましょう。

何かをはじめることで、誰かとつながり、誰かとつながることで地域とつながり、文京区全域で高齢者を穏やかに見守りながら、人生 100 年時代にふさわしい人生が送れるよう、安心して暮らせる地域づくりをともに進めていきましょう。

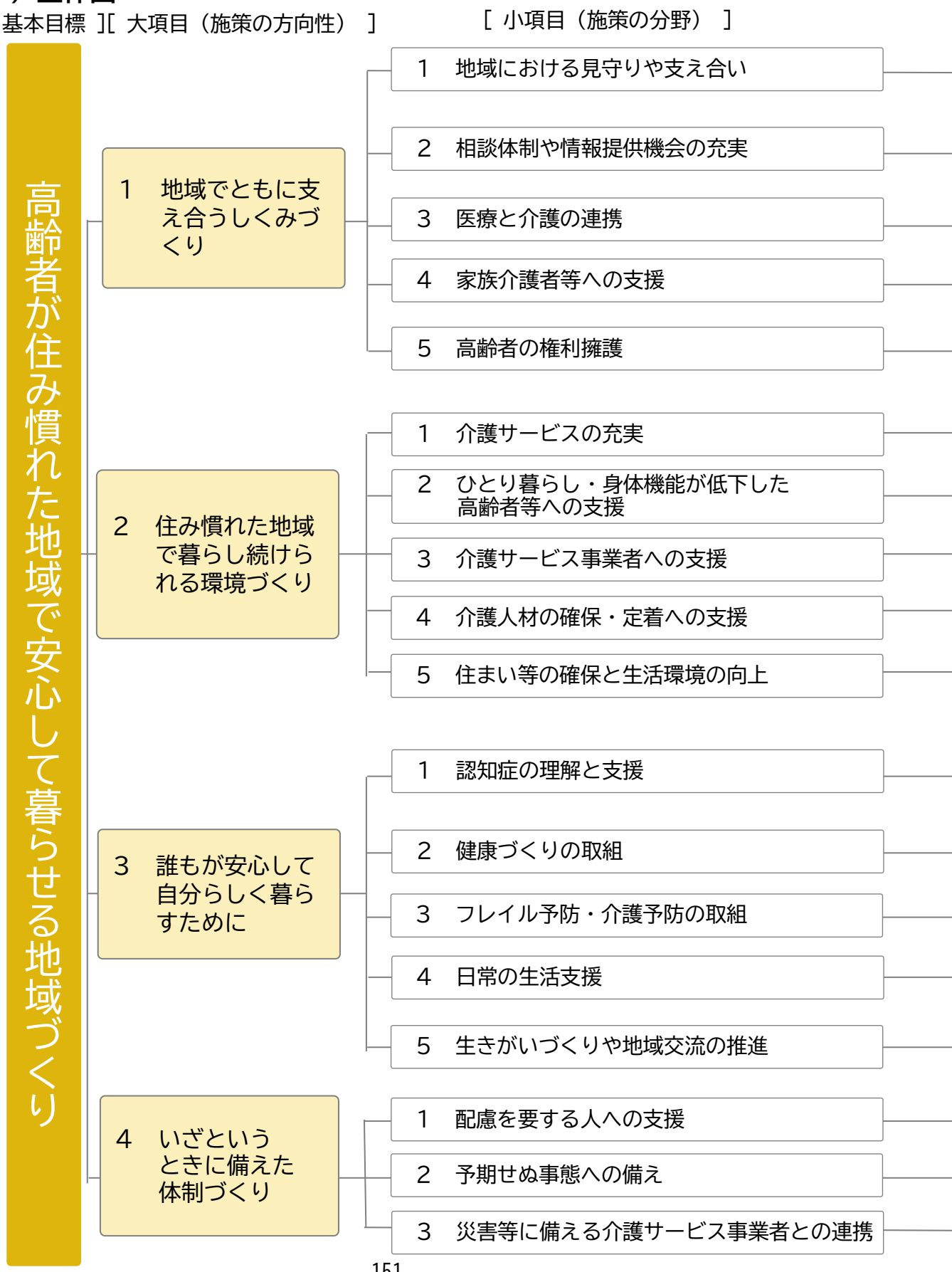
P.154


高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるまちへ
～「地域包括ケアシステム」のイメージ図～
医療
病院
・高度急性期・急性期（大学病院・都立病院）
・回復期（回復期リハビリテーション病院）
・慢性期（長期療養病院）
日常の医療
・かかりつけ医
・かかりつけ歯科医
・かかりつけ薬剤師
在宅医療
訪問医師・歯科医師
薬剤師・看護師
後方支援病院
介護
在宅サービス
・訪問介護・リハビリ・入浴
・通所介護・リハビリ
・ショートステイ
・訪問看護など
ケアマネジャー
施設サービス
・介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）
・介護老人保健施設など
地域密着型サービス
・定期巡回・随時対応型訪問介護看護
・（看護）小規模多機能型居宅介護
・認知症対応型共同生活介護など
取組4 在宅医療・介護連携の推進
病気になったら…
介護が必要になったら…
医療関係者
区内大学
介護事業者
住まい
あなたが自分らしく暮らす場所
取組6 高齢者の居住安定に係る支援の推進
取組3 認知症施策の推進
町会・自治会
警察・消防
民生委員・児童委員
民間企業
話し合い員
NPO・ボランティア
高齢者クラブ
シルバー人材センター
関係機関等
地域の皆さん
フレイル・介護予防 / 日常生活支援
いつまでも元気で暮らすために
フレイル・介護予防／日常生活支援事業
・総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）
・一般介護予防事業
多様な主体による様々なサービス
・フレイル予防事業
・高齢者クラブ、ボランティア、NPO、地域団体などの多様な主体によるサービス
・いきがい就業による社会参画
・シルバー人材センター
高齢者あんしん相談センター
・高齢者総合相談業務の実施
・虐待防止および成年後見制度の利用促進
・地域のケアマネジャーへの支援
・介護予防ケアマネジメントの実施
取組1 フレイル予防・介護予防の取組の推進
社会福祉協議会
・小地域福祉活動の推進
・地域福祉活動への支援
・ボランティア・市民活動の推進
・権利擁護事業の推進　など
文京区
・介護保険制度の運営
・高齢者福祉施策の推進
・関係機関との連携　など
取組5 高齢者あんしん相談センターの機能強化
取組7 頼れる身寄りがいない高齢者等への支援の充実
取組2 地域での支え合い体制づくりの推進

P.155

２　計画の体系と計画事業

（１）全体図



P.156

[計画事業]

○ハートフルネットワーク事業の充実　○文京区地域包括ケア推進委員会の運営　○地域ケア会議の運営　○小地域福祉活動の推進
○地域づくり事業　○参加支援事業　○民生委員・児童委員による相談援助活動　○話し合い員による訪問活動　○みまもり訪問事業
○高齢者見守り相談窓口事業　○高齢者見守りあんしんＩｏＴ事業　○高齢者等見守りあんしん電話事業　○長寿ふれあい食堂事業
○高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援　○社会参加の促進事業　○シルバー人材センターの活動支援
○シルバーお助け隊事業への支援　○いきいきサポート事業の推進　○ボランティア活動への支援　○地域活動情報サイト

○高齢者あんしん相談センターの機能強化　○老人福祉法に基づく相談・措置　○包括的相談支援事業　○多機関協働事業
○アウトリーチ等を通じた継続的支援事業　○介護保険相談体制の充実　○高齢者向けサービスの情報提供の充実　○文京ユアストーリー
○文京マイ・レガシー事業―わたしの想いを、未来へつなぐ―　○ひきこもりの総合的な支援の推進　○ヤングケアラー支援推進事業

○地域医療連携推進協議会・検討部会の運営　○在宅医療・介護連携推進事業　○「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

○仕事と生活の調和に向けた啓発　○認知症サポーター養成講座（再掲）　○認知症初期集中支援推進事業（再掲）
○認知症本人交流会・認知症家族会（再掲）　○介護勉強会・認知症カフェ（再掲）　○高齢者あんしん相談センターの機能強化（再掲）
○緊急ショートステイ

○福祉サービス利用援助事業の促進　○福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実　○成年後見制度利用支援事業　○法人後見の受任
○市民後見人の養成および活動支援　○権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進　○高齢者虐待防止への取組強化

○地域密着型サービスの整備　○事業者への運営指導・集団指導　○介護サービス情報の提供　○公平・公正な要介護認定
○福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査　○生活保護受給高齢者支援事業

○高齢者自立生活支援事業　○高齢者日常生活支援用具の給付等事業　○院内介助サービス　○高齢者訪問理美容サービス
○高齢者紙おむつ支給等事業　○ごみの訪問収集　○歯と口腔の健康

○介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営　○ケアマネジャーへの支援　○ケアプラン点検の実施
○福祉サービス第三者評価制度の利用促進

○介護人材の確保・定着に向けた支援　○介護施設ワークサポート事業

○居住支援の推進　○高齢者住宅設備等改造事業　○住宅改修支援事業　○高齢者等住宅修築資金助成事業
○高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備　○旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
○地域密着型サービスの整備（再掲）　○公園再整備事業　○文京区バリアフリー基本構想の推進
○文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導　○バリアフリーの道づくり

○認知症サポーター養成講座　○認知症ケアパスの普及啓発　○認知症地域支援推進員の設置　○認知症支援コーディネーターの設置
○認知症サポート医・かかりつけ医との連携　○認知症相談　○認知症初期集中支援推進事業　○認知症検診事業
○認知症ともにフォローアッププログラム　○認知症ともにパートナー事業　○認知症本人交流会・認知症家族会　○介護勉強会・認知症カフェ
○認知症のある方と家族を支える地域のネットワーキング　○認知症の症状による行方不明者対策の充実　○若年性認知症への取組
○生活環境維持事業　○地域密着型サービスの整備（再掲）

○一般健康相談（クリニック）　○健康診査・保健指導　○高齢者向けスポーツ教室　○高齢者いきいき入浴事業
○高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

○短期集中予防サービス　○介護予防把握事業　○介護予防普及啓発事業　○文の京フレイル予防プロジェクト
○地域リハビリテーション活動支援事業

○介護予防ケアマネジメントの実施　○生活支援体制整備事業　○地域介護予防支援事業（通いの場）

○アカデミー推進計画に基づく各種事業　○文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）　○生涯にわたる学習機会の提供
○高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援　○いきがいづくり世代間交流事業　○いきがいづくり文化教養事業
○いきがいづくり敬老事業　○地域の支え合い体制づくり推進事業　○福祉センター事業　○長寿お祝い事業
○シルバーセンター等活動場所の提供

○避難行動要支援者への支援　○災害ボランティア体制の整備　○高齢者緊急連絡カードの整備　○救急通報システム　○福祉避難所の拡充
○被災者支援の仕組みづくり

○耐震化促進事業　○家具転倒防止器具設置助成　○特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出
○悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

○介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

P.157

（２）計画の体系

【凡例】

・　は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
・★は、社会福祉法第 106 条の５に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。
・他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
　地…地域福祉保健の推進計画　子…子育て支援計画
　障…障害者・児計画　保…保健医療計画
・認は、「認知症施策推進計画」に関する事業です。

大項目１　地域でともに支え合うしくみづくり

小項目	計画事業		
1　地域における見守りや支え合い	1	ハートフルネットワーク事業の充実 認	
	2	文京区地域包括ケア推進委員会の運営	
	3	地域ケア会議の運営	
	4	小地域福祉活動の推進　★	地１-１-２
	5	地域づくり事業　★	地１-１-１
	6	参加支援事業　★	地１-２-１
	7	民生委員・児童委員による相談援助活動 認	地１-２-６
	8	話し合い員による訪問活動	
	9	みまもり訪問事業	地１-２-10
	10	高齢者見守り相談窓口事業 認	
	11	高齢者見守りあんしんＩｏＴ事業	
	12	高齢者見守りあんしん電話事業	
	13	長寿ふれあい食堂事業	
	14	高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援	
	15	社会参加の促進事業	
	16	シルバー人材センターの活動支援 認	
	17	シルバーお助け隊事業への支援	
	18	いきいきサポート事業の推進	地１-２-５
	19	ボランティア活動への支援	地１-２-２
	20	地域活動情報サイト	地１-２-４

P.158

小項目		計画事業	
2　相談体制や情報提供機会の充実	1	高齢者あんしん相談センターの機能強化 認★	
	2	老人福祉法に基づく相談・措置 認	
	3	包括的相談支援事業　★	地２-１-１
	4	多機関協働事業　★	地２-１-２
	5	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業　★	地２-１-３
	6	介護保険相談体制の充実	
	7	高齢者向けサービスの情報提供の充実 認	
	8	文京ユアストーリー	地２-１-18
	9	文京マイ・レガシー事業 ― わたしの想いを、未来へつなぐ ―	地２-１-19
	10	ひきこもりの総合的な支援の推進	地２-１-４
	11	ヤングケアラー支援推進事業	子４-３-12
3　医療と介護の連携	1	地域医療連携推進協議会・検討部会の運営	保２-１-１
	2	在宅医療・介護連携推進事業 認	
	3	「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着	
4　家族介護者等への支援	1	仕事と生活の調和に向けた啓発	子５-１-25
	2	認知症サポーター養成講座 認	【再掲】
	3	認知症初期集中支援推進事業 認	【再掲】
	4	認知症本人交流会・認知症家族会 認	【再掲】
	5	介護勉強会・認知症カフェ 認	【再掲】
	6	高齢者あんしん相談センターの機能強化 認 ★	【再掲】
	7	緊急ショートステイ	
5　高齢者の権利擁護	1	福祉サービス利用援助事業の促進	地２-３-１
	2	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実	地２-３-２
	3	成年後見制度利用支援事業 認	
	4	法人後見の受任 認	地２-３-５
	5	市民後見人の養成および活動支援	地２-３-７
	6	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進	地２-３-６
	7	高齢者虐待防止への取組強化 認	

大項目２　住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

小項目	計画事業	
1　介護サービスの充実	1	地域密着型サービスの整備 認
	2	事業者への運営指導・集団指導
	3	介護サービス情報の提供
	4	公平・公正な要介護認定
	5	福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査
	6	生活保護受給高齢者支援事業
2　ひとり暮らし･身体機能が低下した高齢者等への支援	1	高齢者自立生活支援事業
	2	高齢者日常生活支援用具の給付等事業
	3	院内介助サービス
	4	高齢者訪問理美容サービス
	5	高齢者紙おむつ支給等事業
	6	ごみの訪問収集
	7	歯と口腔の健康
3　介護サービス事業者への支援	1	介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営
	2	ケアマネジャーへの支援
	3	ケアプラン点検の実施
	4	福祉サービス第三者評価制度の利用促進　地２-３-３
4　介護人材の確保・定着への支援	1	介護人材の確保・定着に向けた支援
	2	介護施設ワークサポート事業
5　住まい等の確保と生活環境の向上	1	居住支援の推進　地２-１-12
	2	高齢者住宅設備等改造事業
	3	住宅改修支援事業
	4	高齢者等住宅修築資金助成事業
	5	高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備
	6	旧区立特別養護老人ホームの大規模改修
	7	地域密着型サービスの整備 認　【再掲】
	8	公園再整備事業　地３-１-５
	9	文京区バリアフリー基本構想の推進　地３-１-２
	10	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導　地３-１-３
	11	バリアフリーの道づくり　地３-１-１

P.160

大項目３　誰もが安心して自分らしく暮らすために

小項目		計画事業	
1　認知症の理解と支援	1	認知症サポーター養成講座 認	
	2	認知症ケアパスの普及啓発 認	
	3	認知症地域支援推進員の設置 認	
	4	認知症支援コーディネーターの設置 認	
	5	認知症サポート医・かかりつけ医との連携 認	
	6	認知症相談 認	
	7	認知症初期集中支援推進事業 認	
	8	認知症検診事業 認	
	9	認知症ともにフォローアッププログラム 認	
	10	認知症ともにパートナー事業 認	
	11	認知症本人交流会・認知症家族会 認	
	12	介護勉強会・認知症カフェ 認	
	13	認知症のある方と家族を支える地域のネットワーキング 認	
	14	認知症の症状による行方不明者対策の充実 認	
	15	若年性認知症への取組 認	
	16	生活環境維持事業 認	
	17	地域密着型サービスの整備 認	【再掲】
2　健康づくりの取組	1	一般健康相談（クリニック）	保１-８-１
	2	健康診査・保健指導	保１-８-２
	3	高齢者向けスポーツ教室	
	4	高齢者いきいき入浴事業	
	5	高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援	
3　フレイル予防･介護予防の取組	1	短期集中予防サービス	
	2	介護予防把握事業	
	3	介護予防普及啓発事業	
	4	文の京フレイル予防プロジェクト	
	5	地域リハビリテーション活動支援事業	

小項目		計画事業	
4　日常の生活支援	1	介護予防ケアマネジメントの実施	
	2	生活支援体制整備事業　★	
	3	地域介護予防支援事業（通いの場）　★	
5　生きがいづくりや地域交流の推進	1	アカデミー推進計画に基づく各種事業	
	2	文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）	
	3	生涯にわたる学習機会の提供	
	4	高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援	
	5	いきがいづくり世代間交流事業	
	6	いきがいづくり文化教養事業	
	7	いきがいづくり敬老事業	
	8	地域の支え合い体制づくり推進事業	地１-１-９
	9	福祉センター事業	
	10	長寿お祝い事業	
	11	シルバーセンター等活動場所の提供	

大項目４　いざというときに備えた体制づくり

小項目		計画事業	
1　配慮を要する人への支援	1	避難行動要支援者への支援　認	地３-４-２
	2	災害ボランティア体制の整備	地３-４-３
	3	高齢者緊急連絡カードの整備	
	4	救急通報システム	
	5	福祉避難所の拡充	地３-４-４
	6	被災者支援の仕組みづくり	地３-４-５
2　予期せぬ事態への備え	1	耐震改修促進事業	地３-４-６
	2	家具転倒防止器具設置助成	地３-４-７
	3	特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出	
	4	悪質商法被害等防止のための啓発及び相談	
3　災害等に備える介護サービス事業者との連携	1	介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供	

P.162

（３）計画事業

・　　の事業は、進行管理対象事業です。

・認の事業は、「認知症施策推進計画」に関する事業です。

・新の事業は、新規事業です。

１　地域でともに支え合うしくみづくり

１－１　地域における見守りや支え合い

高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活を継続できるよう、地域の関係者が相互に連携し、見守り、支え合う体制を強化するため、各団体の活動を支援します。

また、見守りや高齢者の日常生活等をサポートする体制づくりのため、元気高齢者を始めとする多様な人材を発掘・支援し、サービスの担い手となっていくような取組を進めていきます。

１－１－１　ハートフルネットワーク事業の充実　認

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、関係協力機関、高齢者あんしん相談センター及び区が相互に連携して地域全体で高齢者の見守り、声かけ等を行うとともに、異変等を発見した場合には、迅速に対応できる体制の充実を図ります。			
担当	高齢福祉課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11 年度
	ハートフルネットワーク協力機関数	団体	693	715

１－１－２　文京区地域包括ケア推進委員会の運営

事業概要	高齢者の介護、介護予防等に関し、地域の実情を反映させた包括的な地域ケアを効果的に推進するため、高齢者あんしん相談センターの運営など地域包括ケアの推進に関することを協議・検討する委員会を運営します。 また、区全域レベルの地域ケア会議の機能を兼ねることで、区全体の課題を抽出し、各種施策の実現につなげます。
担当	高齢福祉課

１－１－３　地域ケア会議の運営

事業概要	各高齢者あんしん相談センターを中心に、個別ケースの検討を通じたケアマネジメント支援及び地域課題の把握や課題解決のための地域包括支援ネットワークの構築を図ります。 また、区においては、個別課題及び地域課題の検討の蓄積から区全体の課題を抽出し、施策に取り入れていきます。これら各検討会議の内容を相互に反映させることにより、地域包括ケアシステムの構築を推進します。
担当	高齢福祉課
３年間の計画事業量	各高齢者あんしん相談センターにおいて、個別課題レベルの地域ケア会議と地域課題の把握・解決に向けた日常生活圏域レベルの地域ケア会議を実施します。 また、区においては、政策形成を視野においた区全域レベルの地域ケア会議を実施します。

１－１－４　小地域福祉活動の推進　★（地１-１-２）

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	地域福祉コーディネーター10名体制により、地域の支え合い活動や日常的な相談の拠点となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」、地域課題の解決に取り組む活動である「サロンぷらす」等の立ち上げ及び運営を支援し、住民同士の交流や支え合い、見守り活動を促進する。また、生活支援コーディネーターを兼務し、住民主体の「通いの場」の立ち上げ及び運営を支援します。 さらに、区内全域で取り組む必要がある課題については、多様な組織・団体、行政、社会福祉協議会内の関係部署と連携し、新たな仕組みの構築に向けた事業化やネットワークの構築を支援していきます。

P.164

１－１－５　地域づくり事業　★（地１-１-１）

事業概要	介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。
担当	事務局：福祉政策課
３年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やＮＰＯ等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。 また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。

１－１－６　参加支援事業　★（地１-２-１）

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
３年間の計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態に合った支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援が実施できているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながりづくりに向けた支援を行います。

１－１－７　民生委員・児童委員による相談援助活動（地１-２-６）　認

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。
担当	福祉政策課

１－１－８　話し合い員による訪問活動

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。
担当	高齢福祉課

１－１－９　みまもり訪問事業（地１-２-10）

事業概要	高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、地域のボランティア（みまもりサポーター）が自宅を定期的に訪問するなどして、安否確認を行います。
担当	社会福祉協議会

１－１－10　高齢者見守り相談窓口事業　認

事業概要	高齢者の在宅生活の安心を確保するため、各日常生活圏域の高齢者あんしん相談センターの本所又は分室に、見守り相談窓口を設置します。専任職員（見守り相談員）による高齢者への戸別訪問や見守り相談を通じ、生活実態の把握に努め、早期に必要な支援につなげます。
担当	高齢福祉課

１－１－11　高齢者見守りあんしんＩｏＴ事業

事業概要	高齢者の自宅に通信機能を備えた電球を設置し、24時間動作がない場合、家族等へメールで異常を通知することで、在宅高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	高齢者見守り電球事業	件	247	300	350	400

１－１－12　高齢者等見守りあんしん電話事業　新

事業概要	心や体に不安を持つ原則65歳以上の高齢者の方へ、電話による見守り（週１～３回）を行うとともに、24時間体制の電話相談窓口を設置し、その解消に取り組みます。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	利用者数（実数）	人	114	120	130	140

１－１－13　長寿ふれあい食堂事業　新

事業概要	地域の高齢者を対象とした会食を通じた交流の場の開催に対し、経費の一部を補助することで、高齢者の交流機会の増加や心身の健康増進、多世代交流を促進します。			
担当	高齢福祉課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11年度
	実施件数	件	5	10

１－１－14　高齢者クラブ活動（友愛活動）に対する支援

事業概要	クラブ会員による一声かけ運動、話し相手（情報提供、外出援助、交流機会の創出）、ひとり暮らしや身体能力が低下した高齢者の安否確認など、身近な隣人・友人としての高齢者相互の心のふれあいを中心とする活動を継続的に行っています。このような、在宅福祉を支える友愛活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

１－１－15　社会参加の促進事業

事業概要	概ね50歳以上の方が、講座受講をきっかけとして地域でボランティア等の活動を開始することを目的に、ミドル・シニア講座、絵本の読み聞かせ講座等を実施します。 また、社会参画のきっかけづくりとして、区の情報誌をダイレクトメールで送付します。
担当	高齢福祉課

１－１－16　シルバー人材センターの活動支援 認

事業概要	企業や家庭、公共団体などから臨時的・短期的・軽易な仕事を引き受け、会員に就業の機会を提供しているシルバー人材センターの活動を支援することで、高齢者の生きがいの創出、健康の維持につなげ、活力ある高齢社会、地域社会づくりを推進します。			
担当	高齢福祉課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11年度
	会員数	人	1,493	1,642
	就業実人員数	人	1,157	1,313
	受託契約件数	件	7,270	7,500

１－１－17　シルバーお助け隊事業への支援

事業概要	高齢者等の日常生活で起こるちょっとした困りごとに対し、シルバー人材センターが会員を派遣し、援助するサービスについて、区が助成することで、住み慣れた地域で安心して生活できるよう支援します。			
担当	高齢福祉課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11 年度
	実施件数	件	249	300

１－１－18　いきいきサポート事業の推進（地１-２-５）

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	登録利用会員数	人	76	78	80	82

P.168

１－１－19　ボランティア活動への支援（地１-２-２）

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化と活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	個人や団体からの地域活動やボランティア活動に関する相談に対し、関係機関や活動団体等との必要な調整を行いながら、一人ひとりの希望や状況に応じた丁寧な支援を行っていきます。 また、ボランティア養成講座や福祉教育、体験型プログラム等を実施し、地域活動の担い手を育成するとともに、ボランティア活動を希望する人と活動団体とのコーディネートを進め、活動への参加を促進していきます。 さらに、活動団体への研修費助成や交流会等を通じて団体同士のネットワークづくりを支援するとともに、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供の充実を図り、地域福祉活動の活性化と継続的な活動を推進していきます。

１－１－20　地域活動情報サイト（地１-２-４）

事業概要	ＮＰＯ法人・ボランティア団体、町会・自治会及び企業等による地域貢献活動などの情報を発信し、地域活動への参加促進を図ります。
担当	社会福祉協議会

１－２　相談体制や情報提供機会の充実

介護保険の申請や高齢者の総合相談など一人ひとりの様々なニーズに応え、切れ目のない生活支援が提供できるよう、相談体制及び情報提供の充実を図ります。

このため、関係機関と協力しつつ、地域における高齢者福祉の拠点としての役割を果たす高齢者あんしん相談センターの機能及び体制を強化し、各種相談窓口等と連携していきます。

１－２－１　高齢者あんしん相談センターの機能強化　認★

事業概要	在宅医療・介護連携や認知症施策の推進など、高齢者あんしん相談センターに期待される多様な役割を十分に果たせるよう、センターと区との連携強化を図るとともに、複雑化・複合化した相談を抱える困難ケースに適切に対応するため、介護分野に限らず、障害分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。 また、ICT等の活用によりセンターの業務効率化を図り、職員の負担軽減とあわせて、相談体制の更なる充実に繋げていきます。
担当	高齢福祉課

１－２－２　老人福祉法に基づく相談・措置　認

事業概要	高齢者に関する相談を受け、実情の把握に努め、高齢者あんしん相談センター等関係機関と連携を図りながら支援を行います。 また、養護老人ホームや特別養護老人ホームへの入所や介護保険サービス利用にかかる措置、成年後見制度にかかる審判請求等を行います。
担当	高齢福祉課

１－２－３　包括的相談支援事業　★（地２-１-１）

事業概要	高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課

１－２－４　多機関協働事業　★（地２-１-２）

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。
担当	事務局：福祉政策課
３年間の計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例の情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議と策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。

１－２－５　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業　★（地２-１-３）

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。
担当	事務局：福祉政策課

１－２－６　介護保険相談体制の充実

事業概要	区民や介護サービス事業者からの介護保険に関する相談・苦情等に対し、適切な助言や情報提供、関係機関の紹介等を行い、早期解決を図ります。
担当	介護保険課

１－２－７　高齢者向けサービスの情報提供の充実　認

事業概要	高齢者のための福祉・保健サービスをわかりやすくまとめた情報誌の作成やホームページ・区報・フェイスブック等様々な媒体を活用し、高齢者向けサービスの情報提供を適宜行います。
担当	高齢福祉課

１－２－８　文京ユアストーリー（地２-１-18）

事業概要	人生の最後まで安心して住み慣れた地域で自分らしく暮らせるよう、身寄りのない高齢者を対象に、元気なうちから社会参画支援及び定期連絡・訪問を行い、判断をすることが難しくなってきた場合には、利用者の意向に沿って、後見制度や介護サービスの紹介、葬儀や家財処分の準備等の支援を行います。
担当	社会福祉協議会

１－２－９　文京マイ・レガシー事業　― わたしの想いを、未来へつなぐ ―　新

（地２-１-19）

事業概要	民間事業者や専門機関等と連携し、高齢者が将来への不安を軽減し、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、区独自の総合的な終活支援を推進する３つの取組を一体的に進め、本人の意思や希望を尊重し、地域全体で高齢者を支える地域づくりを推進します。
担当	福祉政策課、高齢福祉課
３年間の計画事業量	「(仮称)高齢者のくらしと備えを考える！ 終活あんしんフェア」を民間事業者との共催により開催し、日常生活支援、介護予防、医療・介護、財産管理、権利擁護、死後事務等の情報を提供し、将来への備えを考えるきっかけ作りに取り組みます。 あわせて、社会福祉協議会に委託して「(仮称)終活相談窓口」を設置し、終活に関する様々な不安や悩みに対して総合的な相談体制を整備するとともに、様々な民間サービスの情報提供や専門家による支援を行います。 さらに、高齢者等を対象に「終活情報登録事業」を実施し、緊急連絡先や遺言書の保管場所、医療・介護に関する意思、葬儀・納骨等に関する情報をあらかじめ区に登録することで、万一の際にも、ご本人の意思が尊重される仕組みを整備します。

１－２－10　ひきこもりの総合的な支援の推進（地２-１-４）

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」(Support支援／Talk相談／Experience経験／Place居場所）を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	STEP事業 相談件数	件	969	970	970	970
	STEP事業 支援利用件数	件	622	630	630	630
	ひきこもり支援センター相談件数	件	342	300	300	300

１－２－11　ヤングケアラー支援推進事業（子４-３-12）

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、リーフレット・動画・区報等による広報啓発を図るとともに、関係機関への訪問による啓発活動を実施します。また、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関の連携体制を強化します。支援においては、ヤングケアラー本人の意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源へのつなぎを図り、ヤングケアラー本人だけでなく家族全体に対する支援を行います。
担当	こども家庭支援センター
３年間の計画事業量	リーフレット・動画・区報等による広報啓発に取り組むとともに、関係機関への訪問による啓発活動を継続します。要保護児童対策地域協議会においては、理解促進と連携強化を図るため、構成員向けの研修を実施します。 ヤングケアラーの負担を軽減する事業として、家事・送迎支援の利用料助成や通訳支援を行うタブレット端末の貸出等を実施するとともに、ヤングケアラーの意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源等へのつなぎを図ります。

１－３　医療と介護の連携

高齢者一人ひとりのケアを充実するため、在宅生活を支える地域の医療関係者と介護サービス事業者との連携及び調整を円滑にし、必要な医療と介護が継続的・一体的に受けられるよう支援します。

また、介護サービス事業者に対して関係情報を提供し、必要に応じて随時研修を開催します。さらに、地域全体での連携を図るため、医療連携体制の取組を推進します。

１－３－１　地域医療連携推進協議会・検討部会の運営（保２-１-１）

事業概要	区内大学病院、都立病院、地区医師会・歯科医師会・薬剤師会等で構成する協議会及び検討部会を通じて、地域医療の現状把握、課題の整理を行って、対応策の協議・検討を行います。			
担当	健康推進課、高齢福祉課			
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	11 年度
	地域医療連携推進協議会	回	1	1
	高齢者・障害者口腔保健医療検討部会	回	1	1
	小児初期救急医療検討部会	回	1	1
	在宅医療検討部会	回	3	3

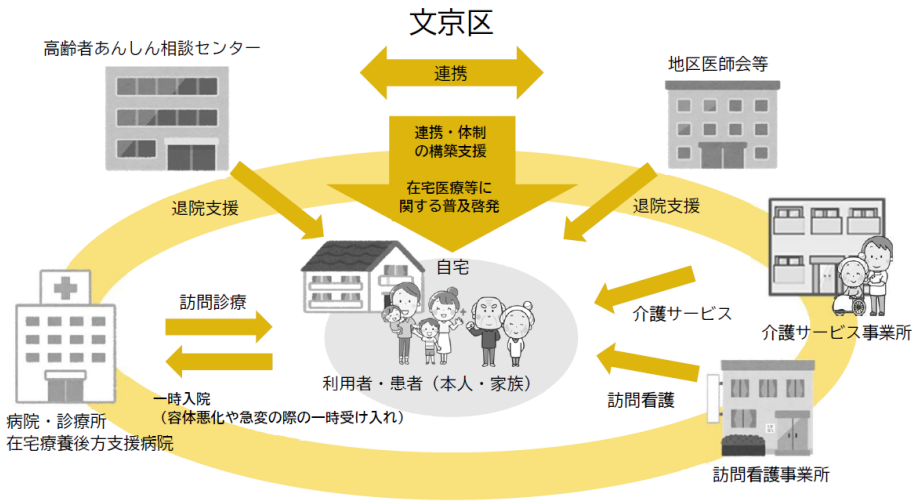
１－３－２　在宅医療・介護連携推進事業 認

事業概要	医療と介護の両方を必要とする高齢者が、人生の最期まで住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができるよう、地域の医療・看護・介護等の関係者による多職種連携体制を構築し、日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りといった４つの場面における在宅医療・介護連携の取組を推進します。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	かかりつけ医・在宅療養相談窓口　相談件数	件	71	100	120	140
	東大GNRC委託事業　共に学ぶケア講座受講者数	人	24	30	30	30
	MCS（メディカルケアステーション）ユーザー数	人	1,665	1,900	2,000	2,100

１－３－３　「かかりつけ医・歯科医・薬剤師」の定着

事業概要	地域の医院・歯科医院・薬局を掲載した冊子の配布等を通じて、日頃から健康や医療、薬について相談できるかかりつけ医・歯科医・薬剤師を持つことを区民に推奨します。
担当	高齢福祉課

【図表】４-１　文京区における在宅医療・介護連携のイメージ



１－４　家族介護者等への支援

介護を行っている家族（家族介護者）の心身の負担を軽減するため、定期的な介護保険サービスの利用のほか、要介護者の在宅生活の継続や質の向上を図る事業を実施するとともに、認知症の方を介護する家族が、互いに交流する場や機会を提供します。

また、介護の知識や仕事との両立について、情報提供や意識啓発を行います。

１－４－１　仕事と生活の調和に向けた啓発（子５-１-25）

事業概要	多様な働き方の実現に向けた意識を高めていくため、情報提供や広報・啓発活動を行います。
担当	総務課

１－４－２　認知症サポーター養成講座 認

【再掲　３－１－１参照】

１－４－３　認知症初期集中支援推進事業 認

【再掲　３－１－７参照】

１－４－４　認知症本人交流会・認知症家族会 認

【再掲　３－１－11参照】

１－４－５　介護勉強会・認知症カフェ 認

【再掲　３－１－12参照】

１－４－６　高齢者あんしん相談センターの機能強化 認★

【再掲　１－２－１参照】

１－４－７　緊急ショートステイ

事業概要	介護や見守りの必要な高齢者等の介護者が特別な理由で、一時的に介護が困難になった場合等に短期入所サービスを提供します。
担当	介護保険課

１－５　高齢者の権利擁護

自分らしく安心して暮らし続けるために、福祉や介護などの支援が必要な高齢者が適切なサービスを主体的に選択できるよう、福祉サービスの利用支援を継続して進めます。

また、虐待防止への取組や、成年後見制度の普及及び利用支援を行い、高齢者の権利擁護を推進します。

１－５－１　福祉サービス利用援助事業の促進（地２-３-１）

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="6">社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td rowspan="3">３年間の計画事業量</td><td>項目</td><td>件数</td><td>７年度実績</td><td>９年度</td><td>10 年度</td><td>11 年度</td></tr>
<tr><td>福祉サービス利用援助事業契約者数</td><td>人</td><td>72</td><td>75</td><td>85</td><td>90</td></tr>
<tr><td>財産保全管理サービス契約者数</td><td>人</td><td>10</td><td>12</td><td>14</td><td>16</td></tr>
</table>

１－５－２　福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地２-３-２）

<table>
<tr><td>事業概要</td><td>福祉サービスの利用に当たり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。
また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td>社会福祉協議会</td></tr>
<tr><td>３年間の計画事業量</td><td>福祉サービスに関する苦情を抱える方が、適切な相談・支援につながるよう本事業の周知・広報を積極的に行い、必要な方が円滑に本事業を利用できる体制づくりを引き続き支援していきます。</td></tr>
</table>

１－５－３　成年後見制度利用支援事業（地２-３-４）

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。
担当	福祉政策課、社会福祉協議会

１－５－４　法人後見の受任（地２-３-５）

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	社会福祉協議会において適切な後見人がないケースを受任し、課題が解決後、法人市民後見人や専門職の受任が適当と認められるケースについては、円滑な引継ぎを実施し、被後見人等の意思や状況に応じた、より適切で充実した後見活動の推進を図ります。

１－５－５　市民後見人の養成および活動支援　新（地２-３-７）

事業概要	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成を、社会福祉協議会に委託して実施します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。					
担当	福祉政策課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	市民後見人登録者数	人	ー	10	10	20
	市民後見人受任者数	人	ー	4	6	8

１－５－６　権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（地２-３-６）

事業概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。
担当	福祉政策課
３年間の計画事業量	権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。 あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を推進します。 さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、市民後見人をはじめとした、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関と協働して取り組みます。

１－５－７　高齢者虐待防止への取組強化 認

事業概要	虐待を受けたと思われる高齢者の状況を速やかに確認し、保護等の必要な措置を講じます。 また、高齢者虐待に係る通報義務や早期発見などの広報啓発活動の実施や成年後見制度の利用促進等を通じて、高齢者の権利擁護の実現に向けた取組を進めます。
担当	高齢福祉課

P.178

２　住み慣れた地域で暮らし続けられる環境づくり

２－１　介護サービスの充実

高齢者が安心して利用できる質の高い適切な介護サービスを確保するため、介護サービス基盤の整備や、必要なサービスを提供できる支援策の確立に取り組んでいきます。

２－１－１　地域密着型サービスの整備[8]

事業概要	高齢者が要介護状態となっても、可能な限り住み慣れた自宅や地域での生活を継続できるよう、公有地等の活用も視野に入れながら、民間事業者による地域密着型サービス事業所の整備を促進します。			
担当	介護保険課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11年度
	小規模多機能型居宅介護[9]	か所	4	5
	看護小規模多機能型居宅介護[10]	か所	1	2
	認知症高齢者グループホーム[11]	か所	9	11

２－１－２　事業者への運営指導・集団指導

事業概要	介護サービス事業者等に対し、適正化に係る制度周知のための研修会や指導及び監査を実施することにより、介護保険制度の円滑かつ適正な運営、介護サービスの質の向上及び介護サービス利用者の保護を図ります。
担当	介護保険課

２－１－３　介護サービス情報の提供

事業概要	介護保険事業の適正・円滑な実施に資するため、居宅・通所・訪問・施設系の介護サービス事業者情報の収集・提供を行います。
担当	高齢福祉課、介護保険課

[8] **地域密着型サービス**　急速に進む高齢化を背景に、認知症の高齢者やひとり暮らし高齢者の増加が見込まれる中で、介護が必要になっても可能な限り住み慣れた地域での生活を継続できるようにするための介護サービス。原則、区民のみが利用できる。

[9] **小規模多機能型居宅介護**　通所を中心に訪問や泊りのサービスを組み合わせ、食事、入浴などの介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

[10] **看護小規模多機能型居宅介護**　小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせ、介護と看護を一体的に受けられる地域密着型サービス。

[11] **認知症高齢者グループホーム**　介護保険法上の認知症対応型共同生活介護のこと。認知症の方が少人数での共同生活を送りながら食事、入浴等の介護や支援、機能訓練を受けられる地域密着型サービス。

２－１－４　公平・公正な要介護認定

事業概要	介護（介護予防）サービスを必要とする申請者に対して、認定調査票と主治医意見書に基づき必要な介護及び支援の程度を「介護認定審査会」において、適正・客観的に判定を行います。
担当	介護保険課

２－１－５　福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

事業概要	利用者の状態像に合った福祉用具購入・住宅改修が提供されているか、利用者宅へ訪問し、調査します。
担当	介護保険課

２－１－６　生活保護受給高齢者支援事業

事業概要	支援員を配置し、生活保護受給者のうち介護サービス利用者宅を訪問し、介護サービスの利用状況等について確認します。併せて、それ以外の65歳以上宅を訪問し、生活状況を確認するとともに、受給者のニーズを踏まえた支援を行います。
担当	生活福祉課

２－２　ひとり暮らし・身体機能が低下した高齢者等への支援

ひとり暮らし等の高齢者が孤立化せず、住み慣れた地域で安心して生活できるよう、必要に応じて安否の確認を行うとともに、日常生活を支援する事業等を実施していきます。

また、身体状況が低下した状態にある高齢者の日常生活の質の向上を図るため、介護保険サービスのほか、理美容サービスや紙おむつ支給等の様々な支援を行います。

２－２－１　高齢者自立生活支援事業

事業概要	65歳以上で、骨折や退院等により一時的に援助を要する方や、初期の認知症・精神疾患などにより生活への助言や指導が必要な方が、自立した生活を営むことができるように、一定期間ヘルパーを派遣し、支援します。
担当	高齢福祉課

２－２－２　高齢者日常生活支援用具の給付等事業

事業概要	65歳以上で身体状況が低下し、日常生活を営む上で支障がある方に対し、用具の給付及び補聴器購入費用の助成等を行うことにより日常生活の利便を図ります。
担当	高齢福祉課

２－２－３　院内介助サービス

事業概要	介護保険の通院介助サービスを利用し、要支援２以上の認定を受けているひとり暮らし又は日中独居となる高齢者に対し、受診時の待ち時間における付添い等のサービスを提供することにより、一人では通院が困難な高齢者の通院の機会を確保します。
担当	介護保険課

２－２－４　高齢者訪問理美容サービス

事業概要	65歳以上の在宅で座位を保てない状態又は重度の認知症等で理美容店までの外出が困難な方に対し、訪問理美容券を発行し、高齢者の理美容の機会を確保します。
担当	高齢福祉課

２－２－５　高齢者紙おむつ支給等事業

事業概要	身体状況の低下により失禁があり、常時おむつを使用している方（要介護３以上程度）に対し、紙おむつの支給又はおむつ費用の一部を助成することにより、精神的又は経済的負担の軽減を図ります。（65歳以上の方が入院中の場合は、要介護度不要。）
担当	高齢福祉課

２－２－６　ごみの訪問収集

事業概要	①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後３月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。
担当	文京清掃事務所

２－２－７　歯と口腔の健康

事業概要	全身の健康に大きく関係のある歯周疾患を予防し、生涯における口腔機能の維持・向上へつなげるために、歯周疾患検診を実施し、かかりつけ歯科医を持つ機会を提供します。 また、疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。
担当	健康推進課

２－３　介護サービス事業者への支援

介護保険事業の適切な運営を推進していくためには、介護サービス事業者の介護保険事業に対する理解や協力が必要不可欠です。

そのため、介護サービス事業者相互や区と事業者との連携を図るとともに、情報共有や研修等の必要な支援を行うことで、事業者が提供するサービスの向上を目指します。

２－３－１　介護サービス事業者連絡協議会・部会の運営

事業概要	介護サービス事業者相互間及び区との連携促進及び区民に適切な介護サービスの提供を行うため、協議会及び各部会を設置・運営します。 また、部会において、ハラスメント対応や困難事例対応等、介護従事者の資質・実務能力向上に資する研修を実施します。					
担当	介護保険課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	事業者連絡協議会	回	2	2	2	2
	事業者部会 （委託・訪問・通所・施設）	回	8	8	8	8

２－３－２　ケアマネジャーへの支援

事業概要	在宅介護を支えるため、高齢者あんしん相談センターがケアマネジャーからの個別相談に応じるとともに、スキルアップのための研修会・勉強会を開催します。 また、地域のケアマネジャーによる自主グループの活動について、支援・連携します。
担当	高齢福祉課、介護保険課

２－３－３　ケアプラン点検の実施

事業概要	居宅介護支援事業者等が利用者の状態に応じたより質の高いケアプランの作成ができるよう、事業者ごとに必要な支援を行います。
担当	介護保険課

２－３－４　福祉サービス第三者評価制度の利用促進

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。
担当	福祉政策課

２－４　介護人材の確保・定着への支援

必要な介護サービスの提供を確保するためには、質の高いサービスを提供する人材の安定的な確保と定着等が必要不可欠です。

そのために、区内介護サービス事業者と連携し、介護人材を確保するためのイベントや定着のためのネットワークづくり等、介護人材不足を解消するための施策に取り組みます。

２－４－１　介護人材の確保・定着に向けた支援

事業概要	介護人材の確保・定着に向け、介護の魅力を伝えるイベントの実施や啓発番組の配信、啓発冊子の配布、出張講座、介護未経験者への入門的研修、外国人介護人材の受け入れや育成に対する支援等を行います。 さらに、介護従事者の就労環境の改善を図り、人材確保・定着に繋げるための住宅費補助や、介護従事者の専門性向上を目的とした資格取得支援や研修の実施など、包括的な事業を介護サービス事業者と連携して行います。					
担当	介護保険課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	介護施設従事職員住宅費補助	人	94	100	100	100
	介護職員宿舎借上げ支援事業補助	事業所数	4	5	5	5
	介護職員初任者・実務者研修受講費用補助	人	17	25	25	25
	介護支援専門員研修費用補助	人	30	40	40	40
	介護職員奨学金・公的資金返済支援補助	人	0	5	5	5

P.183

２－４－２　介護施設ワークサポート事業

事業概要	シルバー人材センターに「介護施設お助け隊」を設置し、介護施設の臨時的又は軽易な業務を引き受けることで、高齢者の活躍の場の拡大と併せ、介護人材不足を側面から支援します。 また、就業に興味のある高齢者を対象に、介護に関する基礎的な講義と就業体験を行うセミナーを開催し、福祉の担い手として活躍する元気高齢者の裾野を広げます。
担当	高齢福祉課

２－５　住まい等の確保と生活環境の向上

生活の基盤として必要な住まい等の確保と高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう住まい方の支援に取り組みます。

また、高齢者が住み慣れた地域で安心して豊かに自立した在宅生活が送れるよう、バリアフリー化等を推進します。

２－５－１　居住支援の推進（地２-１-12）

事業概要	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。
担当	福祉政策課

２－５－２　高齢者住宅設備等改造事業

事業概要	65歳以上で要介護又は要支援の認定を受けた方のうち、日常生活を営む上で住環境の改善を必要とする高齢者に対し、その方の居住する住宅設備等の改造に係る費用の一部を給付することにより日常生活の安全性、利便性の向上を図ります。
担当	介護保険課

２－５－３　住宅改修支援事業

事業概要	ケアマネジャーが付いていない利用者が介護保険住宅改修費申請を行う場合に、申請に必要な「住宅改修が必要な理由書」を福祉住環境コーディネーター等が作成した際に、作成費用の補助を行います。
担当	介護保険課

２－５－４　高齢者等住宅修築資金助成事業（障５-１-８）

事業概要	高齢者（65歳以上）世帯又は心身障害者世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。
担当	住環境課

２－５－５　高齢者施設（特別養護老人ホーム）の整備

事業概要	施設入所が必要な高齢者のニーズに対応するため、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した特別養護老人ホームを整備します。			
担当	介護保険課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11年度
	特別養護老人ホーム	か所	9	10

２－５－６　旧区立特別養護老人ホームの大規模改修

事業概要	老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所している高齢者に良好な環境を整備するため、大規模改修を実施します。
担当	介護保険課
３年間の計画事業量	文京白山の郷について、経年劣化により低下した建物躯体、建築設備等の機能を回復させるための改修等を実施します。文京千駄木の郷についても、調査や検討を進め、順次、大規模改修を実施していきます。

２－５－７　地域密着型サービスの整備 認

【再掲　２－１－１参照】

２－５－８　公園再整備事業（地３-１-５）

事業概要	区立の公園や児童遊園等の安全・安心と魅力向上を図るため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	公園・児童遊園再整備	園	3	3	7	2

２－５－９　文京区バリアフリー基本構想の推進（地３-１-２）

事業概要	文京区バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。
担当	都市計画課

２－５－10　文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導（地３-１-３）

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。
担当	住環境課

２－５－11　バリアフリーの道づくり（地３-１-１）

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（１次経路及び歩道のある２次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	22.5	28.2	31.3	34.6

３　誰もが安心して自分らしく暮らすために

３－１　認知症の理解と支援

認知症になっても住み慣れた地域で安心して暮らし続けるために、認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発を行うとともに、認知症の発症時期や症状に応じた切れ目のない支援を行います。

さらに、認知症のある方や家族の意向に寄り添い当事者の声を反映させた地域のネットワークづくりを促進し、地域における助け合い・支え合いの輪を拡げます。

３－１－１　認知症サポーター養成講座 認

事業概要	認知症になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症のある方やその家族を温かく見守る認知症サポーターを養成します。 また、より実践的な対応方法の習得等を内容とする認知症サポーター実践講座を実施するとともに、地域活動に必要な知識やスキルの理解を深め、モチベーションの維持・向上を図るための勉強会・交流会を開催します。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	年間サポーター養成数	人	739	1,000	1,000	1,000
	文京区サポーター総数	人	19,887	21,500	22,500	23,500
	実践講座の参加者数	人	37	40	40	40
	勉強会・交流会	回	2	2	2	2

３－１－２　認知症ケアパスの普及啓発 認

事業概要	認知症のある方やその家族が生活機能障害の進行状況に応じて、いつ、どこで、どのような支援を受けることができるのかを早い段階で把握できるよう、適切なサービス提供の流れを整理・明示した認知症ケアパス（あんしん生活ガイド）の普及啓発を図ります。 また、認知症当事者の個人の尊重や地域での共生を更に推進するため、国が掲げる「新しい認知症観」の浸透につながる取組として、「ぶんきょう 認知症 ひろがるみらい展」を実施します。
担当	高齢福祉課

３－１－３　認知症地域支援推進員の設置 認

事業概要	認知症施策を円滑かつ効果的に実施するため、厚生労働省の定める研修修了者を認知症地域支援推進員として区に配置し、医療・介護等の支援ネットワークの構築、認知症対応力向上のための支援などを推進します。
担当	高齢福祉課

P.187

３－１－４　認知症支援コーディネーターの設置 認

事業概要	認知症支援コーディネーターを各高齢者あんしん相談センターに配置し、関係機関と連携の上、認知症の早期支援・早期対応を推進します。
担当	高齢福祉課

３－１－５　認知症サポート医・かかりつけ医との連携 認

事業概要	区内医師会に所属する認知症サポート医を嘱託医として配置し、かかりつけ医と連携しながら、認知症の早期支援・早期対応等の認知症施策を円滑かつ効果的に推進します。
担当	高齢福祉課

３－１－６　認知症相談 認

事業概要	認知症の早期支援・早期対応を推進するため、各高齢者あんしん相談センターに嘱託医を配置し、もの忘れ医療相談等、認知症に係る相談体制を推進します。
担当	高齢福祉課

３－１－７　認知症初期集中支援推進事業 認

事業概要	医療や福祉の専門職により構成する認知症初期集中支援チームを設置し、認知症のある方や家族に対する初期の支援を包括的・集中的に行い、在宅生活のサポートを行います。
担当	高齢福祉課

３－１－８　認知症検診事業 認

事業概要	認知症に関する正しい知識・理解の普及啓発と認知症の早期の気づきを支援するため、55歳から75歳までの５歳ごとの対象者に、認知機能デジタル測定ツールによるセルフチェックを案内し、認知機能に不安のある方等に対して区内の指定医療機関における認知症検診を実施します。検診では、医師による問診などを行うほか、必要に応じて、専門医療機関や看護師による最長６か月間の支援等につなげます。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	受診者数（医療機関・自宅）	人	1,183	1,400	1,450	1,500

３－１－９　認知症ともにフォローアッププログラム　認

事業概要	認知症検診を受診した方を対象に、脳と体の健康を維持するための生活習慣の実践ポイントを専門職から伝える体験参加型のプログラムや個別相談を行います。
担当	高齢福祉課

３－１－10　認知症ともにパートナー事業　認

事業概要	協力医療機関や認知症検診において、医師から認知機能の低下により生活上のサポートが必要と判断された方が、必要なサービス等につながることができるように、訪問看護ステーションの看護師による最長６か月間の伴走型の支援を行います。
担当	高齢福祉課

３－１－11　認知症本人交流会・認知症家族会　認 新

事業概要	認知症のある方が集い、本人が主体となって、自らの体験や想い、必要としていること、暮らしやすい地域の在り方を語り合うことを目的に、交流会を実施します。また、介護家族を対象とした介護者同士の交流や情報交換の場である認知症家族会の運営を伴走支援します。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	認知症本人交流会	回	11	12	12	12
	認知症家族会	回	8	6	6	6

３－１－12　介護勉強会・認知症カフェ　認

事業概要	介護者等のニーズに合わせたテーマにより、認知症を含めた介護に関する勉強会を実施するとともに、地域で身近に通える居場所として誰もが参加できる認知症カフェを開催します。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	介護勉強会	回	8	8	8	8
	認知症カフェ	回	29	32	32	32

３－１－13　認知症のある方と家族を支える地域のネットワーキング　認

事業概要	認知症になっても個人として尊重され、希望を持って自分らしく生きることができるまちづくりを推進するため、認知症本人交流会等を実施し、本人や家族のニーズと「チームオレンジBunkyo」サポーターをつなぐ仕組みを構築し、本人と家族を支える地域のネットワークを強化します。
担当	高齢福祉課

３－１－14　認知症の症状による行方不明者対策の充実　認

事業概要	認知症の症状による行方不明者の発生を防止するとともに、発生した場合の早期発見・早期保護を目的に、地域の見守り機能の強化や発見ネットワークの活用を促進します。
担当	高齢福祉課
３年間の計画事業量	区民や事業者に対し、メール配信による行方不明認知症高齢者発見ネットワーク登録への協力をお願いし、協力者を増やしていくとともに、地域住民等による声かけ模擬訓練の実施など、地域における見守り機能の強化を図ります。また、発見時の速やかな身元確認に役立つステッカー等の配付を行います。 さらに、民間事業者が運営するGPS探索サービスの利用助成を行うとともに、通信機能を備えた福祉用具の給付に関する国の動向を注視しつつ支援のあり方を検討します。

３－１－15　若年性認知症への取組　認

事業概要	東京都若年性認知症総合支援センターや地域の関係機関と連携し、文京区若年性認知症の会（シエル・ブルー）等による支援を行います。また、若年性認知症ライフサポートBOOK等により若年性認知症の周知・啓発を図るとともに、職員が若年性認知症相談支援に関する研修に参加し、知識習得及び相談支援技術の向上を図ります。
担当	高齢福祉課

３－１－16　生活環境維持事業　認

事業概要	認知症高齢者等のうち、自己で生活環境の整備を行うことが困難な方に対し、廃棄物処理等のサービスを実施し、生活環境の維持保全を行います。
担当	高齢福祉課

３－１－17　地域密着型サービスの整備　認

【再掲　２－１－１参照】

３－２　健康づくりの取組

高齢者がいつまでも健康を維持していくため、地域の中でいきいきとした生活が続けられるよう、区民に対する普及啓発事業のほか、高齢者クラブの会員同士が自主的な取組を行う活動を支援します。

また、体育施設における高齢者向けの各種スポーツ教室の実施などを通して、健康づくりを進めていきます。

３－２－１　一般健康相談（クリニック）（保１-８-１）

事業概要	相談日を定めて15歳以上の区民を対象に健康相談を行っています。必要に応じて、Ｘ線検査、血圧測定、尿検査、血液検査等を行い、進学や就職などに要する健康診断書の発行も行います。
担当	保健サービスセンター

３－２－２　健康診査・保健指導（保１-８-２）

事業概要	40歳以上の国民健康保険の被保険者及び後期高齢者医療制度に加入する区民等を対象として、健康診査等を継続実施し、生活習慣病の発症や重症化を予防します。			
担当	健康推進課、国保年金課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11年度
	特定健康診査受診率	%	43.7	47.8
	特定保健指導実施率（終了率）	%	8.3	19.2

３－２－３　高齢者向けスポーツ教室

事業概要	60歳以上の区内在住・在勤者を対象として、高齢者水中ウォーキング教室、シニア健康体操教室及び高齢者水泳＋健康体操教室を実施します。
担当	スポーツ振興課

３－２－４　高齢者いきいき入浴事業

事業概要	外出機会の拡大や健康増進のため、区内公衆浴場を活用してシニア入浴事業を実施し、高齢者の交流の場とします。
担当	生活衛生課

３－２－５　高齢者クラブ活動（健康づくり）に対する支援

事業概要	ペタンク大会・輪投げ大会や健康体操教室、都のシニア健康フェスタなど健康事業への参加など、会員相互の親睦を深め、健康増進を図る活動を継続的に行っています。このような、介護予防や健康寿命の延伸に資する健康づくり活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

３－３　フレイル予防・介護予防の取組

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる取組を推進します。

さらに、医療専門職等の関与を促進し、効果的なフレイル予防・介護予防のプログラム講座等を実施するとともに、リスクの高い高齢者を早期に発見し、適切な医療や介護サービスにつなげる取組を推進します。

３－３－１　短期集中予防サービス

事業概要	生活機能等の低下が見られる高齢者に対して、筋力向上、口腔機能向上、栄養改善の複合型プログラムを実施します。
担当	高齢福祉課

３－３－２　介護予防把握事業

事業概要	介護認定を受けていない75歳以上85歳以下の方のうち、奇数年齢の方に「基本チェックリスト」を送付し、生活機能等に低下が見られるか把握するとともに、自身の心身や生活機能等の状態を知ることで、介護予防に取り組む契機とします。
担当	高齢福祉課

３－３－３　介護予防普及啓発事業

事業概要	文の京介護予防体操、介護予防教室、介護予防講演会、出前講座、介護予防展等を実施して介護予防の重要性を周知するとともに、すべての高齢者が介護予防に取り組むきっかけづくりと取組の機会を提供します。また、地域で支える介護予防の担い手として、文の京介護予防体操推進リーダーや転倒骨折予防教室ボランティア指導員等の養成を図ります。			
担当	高齢福祉課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11 年度
	参加者数	人	2,911	3,000

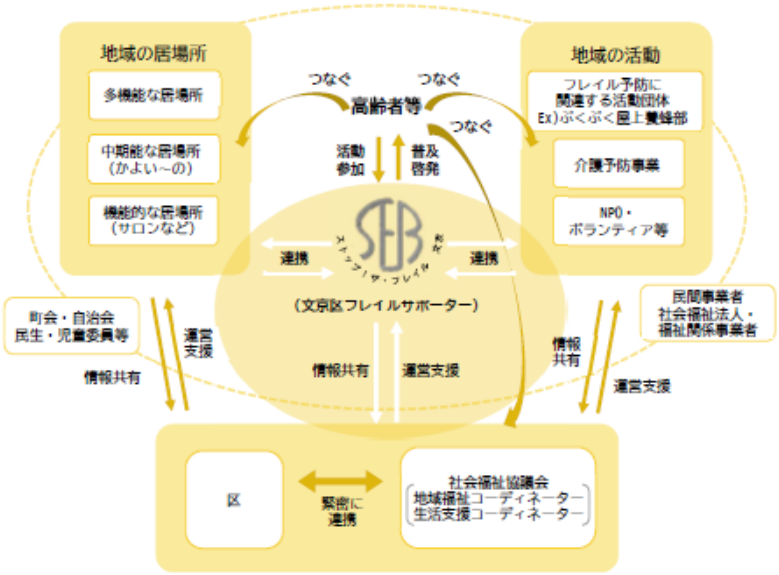
３－３－４　文の京フレイル予防プロジェクト

事業概要	高齢者の虚弱（フレイル）を予防するため、フレイルチェックなどの取組を、区内の住民主体の通いの場などと連携して実施します。フレイルチェックは、健康運動指導士等の専門職からなる「フレイルトレーナー」の助言を受けながら、専門の研修を受けた区民からなる「フレイルサポーター」が中心となって主体的に運営します。					
担当	高齢福祉課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	フレイルサポーター養成講座受講者	人	16	12	12	12
	フレイルチェック参加者	人	617	450	450	450

３－３－５　地域リハビリテーション活動支援事業

事業概要	住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。
担当	高齢福祉課

【図表】４-２　フレイル予防の展開イメージ



３－４　日常の生活支援

高齢者の在宅生活を支えるため、区民等における地域活動への参加の取組を推進するとともに、高齢者のニーズと地域の多様な主体による支援とのマッチングにより、生活支援体制のさらなる充実を図ります。

さらに、住民主体の通いの場等におけるフレイル予防・介護予防の取組を積極的に展開し、地域を支える担い手を創出するとともに、地域における助け合い・支え合いのための居場所づくりの取組を推進します。

３－４－１　介護予防ケアマネジメントの実施

事業概要	要支援者及び基本チェックリストで該当した対象者に対し、心身の状態や生活機能等を把握・分析するとともに、個々の目標を記載した介護予防サービス・支援計画書を策定・交付します。対象者の状況等を適宜モニタリング・評価し、必要に応じてサービス計画の見直し、サービス事業者等との調整や助言を行います。
担当	高齢福祉課

３－４－２　生活支援体制整備事業　★

事業概要	社会福祉協議会に配置する生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の活動を支援し、多様な事業主体による重層的な生活支援サービスの提供体制の構築支援、資源開発、ネットワーク構築、ニーズと取組のマッチングなどを推進します。
担当	社会福祉協議会

３－４－３　地域介護予防支援事業（通いの場）　★

事業概要	介護予防のための体操等とともに、住民同士の助け合い・支え合い活動を積極的に推進する「通いの場（かよい～の）」の活動を支援します。			
担当	社会福祉協議会			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11 年度
	運営団体数	か所	38	42

３－５　生きがいづくりや地域交流の推進

アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を用意するとともに、高齢者を始めとした参加者同士の様々な交流を通じて、いきいきと地域で暮らすことができる環境を整えます。

さらに、交流機会を創出し、外出のきっかけづくりや仲間づくりを推進します。

３－５－１　アカデミー推進計画に基づく各種事業

事業概要	アカデミー推進計画に基づく各種事業の実施により、豊かな学びの場を提供します。
担当	アカデミー推進課

３－５－２　文京いきいきアカデミア講座（高齢者大学）

事業概要	高齢者が継続的に学ぶ機会を提供するとともに、高齢者同士の親睦を図ることを目的として、２年制の講座を実施します。
担当	アカデミー推進課

３－５－３　生涯にわたる学習機会の提供

事業概要	バラエティに富んだ魅力的な生涯学習プログラムを提供し、区民の様々なニーズに対応した生涯学習の機会を提供します。
担当	アカデミー推進課

３－５－４　高齢者クラブ活動（学習と交流）に対する支援

事業概要	専門の講師を招いて行う教養講座や各クラブの教室、秋に行う「いきいきシニアの集い」の作品展示や「芸能大会」での演目披露、区内学生との交流などの活動を継続的に行います。このような、生きがい向上に資する学習や交流活動に対して支援します。
担当	高齢福祉課

３－５－５　いきがいづくり世代間交流事業

事業概要	高齢者同士や多世代交流を通じた高齢者の生きがいや健康の向上を図るため、高齢者クラブ、区内高校・大学の学生等の作品展示や活動紹介を行う「いきいきシニアの集い」を実施します。
担当	高齢福祉課

３－５－６　いきがいづくり文化教養事業

事業概要	高齢者の生きがい向上及び外出機会の拡大を図るため、体操教室や囲碁・将棋交流会等を実施します。
担当	高齢福祉課

３－５－７　いきがいづくり敬老事業

事業概要	高齢者の生きがいや健康の向上、外出機会の拡大を図るため、高齢者マッサージサービスや、高齢者クラブが日頃の活動場所で舞踊や歌の発表などを行う「敬老の日の集い」等を実施します。
担当	高齢福祉課

３－５－８　地域の支え合い体制づくり推進事業（地１-１-９）

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	か所	152	154	156	158

３－５－９　福祉センター事業

事業概要	高齢者の仲間づくりや教養の向上・健康維持を目的に、健康維持や介護予防に資する事業、交流事業、入浴サービス事業、健康相談事業、文京総合福祉センター祭り等を実施します。
担当	高齢福祉課（指定管理者）

３－５－10　長寿お祝い事業

事業概要	長年にわたり社会に尽力してきた高齢者に敬意を表し、長寿と健康を願って、民生委員・児童委員の協力のもと、敬老のお祝いを贈呈します。新たに100歳となる方には、誕生日前後に区から個別に連絡し、贈呈を行います。
担当	高齢福祉課

３－５－11　シルバーセンター等活動場所の提供

事業概要	高齢者の生きがい向上及び健康の維持増進等を図るため、高齢者団体に趣味の活動や会議の場としてシルバーセンター及び福祉センターを提供します。
担当	高齢福祉課

４　いざというときに備えた体制づくり

４－１　配慮を要する人への支援

避難行動要支援者等について、区民防災組織、民生委員・児童委員、介護事業者等と連携をさらに強化し、支援体制の充実を図ります。

また、避難行動要支援者等が避難できる場所について、区内の福祉関連施設等と連携・協力して整備を進めていきます。

４－１－１　避難行動要支援者への支援（地３-４-２）

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。
担当	防災危機管理課、予防対策課

４－１－２　災害ボランティア体制の整備（地３-４-３）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに取り組みます。
担当	社会福祉協議会
３年間の計画事業量	発災時に災害ボランティアセンターを円滑に設置・運営し、被災者支援を迅速に行えるよう、令和７年度改訂した災害ボランティアセンターマニュアルに基づく訓練等を通じて運営体制の実効性を検証するとともに、被災地の事例や地域のニーズを踏まえ、適宜マニュアル等の見直しを図ります。 また、災害ボランティアセンター設置・運営訓練や関係機関との情報共有・連携を継続的に実施し、平常時から実効性の高い災害ボランティア体制の整備を進め、安心して暮らせる地域づくりにつなげていきます。

４－１－３　高齢者緊急連絡カードの整備

事業概要	区、民生委員、話し合い員及び高齢者あんしん相談センターが、高齢者の緊急連絡先やかかりつけ病院などの情報を共有し、緊急事態に適切に対応します。			
担当	高齢福祉課			
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	11年度
	設置人数	人	8,172	9,000

４－１－４　救急通報システム

事業概要	おおむね65歳以上のひとり暮らし等の方で、身体上慢性疾患があるなど常時注意を要する方が、家の中において慢性疾患の急変時に、ペンダントボタン等の専用通報機を用いて、区が契約している民間会社を通じて東京消防庁に通報することにより、速やかな救援を行います。
担当	高齢福祉課

４－１－５　福祉避難所の拡充（地３-４-４）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する取組を進めます。
担当	福祉政策課
３年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。

４－１－６　被災者支援の仕組みづくり（地３-４-５）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細かな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。
担当	防災危機管理課、福祉政策課

４－２　予期せぬ事態への備え

高齢者が安心して在宅生活を継続できるよう、安全な住環境を守るための対策を推進します。

そのため、地震発生時に備えた耐震改修工事等の費用助成や、家具の転倒等による事故を未然に防止するため、家具転倒防止器具設置と購入に係る費用助成を行います。

さらに、特殊詐欺被害を防ぐための「自動通話録音機」の無償貸出を実施します。

４－２－１　耐震化促進事業（地3-4-6）

事業概要	建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。
担当	地域整備課

４－２－２　家具転倒防止器具設置助成事業（地3-4-7）

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災危機管理課					
３年間の計画事業量	項目	単位	７年度実績	９年度	10 年度	11 年度
	家具転倒防止器具設置助成件数	件	37	60	60	60

４－２－３　特殊詐欺被害防止のための「自動通話録音機」の無償貸出 新

事業概要	自動通話録音機を設置することにより、電話機の呼び出し音が鳴る前に、「会話内容が自動録音されます」といったアナウンスが流れるため、発信者（犯人）が通話を断念して、被害を未然に防止する効果が期待できます。
担当	防災危機管理課

４－２－４　悪質商法被害等防止のための啓発及び相談

事業概要	消費者の自立を支援することを目的に、消費者被害防止のための出前講座などを実施します。 また、消費者トラブルに関する消費者相談を行います。
担当	経済課

P.199

４－３　災害等に備える介護サービス事業者との連携

介護保険施設や介護サービス事業所を運営する事業者が、入所者や利用者を災害等から守るとともに、発災後も事業に継続的に取り組むことができるための支援を行います。

４－３－１　介護サービス事業者連絡協議会を通じた災害等に関する情報提供

事業概要	介護サービス事業者連絡協議会において、区の災害や新たな感染症に関する取組及び必要な情報を提供するとともに、研修会を実施します。また、事業者専用ＷＥＢサイトによる情報提供を行います。
担当	介護保険課

第５章
介護保険事業の推進

P.202

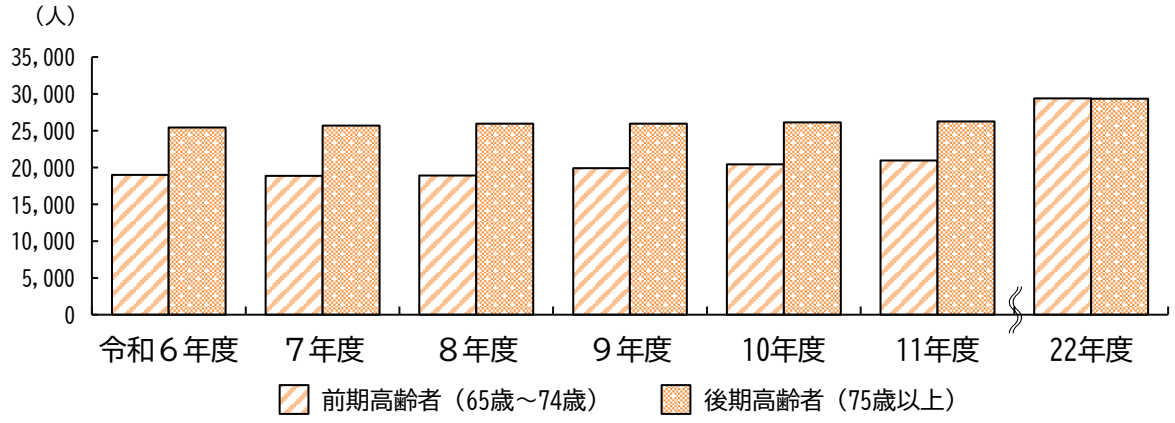
第５章　介護保険事業の推進

１　介護保険サービスの実績と推計

（１）第１号被保険者数の実績と推計

第１号被保険者数は、令和６年度から令和８年度にかけてゆるやかに増加傾向にあり、今後も増加すると見込んでいます。

【図表】５－１　第１号被保険者数の実績と推計



（単位：人）

		６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度	22 年度（2040 年度）
第１号被保険者（65 歳以上）		44,426	44,531	44,830	45,871	46,542	47,211	58,743
内訳	前期高齢者（65 歳～74 歳）	18,987	18,853	18,892	19,908	20,434	20,962	29,386
内訳	後期高齢者（75 歳以上）	25,439	25,678	25,938	25,963	26,108	26,249	29,357

※住所地特例[12]者を含む。
※【６～８年度】介護保険事業状況報告月報（各年９月末時点）。
　【９～11 年度、22 年度】地域包括ケア「見える化」システムによる推計

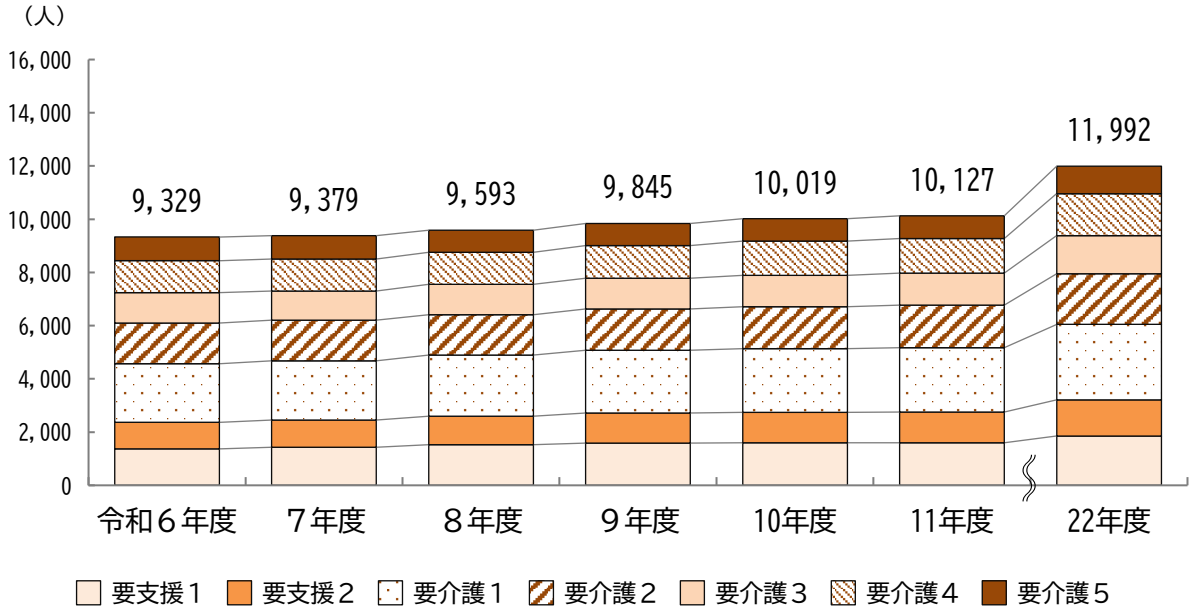
※介護保険における被保険者
第１号被保険者：区内に住所を有する 65 歳以上の者。
第２号被保険者：区内に住所を有する 40 歳～64 歳の医療保険加入者。

[12] **住所地特例**　文京区の被保険者が区外の介護保険施設等に入所又は入居し、その施設等の所在地に住所を移した場合でも、引き続き文京区の被保険者となる制度のこと。

（２）要介護・要支援認定者数の実績と推計

要介護・要支援認定者数は、令和６年度から令和８年度にかけて増加傾向にあり、引き続き、令和11年度まで増加すると見込んでいます。

【図表】５－２　要介護・要支援認定者数の実績と推計



（単位：人）

		６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度	22 年度 （2040 年度）
認定者数 （第１号及び第２号）		9,329	9,379	9,593	9,845	10,019	10,127	11,992
内訳	要支援１	1,369	1,428	1,527	1,586	1,595	1,599	1,855
	要支援２	997	1,020	1,071	1,126	1,146	1,160	1,357
	要介護１	2,202	2,236	2,293	2,369	2,400	2,417	2,833
	要介護２	1,530	1,520	1,522	1,545	1,572	1,591	1,906
	要介護３	1,143	1,099	1,141	1,157	1,183	1,203	1,435
	要介護４	1,198	1,207	1,209	1,230	1,279	1,301	1,578
	要介護５	890	869	830	832	844	856	1,028

※【６～８年度】介護保険事業状況報告月報（各年９月末時点）。
【９～11 年度、22 年度】地域包括ケア「見える化」システムによる推計

（３）介護保険サービスの実績

① 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービス（要介護１から５までの方が対象）・介護予防居宅サービス（要支援１と２の方が対象）は、ホームヘルパーが食事や入浴、日常生活等の支援を行う訪問介護などの訪問系サービス、デイサービスセンター等の施設に通い、必要な日常生活の支援や機能訓練を受ける通所介護などの通所系サービス、特別養護老人ホームなどに短期間入所して日常生活上の支援や機能訓練を受ける短期入所生活介護（ショートステイ）などの宿泊系サービスがあります。

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける合計の給付費は、第９期計画に対する実績が91.9%となっています。

【図表】５－３　居宅サービス実績

		６年度	７年度	８年度（見込み）	第９期実績	第９期計画値	計画比
訪問介護	利用量（回）	340,717	347,857	349,390	1,037,964	1,122,444	92.5%
	利用人数（人）	24,735	24,844	25,278	74,857	80,796	92.6%
	給付費（千円）	1,849,638	1,930,245	2,009,818	5,789,701	6,416,097	90.2%
訪問入浴介護	利用量（回）	10,592	10,606	10,484	31,682	33,154	95.6%
	利用人数（人）	2,180	2,155	2,264	6,599	6,576	100.4%
	給付費（千円）	142,523	142,888	149,727	435,138	456,226	95.4%
訪問看護	利用量（回）	144,188	147,160	152,921	444,269	439,339	101.1%
	利用人数（人）	21,737	22,588	23,813	68,138	65,580	103.9%
	給付費（千円）	1,108,870	1,120,930	1,229,752	3,459,552	3,583,134	96.6%
訪問リハビリテーション	利用量（回）	8,351	7,658	7,334	23,343	28,419	82.1%
	利用人数（人）	1,511	1,447	1,668	4,626	5,280	87.6%
	給付費（千円）	63,531	57,938	69,809	191,278	216,748	88.2%
居宅療養管理指導	利用人数（人）	66,911	69,539	71,194	207,644	192,120	108.1%
	給付費（千円）	482,351	505,596	522,867	1,510,814	1,518,477	99.5%
通所介護	利用量（回）	149,917	148,866	152,169	450,952	488,417	92.3%
	利用人数（人）	17,487	17,875	18,474	53,836	55,656	96.7%
	給付費（千円）	1,199,085	1,179,180	1,217,111	3,595,376	4,101,701	87.7%
通所リハビリテーション	利用量（回）	17,151	13,974	11,571	42,696	79,850	53.5%
	利用人数（人）	2,501	2,071	2,080	6,652	10,620	62.6%
	給付費（千円）	158,709	131,837	138,637	429,183	777,638	55.2%
短期入所生活介護	利用量（回）	39,869	37,140	34,760	111,769	130,579	85.6%
	利用人数（人）	4,307	4,031	4,009	12,347	13,044	94.7%
	給付費（千円）	351,957	349,427	369,675	1,071,059	1,231,547	87.0%

		６年度	７年度	８年度（見込み）	第９期実績	第９期計画値	計画比
短期入所療養介護	利用量（回）	2,704	2,251	2,124	7,079	14,719	48.1%
	利用人数（人）	319	301	343	963	1,692	56.9%
	給付費（千円）	32,809	28,445	32,188	93,442	189,218	49.4%
特定施設入居者生活介護	利用人数（人）	12,906	13,374	13,669	39,949	37,524	106.5%
	給付費（千円）	2,623,920	2,670,473	2,779,796	8,074,189	8,265,055	97.7%
福祉用具貸与	利用人数（人）	33,947	33,745	34,207	101,899	108,852	93.6%
	給付費（千円）	482,152	484,523	501,077	1,467,752	1,643,175	89.3%
特定福祉用具販売	利用人数（人）	585	540	529	1,654	1,620	102.1%
	給付費（千円）	19,569	19,185	16,342	55,096	55,938	98.5%
住宅改修	利用人数（人）	372	330	287	989	1,152	85.9%
	給付費（千円）	31,224	27,156	26,313	84,693	92,040	92.0%
居宅介護支援	利用人数（人）	46,282	46,546	47,017	139,845	152,112	91.9%
	給付費（千円）	733,040	742,576	745,746	2,221,362	2,557,241	86.9%
給付費　合計（千円）		9,279,378	9,390,399	9,808,858	28,478,635	31,104,235	91.6%

※図表における給付費は、原則として表示単位未満を四捨五入しているため、それらを足した数値と合計の数値が一致しない場合がある。

【図表】５－４　介護予防居宅サービス実績

		６年度	７年度	８年度（見込み）	第９期実績	第９期計画値	計画比
介護予防訪問入浴介護	利用量（回）	1	1	0	2	0	－
	利用人数（人）	1	1	0	2	0	－
	給付費（千円）	9	11	0	20	0	－
介護予防訪問看護	利用量（回）	16,856	19,713	22,606	59,175	45,848	129.1%
	利用人数（人）	3,652	4,188	4,485	12,325	9,756	126.3%
	給付費（千円）	105,121	122,807	132,263	360,191	308,991	116.6%
介護予防訪問リハビリテーション	利用量（回）	1,103	1,196	1,277	3,576	3,807	93.9%
	利用人数（人）	237	253	326	816	828	98.5%
	給付費（千円）	7,075	7,974	10,539	25,588	28,076	91.1%
介護予防居宅療養管理指導	利用人数（人）	4,905	4,958	5,360	15,223	13,824	110.1%
	給付費（千円）	32,111	31,808	34,414	98,333	103,343	95.2%
介護予防通所リハビリテーション	利用人数（人）	813	817	832	2,462	2,196	112.1%
	給付費（千円）	25,585	25,574	25,232	76,391	83,732	91.2%
介護予防短期入所生活介護	利用量（回）	187	220	267	674	641	105.1%
	利用人数（人）	33	40	71	144	108	133.2%
	給付費（千円）	1,075	1,586	3,353	6,014	4,969	121.0%
介護予防短期入所療養介護	利用量（回）	76	0	0	76	72	105.6%
	利用人数（人）	12	0	0	12	72	16.7%
	給付費（千円）	900	0	0	900	276	326.1%
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数（人）	1,401	1,429	1,628	4,458	4,536	98.3%
	給付費（千円）	101,185	101,668	113,568	316,421	344,028	92.0%
介護予防福祉用具貸与	利用人数（人）	7,412	7,891	8,534	23,837	23,352	102.1%
	給付費（千円）	41,723	45,903	50,967	138,593	134,692	102.9%
介護予防特定福祉用具販売	利用人数（人）	154	132	126	412	540	76.3%
	給付費（千円）	4,078	3,886	4,194	12,158	13,551	89.7%
介護予防住宅改修	利用人数（人）	156	151	138	445	576	77.3%
	給付費（千円）	13,715	12,547	15,004	41,266	54,483	75.7%
介護予防支援	利用人数（人）	9,961	10,688	11,224	31,873	30,060	106.0%
	給付費（千円）	51,312	55,111	58,311	164,734	167,176	98.5%
給付費　合計（千円）		383,889	408,875	447,845	1,240,609	1,243,317	99.8%

P.208

【図表】５－５　居宅サービスと介護予防居宅サービスの給付費合計

	６年度	７年度	８年度（見込み）	第９期実績	第９期計画値	計画比
居宅サービス+介護予防居宅サービス給付費合計（千円）	9,663,267	9,799,274	10,256,703	29,719,244	32,347,552	91.9%

② 施設サービス

施設サービスは、在宅生活が困難な方が入所する介護老人福祉施設、在宅復帰へ向けてリハビリを中心にサービスを提供する介護老人保健施設及び医療的なケアが必要な方が入所する介護医療院があります。

施設サービスにおける給付費は、第９期計画に対する実績が90.0%となっています。

【図表】５－６　施設サービス実績

		６年度	７年度	８年度（見込み）	第９期実績	第９期計画値	計画比
介護老人福祉施設	利用人数（人）	7,288	6,999	6,975	21,262	24,300	87.5%
	給付費（千円）	2,104,910	2,045,161	2,055,333	6,205,404	6,556,511	94.6%
介護老人保健施設	利用人数（人）	3,337	3,119	3,029	9,485	11,664	81.3%
	給付費（千円）	1,039,935	1,004,526	952,973	2,997,434	3,535,948	84.8%
介護医療院	利用人数（人）	293	270	215	778	1,296	60.0%
	給付費（千円）	108,528	98,904	79,706	287,138	456,677	62.9%
給付費　合計（千円）		3,253,373	3,148,591	3,088,012	9,489,976	10,549,136	90.0%

③ 地域密着型サービス

地域密着型サービスは、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して暮らしていけるよう、対象を区民に限定して提供されるサービスです。定期巡回・随時対応型訪問介護看護や認知症対応型共同生活介護など、地域の中での交流や関係機関との連携を密にした介護サービスを提供しています。

地域密着型サービスにおける給付費は、第９期計画に対する実績が94.6%となっています。

【図表】５－７　地域密着型サービス実績

		６年度	７年度	８年度（見込み）	第９期実績	第９期計画値	計画比
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数（人）	551	564	481	1,596	1,584	100.8%
	給付費（千円）	111,813	115,281	100,308	327,402	307,814	106.4%
夜間対応型訪問介護	利用人数（人）	415	366	360	1,141	1,548	73.7%
	給付費（千円）	11,541	13,121	13,745	38,407	34,117	112.6%
認知症対応型通所介護	利用量（回）	7,727	7,774	7,561	23,062	31,810	72.5%
	利用人数（人）	950	924	828	2,702	3,240	83.4%
	給付費（千円）	87,545	89,273	88,752	265,570	351,936	75.5%
小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	1,283	1,153	1,046	3,482	4,140	84.1%
	給付費（千円）	292,776	252,689	247,385	792,850	989,992	80.1%
看護小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	282	260	276	818	1,008	81.2%
	給付費（千円）	86,242	83,559	88,014	257,815	264,480	97.5%
認知症対応型共同生活介護	利用人数（人）	1,893	1,877	1,886	5,656	5,652	100.1%
	給付費（千円）	508,581	522,643	540,537	1,571,761	1,585,129	99.2%
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用人数（人）	953	863	841	2,657	2,448	108.5%
	給付費（千円）	254,166	269,495	270,767	794,428	760,962	104.4%
地域密着型通所介護	利用量（回）	56,547	54,381	52,567	163,495	167,540	97.6%
	利用人数（人）	8,542	8,257	8,580	25,379	24,372	104.1%
	給付費（千円）	362,402	340,862	346,801	1,050,065	1,099,043	95.5%
介護予防認知症対応型通所介護	利用量（回）	0	0	0	0	0	－
	利用人数（人）	0	0	0	0	0	－
	給付費（千円）	0	0	0	0	0	
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	61	59	50	170	180	94.4%
	給付費（千円）	4,831	4,746	3,894	13,471	12,409	108.6%
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数（人）	6	0	0	6	0	
	給付費（千円）	698	0	0	698	0	
給付費　合計（千円）		1,720,595	1,691,669	1,700,203	5,112,467	5,405,882	94.6%

④ 地域支援事業

地域支援事業は、高齢者が要介護・要支援状態となることを予防するとともに、要介護・要支援状態になっても、可能な限り住み慣れた地域で自立した生活を営むことができるよう支援することを目的とする事業です。

地域支援事業全体の事業費は、第９期計画に対する実績が92.9%となっています。

○介護予防・日常生活支援総合事業

介護予防・日常生活支援総合事業は、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域全体で高齢者を支えるとともに、要介護・要支援状態となることを予防するための取組です。

本区においては、平成28年10月から介護予防訪問介護及び介護予防通所介護を地域支援事業に移行し、「総合サービス事業」と「一般介護予防事業」として介護予防事業を再編しました。

介護予防・日常生活支援総合事業の事業費は、第９期計画に対する実績が92.6%となっています。

○包括的支援事業

包括的支援事業は、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、高齢者あんしん相談センターの運営に加え、「在宅医療・介護連携の推進」、「認知症施策の推進」、「生活支援体制整備事業」及び「地域ケア会議の推進」に係る事業を行っています。

包括的支援事業の事業費は、第９期計画に対する実績が94.0%となっています。

○任意事業

すべての高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続することができるよう、介護給付等費用適正化事業、家族介護支援事業等、区独自の事業を実施しています。

任意事業の事業費は、第９期計画に対する実績が75.0%となっています。

【図表】５－８　地域支援事業実績　（単位：千円）

	６年度	７年度	８年度（見込み）	第９期実績	第９期計画値	計画比
介護予防・日常生活支援総合事業	403,131	410,596	443,469	1,257,196	1,357,711	92.6%
総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）	343,758	352,159	372,498	1,068,415	1,138,813	93.8%
訪問型サービス	79,818	79,017	79,777	238,612	255,282	93.5%
通所型サービス	194,143	196,604	209,362	600,109	625,977	95.9%
短期集中予防サービス	31,289	36,528	40,004	107,821	135,621	79.5%
介護予防ケアマネジメント	36,287	36,833	40,156	113,276	113,289	100.0%
高額・高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	1,463	2,024	1,942	5,429	6,295	86.2%
審査支払手数料	758	1,153	1,257	3,168	2,349	134.9%
一般介護予防事業	59,373	58,437	70,971	188,781	218,898	86.2%
介護予防把握事業	6,839	7,254	7,856	21,949	26,322	83.4%
介護予防普及啓発事業	43,100	41,508	50,813	135,421	163,362	82.9%
地域介護予防活動支援事業	9,192	9,334	11,735	30,261	28,026	108.0%
地域リハビリテーション活動支援事業	242	341	567	1,150	1,188	96.8%
包括的支援事業	339,209	353,127	307,589	999,925	1,064,241	94.0%
高齢者あんしん相談センターの運営	279,157	285,929	235,750	800,836	858,123	93.3%
在宅医療・介護連携の推進	18,577	22,090	22,042	62,709	56,331	111.3%
認知症施策の推進	5,725	6,138	4,721	16,584	20,589	80.5%
生活支援体制整備事業	27,497	30,372	36,107	93,976	101,808	92.3%
地域ケア会議の推進	8,253	8,598	8,969	25,820	27,390	94.3%
任意事業	7,093	9,036	13,335	29,464	39,261	75.0%
介護給付等費用適正化事業	2,391	347	932	3,670	7,128	51.5%
給付費通知	1,758	0	0	1,758	4,944	35.6%
介護保険事業者等指導事務	633	347	932	1,912	2,184	87.5%
家族介護支援事業	1,725	2,212	2,083	6,020	5,415	111.2%
認知症家族交流会及び認知症介護者教室	480	605	448	1,533	1,440	106.5%
認知症高齢者等見守り事業	1,245	1,607	1,635	4,487	3,975	112.9%
その他の事業	2,977	6,477	10,320	19,774	26,718	74.0%
成年後見制度利用支援事業	2,526	6,078	9,683	18,287	25,086	72.9%
住宅改修支援事業	124	72	106	302	360	83.9%
認知症サポーター養成講座	327	327	531	1,185	1,272	93.2%
合　計	749,433	772,759	764,393	2,286,585	2,461,213	92.9%

P.212

（４）介護保険サービスの推計

① 居宅サービス・介護予防居宅サービス

居宅サービスと介護予防居宅サービスにおける給付費は、過去の利用実績等により、継続して増加すると見込んでいます。

【図表】５－９　居宅サービスの推計

		９年度	10 年度	11 年度
訪問介護	利用量（回）	48,669	47,598	47,776
	利用人数（人）	1,917	1,897	1,906
	給付費（千円）	1,967,041	1,920,128	1,926,025
訪問入浴介護	利用量（回）	903	909	920
	利用人数（人）	182	183	185
	給付費（千円）	146,701	147,613	149,405
訪問看護	利用量（回）	22,936	23,854	25,075
	利用人数（人）	1,839	1,845	1,884
	給付費（千円）	1,200,611	1,247,452	1,311,991
訪問リハビリテーション	利用量（回）	1,318	1,320	1,295
	利用人数（人）	99	100	99
	給付費（千円）	46,929	46,965	46,075
居宅療養管理指導	利用人数（人）	3,060	3,046	3,120
	給付費（千円）	538,453	535,557	548,736
通所介護	利用量（回）	12,840	13,238	13,446
	利用人数（人）	1,379	1,407	1,415
	給付費（千円）	1,226,237	1,263,375	1,282,475
通所リハビリテーション	利用量（回）	1,057	889	793
	利用人数（人）	149	137	132
	給付費（千円）	121,143	102,172	91,061
短期入所生活介護	利用量（回）	3,252	3,324	3,489
	利用人数（人）	311	310	315
	給付費（千円）	377,263	385,187	404,372
短期入所療養介護	利用量（回）	213	227	238
	利用人数（人）	26	27	28
	給付費（千円）	32,982	35,288	36,977
特定施設入居者生活介護	利用人数（人）	1,049	1,059	1,062
	給付費（千円）	2,627,232	2,651,723	2,659,446

P.213

		９年度	10 年度	11 年度
福祉用具貸与	利用人数（人）	2,706	2,739	2,787
	給付費（千円）	504,144	510,357	519,440
特定福祉用具販売	利用人数（人）	36	37	39
	給付費（千円）	15,504	15,912	16,946
住宅改修	利用人数（人）	26	26	27
	給付費（千円）	27,206	27,206	28,378
居宅介護支援	利用人数（人）	3,918	3,890	3,977
	給付費（千円）	761,152	755,697	772,595
給付費　合計（千円）		9,592,598	9,644,632	9,793,922

【図表】５－10　介護予防居宅サービスの推計

		９年度	10 年度	11 年度
介護予防訪問入浴介護	利用量（回）	0	0	0
	利用人数（人）	0	0	0
	給付費（千円）	0	0	0
介護予防訪問看護	利用量（回）	3,116	3,237	3,389
	利用人数（人）	387	402	419
	給付費（千円）	142,601	148,163	155,099
介護予防訪問リハビリテーション	利用量（回）	251	240	242
	利用人数（人）	21	20	20
	給付費（千円）	8,474	8,094	8,145
介護予防居宅療養管理指導	利用人数（人）	262	266	268
	給付費（千円）	35,746	36,290	36,533
介護予防通所リハビリテーション	利用人数（人）	60	60	61
	給付費（千円）	23,311	23,311	23,874
介護予防短期入所生活介護	利用量（回）	31	32	34
	利用人数（人）	4	4	4
	給付費（千円）	2,916	3,068	3,229
介護予防短期入所療養介護	利用量（回）	0	0	0
	利用人数（人）	0	0	0
	給付費（千円）	0	0	0
介護予防特定施設入居者生活介護	利用人数（人）	131	132	133
	給付費（千円）	114,350	115,091	116,275
介護予防福祉用具貸与	利用人数（人）	670	698	727
	給付費（千円）	49,992	52,068	54,229

		９年度	10 年度	11 年度
介護予防特定福祉用具販売	利用人数（人）	8	8	7
	給付費（千円）	2,928	2,928	2,525
介護予防住宅改修	利用人数（人）	13	13	13
	給付費（千円）	12,669	12,669	12,669
介護予防支援	利用人数（人）	949	979	1,012
	給付費（千円）	60,004	61,901	63,987
給付費　合計（千円）		452,991	463,583	476,565

② 施設サービス

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）については、第10期計画期間中に小日向二丁目国有地を活用した施設整備や、文京白山の郷の大規模改修の完了が見込まれているため、増加すると見込んでいます。

【図表】５－11　施設サービスの推計

		９年度	10 年度	11 年度
介護老人福祉施設	利用人数（人）	563	651	750
	給付費（千円）	2,025,506	2,341,960	2,698,688
介護老人保健施設	利用人数（人）	245	245	245
	給付費（千円）	941,379	941,379	941,379
介護医療院	利用人数（人）	15	15	15
	給付費（千円）	72,207	72,207	72,207
給付費　合計（千円）		3,039,092	3,355,546	3,712,274

③ 地域密着型サービス

小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護及び認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）については、第10期計画期間中に施設整備が見込まれているため、増加すると見込んでいます。

その他のサービスについては、過去の利用実績等により、ほぼ横ばいで推移すると見込んでいます。

【図表】５－12　地域密着型サービスの推計

		９年度	10 年度	11 年度
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用人数（人）	46	47	49
	給付費（千円）	118,982	117,952	124,813
夜間対応型訪問介護	利用人数（人）	30	26	25
	給付費（千円）	14,968	12,178	11,308
認知症対応型通所介護	利用量（回）	545.6	480.8	427.3
	利用人数（人）	58	53	49
	給付費（千円）	76,039	67,013	59,859
小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	107	121	134
	給付費（千円）	316,559	357,859	393,793
看護小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	44	58	58
	給付費（千円）	172,304	229,824	229,824
認知症対応型共同生活介護	利用人数（人）	158	176	194
	給付費（千円）	558,216	621,788	685,399
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	利用人数（人）	69	69	69
	給付費（千円）	268,570	268,570	268,570
地域密着型通所介護	利用量（回）	4,239	4,204	4,223
	利用人数（人）	608	607	618
	給付費（千円）	325,732	323,586	326,076
介護予防認知症対応型通所介護	利用量（回）	0	0	0
	利用人数（人）	0	0	0
	給付費（千円）	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	利用人数（人）	5	6	7
	給付費（千円）	5,277	6,397	7,517
介護予防認知症対応型共同生活介護	利用人数（人）	0	0	0
	給付費（千円）	0	0	0
給付費　合計（千円）		1,856,647	2,005,167	2,107,159

④ 地域支援事業

第 10 期における地域支援事業に要する費用見込みは、次のとおりです。

【図表】５－13　地域支援事業の推計　（単位：千円）

	９年度	10年度	11年度
介護予防・日常生活支援総合事業	466,555	484,334	488,457
総合サービス事業（介護予防・生活支援サービス事業）	393,043	410,822	414,945
訪問型サービス	83,890	88,147	89,191
通所型サービス	220,458	231,382	233,923
短期集中予防サービス	42,414	42,414	42,414
介護予防ケアマネジメント	42,161	44,269	44,756
高額・高額医療合算介護予防・生活支援サービス事業	2,800	3,225	3,261
審査支払手数料	1,320	1,385	1,400
一般介護予防事業	73,512	73,512	73,512
介護予防把握事業	10,585	10,585	10,585
介護予防普及啓発事業	50,783	50,783	50,783
地域介護予防活動支援事業	11,577	11,577	11,577
地域リハビリテーション活動支援事業	567	567	567
包括的支援事業	417,920	427,594	437,525
高齢者あんしん相談センターの運営	339,702	347,942	356,382
在宅医療・介護連携の推進	27,237	28,284	29,371
認知症施策の推進	4,486	4,486	4,486
生活支援体制整備事業	37,229	37,229	37,229
地域ケア会議の推進	9,266	9,653	10,057
任意事業	14,194	14,389	14,887
介護給付等費用適正化事業	1,016	1,027	1,027
介護保険事業者等指導事務	1,016	1,027	1,027
家族介護支援事業	2,253	2,091	2,253
認知症家族会及び認知症介護勉強会	583	448	583
認知症高齢者等見守り事業	1,670	1,643	1,670
その他の事業	10,925	11,271	11,607
成年後見制度利用支援事業	10,488	10,824	11,160
住宅改修支援事業	110	120	120
認知症サポーター養成講座	327	327	327
合計	898,669	926,317	940,869

（５）介護基盤整備について

・高齢期に医療や介護が必要となった場合でも、住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、第 10 期計画においても、引き続き、地域密着型サービスの充実、特別養護老人ホーム等の介護基盤整備を推進します。

・事業用地の確保が困難であることや建築コストが高騰していることなど、都心部における介護基盤整備を取り巻く環境は厳しい状況にあるものの、超高齢社会を見据えた中長期的な視点に立ち、第 10 期計画における整備を着実に進める必要があります。

・令和 22 年度までに必要となる介護サービスの確保に向けた介護基盤整備においては、国や都の施策、民間事業者の動向等を踏まえつつ、今後の介護サービスの提供や利用の状況に応じて、適宜見直しを行いながら、整備の見込みについて計画します。

① 地域密着型サービス

・地域包括ケアシステムの拠点となる「小規模多機能型居宅介護」及び「看護小規模多機能型居宅介護」は、計画目標を定め、在宅生活の継続を希望する区民ニーズに対応できるよう、公有地等を活用した公募による整備を進めています。「小規模多機能型居宅介護」は、白山四丁目国有地を活用し、「看護小規模多機能型居宅介護」は、本郷六丁目区有地等を活用し、民間事業者への支援による施設整備を推進し、令和11年度末の定員は、小規模多機能型居宅介護141人、看護小規模多機能型居宅介護58人を見込んでいます。なお、令和22年度末での定員見込みは、小規模多機能型居宅介護253人、看護小規模多機能型居宅介護58人を見込んでいます。

・「認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）」は、計画目標を定め、高齢者人口増に伴う認知症高齢者の増加に対応できるよう、公有地の活用による整備を進めています。民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地及び白山四丁目国有地を活用した施設整備を推進し、令和11年度末の定員は、194人を見込んでいます。なお、令和22年度末での定員見込みは、230人を見込んでいます。

・「地域密着型通所介護」については、給付費の実績と今後の見込みとともに、「（看護）小規模多機能型居宅介護」と「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」の普及促進に向けた供給バランスを考慮し、第10期計画では、新規整備を計画しません。

・「定期巡回・随時対応型訪問介護看護」及び「認知症対応型通所介護」は、給付費の実績及び今後の見込みを踏まえ、第10期計画では、新規整備を計画しません。

・「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）」は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）と合わせて整備を検討しており、第10期計画では、新規整備を計画しません。

② 施設サービス

・「介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）」は、民間事業者に対する支援を行い、小日向二丁目国有地を活用した施設整備を推進し、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）と合わせた定員見込みは、第10期計画から令和22年度までで、750人を見込んでいます。

また、老朽化が進んでいる旧区立特別養護老人ホームについて、施設入所が必要な高齢者に良好な環境を整備するため、文京白山の郷の大規模改修を実施します。また、文京千駄木の郷についても、大規模改修のための調査や検討を進めます。

事業種別	８年度末	第 10 期計画				累計
		９年度	10 年度	11 年度	計	
小規模多機能型居宅介護	4 (112)	—	1 (29)	—	1 (29)	5 (141)
看護小規模多機能型居宅介護	1 (29)	1 (29)	—	—	1 (29)	2 (58)
認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）	9 (158)	—	2 (36)	—	2 (36)	11 (194)
介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（地域密着型特別養護老人ホーム）	9 (633)	—	1 (117)	—	1 (117)	10 (750)

※上段数字は施設数、下段数字は（定員）、第 10 期の年度は事業開始年度を示す。

③ その他

・介護サービスの安定的な運営を支援するため、大塚四丁目高齢者施設をリノベーションし、老朽化が進む区内高齢者施設の改築・改修等における代替施設として整備します。

・有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅については、多様な介護ニーズの受け皿となっており、区内には、有料老人ホームは16施設、サービス付き高齢者向け住宅は１施設整備されています。高齢者向け住まい等の整備については、都の計画や他の整備状況も踏まえて対応していきます。

＜参考＞

区分	施設数	令和８年度
有料老人ホーム	16施設	1,218人
サービス付き高齢者向け住宅	１施設	80戸

資料：都福祉局ホームページ（令和８年９月１日時点）

２　第１号被保険者の介護保険料

（１）給付と負担の関係

65 歳以上の介護保険料（第１号被保険者の保険料）は、区市町村（保険者）ごとに決められ、区市町村の被保険者が利用する介護サービスの水準を反映した金額となっています。

そのため、介護保険料は、介護保険事業計画期間における介護サービスの利用見込量に応じたものとなり、その利用量が増えれば保険料は上がり、減れば下がる仕組みとなっています。

平成 12 年度の介護保険制度発足以来、本区の第１号被保険者数は 32,479 人（平成 12 年 10 月末）から 44,830 人（令和８年９月末）に増加して約 1.4 倍となり、また、要介護・要支援認定者数は、3,683 人（平成 12 年 10 月）から 9,593 人（令和８年９月末）に増加して約 2.6 倍、介護給付費は約 49 億円から約 159 億円（令和８年度末見込み）に増加して約 3.2 倍になっています。

こうした状況を踏まえ、本区の介護保険料基準額は、第１期（平成 12 年度～平成 14 年度）は 2,983 円でしたが、第９期（令和６年度～令和８年度）は 6,107 円となり、約２倍になっています。

また、全国平均基準額（月額）の介護保険料も、第１期は 2,911 円でしたが、第９期は 6,225 円となり、約 2.1 倍になっています。

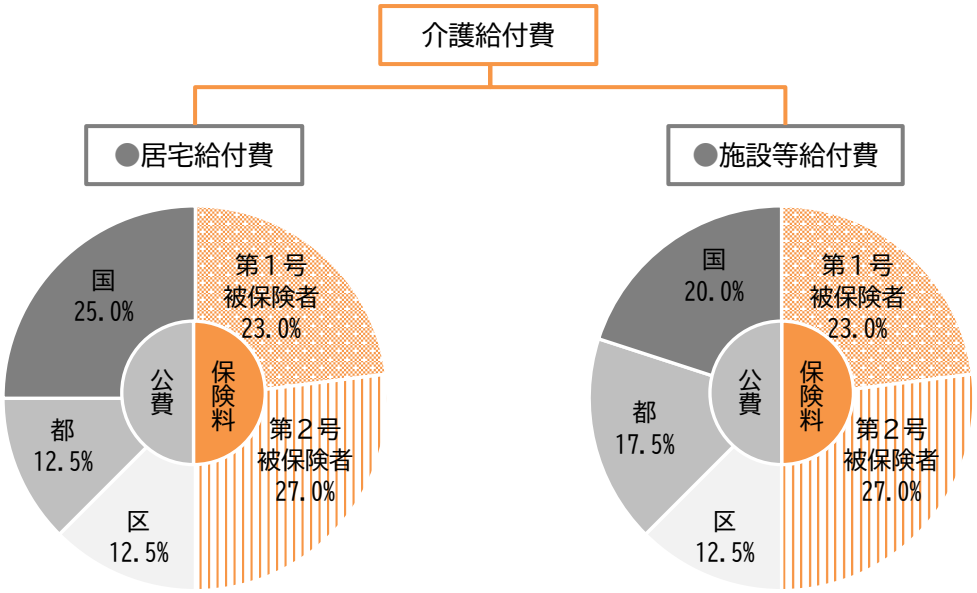
今後も、高齢者人口及び要介護・要支援認定者の増加等の影響により、介護保険事業費は増加し、介護保険料基準額も上昇すると見込んでいます。

（２）介護保険給付費等の財源構成

①　介護給付費の負担割合

介護保険の財源は、国・都・区で負担する公費（50%）と、40歳以上の被保険者が負担する保険料（50%）で構成されています。

【図表】５－14　介護給付費の負担割合

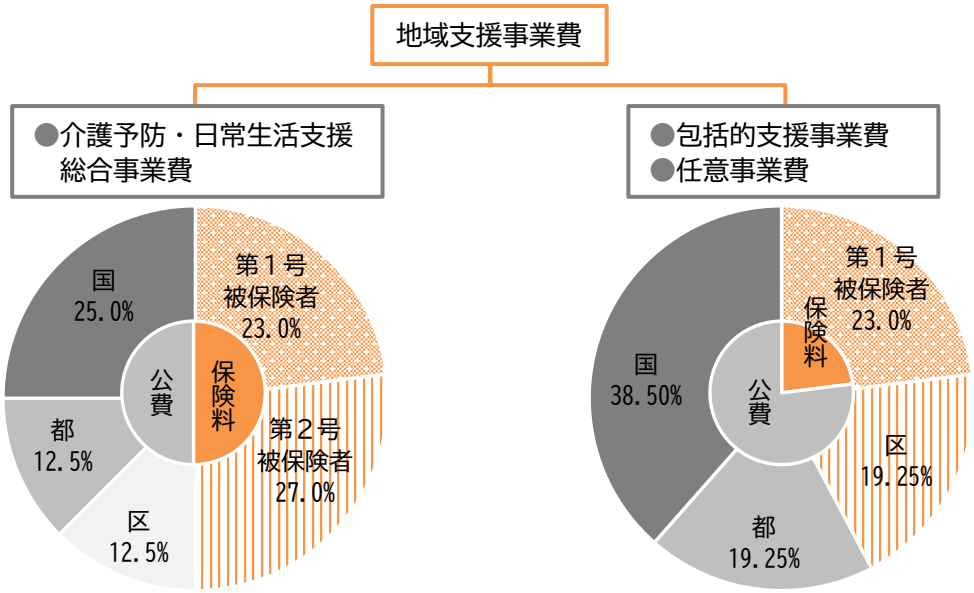


※居宅給付費：施設等給付費以外の保険給付費
※施設等給付費：介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護に係る給付費
※国の負担割合には、調整交付金を含む。

②　地域支援事業費の負担割合

地域支援事業は、政令で定める額の範囲内で行うこととされています。介護保険財源で実施し、財源の一部には、40歳以上の被保険者が負担する保険料が充てられています。

【図表】５－15　地域支援事業費の負担割合



※介護予防・日常生活支援総合事業費に係る国の負担割合には、調整交付金を含む。

（３）介護保険事業費の見込み

①　介護給付費の見込み

総給付費に特定入所者介護（予防）サービス費などを加えた介護給付費は、第10期（令和９～11年度）で約489億円を見込んでいます。

（単位：千円）

介護給付費	第10期計画			合計
	９年度	10年度	11年度	
総給付費（Ａ）	14,941,328	15,468,928	16,089,920	46,500,176
居宅サービス給付費	10,045,589	10,108,215	10,270,487	30,424,291
施設サービス給付費	3,039,092	3,355,546	3,712,274	10,106,912
地域密着型サービス給付費	1,856,647	2,005,167	2,107,159	5,968,973
その他給付額（Ｂ）	752,419	771,434	784,341	2,308,194
特定入所者（予防）サービス費等給付額	135,484	143,596	149,735	428,815
高額介護（予防）サービス費等給付額	526,814	536,124	541,904	1,604,842
高額医療合算介護（予防）サービス費等給付額	90,121	91,714	92,702	274,537
保険給付費計［（Ａ）＋（Ｂ）］	15,693,747	16,240,362	16,874,261	48,808,370
審査支払手数料（Ｃ）	18,445	18,771	18,973	56,189
合計［（Ａ）＋（Ｂ）＋（Ｃ）］	15,712,192	16,259,133	16,893,234	48,864,559

②　地域支援事業費の見込み

地域支援事業費については、第10期（令和９～11年度）で約28億円を見込んでいます。

（単位：千円）

地域支援事業費	第 10 期計画			合計
	９年度	10 年度	11 年度	
介護予防・日常生活支援総合事業費	466,555	484,334	488,457	1,439,346
包括的支援事業費	417,920	427,594	437,525	1,283,039
任意事業費	14,194	14,389	14,887	43,470
合　計	898,669	926,317	940,869	2,765,855

③　介護保険事業費の見込み

介護給付費と地域支援事業費を合計した介護保険事業費は、第10期（令和９～11年度）で約516億円を見込んでいます。

（単位：千円）

介護保険事業費	第 10 期計画			合計
	９年度	10 年度	11 年度	
介護給付費	15,712,192	16,259,133	16,893,234	48,864,559
地域支援事業費	898,669	926,317	940,869	2,765,855
合　計	16,610,861	17,185,450	17,834,103	51,630,414

（４）保険料基準額の算定

介護保険料基準額は、介護保険事業費の見込額及び第１号被保険者の負担割合等を基に算定します。

今後、次の①、②の要因等を勘案し、最終的な第10期の介護保険料基準額を算定していきます。

①　介護報酬の改定

令和９年度介護報酬改定に向け、現在国で議論が進められています。

介護報酬の改定により介護給付費見込みの増加が見込まれます。

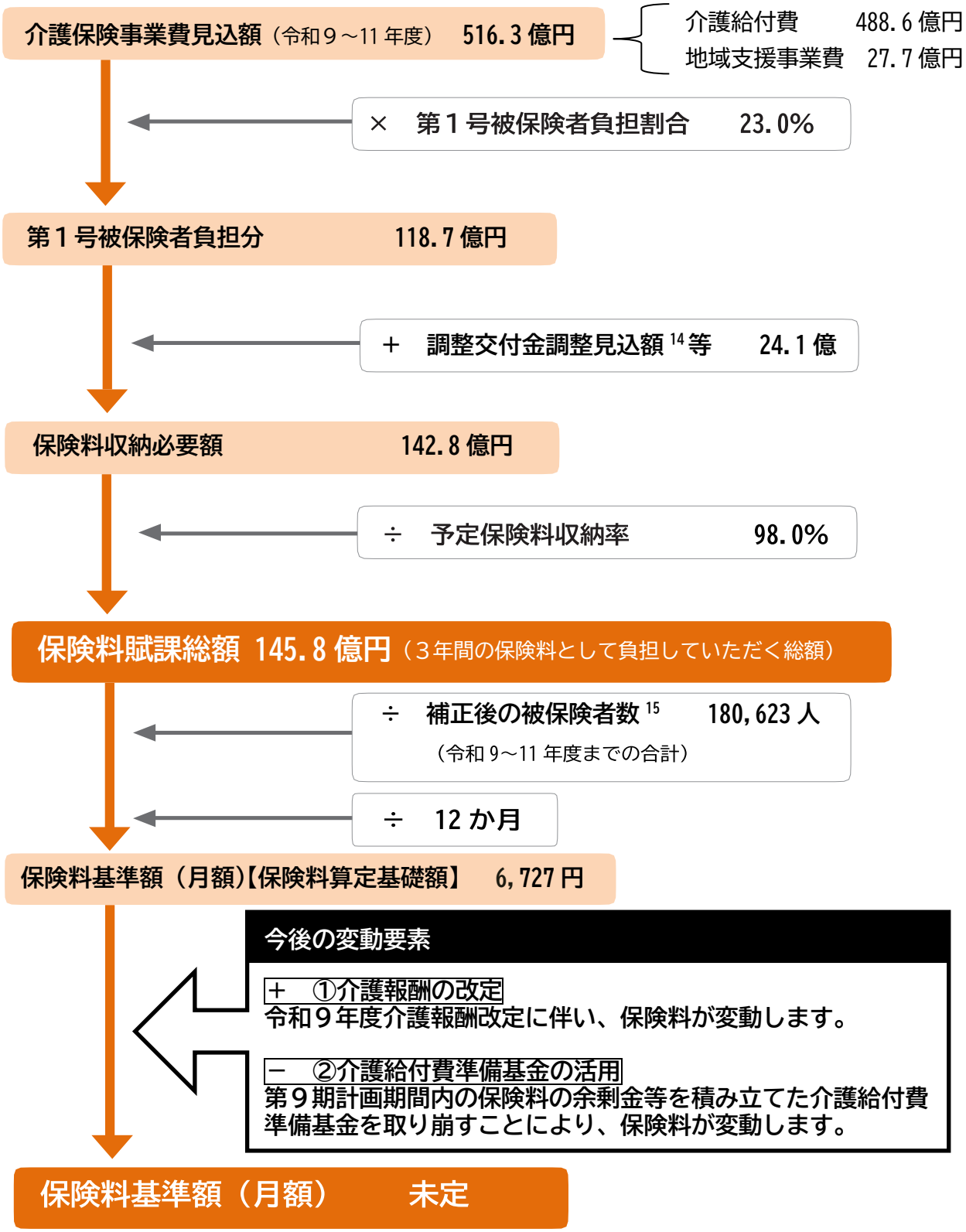
②　介護給付費準備基金の活用

令和７年度末の介護給付費準備基金[13]の残高は、約21億２千万円となっています。

保険料上昇抑制のため、この残高から「第10期の基金として必要な額」、「国の財政調整交付金の減額への対応として残す額」、「令和８年度の給付費の増加による基金取崩」を考慮した上で活用額を決定します。

13 **介護給付費準備基金**　介護保険特別会計において発生した余剰金等を介護給付費準備基金として積み立て、介護給付及び地域支援事業に要する費用に不足が生じた場合の不足財源とするもの。積み立てられた余剰金については、最低限必要と認める額を除き、次期計画期間において歳入に繰り入れることとなっている。

第10期（令和９年度～11年度）の保険料基準額は、次の手順で算定します。



14 **調整交付金調整見込額**　国が負担する財政調整交付金が減額された場合に、第１号被保険者の保険料で補われるもの。
15 低所得者保険料軽減分を含む

（５）所得段階及び保険料率の設定

介護保険料の段階設定や基準額に対する保険料率は、保険者が判断して設定することができます。

現在、国において、被保険者の負担能力に応じた保険料設定を図ること等について、検討が進んでいます。その検討結果を踏まえ、最終的な保険料段階及び保険料率について決定していきます。

なお、現時点の保険料基準額を、第９期の保険料段階及び保険料率に基づき試算した所得段階別の年額保険料は次のとおりです。

P.226

【図表】５－16　第９期の所得段階別介護保険料をベースにした試算　　（参考）

所得段階	対象者		年額保険料 第10期	年額保険料 第９期
第１段階	・生活保護の受給者 ・世帯全員が住民税非課税で本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が住民税非課税かつ本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下		23,100円	20,900円
第２段階	世帯全員が住民税非課税	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円超 120 万円以下	34,800円	31,600 円
第３段階		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 120 万円超	55,300円	50,300 円
第４段階	本人が住民税非課税で世帯に住民税課税者がいる	本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下	68,700円	62,400 円
第５段階【基準額】		本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円超	**80,800円 月額保険料（6,700円）**	**73,300 円 月額保険料（6,100 円）**
第６段階	本人が住民税課税	合計所得金額が 120 万円未満	92,900円	84,300 円
第７段階		合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満	101,000円	91,700 円
第８段階		合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満	113,100円	102,700 円
第９段階		合計所得金額が 320 万円以上 400 万円未満	137,300円	124,700 円
第 10 段階		合計所得金額が 400 万円以上 420 万円未満	145,400円	132,000 円
第 11 段階		合計所得金額が 420 万円以上 500 万円未満	153,400円	139,300 円
第 12 段階		合計所得金額が 500 万円以上 620 万円未満	169,600円	154,000 円
第 13 段階		合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満	185,700円	168,600 円
第 14 段階		合計所得金額が 720 万円以上 750 万円未満	193,800円	176,000 円
第 15 段階		合計所得金額が 750 万円以上 1,000 万円未満	205,900円	187,000 円
第 16 段階		合計所得金額が 1,000 万円以上 1,500 万円未満	230,100円	209,000 円
第 17 段階		合計所得金額が 1,500 万円以上 2,000 万円未満	250,300円	227,300 円
第 18 段階		合計所得金額が 2,000 万円以上 3,000 万円未満	266,400円	241,900 円
第 19 段階		合計所得金額が 3,000 万円以上 4,000 万円未満	290,700円	263,900 円
第 20 段階		合計所得金額が 4,000 万円以上	314,900円	285,900 円

※月額保険料は、目安として百円単位で表示。

※第１段階から第３段階までの保険料率については、保険料軽減実施後の割合。

（本来の割合）第１段階…0.455　第２段階…0.63　第３段階…0.69

（６）令和 22 年度（2040 年度）の推計

本区の第１号被保険者数は、令和22年に58,743人になると推計しており、令和８年の44,830人（９月末）と比べ、約31%増加すると見込んでいます。

また、要介護・要支援認定者（第１号及び第２号被保険者を含む。）も令和22年度に11,992人になると推計しており、令和８年度の9,593人（９月末）と比べ、約25%増加すると見込んでいます。

上記を基に、令和22年度の介護保険事業費及び介護保険料算定基礎額を算出します。

※令和 22 年の第１号被保険者数及び要介護・要支援認定者数は、地域包括ケア「見える化」システムによる推計。

３　介護保険事業の円滑な運営にむけて

（１）高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止に向けた取組

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を可能とするよう支援することや、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を図ることが重要です。

そのため、高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発の取組を積極的に推進するとともに地域における介護予防等の取組を通じて、高齢者等が地域社会を構成する一員として社会貢献できる場を提供し、社会的役割を担うことによる生きがいづくりを支援していきます。

① 高齢者等に対する自立支援・介護予防の普及啓発

高齢者が住み慣れた地域で健康にいきいきとした暮らしを続けるため、フレイル予防・介護予防に関する普及啓発の取組を積極的に行うとともに、高齢者等の社会参加による地域でのゆるやかな助け合い・支え合いの輪を拡げる活動を推進します。

② 住民主体の通いの場等の拡充

地域を支える担い手を創出するため、フレイル予防・介護予防等の取組を住民主体の通いの場等で積極的に展開し、人と人とのつながりを通じた幅広い年代の区民が通いの場等に参加する取組を推進します。

③ リハビリテーション専門職との連携

住民主体の通いの場等の地域の介護予防活動にリハビリテーション専門職を派遣し、専門職としての知見を活かした介護予防に関する技術的な助言、指導等を行い、地域の自主的な介護予防活動を支援します。

また、リハビリテーションサービス提供の場の拡充等、必要な対策を検討していきます。

④ 口腔機能向上や低栄養防止に係る指導

歯科衛生士による口腔ケアの指導や口周辺の筋肉を鍛える体操等を行うとともに、管理栄養士による低栄養予防等の栄養改善に関する講義等を実施し、要介護状態等になることを予防します。

⑤ ボランティア活動や就労的活動による社会参加の促進

元気な高齢者が様々なサービスの担い手として活躍できる場や機会を整え、社会参加や社会的役割を持つことにより、生きがいづくりや介護予防につなげていきます。

（２）介護給付の適正化

介護保険制度は、高齢者の尊厳を守り、可能な限り住み慣れた地域で、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、必要な介護や医療のサービスを提供する制度です。

制度上では、老後の生活が誰の責任のもとに営まれるのかという観点から、自助を基本としながら相互扶助によってまかなう、負担と給付の関係が明確な社会保険方式が採用されています。このため、介護給付を必要とする利用者を適切に認定するとともに、利用者が真に必要とするサービスを見極め、介護サービス事業者がルールに従って過不足なく提供していくことがとても大切です。

適切な介護サービス提供の確保により、費用の効率化等を通じた介護給付の適正化を図ることができます。

区は保険者として、都が策定する東京都介護給付適正化計画に基づいて介護給付適正化事業を推進するとともに、介護サービスが本来の趣旨に沿って給付され、利用者が安心して介護保険制度を利用できる取組を推進していきます。

① 要介護認定の適正化

ア　要介護認定調査を委託した場合の公平公正性の確保

要介護認定調査は、本区職員や居宅介護支援事業者等への委託により実施しています。調査員によって調査内容が異ならないように、調査項目の判断基準の解説や特記事項の記載に係る留意点等の確認を目的とした要介護認定調査員研修を開催し、全国一律の基準に基づいた公正かつ的確な調査の実施と認定調査票の記載内容の充実を図っていきます。

また、委託した認定調査票の内容について、本区職員による全件点検を継続することで、公平公正性を確保していきます。

イ　要介護認定審査の適正化

主治医意見書及び認定調査票における内容の精度を高め、充実させるための取組を実施しています。

また、要介護認定審査会における平準化・適正化のため、審査判定手順等の遵守及び連絡会の開催等による審査会間の情報共有の取組をより一層推進していきます。

② 適切なケアマネジメント等の推進

ア　介護支援専門員（ケアマネジャー）への研修・連絡会の実施等

ケアマネジャーの資質向上を図るため、文京区介護サービス事業者連絡協議会に居宅介護支援事業者部会を設置して、研修会を実施しています。

さらに、区内の主任介護支援専門員（主任ケアマネジャー）のネットワークの構築に取り組むとともに、意見交換や研修の場を提供するなど、ケアマネジャー相互や区との連携を一層充実させ、包括的・継続的ケアマネジメントを支援していきます。

イ　ケアマネジメント支援事業の実施

包括的･継続的ケアマネジメント支援業務の一環として、高齢者あんしん相談センターの主任ケアマネジャーが中心となり、区と協働でケアマネジャーを対象に講演会やワークショップなどの研修を実施しています。

今後も、介護保険サービス利用者の自立支援及び自分らしい生活の実現に資することを目的に、ケアマネジメント力の向上のための事業を実施していきます。

ウ　ケアプラン点検の実施

ケアマネジャーが作成するケアプラン（居宅サービス計画等）が利用者にとって必要なサービスが過不足なく提供されているか、また、利用者にとっての自立支援を促すものとなっているか等を、区、専門的見地を持つ主任ケアマネジャー及び事業者の三者で定期的に点検し、より良いケアプランが作成されるよう支援を行うことで、ケアマネジャーの資質の向上を図っていくとともに、給付実績等の帳票活用等により、効果的な点検を実施していきます。

エ　福祉用具購入・住宅改修に係る利用者宅訪問調査

福祉用具購入費・住宅改修費の給付に際しては、書面による審査を行っています。利用者の状態像から見て用具の購入や住宅改修の必要性が正しく判断されているか、また、計画どおりに工事等が行われているかを確認するために、書面審査に加えて購入・改修の前後に利用者宅への訪問調査を行い、適正に利用されているか確認しています。

③ 事業所のサービス提供体制及び介護報酬請求の適正化

ア　事業者に対する指導監督

法制度等の正しい理解を促し、適切な介護サービスを確保するため、事業者に対し集団指導を行います。

また、事業所を訪問し、運営指導及び監査を実施します。運営指導では、人員・設備・運営基準が遵守されているかを確認するために、関係書類等を基に事業者に対し説明を求めて指導を行います。

こうした指導を行うことで、事業者がそれぞれの業務において、法令基準を遵守した適正な事業運営が図られるよう促します。

なお、運営指導により重大な指定基準違反及び人格尊重義務違反が発覚した場合や、改善指導に従わない悪質な事業者に対しては、速やかに監査に切り替え、都と連携を取りながら、指定取り消し等を含む行政上の措置を行います。

また、不適正な介護給付事例が確認された場合は、介護給付費の返還等を含め速やかに改善を求め、介護報酬請求の適正化を図っています。

イ　苦情・通報情報の活用

本区では、区民等から寄せられる苦情や通報情報のうち、不適切な介護サービスが提供されていると考えられる場合については、ケアプラン「居宅（介護予防）サービス計画」等の確認、関係部署への情報提供、連携体制の構築などを通じて、介護サービス事業者への助言、指導を実施しています。

ウ　縦覧点検・医療情報との突合

利用者ごとに複数月にまたがる介護報酬の支払状況を確認し、提供されたサービスの整合性、算定回数等の点検を行う縦覧点検を行っています。

また、医療の入院情報等と介護保険の給付情報を突合し、給付日数や提供されたサービスの整合性の点検を行い、医療と介護の重複請求の排除を図ります。

縦覧点検及び医療情報との突合の効率的な実施を図るため、東京都国民健康保険団体連合会への業務委託により実施しています。

④ 区民及び被保険者等への介護保険制度に関する説明の充実

ア　サービス利用に関する情報提供

適切なサービスの利用に資するため、区報、区ホームページ及びパンフレット等により、給付適正化への理解を図っています。

さらに、介護サービス利用者や介護サービス事業者の利便性を高めるために、介護サービス事業者情報や定期的に更新されるサービスの空き情報等を検索できるシステムを運用するとともに、区ホームページ内に厚生労働省や都福祉局ホームページへのリンクを設け、タイムリーな情報提供を行っています。

（ア）啓発用パンフレット・チラシ

〇わたしたちの介護保険

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。

〇わたしたちの介護保険便利帳

本区における介護保険制度のしくみ、保険料、サービスの利用手順、各種事業の説明等をまとめています。（持ち運び用冊子）

〇ハートページ（介護サービス事業者ガイドブック）

本区における介護保険の相談・申請窓口や介護保険のしくみを紹介するとともに、各種介護サービス事業者をリスト化しています。なお、冊子と同様の事業者情報を掲載した情報サイトも開設しています。

〇高齢者のための福祉と保健のしおり

本区や社会福祉協議会が行っている高齢者のための福祉サービス・保健サービスを分かりやすくまとめています。

〇文京区認知症ケアパス　知っておきたい！認知症あんしん生活ガイド

認知症の方の状態に応じた適切なサービス提供の流れや相談窓口、地域のサポート・サービス等を紹介しています。

〇高齢者あんしん相談センターリーフレット

高齢者あんしん相談センター（地域包括支援センター）の役割やお問い合せ先を紹介しています。

（イ）情報サイト等の運用

〇介護サービス事業者情報検索等システム

介護サービス事業者向けの情報サイトを開設し、最新の介護関係情報や本区主催の研修会情報を提供することで介護サービスの質の向上を図っています。

さらに、所在地やサービスの種類から、簡便に事業者の基本情報や介護サービスの空き情報及び事業所の求人情報を区民が検索できるシステムも運用しています。

（ウ）事業概要

〇文京の介護保険

本区における介護保険制度のあゆみや認定者、保険料及び介護サービス等の状況や実績等をまとめています。

イ　介護保険相談窓口

本区の介護保険課の相談窓口では、専門相談員を配置し、区民及び介護サービス事業者等からの相談や苦情に対応しています。

サービス利用者が介護保険制度を十分に理解し、適切なサービス利用ができるよう支援するとともに、介護サービス事業者に対しても、サービス提供がより適切に行われるよう助言・指導しています。

また、区内４つの日常生活圏域ごとに設置する高齢者あんしん相談センターでは、高齢者等からの様々な相談や、権利擁護に関する相談の支援等を行っています。

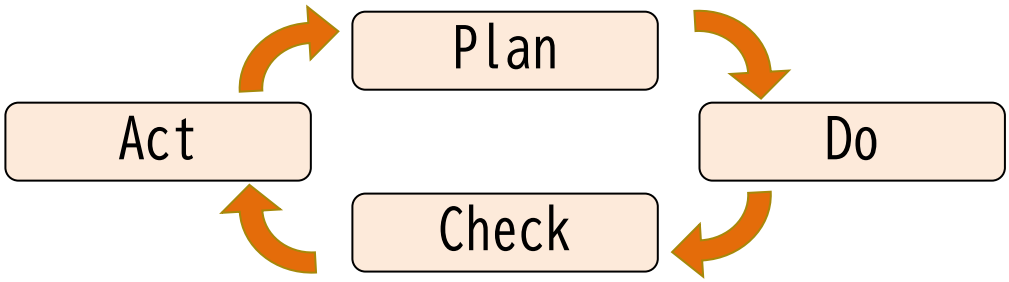
なお、これらの対応については、必要に応じて都及び東京都国民健康保険団体連合会等とも連携し、充実を図っています。

（３）ＰＤＣＡサイクルの推進

国の基本指針では、自立支援、介護予防・重度化防止や介護給付の適正化に関する施策の実施状況及び目標の達成状況について、年度ごとに調査及び分析を行うとともに、計画の実績に関する評価を実施し、必要があると認められるときは、次期計画に反映するＰＤＣＡサイクルの推進を明記しています。

本区においても、文京区地域包括ケア推進委員会等において、ＰＤＣＡサイクルを確実に実施することで保険者機能の強化を図り、安定した介護保険制度の運営を図っていきます。

【図表】５－17　ＰＤＣＡサイクルのイメージ



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、考察する（学ぶ）
改善（Act）	考察に基づき、計画の目標、活動などを見直しする

（４）介護人材の確保・定着等

高齢者に対する適切な介護や支援を継続的に行っていくためには、介護サービスを提供する事業所に勤務する人材（以下「介護人材」という。）の確保が必要不可欠です。

都の推計では、令和８年度には約2.8万人、さらに国全体で高齢化率が約35％に達するとされる令和22年度（2040年度）には、約7.3万人の介護人材が不足すると見込まれており、人材不足への対応が急務となっています。

また、本区の高齢者等実態調査（令和７年度）では、介護サービス事業者の52.2％が従業員の不足を感じており、そのうち86.4％の事業者が、「採用が困難」と回答するなど、現状において大変厳しい状況となっています。

介護人材の不足は、全国共通の課題であり、その背景として賃金など他職種との競合や職場環境、介護に対するイメージなど様々な要因が絡み合っています。

このような状況に対し、国においては、「介護職員の処遇改善」「多様な人材の確保・育成」「離職防止・定着促進・生産性向上」「介護職の魅力向上」「外国人材の受入環境整備」の５つを柱とし、総合的な対策に取り組んでいます。

また、都においては、国の動向等も踏まえ、介護人材の確保・定着・育成に向けた取組として、多様な人材の参入促進、職場環境の改善、資質の向上、住宅費の負担軽減、外国人材の受入れ環境整備、ケアマネジメントの質の向上、区市町村の取組支援など、幅広く事業を実施しています。

本区においては、介護の魅力を高めるため、介護サービス事業者と協働で実施しているイベント「アクティブ介護」を行っているほか、介護の仕事の啓発として、動画の制作配信や若年層向けの冊子配布等を実施し、幅広い年代への理解促進に取り組んでいます。また、介護サービス事業者連絡協議会における研修や情報提供などにより、介護職員の資質向上と介護サービス事業者間のネットワークづくりを行っています。

人材の確保・定着支援としては、福祉避難所に指定された介護施設職員に対する住宅費補助や地域密着型サービス事業所に勤務する介護職員等を対象にした宿舎借上げ支援事業補助、外国人介護福祉士候補者受入事業補助、介護職員初任者・実務者研修受講費補助、介護未経験者向けの入門的研修などを実施してきました。

さらに、令和６年度からは介護支援専門員の資格の更新等に係る研修費用補助、認知症介護基礎研修費用補助、介護職員奨学金・公的資金返済支援補助を開始し、介護人材の確保定着の支援とともに、経済的負担の軽減に資する補助事業を展開しています。

今後も、多様な人材の参入促進を図り、更なる介護人材の確保・定着を強力に推進していくため、国や都による事業者支援等と併せた包括的な事業を、介護サービス事業者と連携して実施していきます。

また、介護分野の文書に係る負担軽減を図り、事業者の生産性の向上に資するため、介護サービス事業所等の円滑な介護情報基盤利用に向けた支援を進めていきます。

（５）利用者の負担割合等の制度

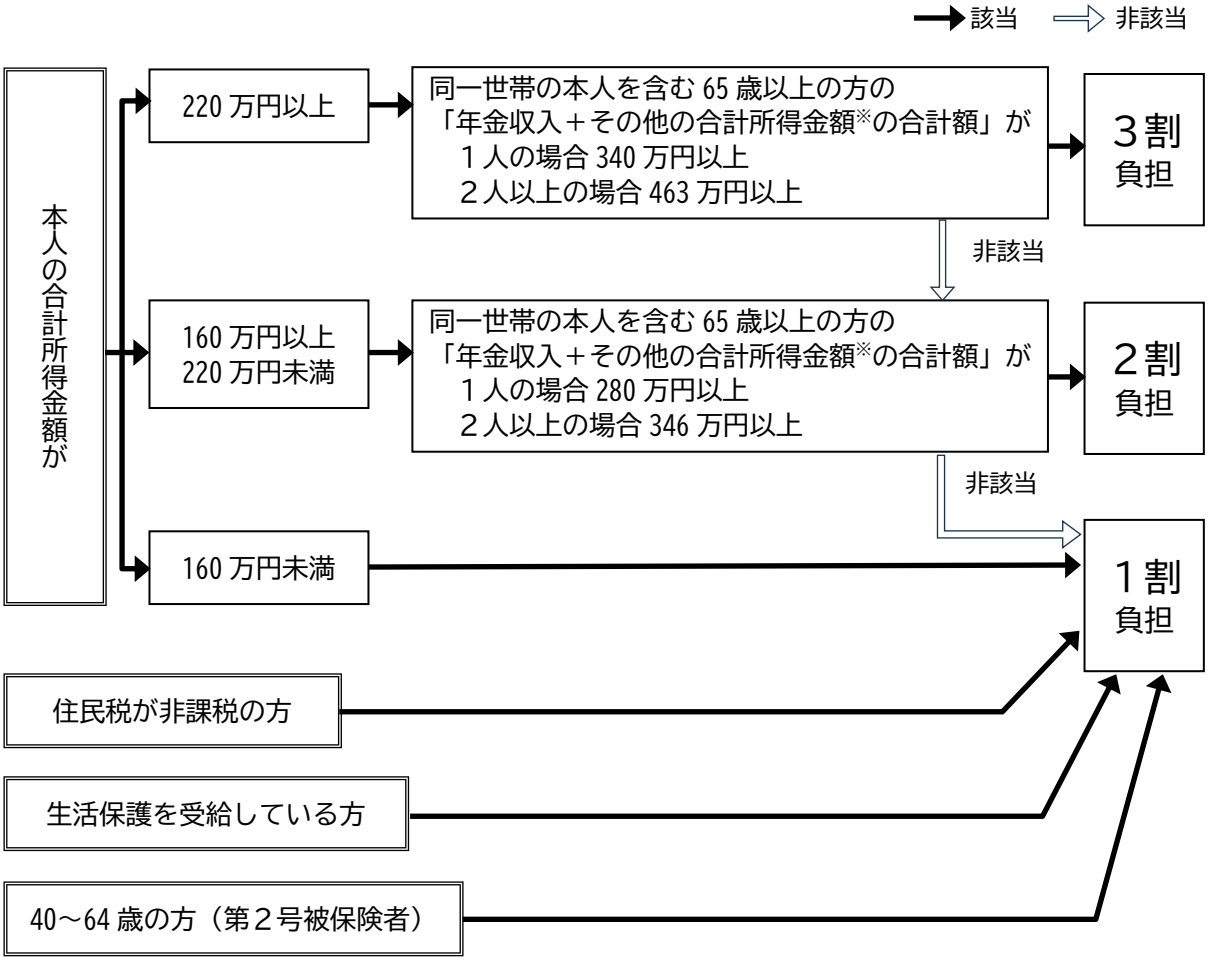
① 利用者の負担割合

介護保険サービス負担は、原則、１割となっています。

ただし、第１号被保険者のうち、一定以上の所得がある場合の自己負担は、２割又は３割となります。

要介護・要支援の認定を受けた方には、利用者負担の割合が記載された「介護保険負担割合証」を発行します。

【図表】５－18　利用者負担の割合



※その他の合計所得金額…合計所得金額から、公的年金等に係る雑所得を除いた所得金額

② 保険料個別減額制度

本区では、保険料の所得段階が第２段階、第３段階に該当する方のうち、次の１から５までの要件をすべて満たした場合に、第１段階と同率の保険料とする個別減額制度を設けています。

【図表】５－19　保険料個別減額制度該当要件

		世　帯　人　数			
		１人	２人	３人	４人以上
１	前　年　の 収　入　額	120 万円以下	170 万円以下	220 万円以下	１人増えるごとに 50 万円を加えた額
２	預貯金等	240 万円以下	340 万円以下	440 万円以下	１人増えるごとに 100 万円を加えた額
３	居住用以外の土地又は建物を所有していないこと				
４	住民税課税者と生計をともにしていないこと又は住民税課税者の扶養を受けていないこと				
５	原則として保険料を滞納していないこと				

※預貯金等には、債権等も含まれる。

③ 特定入所者介護サービス費の支給

介護保険施設や短期入所生活介護・短期入所療養介護の利用に係る居住費（滞在費）・食費が低所得者にとって過重な負担とならないように、利用者負担段階に応じた負担限度額を設けています。

具体的には、限度額と基準費用額との差額を、保険給付費から特定入所者介護サービス費として負担します。

【図表】５－20　特定入所者介護サービス費負担限度額（令和８年８月１日より適用）

利用者負担段階		居住費（日額）				食費（日額）	
		ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	施設サービス	短期入所サービス
第１段階	●本人及び世帯全員が住民税非課税で、老齢福祉年金の受給者 ●生活保護の受給者	880 円	550 円	550 円 （380 円）	0 円	300 円	300 円
第２段階	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が82万円6,500円以下の方	880 円	550 円	550 円 （480 円）	430 円	390 円	600 円
第３段階①	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が82万円6,500円超120万円以下の方	1,370 円	1,370 円	1,370 円 （880 円）	430 円	680 円	1,030 円
第３段階②	本人及び世帯全員が住民税非課税で、課税年金収入額+非課税年金収入額+その他の合計所得金額が120万円超の方	1,470 円	1,470 円	1,470 円 （980 円）	430 円※1 （530 円）	1,420 円	1,360 円
第４段階	住民税世帯課税者 ※表の額は、基準費用額（国が定めた平均的な額）	2,066 円	1,728 円	1,728 円 （1,231 円）	437 円※2 （915 円）	1,545 円	1,545 円

対象となる施設は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院及び短期入所（生活・療養）介護（ショートステイ）。上表での（ ）書きの金額は、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、地域密着型介護老人福祉施設、短期入所生活介護を利用した場合の金額。

※１　令和８年８月から、介護老人保健施設及び介護医療院において、室料が徴収される場合は 530 円、室料が徴収されない場合は 430 円。

※２　介護老人保健施設及び介護医療院において、室料が徴収される場合は 697 円、室料が徴収されない場合は 437 円。

※　特定入所者介護サービス費の支給における預貯金の要件については、単身の場合、第２段階は 650 万円以下、第３段階①は 550 万円以下、第３段階②は 500 万円以下、夫婦の場合、1,000 万円を加えた額以下。なお、別居の配偶者が住民税課税者の場合は、当該サービス費の支給対象外。

④ 住民税課税層における食費・居住費の特例減額措置

利用者負担段階が第４段階に該当する方は、特定入所者介護サービス費の支給対象となりません。

ただし、高齢夫婦世帯等で一方が施設に入所し、食費・居住費を負担した結果、在宅で生活する配偶者等が生計困難に陥らないように、一定の要件（世帯の年間収入から施設での利用者負担（居住費・食費を含む。）の見込額を差し引いた額が82万6,500万円以下など）を満たす場合は、利用者負担段階の第３段階②が適用されます。

⑤ 高額介護（介護予防）・高額総合サービス費の支給

月々の介護保険サービス（福祉用具購入費・住宅改修費等は除く。）及び総合サービス事業の利用者負担の合計額が利用者負担段階に応じた上限額を超えた場合、申請により超えた額を高額介護（介護予防）・高額総合サービス費として支給し、負担を軽減します。

【図表】５－21　高額介護（介護予防）・高額総合サービス費

利用者負担段階	負担上限額（月額）
住民税世帯課税【第４段階】	
●課税所得 690 万円以上	世帯 140,100 円
●課税所得 380 万円以上 690 万円未満	世帯 93,000 円
●課税所得 380 万円未満	世帯 44,400 円
住民税世帯非課税等【第３段階】	世帯 24,600 円
●公的年金等収入金額及びその他の合計所得金額の合計が 82 万 6,500 円以下の方【第２段階】 ●老齢福祉年金の受給者	世帯 24,600 円 個人 15,000 円
●生活保護の受給者【第１段階】 ●利用者負担を 15,000 円に減額することで生活保護の受給者とならない場合	世帯 15,000 円 個人 15,000 円

⑥ 高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費の支給

世帯内での医療、介護保険サービス及び総合サービス事業のそれぞれの利用者負担額を合算した年額（８月から翌年７月まで）が負担限度額を超えたとき、申請によりそれぞれの制度から支給し、負担を軽減します。

そのうち、介護保険サービスと総合サービス事業では、高額医療合算介護（介護予防）・高額医療合算総合サービス費として支給されます。

【図表】５－22　高額医療・高額介護・高額総合合算自己負担限度額「算定基準額」

所得区分 ※1		後期高齢者医療制度＋介護保険（75 歳以上の方がいる世帯）	被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70～74 歳の方がいる世帯）
課税所得 690 万円以上		212 万円	212 万円
課税所得 380 万円以上		141 万円	141 万円
課税所得 145 万円以上		67 万円	67 万円
一般Ⅱ※2		56 万円	
一般（課税所得 145 万円未満）		56 万円	56 万円
住民税非課税	Ⅱ※3	31 万円	31 万円
	Ⅰ※4	19 万円	19 万円

所得区分 ※1（基礎控除後の総所得金額等）	被用者保険又は国民健康保険＋介護保険（70 歳未満の方がいる世帯）※5
901 万円超	212 万円
600 万円超 901 万円以下	141 万円
210 万円超 600 万円以下	67 万円
210 万円以下	60 万円
住民税世帯非課税	34 万円

※１　毎年７月 31 日時点の、医療保険の所得区分を適用する。

※２　次の①・②の両方に該当する方

①同世帯の被保険者の中に住民税課税所得が 28 万円以上 145 万円未満の方がいる

②同世帯の被保険者の「年金収入」＋「その他の合計所得金額」の合計額が 200 万円以上（被保険者が２人以上の場合、合計 320 万円以上）

※３　世帯全員が住民税非課税の方

※４　世帯全員が住民税非課税で、所得が一定基準以下の方が複数いる世帯の場合、介護保険分の算定基準額に限り、Ⅱの 31 万円となるので、高額医療合算介護（介護予防）サービス費のみ不支給となることがある。

※５　70 歳未満の方の医療費は、自己負担額が１か月あたり 21,000 円以上（医療機関ごと、入院・外来別）のものが合算の対象

⑦ 生計困難者の利用料軽減制度

要件（収入が単身で150万円以下や預貯金が単身で350万円以下など）をすべて満たし、申請により認定を受けると、該当する介護サービスに係る費用（利用者負担額・食費・居住費）のうち25%（老齢福祉年金受給者は50%）を軽減します。

ただし、利用しているサービスの提供事業者が都に減額の申出を行っている場合に対象となります。

第Ⅳ部
障害者・児計画

P.242

第１章　計画の策定の考え方

１　計画の目的

我が国が平成 26 年１月に批准した「障害者の権利に関する条約（以下「障害者権利条約」という。）」では、障害者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障害者の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障害者の権利の実現について定めています。

障害者権利条約の理念に即して改正された障害者基本法第１条では、全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会を実現するため、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策について、基本となる事項を定めること等により、総合的かつ計画的に推進することを目的として定めています。

これらを受け、ノーマライゼーション[1]やソーシャルインクルージョン[2]の理念のもと、本区においても、障害の特性や必要な配慮等に関する理解の促進を図るとともに、障害のある人もない人も地域でともに暮らし、ともに活躍できる社会の実現に向けた取組をより一層進めていくことが重要です。

障害者権利条約、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（以下「障害者差別解消法」という。）及び東京都障害者への理解促進及び差別解消の推進に関する条例（以下「東京都障害者差別解消条例」という。）で掲げられている障害者に対する合理的配慮[3]については、国及び都の基本方針に沿って、区において周知・啓発等具体的な取組を進めていくこととしています。

また、「児童の権利に関する条約（以下「子どもの権利条約」という。）」の理念に則って児童福祉法が改正され、児童が適切な養育を受け、健やかな成長・発達や自立等を保障される権利を有すること等が明確化されました。さらに、こども基本法の施行により、全てのこどもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指すことが明確化されました。障害者のみならず障害児についても、障害の特性や多様なニーズに対応し、ライフステージに応じた切れ目のない支援や、一人ひとりの状態に応じた適切なサービス等の提供、各種分野との必要に応じた連携体制の構築が求められています。

こうした状況に着実に対応していくとともに、本区の基本構想を貫く理念である「だれもがいきいきと暮らせるまち」を実現するために、本区は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間における障害者・障害児施策の考え方と取組を一体的に示した「文京区障害者・児計画」を策定します。この計画に基づき、障害者権利条約及び子どもの権利条約の考え方を一層浸透させるとともに、障害の有無にかかわらず、互いに人格と個性を尊重し、支え合いながらともに生きる地域社会の実現を目指していきます。

[1] **ノーマライゼーション(normalization)**　障害のある人もない人も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること、また、その考え方。

[2] **ソーシャルインクルージョン(social inclusion)**　すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

[3] **合理的配慮**　障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害のある人の申出に応じて、継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、お店や窓口などで、障害のない人と同じようにサービスが利用できるようにするための物理的環境や、人的支援を事業者が整えること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

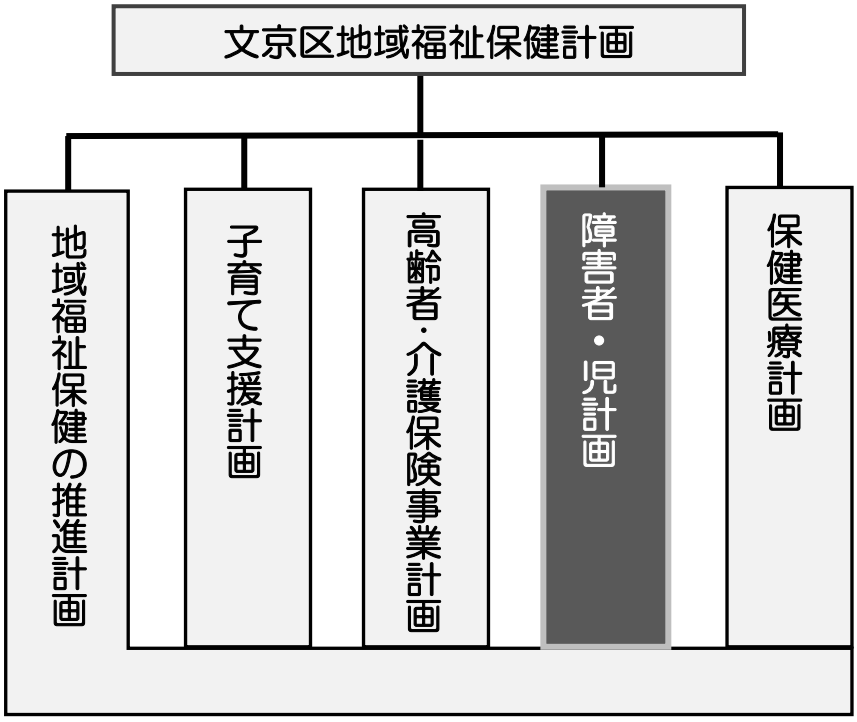
2　計画の性格・位置づけ

本計画は、基本構想に掲げる将来都市像の実現に向けて、本区の福祉保健施策を総合的かつ効果的に推進することを目的として策定する文京区地域福祉保健計画の分野別計画の１つです。

また、本区の障害者・児計画は、障害者基本法に基づく「障害者計画」、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「障害者総合支援法」という。）に基づく「障害福祉計画」、児童福祉法に基づく「障害児福祉計画」を一体的に策定し、区の障害者・児施策を総合的・計画的に推進するための基本計画となるものです。

そして、「文京区都市マスタープラン」、「文京区地域防災計画」、「文京区アカデミー推進計画」等の他の分野における行政計画とも整合・連携した計画となっています。

【文京区地域福祉保健計画における障害者・児計画の位置づけ】



【障害者・児計画の法的な位置づけ・性格】

	法的な位置づけ	策定の内容
文京区 障害者・ 児計画	障害者基本法に基づく 「市町村障害者計画」	・障害者のための施策に関する基本的な事項を定めた中長期の計画
	障害者総合支援法に基づく 「市町村障害福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害福祉サービスに関する３年間の実施計画 ・障害者総合支援法の各種サービス（訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス等）の事業量の見込み等を示す
	児童福祉法に基づく 「市町村障害児福祉計画」	・障害者計画で示した基本的な事項のうち、障害児通所支援等に関する３年間の実施計画 ・児童福祉法の各種サービス（障害児通所支援、障害児相談支援等）の事業量の見込み等を示す

3　計画の期間

本計画は、令和９年度から令和 11 年度までの３年間を計画期間とします。

行政需要の変化を的確に捉えた区政運営を進めていくため、重要性・緊急性が高い優先課題を明らかにした「重点化計画」とし、財政的な裏付けを伴う区の最上位計画に位置付けられる「文の京」総合戦略との整合を図ります。



P.245

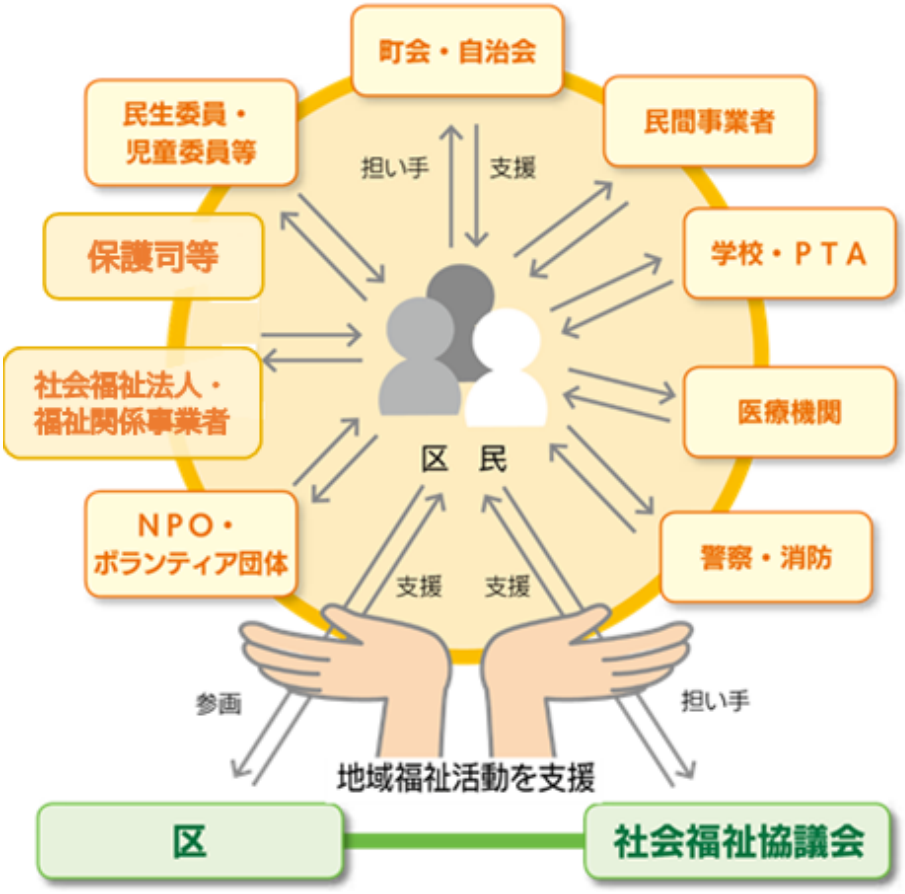
４　計画の推進に向けて

（１）地域の連携と支え合いによる地域福祉保健の推進

地域では、区民、町会・自治会、民生委員・児童委員、保護司、福祉関係事業者、医療機関、ＮＰＯ、ボランティア団体など様々な主体が地域福祉保健の推進のために、日々主体的に活動しています。

本計画を推進していく上では、こうした地域による主体的な活動の裾野をさらに広げ、様々な主体間の連携を強化するとともに、支援される方たちが時には支援する担い手として活躍するような地域ぐるみの支え合いを推進していくことが大切です。

区は、制度的に位置づけられた公的な福祉保健サービスを適切に提供するとともに、地域福祉の推進を担う社会福祉協議会と緊密に連携し、地域の主体的な活動への積極的な支援や様々な主体間の連携を図ることを通して、各主体と協働して地域ぐるみの支え合いを推進します。



緊密に連携

・高齢者あんしん相談センター
・障害者基幹相談支援センター
・こども家庭支援センター
・児童相談所
・児童発達支援センター
・保健所
・教育センター　　等
・地域福祉コーディネーター
・いきいきサポート、ファミリー・サポートセンター
・地域連携ステーション
・権利擁護センター（あんしんサポート文京）等

P.246

社会福祉協議会とは？

社会福祉協議会は、社会福祉法に基づき「地域福祉の推進」を目的に、全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されている非営利の民間団体で、文京区社会福祉協議会は、昭和 27 年（1952 年）に設立されました。

文京区社会福祉協議会では、地域福祉を推進するため、主に次のような事業を展開しています。

1　地域福祉コーディネーターの配置による小地域福祉活動の推進
2　生活支援コーディネーターの配置による地域の支え合い体制づくりの推進
3　地域の支え合い活動や日常的な相談の中心となる多機能な居場所の活動支援
4　地域交流の場を通した支え合いの仕組みづくり（ふれあいいきいきサロン）
5　地域の子どもを対象とした食事の提供を通した居場所づくり（子ども食堂）
6　ボランティア・市民活動の相談・支援
7　ＮＰＯ等によるつながりを創出した地域課題への解決支援（地域連携ステーション）
8　家事援助を中心とした住民参加型有償在宅福祉（いきいきサポート事業）
9　子育ての相互援助事業（ファミリー・サポート・センター事業）
10　身近に頼れる親族がいない方向けの単身高齢者等終活支援事業（文京ユアストーリー）
11　判断能力が不十分な方への福祉サービス利用援助事業
12　権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進（成年後見中核機関事業）
13　被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるための災害ボランティア体制の整備

また、社会福祉協議会では「文京区地域福祉活動計画」を策定し、その基本理念である「知り合い、伝え・伝わり、心を寛（ひろ）げ、つながりをもつことで、『お互いさま』が生まれるまち」の実現に向け、地域住民を始め、地域福祉関係者・関係団体等の様々な活動主体と協働して、地域福祉の向上と充実に取り組んでいます。

区では、文京区地域福祉活動計画とも連携を図りながら本計画を推進し、区、民生委員・児童委員、保護司、地域福祉関係者等と一緒に、支え合いのまちづくりを進めています。

詳しくはこちら▶▶▶

（文京区社会福祉協議会ガイドブック）

P.247

（２）地域共生社会の実現に向けた方向性

区ではこれまで、地域共生社会[4]の実現に向けて、「必要な支援を包括的に提供する」考え方を各分野に普遍化していくことを目指して、全区民を対象とした文京区らしい地域包括ケアシステムの構築に取り組んでまいりました。あわせて、包括的な相談支援を進めるため、高齢者福祉、障害者福祉、児童福祉、生活困窮などの各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図ることで、こどもの貧困対策、医療的ケア児の支援、ひきこもり支援などの多分野にわたる課題に対応してまいりました。

しかしながら、進行する少子高齢化や、血縁・地縁・社縁による共同体機能の脆弱化など社会構造が変化しており、新たな生活課題が制度の狭間に陥りやすいリスクが生じています。このような必要な支援が届きにくく、孤立化するリスクが高い事例において、課題や分野ごとの支援体制では対応が困難なケースが増加しており、一つの世帯に複数の課題が存在している状態も見受けられるようになりました。

区では、こうした複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、令和７年度から社会福祉法に基づく重層的支援体制整備事業を文京区における地域包括ケアシステムに取り入れ、分野横断的に多機関が連携した重層的なセーフティネットを構築し、包括的な支援体制を強化しています。引き続き、重層的支援体制の３つの支援（相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援）を一体的に実施できるよう、関係部署、機関、団体等と協議を重ねながら連携を図り、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を進めていきます。

同時に、都市部である本区において、社会経済活動の変化や、人口減少・少子高齢化に伴う地域の生活課題の複雑化・個別化から生じる「2040 年問題[5]」も見据え、地域課題の解決を試みる仕組みに全区民が主体的に参加しやすくなるよう、地域の再構築を進めていく必要があります。

引き続き、文京区らしい地域包括ケアシステムを推進しながら、世代や年齢、障害の有無等に関わらずに参加できる多世代交流（ごちゃまぜ）の場を通じて、多様な主体が合意形成を図りながら、緩やかなつながりをもって参画することで、区民一人ひとりが生きがいや役割を持ちつつ、支え合い、助け合いながら暮らせる地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を図ってまいります。

[4] **地域共生社会**　制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」、「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会。

[5] **２０４０年問題**　少子化による急速な人口減少と高齢者人口がピークに達することで、日本が 2040 年に直面すると考えられている問題の総称。

地域共生社会の実現（案）

様々な社会課題や人口構造の変化からくる２０４０年問題も見据え、地域の再構築を進めていく





最終目標

令和９年度～令和11年度

現状

文京区らしい地域包括ケアシステムの更なる深化・発展のために重層的支援体制整備事業を推進

地域の多様な主体と区がそれぞれ役割を持ち、支え合い、助け合いながら地域課題の解決を図る

〇身寄りのない高齢者等への支援

〇権利擁護体制の充実

〇地域人材の発掘・育成　　等

BUNKYO つながる相談窓口 Connect & Support Desk

各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない地域づくりを目指す

重層的支援体制整備事業

相談支援

属性、世代、相談内容に関わらず、地域住民からの相談を幅広く受け止め、本人に寄り添い、抱える課題の解きほぐしや整理を行う

参加支援

本人や世帯が地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出すために多様な接点を確保する

地域づくりに向けた支援

世代や属性を超えて住民同士が交流できる多様な場や居場所の整備

孤独・孤立　ヤングケアラー　8050　ダブルケア　制度の狭間　生きづらさ　…

従来の制度や分野ごとの縦割りの支援体制では対応が困難なケースの増加

区の４つの日常圏域それぞれの地域特性を十分に踏まえ、区と社会福祉協議会が緊密に連携を図り、多様な主体間の連携を強化し、協働することで、高齢者・障害者・こども等、だれもが住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けるための仕組み

これまで、各社会保障制度に基づく専門的支援について、組織間や地域との連携強化を図り、多分野にわたる課題に対応

高齢福祉　障害福祉　児童福祉　生活困窮

文京区らしい地域包括ケアシステム

P.249

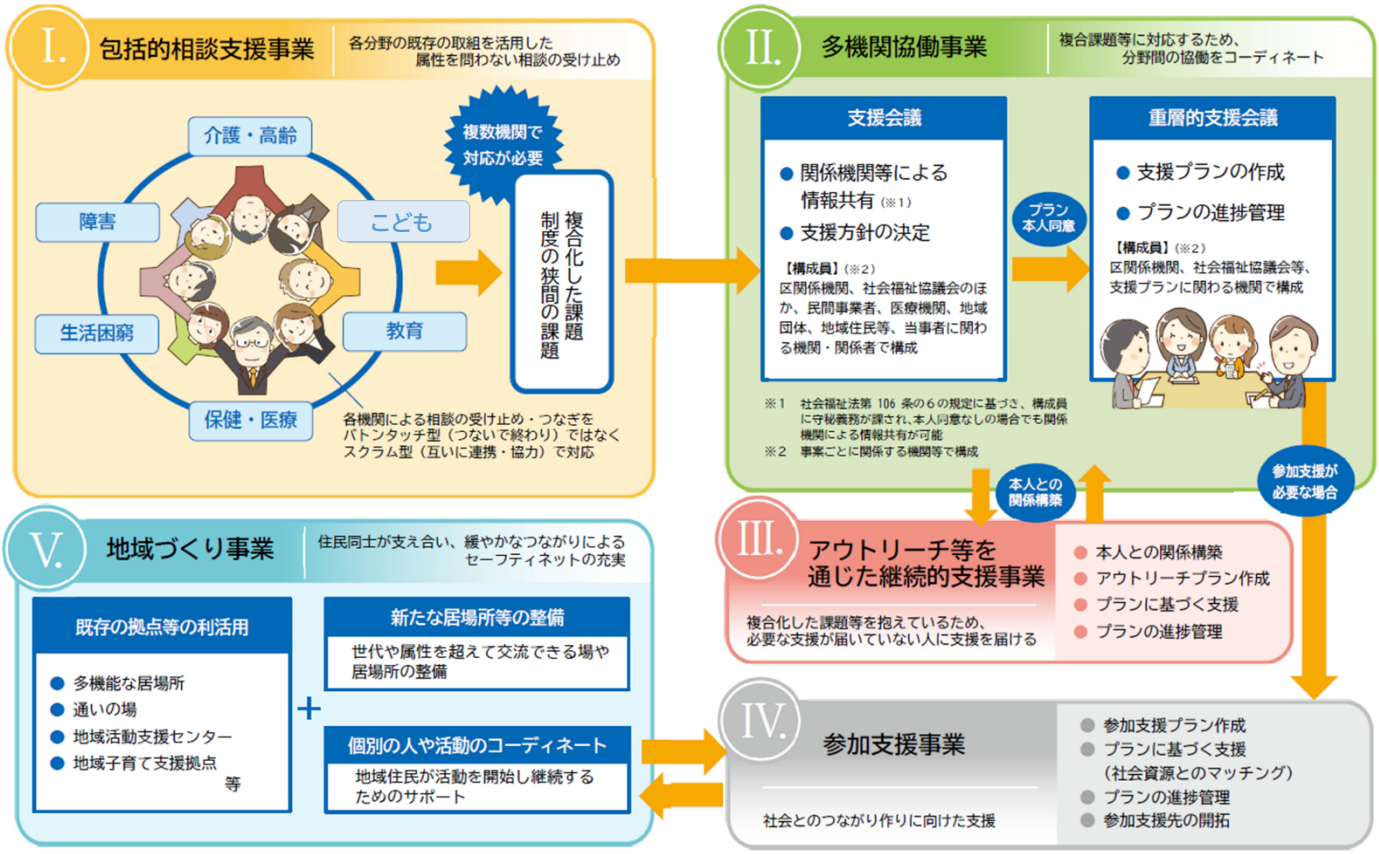
重層的支援体制整備事業（ぶんきょうチームでまるごと支援）

社会福祉法第 106 条の４に基づく「重層的支援体制整備事業」とは、同法及び他法に基づく事業を一体のものとして実施することにより、地域生活課題を抱える地域住民及びその世帯に対する支援体制並びに地域住民等による地域福祉の推進のために必要な環境を一体的かつ重層的に整備する事業をいいます。

具体的には、３つの支援（「属性を問わない相談支援」、「参加支援」、「地域づくりに向けた支援」）を柱として、一層効果的・円滑に実施するために、「多機関協働による支援」、「アウトリーチ等を通じた継続的支援」を新たな機能として強化し、５つの事業を一体的に実施するものです。

区では令和７年度より**「ぶんきょうチームでまるごと支援」**として本格実施しています。

※アウトリーチ…支援が必要であるにもかかわらず届いていない人に対し、行政や支援機関などが積極的に働きかけて情報・支援を届けること。



実施の目的

文京区らしい地域包括ケアシステムの更なる深化・発展のため、本事業を活用し、各分野の支援機関が連携して一つのチームとなり、地域資源やネットワークを重ね合わせることで、本人やその世帯が有する地域生活課題や希望に応じた多様かつ柔軟な支援ができる体制を構築し、孤立させない、つながる地域づくりに取り組み、地域共生社会を目指します。

実施の効果

高齢・介護・障害・こども、生活困窮等の分野別に行われてきた既存の相談支援や地域づくり支援の取組を活かし、重層的なセーフティネットの強化を図り、分野別の支援体制では対応しきれないような「複雑化・複合化した課題」や「制度の狭間にあるニーズ」に対応する包括的な支援体制を構築します

P.250

（３）計画の進行管理

本計画を着実かつ効果的に推進するため、公募区民、福祉保健関係団体の代表者、学識経験者等で構成する「文京区地域福祉推進協議会」及び「地域福祉推進協議会障害者部会」 等において、進行管理を行っていきます。

P.251

第２章　地域福祉保健計画の基本理念・基本目標

〇本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、障害者・児施策を推進していきます。

１　基本理念

〇人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

〇自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう、意思を形成する過程を含め支援します。

〇支え合い認め合う地域社会の実現

だれもが、ノーマライゼーション[6]やソーシャルインクルージョン[7]の理念に基づき、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ[8]を推進する地域社会の実現を目指します。

〇健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

〇協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

〇男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

[6] **ノーマライゼーション(normalization)**　障害のある人もない人も、だれもが地域で普通（ノーマル）の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

[7] **ソーシャルインクルージョン(social inclusion)**　すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

[8] **ダイバーシティ(diversity&inclusion)**　性別（性的指向及び性自認を含む。）、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

２　基本目標

○　だれもが、いきいきと自分らしく、意欲を持ちながら健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。

○　だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。

○　だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに学び高め合いながら、すべての世代が未来への希望を持ち、つながりの中で役割を持つことができる地域社会を目指します。

P.253

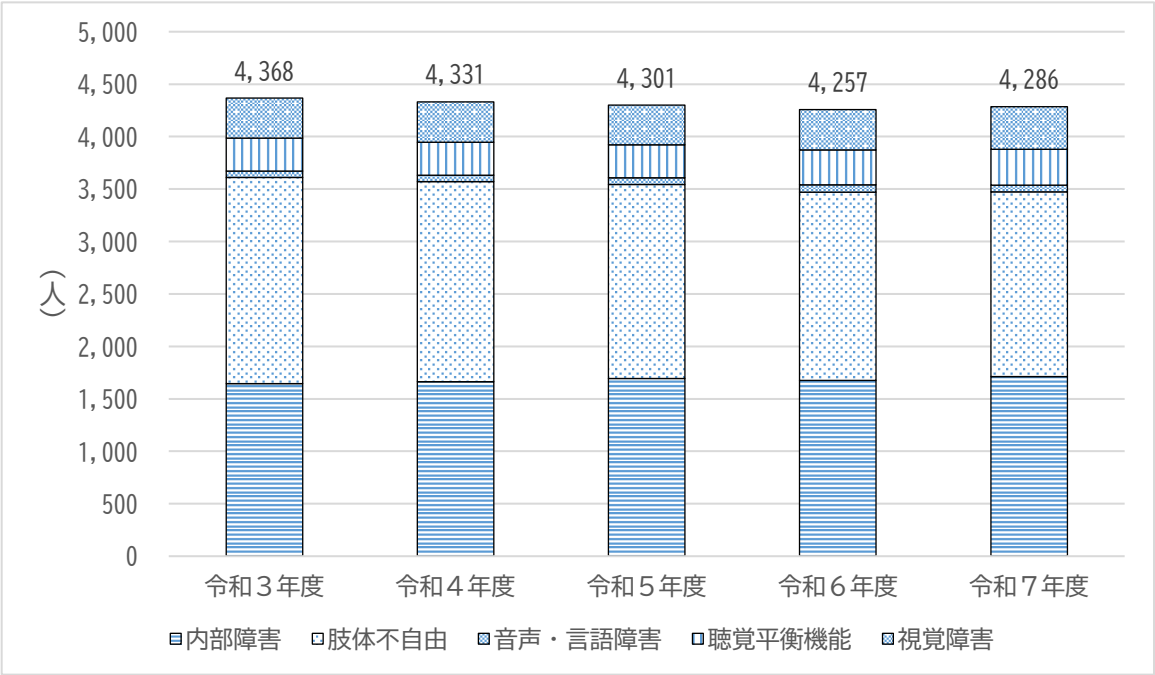
第３章　障害者・障害児を取り巻く現状

１　障害者・障害児の人数

（１）　身体障害者手帳所持者数の推移

身体障害者手帳所持者は、令和７年度末現在4,286 人です。４年前の令和３年度と比較すると、1.9%の減少となっています。障害種別では、肢体不自由が最も多く 1,760 人（41.1%）、次いで内部障害が 1,713 人（40.0%）、視覚障害が 407 人（9.5%）、聴覚平衡機能障害が 342 人（8.0%）、音声・言語機能障害が 64 人（1.5%）となります。肢体不自由と内部障害の両者を合わせると 3,473 人で、全体の 81.0%を占めています。

【図表：身体障害者手帳所持者数の推移】



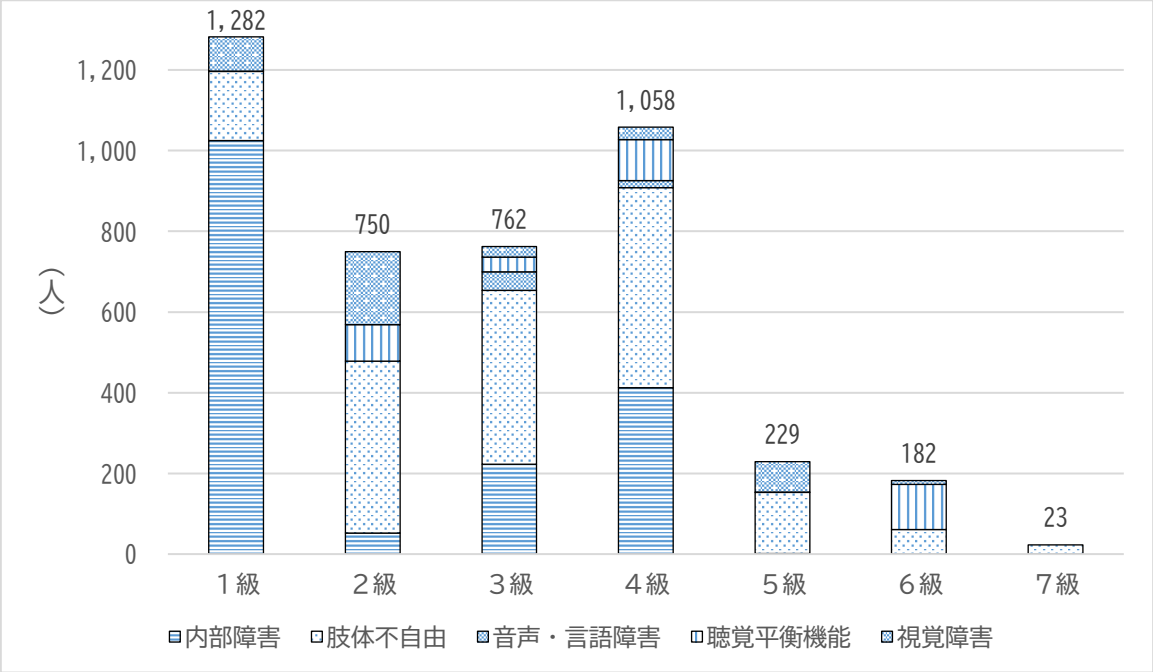
（人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
視覚障害	381	385	379	385	407
聴覚平衡機能	314	315	313	333	342
音声・言語機能	62	60	64	69	64
肢体不自由	1,967	1,906	1,851	1,793	1,760
内部障害	1,644	1,665	1,694	1,677	1,713
合　　計	4,368	4,331	4,301	4,257	4,286

（各年度末現在）

令和７年度における等級別の身体障害者数は、１級が 1,282 人、次いで４級が 1,058 人、３級が 762 人、２級が 750 人、５級が 229 人、６級が 182 人、７級が 23 人となっています。

【図表：令和７年度等級別身体障害者数】



（人）

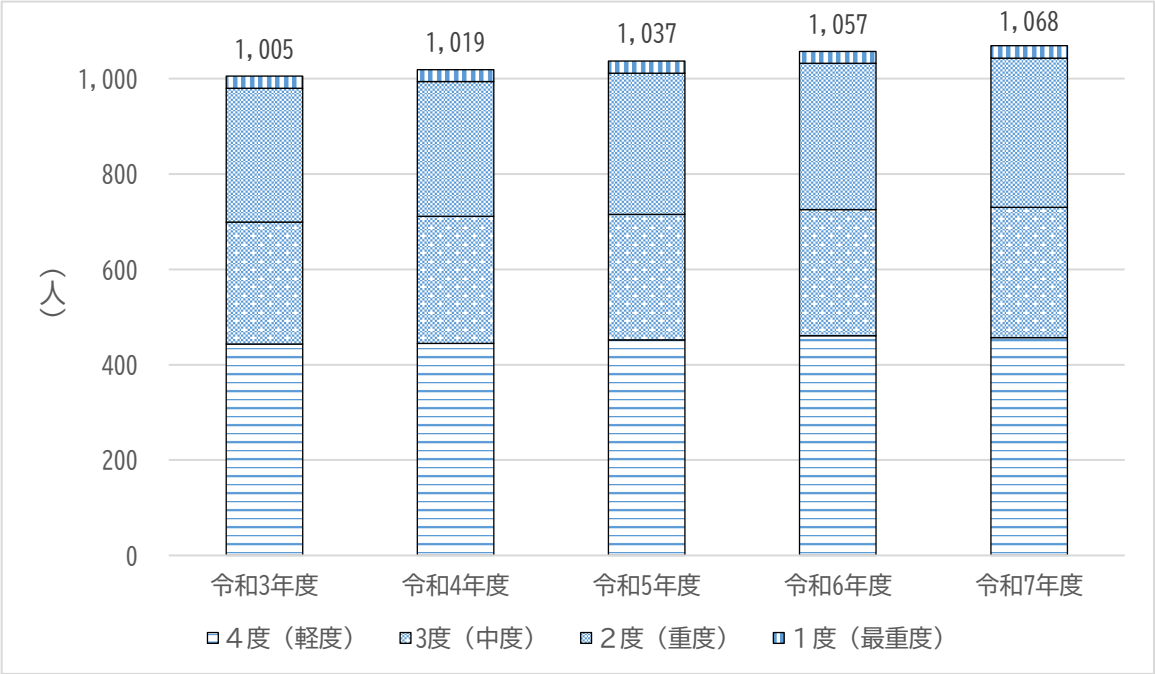
	１級	２級	３級	４級	５級	６級	７級	小計
視覚障害	85	181	26	31	75	9	0	407
聴覚平衡機能	1	91	36	101	1	112	0	342
音声・言語機能	0	0	46	18	0	0	0	64
肢体不自由	171	426	431	496	152	61	23	1,760
内部障害	1,025	52	223	412	1	0	0	1,713
合　　計	1,282	750	762	1,058	229	182	23	4,286

（令和７年度末現在）

（２）　愛の手帳所持者数の推移

愛の手帳所持者は、令和７年度末現在 1,068 人です。４年前の令和３年度と比較すると、6.3%の増加となっています。４度（軽度）が最も多く、457 人で 42.8%を占め、次いで２度（重度）が 312 人（29.2%）、３度（中度）が 273 人（25.6%）、１度（最重度）が 26 人（2.4%）となります。４度（軽度）と３度（中度）を合わせると 730 人で、全体の 68.4%を占めています。

【図表：愛の手帳所持者数の推移】



（人）

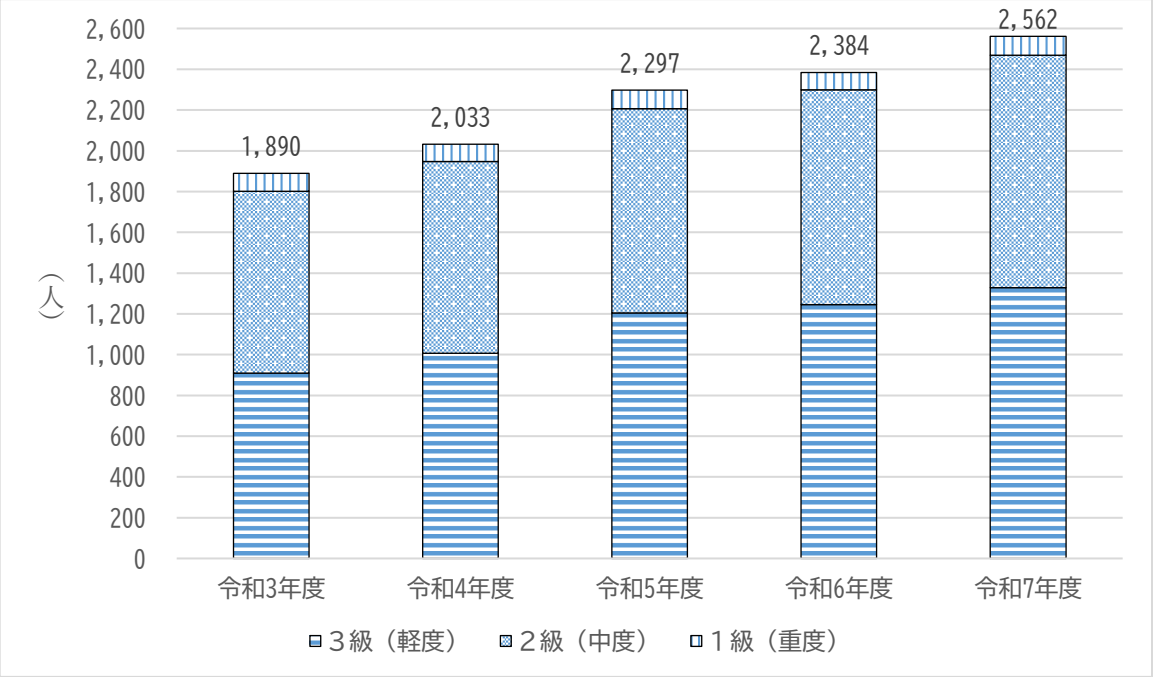
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１度（最重度）	25	25	26	25	26
２度（重　度）	281	283	296	307	312
３度（中　度）	256	266	263	264	273
４度（軽　度）	443	445	452	461	457
合　　計	1,005	1,019	1,037	1,057	1,068

（各年度末現在）

（３）　精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者は、令和７年度末現在 2,562 人です。４年前の令和３年度と比較すると、35.6%の増加となっています。３級（軽度）の人が最も多く 1,329 人（51.9%）、次いで２級（中度）が 1,140 人（44.5%）、１級（重度）が 93 人（3.6%）となっています。

【図表：精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移】



（人）

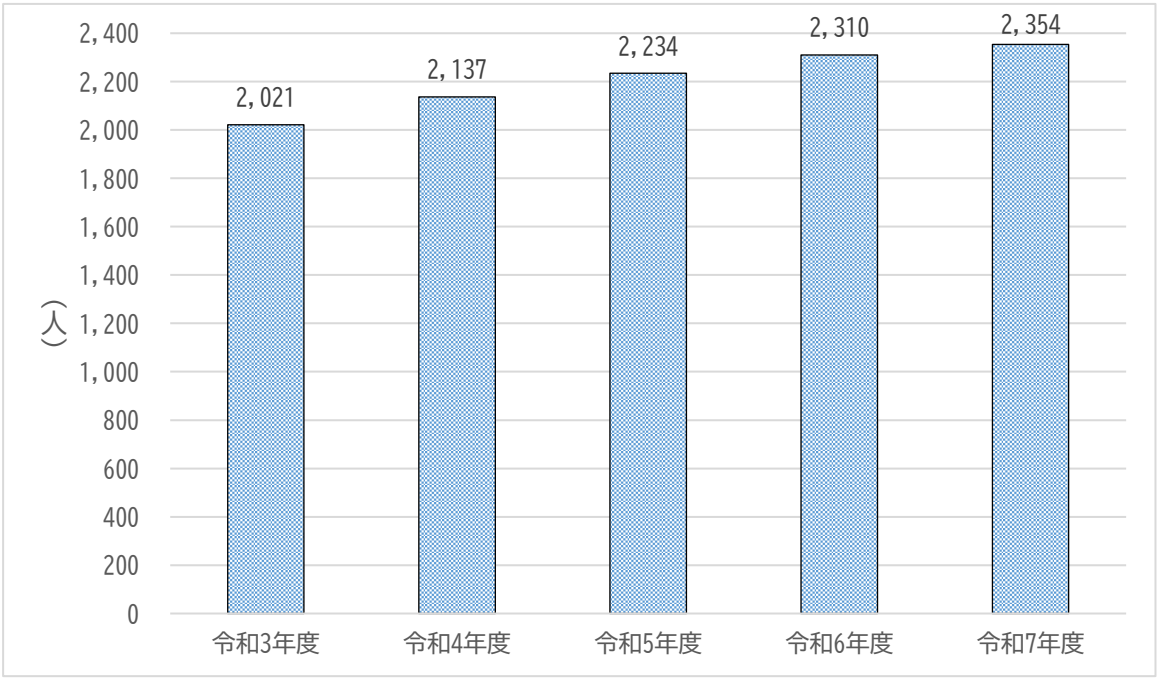
	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
１級（重度）	88	86	91	85	93
２級（中度）	892	940	1,001	1,054	1,140
３級（軽度）	910	1,007	1,205	1,245	1,329
合　　計	1,890	2,033	2,297	2,384	2,562

（各年度末現在）

（４）　難病医療券所持者数の推移

平成 25 年４月に施行された障害者総合支援法において、障害者・児の範囲に新たに難病患者が加わりました。難病医療券所持者は、令和７年度末現在 2,354 人です。４年前の令和３年度と比較すると、16.5%の増加となっています。

【図：難病医療券所持者数の推移】

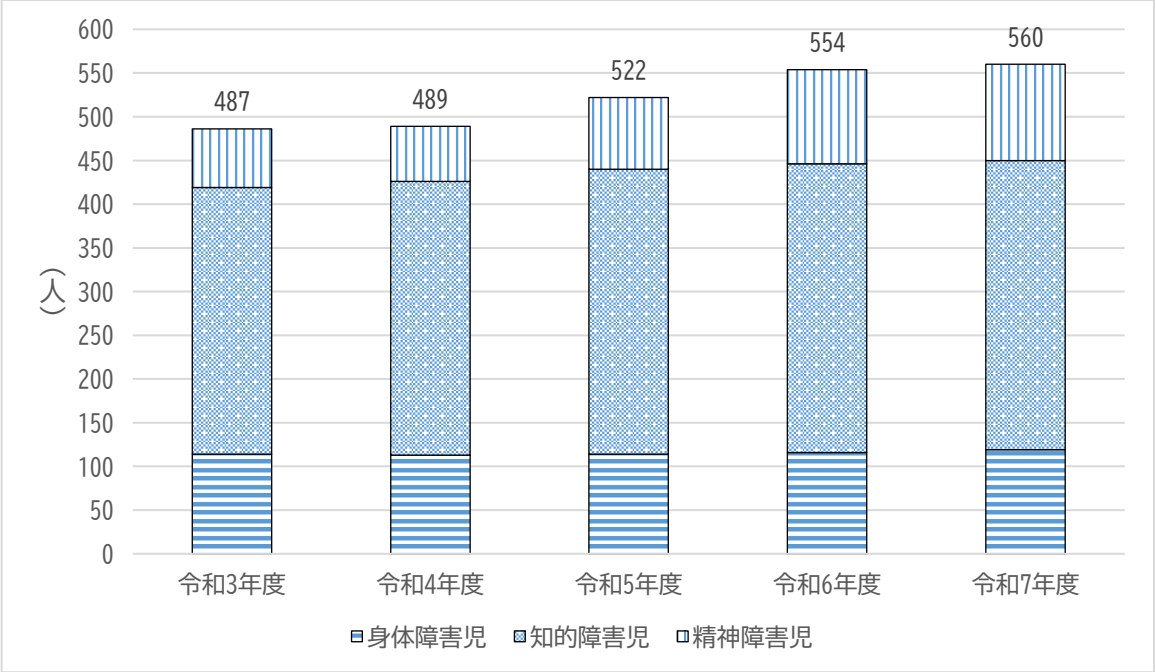


（各年度末現在）

（５）障害児の手帳所持者数

障害児の手帳所持者は、令和７年度末現在 560 人です。４年前の令和３年度と比較すると 15.0%の増加となっています。障害種別で見ると、知的障害が最も多く 331 人（59.1%）、次いで身体障害が 119 人（21.3%）、精神障害が 110 人（19.6%）となっています。

【図表：障害児の手帳所持者数】



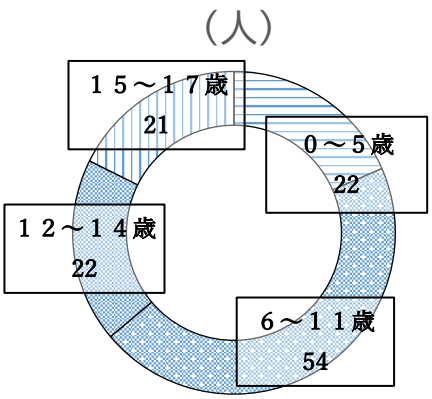
（人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
身体障害児	114	113	114	116	119
知的障害児	306	313	326	330	331
精神（発達）障害児	67	63	82	108	110
合　　計	487	489	522	554	560

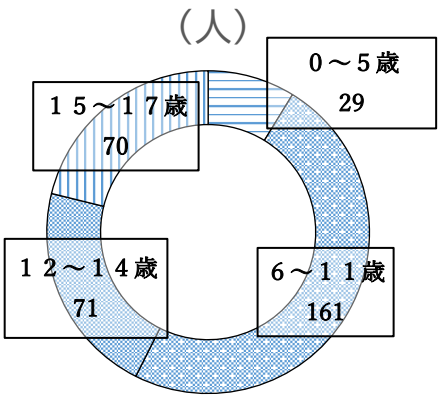
（各年度末現在）

○障害児の年齢別手帳所持者数

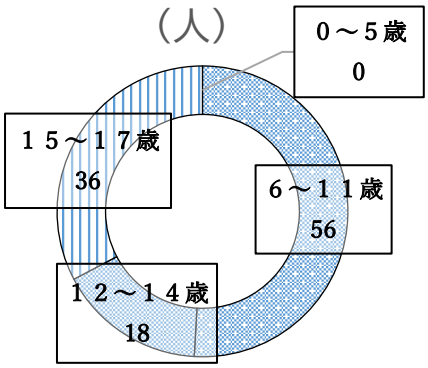
身体障害児　合計：119人



知的障害児　合計：331人



精神（発達）障害児
合計：110人



（令和７年度末現在）

2　地域生活の現状と課題

（1）区内障害者・児 施設数一覧

区分	サービス名	施設数	定員
障害者総合支援法に基づくサービス	施設入所支援	1	40
	生活介護	8	217
	就労選択支援	1	10
	就労移行支援（一般型）	6	94
	就労継続支援（A型）	0	0
	就労継続支援（B型）	13	354
	就労定着支援	4	
	自立訓練（機能訓練）	0	0
	自立訓練（生活訓練）	2	40
	共同生活援助	13	91
	短期入所	3	13
	居宅介護（※）	30	
	重度訪問介護（※）	20	
	同行援護（※）	8	
	行動援護	2	
	計画相談支援	19	
	地域相談支援 （地域移行支援・地域定着支援）	3	
	地域活動支援センター	6	120
	移動支援事業（※）	21	
	日中一時支援事業	2	25
児童福祉法に基づくサービス	児童発達支援	21	230
	放課後等デイサービス	23	250
	障害児相談支援	9	
	保育所等訪問支援	1	

※区内障害者・児施設一覧及び区内障害者・児施設マップには記載していない事業所です。

P.261

（2）区内障害者・児 施設一覧

No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	計画相談支援	地域相談支援（地域移行・地域定着）	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者就労支援センター	障害者基幹相談支援センター	地域生活支援拠点	就労選択支援	日中一時支援
1	JoBridge(ジョブリッジ)飯田橋	後楽2-2-10松屋ビル8階			○																			
2	あすくる	春日2-13-1芳文堂ビル2階								○														
3	ONE文京後楽園	春日2-14-9小石川Jフラッツ101															○							
4	わかぎり相談室	春日2-19-3											○					○						
5	工房わかぎり	春日2-19-3北原ビル3階					○																	
6	わかぎりの家	春日2-19-3北原ビル4,5階									○													
7	未来教室	小石川2-6-5小石川2丁目ビル201														○	○							
8	アンビシオン文京	小石川2-6-5小石川2丁目ビル地下1階													○									
9	富坂子どもの家	小石川2-17-41														○	○							
10	文京区立小石川福祉作業所	小石川3-30-6		○			○																	
11	ふる里学舎小石川	小石川3-30-6											○											
12	は～と・ピア2	小石川4-4-5		○	○																			
13	陽だまりの郷	小石川4-4-5									○													
14	キャリカク茗荷谷オフィス	小石川4-20-1TRUSTVALUE小石川ビル4階					○																	
15	ベルーフ	小石川5-4-1サイドビル茗荷谷9階			○																			
16	ベルーフIntegra	小石川5-4-1サイドビル茗荷谷9階						○																
17	ベルーフTeilhabe	小石川5-4-1サイドビル茗荷谷9階																					○	
18	エルムンド小石川	小石川5-7-5									○													
19	Liisportsstudio茗荷谷	小石川5-11-17 ニュー小石川ビル2階														○								
20	発達支援ルーム　ぽけっと	小石川5-38-2クレストヒルズ小石川2階														○	○							
21	放課後等デイサービスこころ音	白山1-19-6シンク白山ビル201号室															○							
22	ドリームハウスⅢ、Ⅳ	白山2-25-5									○													
23	放課後等デイサービス ウィズ・ユー文京白山	白山5-27-11メゾン・オンプル・ヴェール101														○	○							

No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	計画相談支援	地域相談支援（地域移行・地域定着）	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者基幹相談支援センター	障害者就労支援センター	地域生活支援拠点	就労選択支援	日中一時支援
24	富坂生活あんしん拠点	千石1-15-5千石文化苑ビル101																				○		
25	指定特定相談支援事業所 とみさか	千石1-15-5千石文化苑ビル101											○											
26	SatelliteSchoolMINANOHA	千石2-18-4諸聖徒こどもの家2F														○	○							
27	エルムンド千石(ウノ・ドス)	千石2-33-17									○													
28	Taurus	千石4-21-2コーポ堀井303号室											○											
29	文京地域生活支援センターあかり	千石4-27-12水間ビル1階											○	○	○									
30	すまいるすてっぷ	千石4-35-10 TER SOⅠ.1F														○								
31	abeam(アビーム)	千石4-37-4ウイスタリア千石1階					○																	
32	大塚生活あんしん拠点	水道2-3-17グラングスト文京101																				○		
33	リアン文京	小日向2-16-15	○									○												
34	地域プラザ ふらっと	小日向2-16-15											○					○						
35	マイポジション	小日向2-16-15													○									
36	こぱん	小日向2-16-15		○																				
37	ワークプレイスぶんぶん	小日向2-16-15					○																	
38	放課後等デイサービス びおら	小日向2-16-15															○							
39	障害者基幹相談支援センター	小日向2-16-15																		○				
40	まなびの森キラリ茗荷谷	大塚3-20-5アネックス茗荷谷2階														○								
41	は～と・ピア	大塚4-21-8		○																				
42	あくせす	大塚4-21-8											○	○										
43	地域活動支援センター ぱれっと	大塚4-21-8													○									
44	文京区立大塚福祉作業所	大塚4-50-1			○		○																	

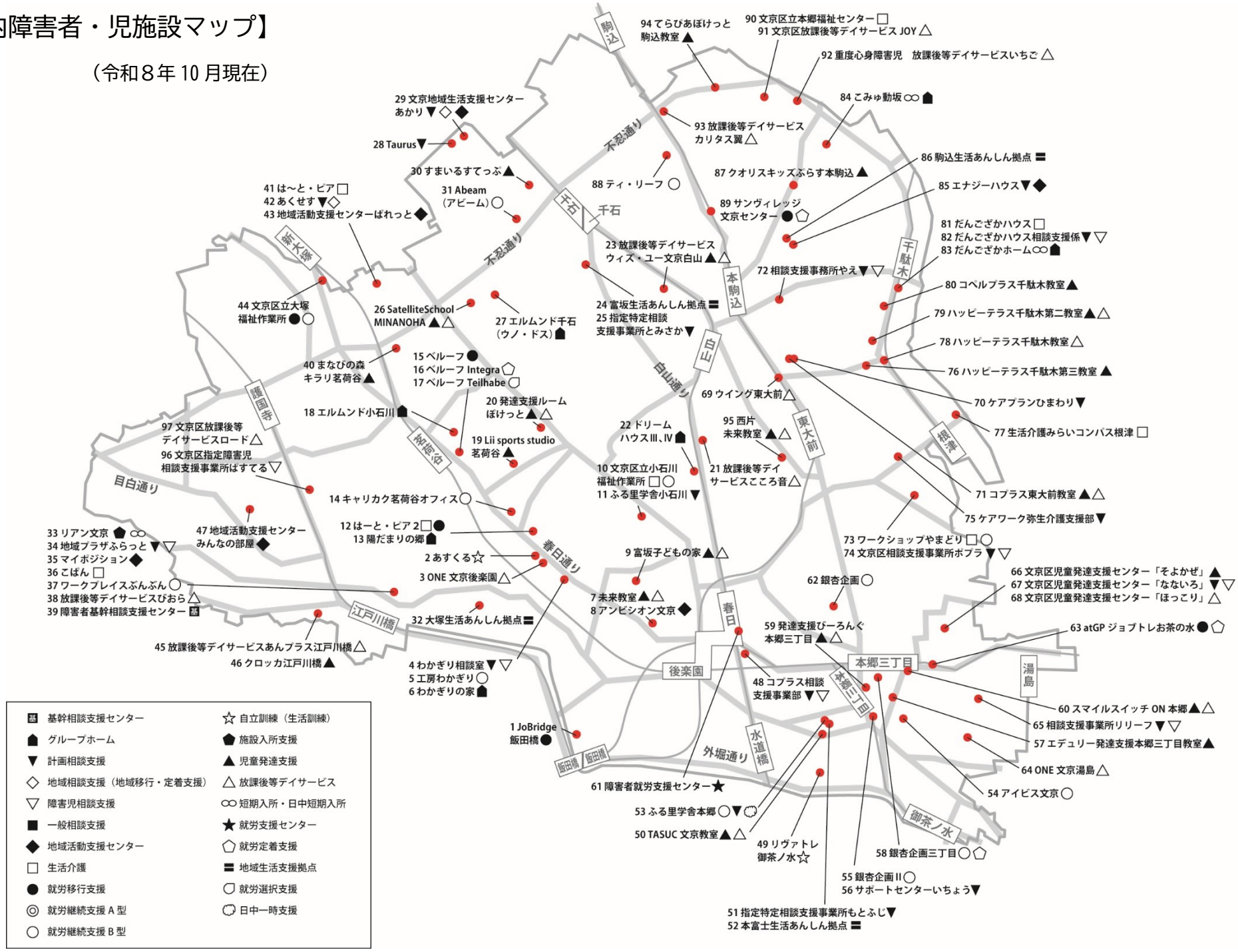
No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	計画相談支援	地域相談支援（地域移行・地域定着）	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者基幹相談支援センター	障害者就労支援センター	地域生活支援拠点	就労選択支援	日中一時支援
45	放課後等デイサービス あんプラス江戸川橋	関口1-48-6日火江戸川橋ビル第2 201															○							
46	クロッカ江戸川橋	関口1-48-6日火江戸川橋ビル第2														○								
47	地域活動支援センターみんなの部屋	関口3-16-15カトリックセンター地下1階													○									
48	コプラス相談支援事業部	本郷1-35-24本郷真砂坂ハイツ405号室											○					○						
49	リヴァトレ御茶ノ水	本郷2-3-7お茶の水元町ビル1階								○														
50	TASUC文京教室	本郷2-16-13NPMビル1階														○	○							
51	指定特定相談支援事業所 もとふじ	本郷2-21-3青木ビル1階											○											
52	本富士生活あんしん拠点	本郷2-21-3青木ビル1階																				○		
53	ふる里学舎本郷	本郷2-21-7					○						○											○
54	アイビス文京	本郷3-13-11恩田ビルB1階					○																	
55	銀杏企画Ⅱ	本郷3-16-4本郷天理ビル3階					○																	
56	サポートセンターいちょう	本郷3-16-4本郷天理ビル3階											○											
57	エデュリー発達支援本郷三丁目教室	本郷3-19-7本郷三宝ビル2階														○								
58	銀杏企画三丁目	本郷3-29-6カリテス佐々木ビル2階					○	○																
59	発達支援 ぴーろんぐ本郷三丁目	本郷3-31-3本郷スズヨシビル2階														○	○							
60	スマイルスイッチON 本郷	本郷3-40-10														○	○							
61	障害者就労支援センター	本郷4-15-14区民センター1階																			○			
62	銀杏企画	本郷5-25-8香川ビル					○																	
63	atGPジョブトレ お茶の水	湯島2-31-15和光湯島ビル7階			○			○																
64	ONE文京湯島	湯島3-3-4高柳ビル2階															○							

No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	計画相談支援	地域相談支援（地域移行・地域定着）	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者基幹相談支援センター	障害者就労支援センター	地域生活支援拠点	就労選択支援	日中一時支援
65	相談支援事業所 リリーフ	湯島3-20-9-401											○					○						
66	文京区児童発達支援センター「そよかぜ」	湯島4-7-10教育センター内														○								
67	文京区児童発達支援センター「なないろ」	湯島4-7-10教育センター内											○					○						
68	文京区児童発達支援センター「ほっこり」	湯島4-7-10教育センター内															○							
69	ウイング東大前	向丘2-12-3サンヒルズ東大前															○							
70	ケアプランひまわり	向丘2-18-6ヒルズコート102号											○											
71	コプラス東大前教室	向丘2-18-8アドバンス第2ビル2階														○	○							
72	相談支援事業所 やえ	向丘2-33-14											○					○						
73	ワークショップやまどり	弥生2-9-6		○			○																	
74	文京区相談支援事業所ポプラ	弥生2-9-6											○					○						
75	ケアワーク弥生 介護支援部	弥生2-15-13											○											
76	ハッピーテラス千駄木第三教室	根津1-27-2サンクレスト・サンセイ201号室														○								
77	生活介護みらいコンパス根津	根津2-14-11Tツウィンズビル3階		○																				
78	ハッピーテラス千駄木教室	根津2-37-8東急ドエル・アルス根津102号															○							
79	ハッピーテラス千駄木第二教室	千駄木2-7-12千駄木今晩軒1-2階														○	○							
80	コペルプラス千駄木教室	千駄木2-21-1ANNEX-A1階														○								
81	だんござかハウス	千駄木2-33-8津知弥ビル1階～3階		○																				○
82	だんござかハウス相談支援係	千駄木2-33-8津知弥ビル2階											○					○						
83	だんござかホーム	千駄木2-33-8津知弥ビル5階～7階									○	○												
84	こみゅ動坂	千駄木4-8-14									○	○												
85	エナジーハウス	千駄木5-10-8											○		○									

No.	施設名	住所	施設入所支援	生活介護	就労移行支援	就労継続支援A型	就労継続支援B型	就労定着支援	自立訓練（機能訓練）	自立訓練（生活訓練）	共同生活援助	短期入所・日中短期入所	計画相談支援	地域相談支援（地域移行・地域定着）	地域活動支援センター	児童発達支援	放課後等デイサービス	障害児相談支援	一般相談支援	障害者基幹相談支援センター	障害者就労支援センター	地域生活支援拠点	就労選択支援	日中一時支援
86	駒込生活あんしん拠点	千駄木5-37-16コア・ティー・ケー101																				○		
87	クオリスキッズぷらす本駒込	千駄木5-42-3モンテ駒込1階														○								
88	ティ・リーフ	本駒込2-27-10本駒込SIビル3階					○																	
89	サンヴィレッジ文京センター	本駒込3-20-3講談社FSビル7階			○			○																
90	文京区立本郷福祉センター	本駒込4-35-15文京区勤労福祉会館2階		○																				
91	文京区放課後等デイサービスJOY	本駒込4-35-15文京区勤労福祉会館2階															○							
92	重度心身障害児　放課後等デイサービスいちご	本駒込4-43-1メゾンYM1階															○							
93	放課後等デイサービス　カリタス翼	本駒込5-4-4カトリック本郷教会信徒会館4階															○							
94	てらぴあぽけっと　駒込教室	本駒込5-60-17鎌田ビル2階														○								
95	西片未来教室	西片2-18-21INビューロ1階														○	○							
96	文京区指定障害児相談支援事業所　ぱすてる	音羽1-19-18東京都助産師会館1階																○						
97	文京区放課後等デイサービスロード	音羽1-19-18東京都助産師会館1階															○							
98	BOF湯島/BOF光	文京区内									○													
99	のんのハウス千駄木	文京区内									○													
100	ホームいちょう	文京区内									○													
101	第2ホームいちょう	文京区内									○													
102	文京ホームアンダンテ	文京区内									○													
103	すずらんハウス/小泉ユニット	文京区内									○													

【区内障害者・児施設マップ】

（令和８年 10 月現在）



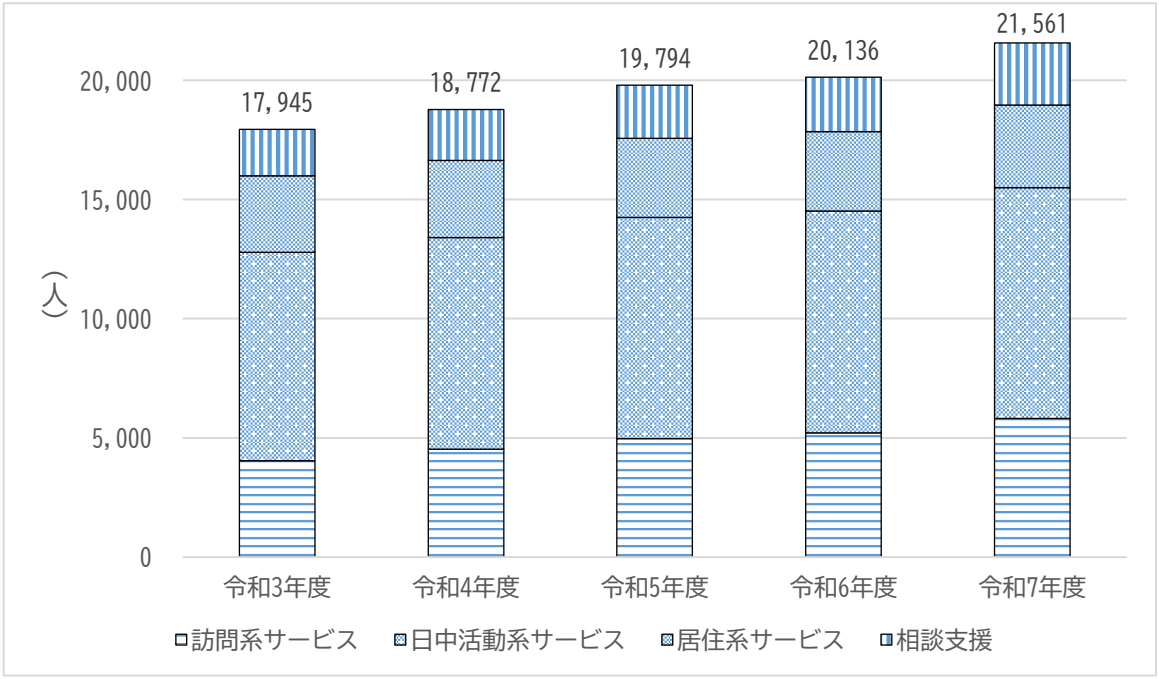
（３）障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援について

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの延利用者数

障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの利用者は、令和７年度末現在、21,561 人で、４年前の令和３年度と比較すると、20.2%の増加となっています。利用サービスの中で最も多いのが、日中活動系サービスの 9,673 人で全利用者の 44.9%、次いで訪問系サービスの 5,823 人（同 27.0%）で、この両者で全体の 71.9%を占めています。

４年前に比べ、特に利用者の伸びが大きいのは訪問系サービスとなっており、令和３年度と比較すると、44.0%の増加となっています。次いで、相談支援系サービスの伸びが大きく、令和３年度と比較すると、33.5%の増加となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの延利用者数】



（人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談支援	1,949	2,134	2,229	2,289	2,602
居住系サービス	3,206	3,230	3,320	3,324	3,463
日中活動系サービス	8,745	8,885	9,275	9,312	9,673
訪問系サービス	4,045	4,523	4,970	5,211	5,823
合　　計	17,945	18,772	19,794	20,136	21,561

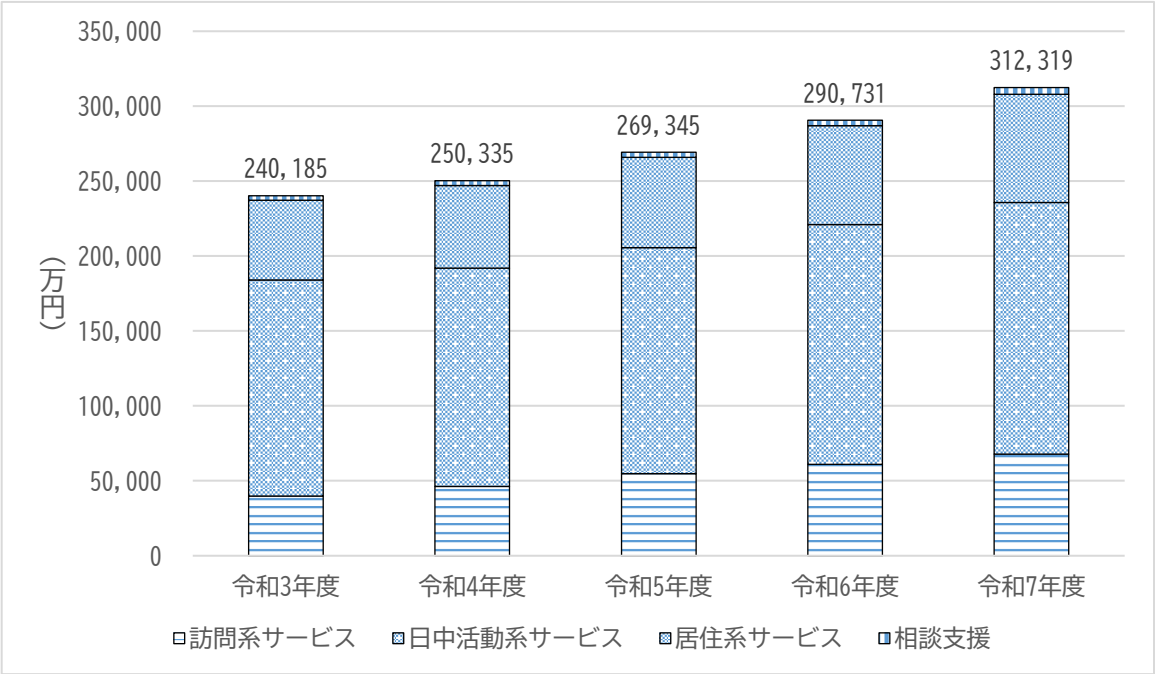
（各年度末現在）

○障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付額

令和７年度における障害者総合支援法に基づくサービスの給付額は、４年前の令和３年度と比較して 30.0%の増加となり、給付額は 31 億円を超えています。サービス別では、給付額が最も大きいのは日中活動系サービスで 16 億 7,830 万円、次いで居住系サービスの７億 2,305 万円、訪問系サービスの６億 7,837 万円、相談支援（指定特定相談支援など）の 4,347 万円となっています。

この４年間の給付額の増加では、訪問系が 70.1%の増加となっています。次いで相談支援（指定特定相談支援など）が 45.5%の増加、居住系サービスが 36.1%の増加、日中活動系サービスは 16.4%の増加となっています。

【図表：障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの給付額】



（万円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
相談支援	2,987	3,284	3,485	3,729	4,347
居住系サービス	53,125	55,051	60,146	66,003	72,305
日中活動系サービス	144,200	145,645	150,875	160,000	167,830
訪問系サービス	39,872	46,355	54,839	60,999	67,837
合　　計	240,185	250,335	269,345	290,731	312,319

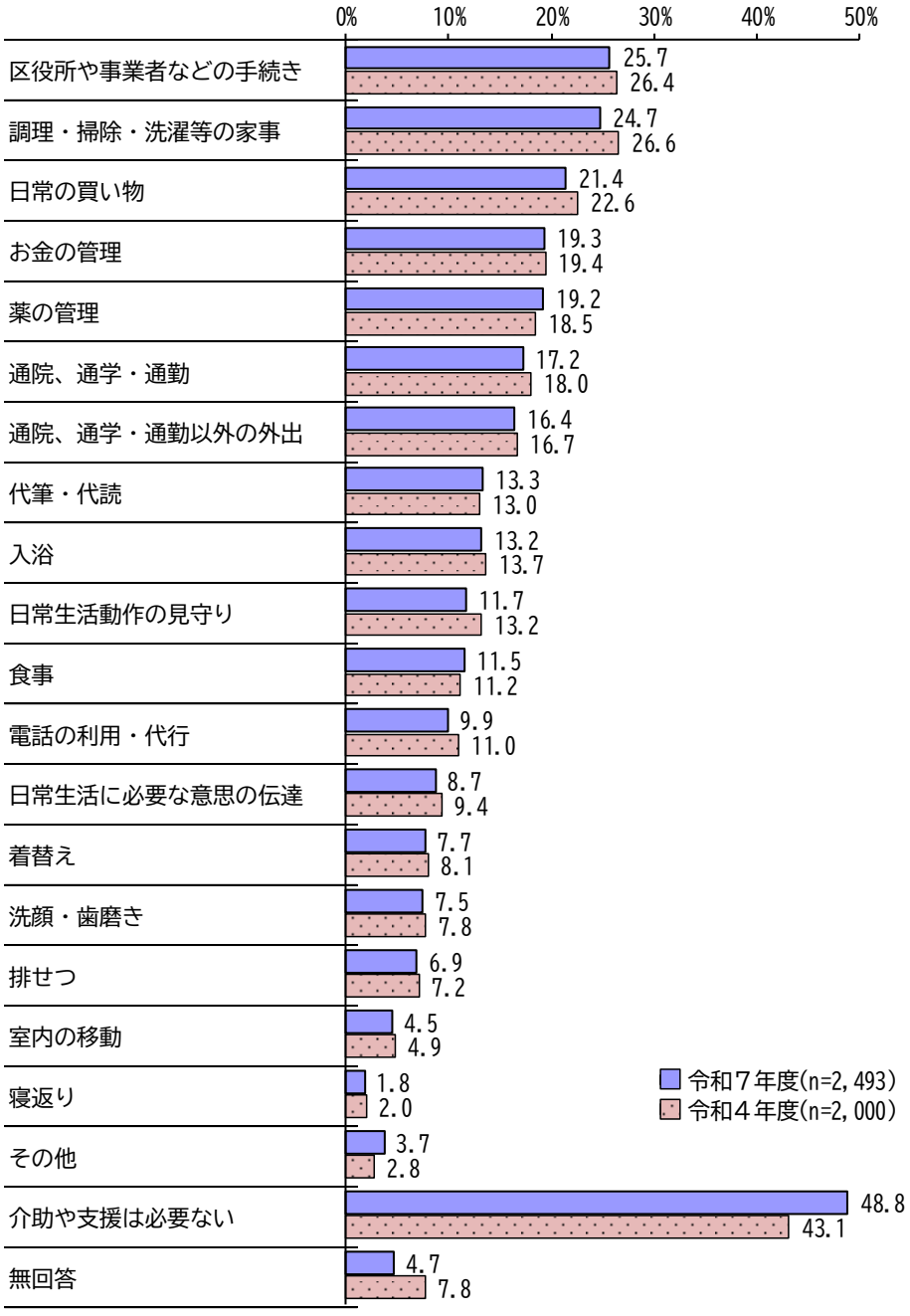
（各年度末現在）

○日常生活で必要な介助・支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

令和７年度に実施した文京区障害者（児）実態・意向調査（以下「意向調査」という。）で、在宅の方に日常生活で必要な介助・支援をお聞きしたところ、全体としては「区役所や事業者などの手続き」が 25.7%と最も多く、次いで「調理・掃除・洗濯等の家事」が 24.7%、「日常の買い物」が 21.4%と続きます。一方、「介助や支援は必要ない」は 48.8%となっています。

項目別にみると、「区役所や事業者などの手続き」と答えた方では、知的障害が 73.0%と最も多く、次いで高次脳機能障害が 62.5%、音声・言語・そしゃく機能障害が 55.2%と続きます。「調理・掃除・洗濯等の家事」と答えた方では、知的障害が 63.3%と最も多く、次いで高次脳機能障害が 55.0%、音声・言語・そしゃく機能障害が 50.6%と続きます。「日常の買い物」と答えた方では、知的障害が 56.6%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が 48.3%、視覚障害が 42.9%と続きます。

【図表：日常生活で必要な介助・支援（在宅の方）】



P.270

障害別

（単位:%）		n	食事	排せつ	入浴	寝返り	着替え	調理･掃除･洗濯等の家事	室内の移動
全体		2,493	11.5	6.9	13.2	1.8	7.7	24.7	4.5
障害別	肢体不自由	320	26.9	23.4	35.9	9.4	26.9	***41.3***	18.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	33.3	32.2	46.0	13.8	39.1	50.6	28.7
	視覚障害	163	16.6	8.6	16.6	1.8	8.6	33.1	7.4
	聴覚・平衡機能障害	153	7.8	2.6	11.8	1.3	5.2	17.0	3.3
	内部障害	324	8.3	5.9	11.4	1.2	6.8	***17.0***	4.9
	知的障害	256	32.0	23.0	35.5	1.6	21.9	63.3	6.3
	発達障害	263	15.6	7.2	14.8	1.5	8.4	39.2	1.5
	精神障害	626	10.9	3.4	8.0	0.6	3.8	***29.1***	1.8
	高次脳機能障害	40	32.5	20.0	32.5	7.5	27.5	55.0	22.5
	難病（特定疾病）	817	8.6	5.6	10.6	1.7	6.7	15.7	5.8
	問12に該当する方	658	21.9	12.6	22.5	2.1	12.3	***44.2***	6.5
	その他	42	14.3	11.9	19.0	4.8	14.3	35.7	7.1

（単位:%）		n	洗顔･歯磨き	代筆･代読	電話の利用･代行	お金の管理	日常の買い物	通院、通学･通勤	通院、通学･通勤以外の外出
全体		2,493	7.5	13.3	9.9	19.3	21.4	17.2	16.4
障害別	肢体不自由	320	20.0	25.0	16.6	25.6	36.3	31.3	31.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	32.2	43.7	43.7	42.5	48.3	41.4	43.7
	視覚障害	163	6.1	***47.9***	16.6	22.7	42.9	38.0	33.7
	聴覚・平衡機能障害	153	2.0	15.0	19.0	11.1	20.3	20.9	12.4
	内部障害	324	4.9	5.6	5.6	8.3	16.7	14.8	11.7
	知的障害	256	32.4	52.0	41.4	***73.8***	56.6	47.3	54.7
	発達障害	263	12.2	16.0	15.2	***41.4***	28.5	23.6	20.2
	精神障害	626	5.3	6.1	5.6	21.4	17.4	11.8	12.3
	高次脳機能障害	40	15.0	47.5	30.0	52.5	37.5	37.5	30.0
	難病（特定疾病）	817	5.3	7.3	5.1	9.2	***16.2***	11.9	10.0
	問12に該当する方	658	15.8	20.7	18.2	39.1	35.1	26.7	27.5
	その他	42	14.3	21.4	19.0	31.0	33.3	28.6	21.4

（単位:%）		n	日常生活に必要な意思の伝達	日常生活動作の見守り	薬の管理	区役所や事業者などの手続き	その他	介助や支援は必要ない	無回答
全体		2,493	8.7	11.7	19.2	***25.7***	3.7	48.8	4.7
障害別	肢体不自由	320	12.5	20.9	30.6	38.8	4.1	32.5	3.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	32.2	33.3	43.7	***55.2***	3.4	16.1	3.4
	視覚障害	163	4.9	13.5	19.6	46.0	3.7	27.6	3.7
	聴覚・平衡機能障害	153	9.2	11.1	13.1	***28.1***	6.5	42.5	6.5
	内部障害	324	5.9	7.7	12.7	16.7	2.5	62.3	5.9
	知的障害	256	43.8	43.4	56.3	73.0	2.7	10.9	3.1
	発達障害	263	23.6	20.2	31.9	37.6	5.7	30.4	5.3
	精神障害	626	7.3	10.9	20.8	24.4	5.8	37.4	5.0
	高次脳機能障害	40	22.5	37.5	47.5	***62.5***	5.0	17.5	2.5
	難病（特定疾病）	817	3.2	6.6	11.1	14.7	1.7	70.3	2.1
	問12に該当する方	658	21.4	25.4	38.1	43.2	7.6	21.9	3.6
	その他	42	28.6	26.2	31.0	***38.1***	9.5	28.6	7.1

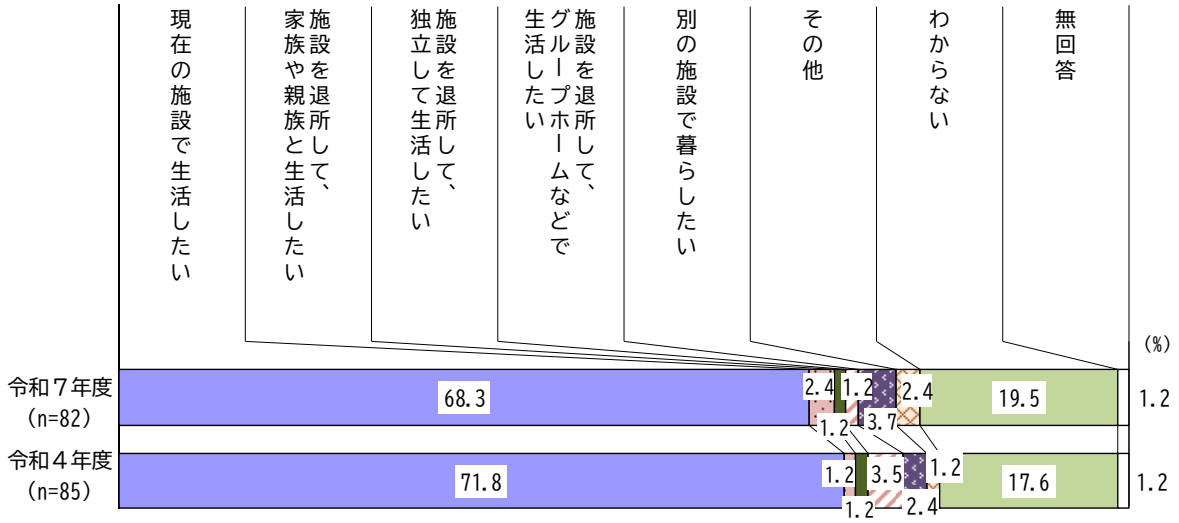
※問 12 に該当する方とは、障害者（児）実態・意向調査において「日常生活の中で、特別な支援や配慮を必要とする、行動面に関する課題がある」と回答した方です。

○今後希望する生活（施設入所の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、施設入所の方に今後希望する生活をお聞きしたところ、全体としてはその他を除くと「現在の施設で生活したい」が 68.3%と最も多く、次いで「別の施設で暮らしたい」が 3.7%、「施設を退所して、家族や親族と生活したい」が 2.4%と続きます。一方、「わからない」は 19.5%となっています。

地域別にみると、文京区内、23 区内（文京区を除く）、東京都内（23 区内を除く）、関東（東京都を除く）、関東以外のすべてで、「現在の施設で生活したい」が最も多くなっています。入所年数別にみると、１年未満、５年以上～10 年未満、10 年以上～20 年未満、20 年以上～30 年未満、30 年以上では「現在の施設で生活したい」が最も高くなっていますが、１年以上～３年未満、３年以上～５年未満では「わからない」が「現在の施設で生活したい」と同じ割合となっています。

【図表：今後希望する生活（施設入所の方）】



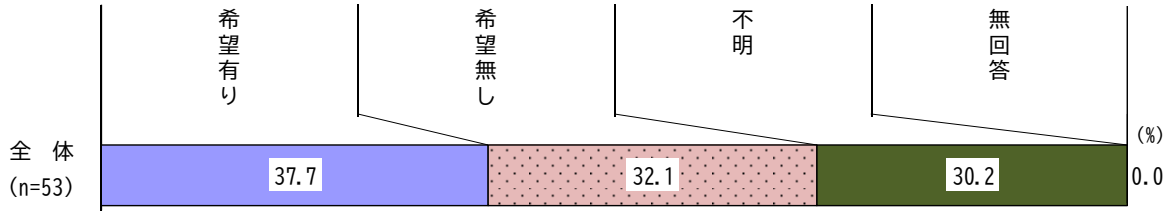
年齢別・地域別・入所年数別

（単位:%）		n	現在の施設で生活したい	施設を退所して、家族や親族と生活したい	施設を退所して、独立して生活したい	施設を退所して、グループホームなどで生活したい	別の施設で暮らしたい	その他	わからない	無回答
全体		82	***68.3***	2.4	1.2	1.2	3.7	2.4	19.5	1.2
年代別	18歳以上40歳未満	12	***66.7***	0.0	0.0	8.3	0.0	0.0	25.0	0.0
	40歳以上65歳未満	44	***59.1***	4.5	2.3	0.0	6.8	2.3	22.7	2.3
	65歳以上75歳未満	9	***77.8***	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0
	75歳以上	14	***85.7***	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	14.3	0.0
地域別	文京区内	24	***79.2***	0.0	4.2	0.0	0.0	0.0	12.5	4.2
	23区内（文京区を除く）	9	***66.7***	0.0	0.0	0.0	11.1	0.0	22.2	0.0
	東京都内（23区内を除く）	10	***50.0***	0.0	0.0	10.0	20.0	0.0	20.0	0.0
	関東（東京都を除く）	23	***60.9***	4.3	0.0	0.0	0.0	8.7	26.1	0.0
	関東以外	16	***75.0***	6.3	0.0	0.0	0.0	0.0	18.8	0.0
入所年数別	１年未満	3	***100.0***	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	１年以上～３年未満	5	***40.0***	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0	0.0
	３年以上～５年未満	5	***40.0***	0.0	0.0	0.0	20.0	0.0	40.0	0.0
	５年以上～10年未満	11	***45.5***	0.0	9.1	9.1	0.0	0.0	27.3	9.1
	10年以上～20年未満	23	***82.6***	0.0	0.0	0.0	4.3	0.0	13.0	0.0
	20年以上～30年未満	6	***50.0***	0.0	0.0	0.0	16.7	16.7	16.7	0.0
	30年以上	28	***75.0***	3.6	0.0	0.0	0.0	3.6	17.9	0.0

○退院に向けた本人の意思（長期入院施設）（実態・意向調査より）

意向調査で、長期入院施設入所の方に退院に向けた本人の意思をお聞きしたところ、希望有りが 37.7%と最も多く、次いで希望無しが 32.1%、不明が 30.2%と続きます。

【図：退院に向けた本人の意思（長期入院施設）】



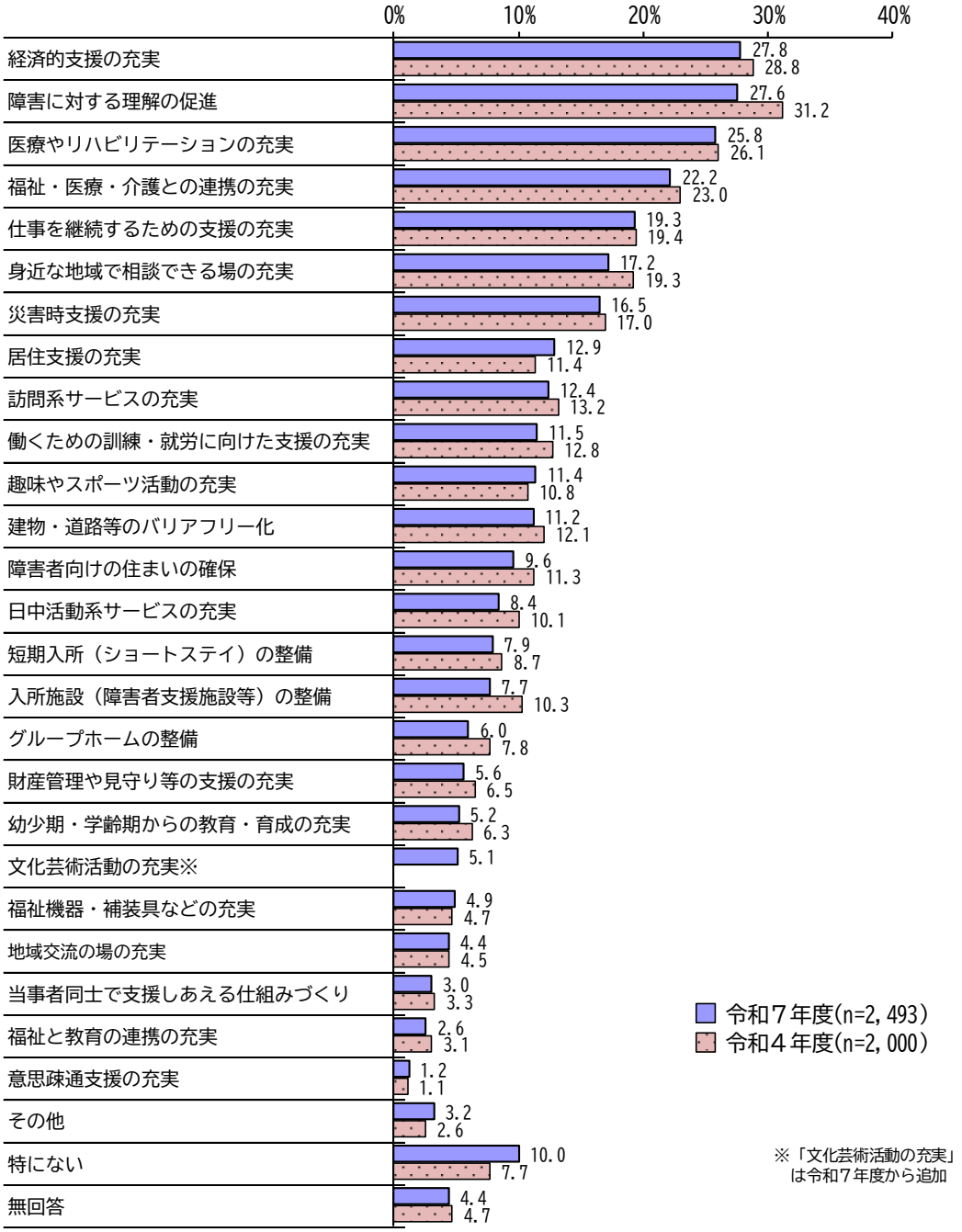
P.273

○地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「経済的支援の充実」が 27.8%と最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」が 27.6%、「医療やリハビリテーションの充実」が 25.8%と続きます。

項目別にみると、「経済的支援の充実」と答えた方では、精神障害が 43.5%と最も多く、次いで発達障害が 39.9%、問 12 に該当する方(特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方)が 37.8%と続きます。「障害に対する理解の促進」と答えた方では、発達障害が 40.3%と最も多く、次いで精神障害が 39.3%、視覚障害が 38.0%と続きます。「医療やリハビリテーションの充実」と答えた方では、高次脳機能障害が 52.5%と最も多く、次いで肢体不自由が 42.5%、音声・言語・そしゃく機能障害が 35.6%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（在宅の方）】



障害別

（単位:%）		n	障害に対する理解の促進	医療やリハビリテーションの充実	幼少期・学齢期からの教育・育成の充実	働くための訓練・就労に向けた支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	訪問系サービスの充実
全体		2,493	27.6	25.8	5.2	11.5	19.3	17.2	12.4
障害別	肢体不自由	320	25.9	***42.5***	2.2	3.8	7.8	13.4	20.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	31.0	***35.6***	2.3	10.3	12.6	8.0	29.9
	視覚障害	163	***38.0***	27.6	3.1	9.2	8.6	21.5	19.6
	聴覚・平衡機能障害	153	***32.7***	28.8	3.3	7.2	11.1	18.3	12.4
	内部障害	324	22.8	***28.1***	3.7	4.6	9.0	17.0	16.4
	知的障害	256	32.4	9.8	5.9	10.5	24.6	18.4	11.3
	発達障害	263	***40.3***	12.9	12.2	24.3	37.3	19.4	8.0
	精神障害	626	39.3	15.8	6.7	23.8	31.5	22.2	8.6
	高次脳機能障害	40	35.0	***52.5***	2.5	10.0	7.5	12.5	27.5
	難病（特定疾病）	817	18.4	***33.2***	5.3	6.9	17.6	14.4	12.1
	問12に該当する方	658	35.1	19.8	6.5	18.1	27.5	17.5	13.1
	その他	42	23.8	23.8	2.4	14.3	14.3	21.4	23.8

（単位:%）		n	日中活動系サービスの充実	短期入所（ショートステイ）の整備	意思疎通支援の充実	福祉機器・補装具などの充実	グループホームの整備	入所施設（障害者支援施設等）の整備	障害者向けの住まいの確保
全体		2,493	8.4	7.9	1.2	4.9	6.0	7.7	9.6
障害別	肢体不自由	320	8.8	15.3	0.6	10.9	5.3	10.0	11.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	16.1	23.0	5.7	14.9	5.7	14.9	12.6
	視覚障害	163	8.0	8.0	1.2	14.1	3.7	6.7	14.1
	聴覚・平衡機能障害	153	7.2	10.5	10.5	16.3	2.0	8.5	9.2
	内部障害	324	5.6	6.8	0.0	7.7	2.2	5.9	6.5
	知的障害	256	25.0	23.0	2.3	2.0	***35.9***	33.6	19.5
	発達障害	263	12.5	10.3	1.9	1.5	13.3	11.0	15.6
	精神障害	626	11.7	4.2	0.6	1.0	3.8	4.0	15.8
	高次脳機能障害	40	15.0	12.5	2.5	12.5	2.5	10.0	10.0
	難病（特定疾病）	817	4.0	6.4	0.1	4.2	2.2	5.5	4.0
	問12に該当する方	658	14.1	9.0	1.2	3.0	10.0	13.1	16.7
	その他	42	14.3	11.9	4.8	2.4	4.8	11.9	9.5

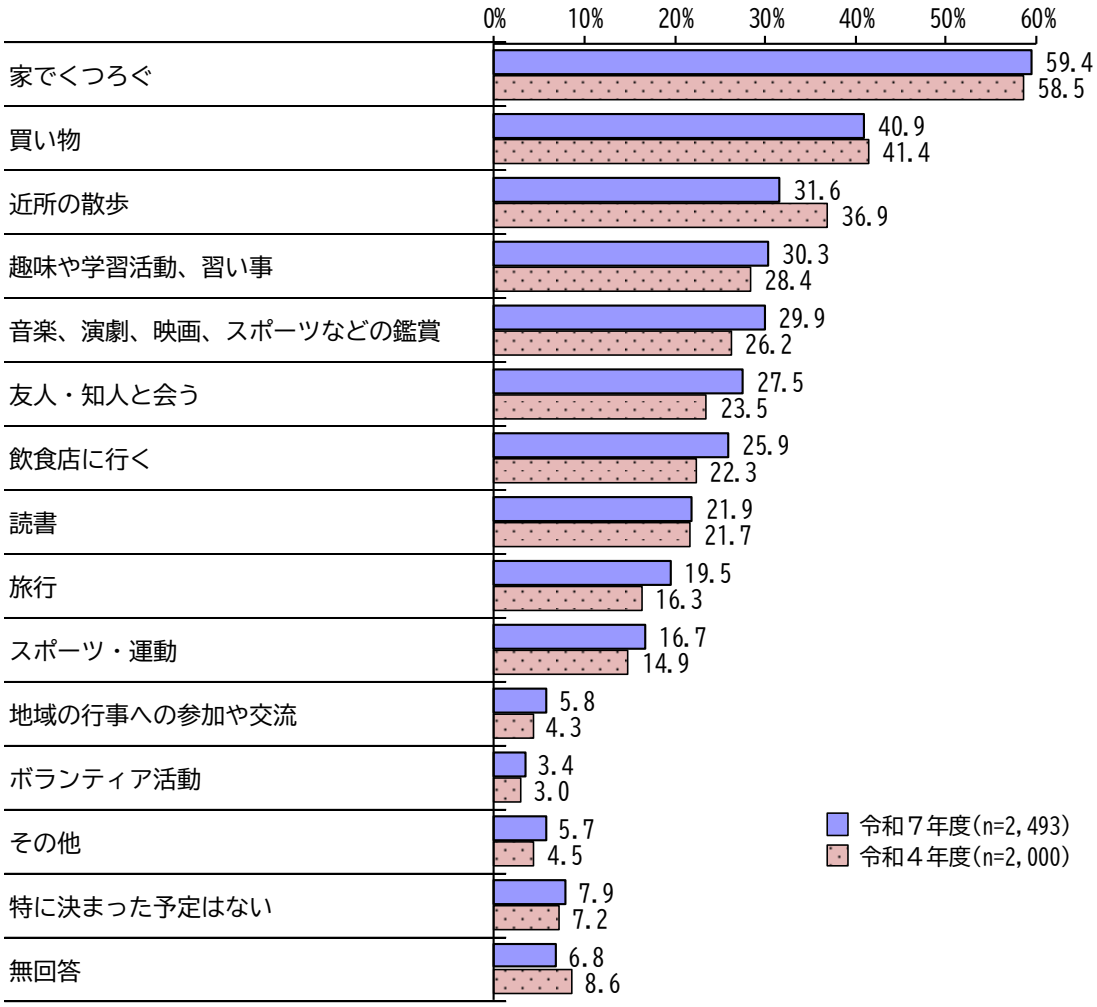
（単位:%）		n	居住支援の充実	建物・道路等のバリアフリー化	当事者同士で支援しあえる仕組みづくり	文化芸術活動の充実	趣味やスポーツ活動の充実	財産管理や見守り等の支援の充実	経済的支援の充実
全体		2,493	12.9	11.2	3.0	5.1	11.4	5.6	***27.8***
障害別	肢体不自由	320	10.0	24.4	1.3	4.1	6.3	4.4	20.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	11.5	18.4	1.1	4.6	8.0	4.6	20.7
	視覚障害	163	14.1	27.0	4.9	5.5	9.8	1.8	21.5
	聴覚・平衡機能障害	153	9.8	12.4	2.6	2.0	7.2	5.2	14.4
	内部障害	324	13.3	12.3	2.2	6.2	10.2	3.4	25.3
	知的障害	256	14.8	3.5	1.2	4.7	16.4	14.1	17.6
	発達障害	263	17.1	3.8	5.3	7.2	12.5	12.2	39.9
	精神障害	626	18.1	3.5	4.5	5.9	12.1	7.7	***43.5***
	高次脳機能障害	40	12.5	17.5	5.0	2.5	2.5	5.0	32.5
	難病（特定疾病）	817	11.0	13.0	2.9	4.4	10.9	3.4	26.9
	問12に該当する方	658	17.9	6.4	4.3	5.5	11.6	8.7	***37.8***
	その他	42	11.9	11.9	4.8	4.8	11.9	2.4	23.8

○休日の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に休日の過ごし方をお聞きしたところ、全体としては「家でくつろぐ」が 59.4%と最も多く、次いで「買い物」が 40.9%、「近所の散歩」が 31.6%と続きます。

項目別にみると、「家でくつろぐ」と答えた方では、その他を除くと知的障害が 65.6%と最も多く、次いで高次脳機能障害が 65.0%、精神障害が 63.3%と続きます。「買い物」と答えた方では、難病（特定疾病）が 43.2%と最も多く、次いで発達障害が 42.6%、知的障害が 41.8%と続きます。「近所の散歩」と答えた方では、その他を除くと内部障害が 36.7%と最も多く、次いで知的障害が 36.3%、精神障害が 32.7%と続きます。

【図表：休日の過ごし方（在宅の方）】



P.276

障害別

（単位:%）		n	趣味や学習活動、習い事	スポーツ・運動	ボランティア活動	友人・知人と会う	音楽、演劇、映画、スポーツなどの鑑賞	買い物	飲食店に行く	読書
全体		2,493	30.3	16.7	3.4	27.5	29.9	40.9	25.9	21.9
障害別	肢体不自由	320	18.4	6.9	2.8	23.4	24.1	32.8	20.0	18.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	19.5	8.0	0.0	18.4	20.7	26.4	20.7	14.9
	視覚障害	163	30.7	16.0	9.2	25.2	29.4	28.2	22.7	11.7
	聴覚・平衡機能障害	153	25.5	15.7	7.2	24.8	26.8	37.9	22.9	27.5
	内部障害	324	29.9	17.0	3.1	29.6	32.7	41.7	27.2	29.6
	知的障害	256	27.7	15.6	2.3	10.9	27.3	41.8	23.8	4.3
	発達障害	263	44.5	16.7	1.9	26.2	37.6	42.6	28.1	23.2
	精神障害	626	30.5	12.1	2.4	26.2	32.1	41.2	26.4	25.4
	高次脳機能障害	40	12.5	2.5	2.5	22.5	27.5	30.0	22.5	10.0
	難病（特定疾病）	817	33.2	20.9	3.4	34.9	29.1	43.2	29.6	22.0
	問12に該当する方	658	28.6	12.9	2.1	21.4	26.6	34.8	23.1	17.8
	その他	42	16.7	14.3	2.4	11.9	14.3	38.1	16.7	9.5

（単位:%）		n	旅行	家でくつろぐ	地域の行事への参加や交流	近所の散歩	その他	特に決まった予定はない	無回答
全体		2,493	19.5	***59.4***	5.8	31.6	5.7	7.9	6.8
障害別	肢体不自由	320	14.4	***52.2***	5.6	22.2	4.7	13.1	11.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	20.7	***52.9***	4.6	26.4	5.7	13.8	11.5
	視覚障害	163	16.6	***52.8***	4.3	29.4	5.5	12.3	7.4
	聴覚・平衡機能障害	153	24.8	***51.0***	9.8	27.5	4.6	7.8	9.2
	内部障害	324	23.8	***60.2***	8.3	36.7	5.6	7.4	4.9
	知的障害	256	16.8	***65.6***	9.0	36.3	7.4	4.7	4.3
	発達障害	263	21.7	***62.4***	4.9	27.8	13.3	5.7	2.7
	精神障害	626	13.3	***63.3***	4.0	32.7	6.4	8.5	4.2
	高次脳機能障害	40	17.5	***65.0***	10.0	30.0	5.0	5.0	12.5
	難病（特定疾病）	817	23.3	***59.6***	5.1	30.7	6.2	7.6	6.6
	問12に該当する方	658	12.9	***58.8***	5.9	30.4	9.7	8.2	7.9
	その他	42	4.8	***64.3***	7.1	35.7	9.5	11.9	7.1

■障害福祉サービス等の利用状況と日常生活への支援における課題

・障害の特性や状況に応じた適切な障害福祉サービス等が提供されること

・支え手・受け手の垣根を越えた、地域共生社会の構築に向けた支援体制を整備すること

・障害者が自ら望む生活を営めるようにするためのサービス基盤が整備されること

・障害者が安心して地域生活に移行し、定着できる福祉サービスが提供されること

・地域のニーズに応じた、障害福祉サービス等の適切かつ安定的な質・量が確保されること

・地域における障害及び障害者に対する理解を促進すること

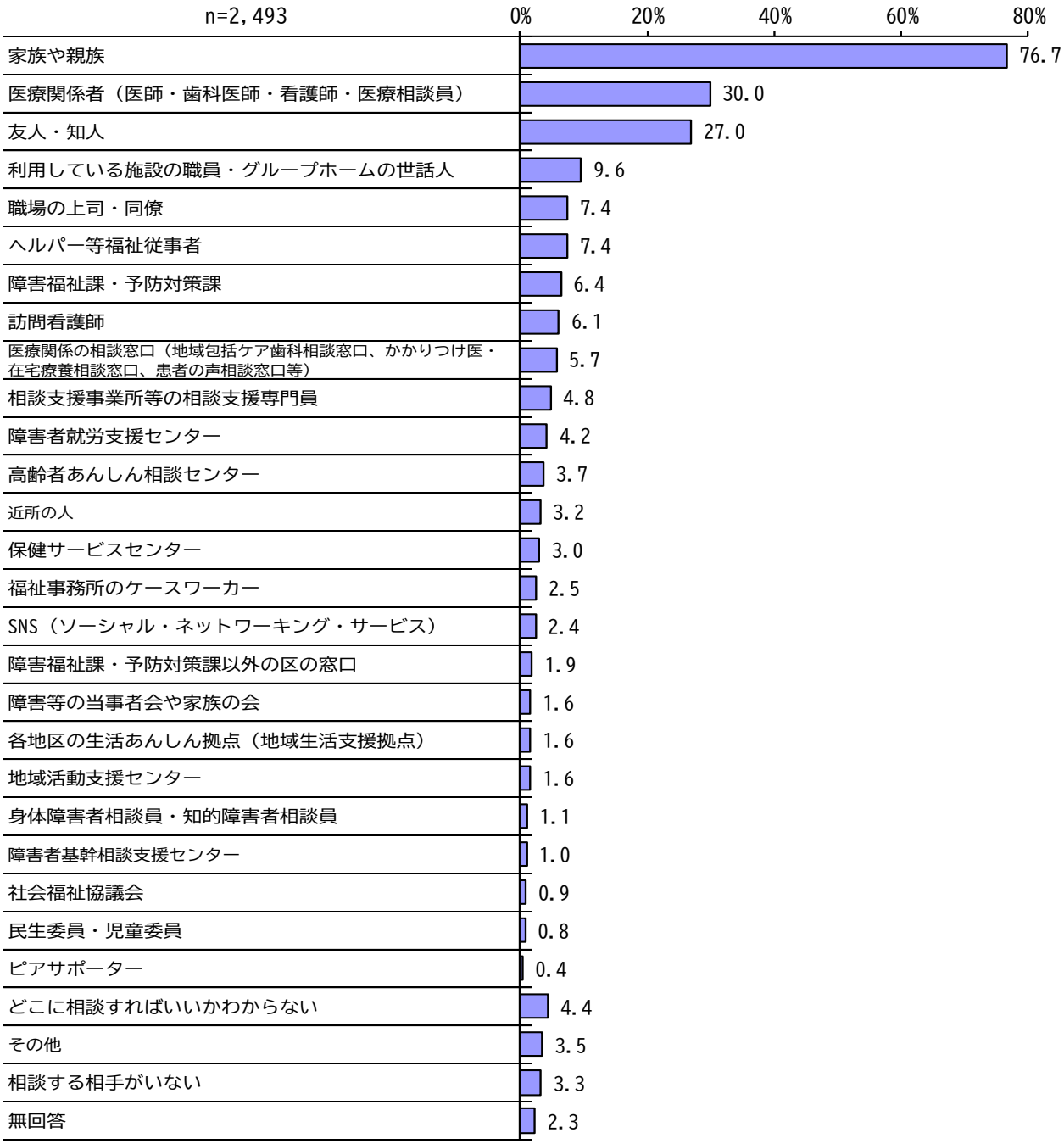
（４）相談支援と権利擁護について

○困ったときの相談相手（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が 76.7%と最も多く、次いで「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」が 30.0%、「友人・知人」が 27.0%と続きます。一方、「相談する相手がいない」は 3.3%となっています。

項目別にみると、精神障害、その他を除く障害で 70%以上の方が「家族や親族」と答えています。「医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）」と答えた方では、精神障害が 42.3%と最も多く、次いで発達障害が 37.6%、高次脳機能障害が 37.5%と続きます。「友人・知人」と答えた方では、その他を除くと難病（特定疾病）が 32.7%と最も多く、次いで視覚障害が 31.9%、精神障害が 28.0%と続きます。

【図表：困ったときの相談相手（在宅の方）】



障害別

（単位:%）		n	家族や親族	近所の人	友人・知人	ピアサポーター	職場の上司・同僚	民生委員・児童委員	障害等の当事者会や家族の会	身体障害者相談員・知的障害者相談員
全体		2,493	***76.7***	3.2	27.0	0.4	7.4	0.8	1.6	1.1
障害別	肢体不自由	320	***80.3***	5.9	24.7	0.9	2.8	2.8	2.2	0.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	***79.3***	5.7	25.3	0.0	6.9	1.1	1.1	5.7
	視覚障害	163	***73.6***	4.9	31.9	1.2	6.1	0.6	3.7	0.6
	聴覚・平衡機能障害	153	***81.7***	7.2	26.8	1.3	5.2	3.3	2.6	0.7
	内部障害	324	***79.6***	4.0	24.4	0.3	2.2	1.2	1.2	0.3
	知的障害	256	***84.0***	2.0	9.0	0.4	14.8	0.4	3.5	6.6
	発達障害	263	***73.0***	1.5	25.1	0.8	15.2	0.0	3.0	3.8
	精神障害	626	***64.9***	1.1	28.0	0.3	9.3	0.6	1.9	1.3
	高次脳機能障害	40	***82.5***	2.5	15.0	0.0	12.5	0.0	10.0	5.0
	難病（特定疾病）	817	***83.4***	3.1	32.7	0.2	7.1	0.2	0.6	0.1
	その他	42	***64.3***	2.4	31.0	0.0	2.4	0.0	0.0	2.4

（単位:%）		n	ヘルパー等福祉従事者	利用している施設の職員・グループホームの世話人	相談支援事業所等の相談支援専門員	医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）	医療関係の相談窓口	障害福祉課・予防対策課	障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口	保健サービスセンター
全体		2,493	7.4	9.6	4.8	30.0	5.7	6.4	1.9	3.0
障害別	肢体不自由	320	15.0	14.7	4.1	25.3	7.5	7.5	4.1	1.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	23.0	24.1	3.4	29.9	10.3	10.3	5.7	3.4
	視覚障害	163	16.0	6.1	3.7	16.0	6.1	10.4	3.7	2.5
	聴覚・平衡機能障害	153	8.5	6.5	3.3	20.9	8.5	9.2	5.2	2.6
	内部障害	324	8.0	4.6	1.9	35.2	7.1	5.2	1.9	1.2
	知的障害	256	6.6	43.4	18.0	19.5	2.3	12.5	2.7	1.2
	発達障害	263	6.1	14.8	10.6	37.6	5.3	9.5	1.9	5.7
	精神障害	626	6.4	12.1	7.8	42.3	5.8	8.8	2.2	7.2
	高次脳機能障害	40	17.5	17.5	7.5	37.5	12.5	10.0	7.5	0.0
	難病（特定疾病）	817	7.2	3.8	1.5	31.7	5.3	2.6	0.9	2.9
	その他	42	2.4	11.9	4.8	33.3	16.7	7.1	2.4	11.9

（単位:%）		n	障害者基幹相談支援センター	各地区の生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）	福祉事務所のケースワーカー	障害者就労支援センター	社会福祉協議会	高齢者あんしん相談センター	地域活動支援センター	訪問看護師
全体		2,493	1.0	1.6	2.5	4.2	0.9	3.7	1.6	6.1
障害別	肢体不自由	320	1.3	1.3	1.6	2.2	0.3	5.6	2.5	8.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	1.1	0.0	2.3	0.0	0.0	5.7	0.0	10.3
	視覚障害	163	0.6	1.2	1.8	0.6	2.5	9.2	0.6	4.9
	聴覚・平衡機能障害	153	0.7	2.6	0.7	2.0	2.6	7.2	3.3	5.9
	内部障害	324	0.9	0.3	1.2	0.0	0.9	5.9	0.3	5.9
	知的障害	256	3.5	2.3	2.3	8.2	1.2	0.0	1.2	4.7
	発達障害	263	4.2	3.4	4.6	13.7	1.5	1.9	0.8	4.9
	精神障害	626	2.4	2.4	4.0	10.1	1.4	1.1	2.7	10.5
	高次脳機能障害	40	5.0	0.0	2.5	5.0	0.0	7.5	0.0	12.5
	難病（特定疾病）	817	0.5	1.0	1.2	0.4	0.2	4.0	1.5	5.0
	その他	42	0.0	4.8	9.5	4.8	4.8	11.9	4.8	2.4

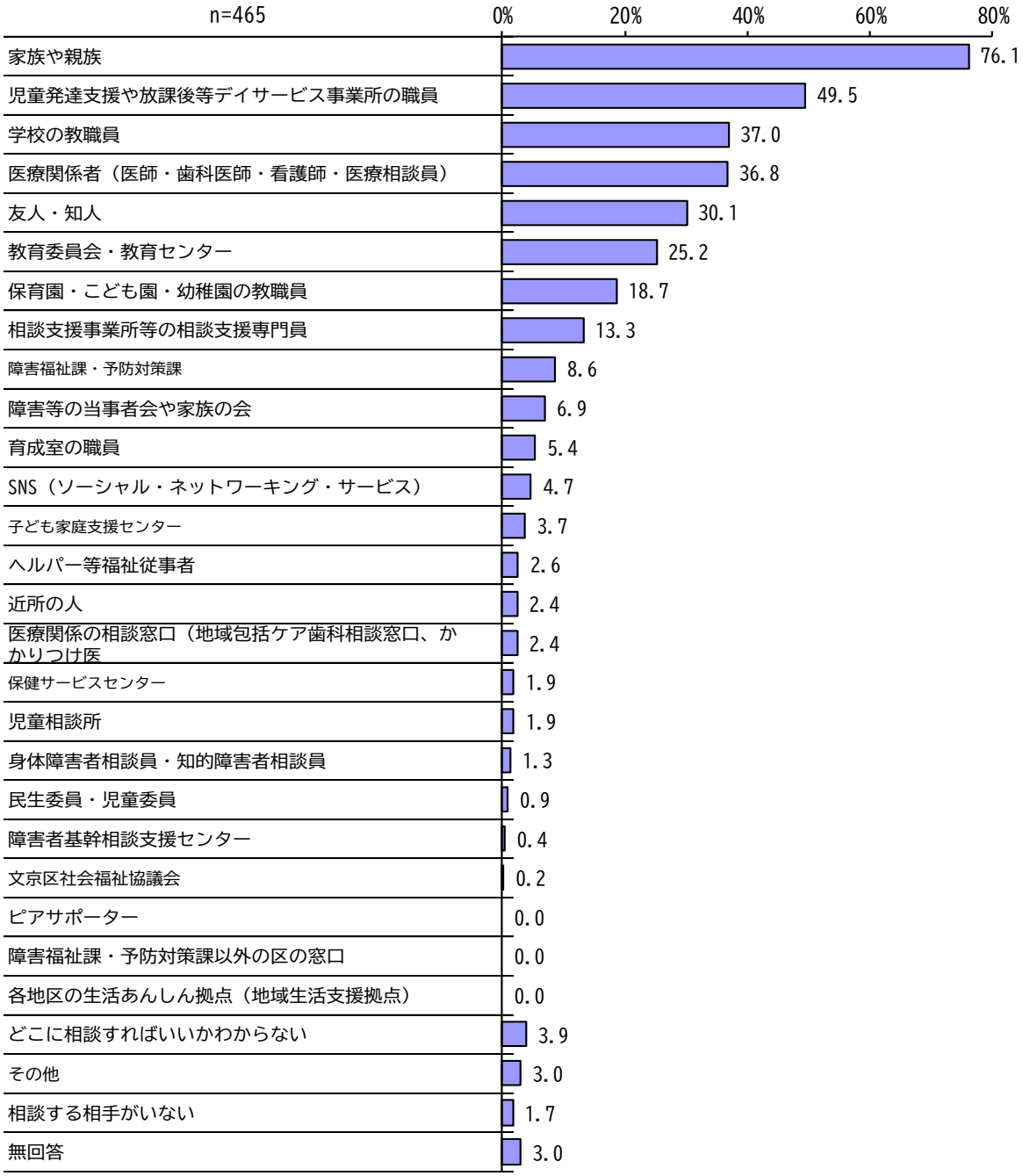
（単位:%）		n	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	どこに相談すればいいかわからない	その他	相談する相手がいない	無回答
全体		2,493	2.4	4.4	3.5	3.3	2.3
障害別	肢体不自由	320	0.9	5.0	2.2	1.6	1.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	0.0	5.7	5.7	1.1	3.4
	視覚障害	163	1.2	4.3	6.1	3.7	2.5
	聴覚・平衡機能障害	153	2.0	4.6	2.0	1.3	3.3
	内部障害	324	0.9	4.6	3.4	3.1	1.2
	知的障害	256	0.8	2.3	3.9	1.6	1.6
	発達障害	263	7.6	6.1	8.4	4.2	1.1
	精神障害	626	6.4	6.2	5.1	5.6	0.8
	高次脳機能障害	40	2.5	12.5	2.5	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	817	1.3	3.4	2.0	3.5	0.9
	その他	42	2.4	2.4	4.8	7.1	9.5

○困ったときの相談相手（１８歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18 歳未満の方に困ったときの相談相手をお聞きしたところ、全体としては「家族や親族」が 76.1%と最も多く、次いで「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」が 49.5%、「学校の教職員」が 37.0%と続いています。一方、「相談する相手がいない」は 1.7%となっています。

項目別にみると、音声・言語・そしゃく機能障害、視覚障害、精神障害を除く障害で 70%以上の方が「家族や親族」と答えています。「児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害、その他を除くと発達障害が 56.8%と最も多く、次いで知的障害が 51.5%、難病（特定疾病）が 38.7%と続きます。「学校の教職員」と答えた方では、精神障害が 52.9%と最も多く、次いで知的障害が 49.1%、発達障害が 40.4%と続きます。

【図表：困ったときの相談相手（18 歳未満の方）】



障害別

（単位:%）		n	家族や親族	近所の人	友人・知人	ピアサポーター	学校の教職員	保育園・こども園・幼稚園の教職員	民生委員・児童委員	障害等の当事者会や家族の会
全体		465	***76.1***	2.4	30.1	0.0	37.0	18.7	0.9	6.9
障害別	肢体不自由	37	***70.3***	0.0	21.6	0.0	24.3	10.8	0.0	18.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	***66.7***	0.0	10.0	0.0	30.0	16.7	0.0	13.3
	視覚障害	9	***55.6***	0.0	22.2	0.0	33.3	22.2	0.0	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	***78.6***	0.0	14.3	0.0	35.7	0.0	0.0	0.0
	内部障害	28	***71.4***	3.6	21.4	0.0	32.1	17.9	0.0	14.3
	知的障害	167	***78.4***	2.4	34.7	0.0	49.1	10.2	0.6	13.2
	発達障害	285	***80.7***	3.2	32.6	0.0	40.4	17.5	1.4	4.2
	精神障害	17	***64.7***	0.0	41.2	0.0	52.9	0.0	0.0	0.0
	高次脳機能障害	1	***100.0***	0.0	***100.0***	0.0	0.0	0.0	0.0	***100.0***
	難病（特定疾病）	31	***77.4***	3.2	22.6	0.0	29.0	3.2	0.0	16.1
	その他	31	***74.2***	0.0	16.1	0.0	16.1	38.7	0.0	0.0

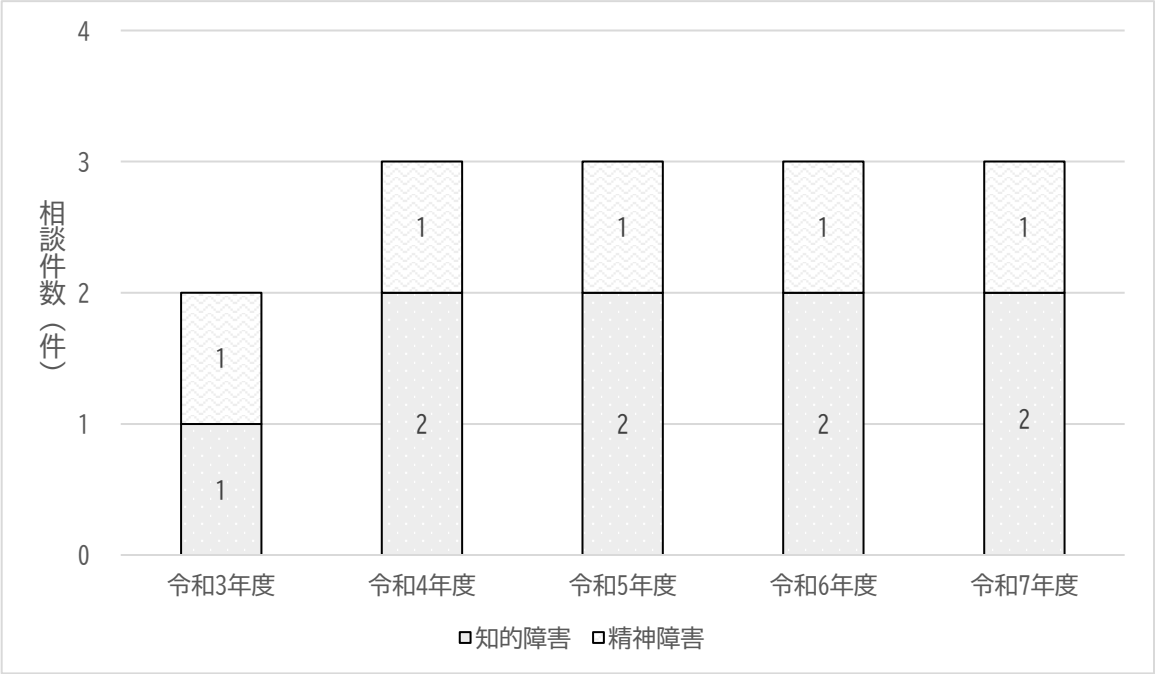
（単位:%）		n	身体障害者相談員・知的障害者相談員	ヘルパー等福祉従事者	児童発達支援や放課後等デイサービス事業所の職員	相談支援事業所等の相談支援専門員	医療関係者（医師・歯科医師・看護師・医療相談員）	医療関係の相談窓口	障害福祉課・予防対策課	障害福祉課・予防対策課以外の区の窓口
全体		465	1.3	2.6	49.5	13.3	36.8	2.4	8.6	0.0
障害別	肢体不自由	37	2.7	13.5	21.6	29.7	56.8	10.8	32.4	0.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	3.3	16.7	36.7	23.3	56.7	10.0	26.7	0.0
	視覚障害	9	0.0	11.1	33.3	11.1	44.4	0.0	11.1	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	0.0	28.6	7.1	21.4	7.1	7.1	0.0
	内部障害	28	0.0	3.6	21.4	3.6	39.3	3.6	10.7	0.0
	知的障害	167	3.6	5.4	51.5	17.4	47.9	3.6	16.2	0.0
	発達障害	285	1.8	1.1	56.8	14.4	38.2	2.5	6.3	0.0
	精神障害	17	5.9	0.0	35.3	0.0	58.8	5.9	17.6	0.0
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	***100.0***	0.0	***100.0***	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	0.0	16.1	38.7	19.4	54.8	6.5	25.8	0.0
	その他	31	6.5	3.2	58.1	6.5	35.5	3.2	3.2	0.0

（単位:%）		n	保健サービスセンター	障害者基幹相談支援センター	各地区の生活あんしん拠点（地域生活支援拠点）	子ども家庭支援センター	教育委員会・教育センター	児童相談所	文京区社会福祉協議会	育成室の職員
全体		465	1.9	0.4	0.0	3.7	25.2	1.9	0.2	5.4
障害別	肢体不自由	37	2.7	0.0	0.0	0.0	5.4	5.4	0.0	2.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	0.0	0.0	0.0	10.0	13.3	3.3	0.0	3.3
	視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	0.0	11.1	11.1	0.0	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	7.1
	内部障害	28	3.6	0.0	0.0	0.0	7.1	0.0	0.0	10.7
	知的障害	167	0.6	1.2	0.0	4.2	17.4	3.6	0.6	8.4
	発達障害	285	2.1	0.4	0.0	4.9	30.5	2.5	0.4	7.4
	精神障害	17	0.0	0.0	0.0	0.0	11.8	11.8	0.0	11.8
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	3.2	0.0	0.0	0.0	6.5	0.0	0.0	6.5
	その他	31	6.5	0.0	0.0	0.0	35.5	3.2	0.0	0.0

○法人後見受任件数の推移

社会福祉協議会が受任している法人後見受任件数は、令和７年度が３件となっており、４年前の令和３年度の２件から１件増加しています。受任件数は令和４年度から令和７年度にかけて、３件となっています。

【図表：法人後見受任件数の推移】



（各年度末現在）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
精神障害	1	1	1	1	1
知的障害	1	2	2	2	2
合計	2	3	3	3	3

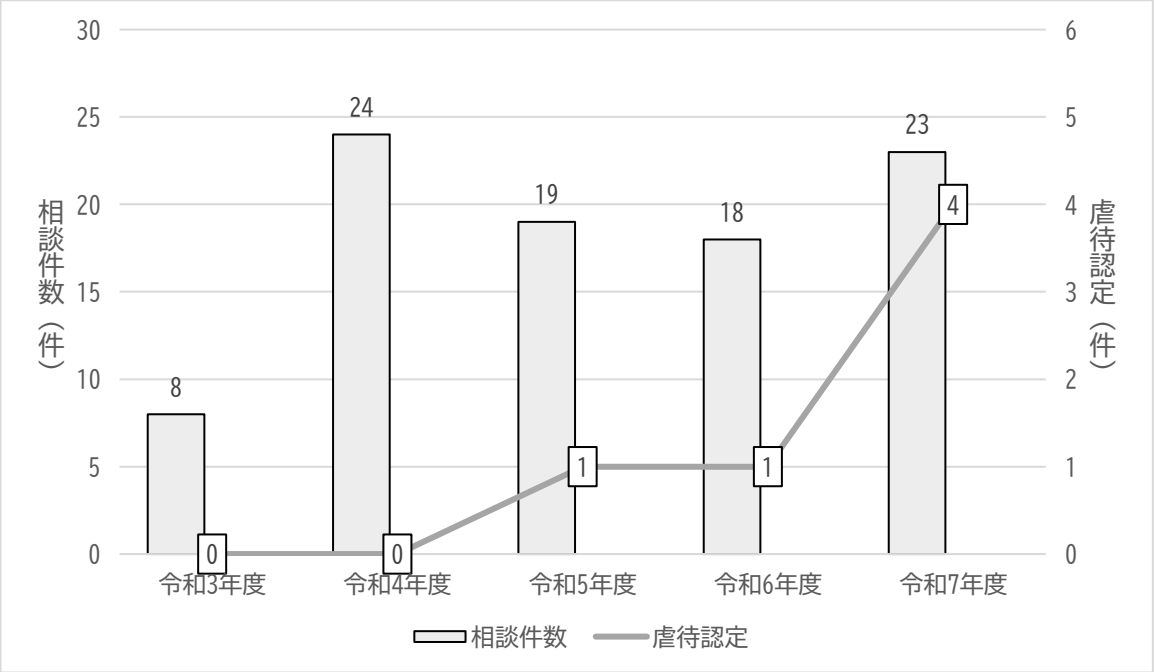
（各年度末現在に社会福祉協議会が受任している件数）

○障害者虐待防止センター相談件数の推移

障害者虐待防止センター相談件数は、令和３年度から令和４年度にかけて増加し、令和５年度、令和６年度は減少しましたが、令和７年度には再び増加し、23 件となっています。虐待認定件数は、令和３年度、令和４年度が０件、令和５年度、令和６年度が１件、令和７年度は４件となっています。

なお、障害者虐待防止センターでは、虐待の通報や届出、相談を受けて事実確認を行い、虐待に該当する場合、虐待認定を行っています。

【図：障害者虐待防止センター相談件数の推移】



（各年度末現在）

■相談支援と権利擁護における課題

・各相談機関の連携など、総合的、専門的、長期的な相談・支援体制が構築されること
・障害者や家族同士の情報交換・交流の場づくりが進められること
・虐待を地域で防止するためのネットワークづくりが進められること
・障害者が安心して暮らしていくための、権利擁護や成年後見制度等のさらなる普及啓発を行うこと
・障害者差別解消に向けた取組が推進されること
・のぞまないセルフプランを解消するため、計画相談支援の利用希望の有無を把握するとともに、相談支援体制を充実・強化すること

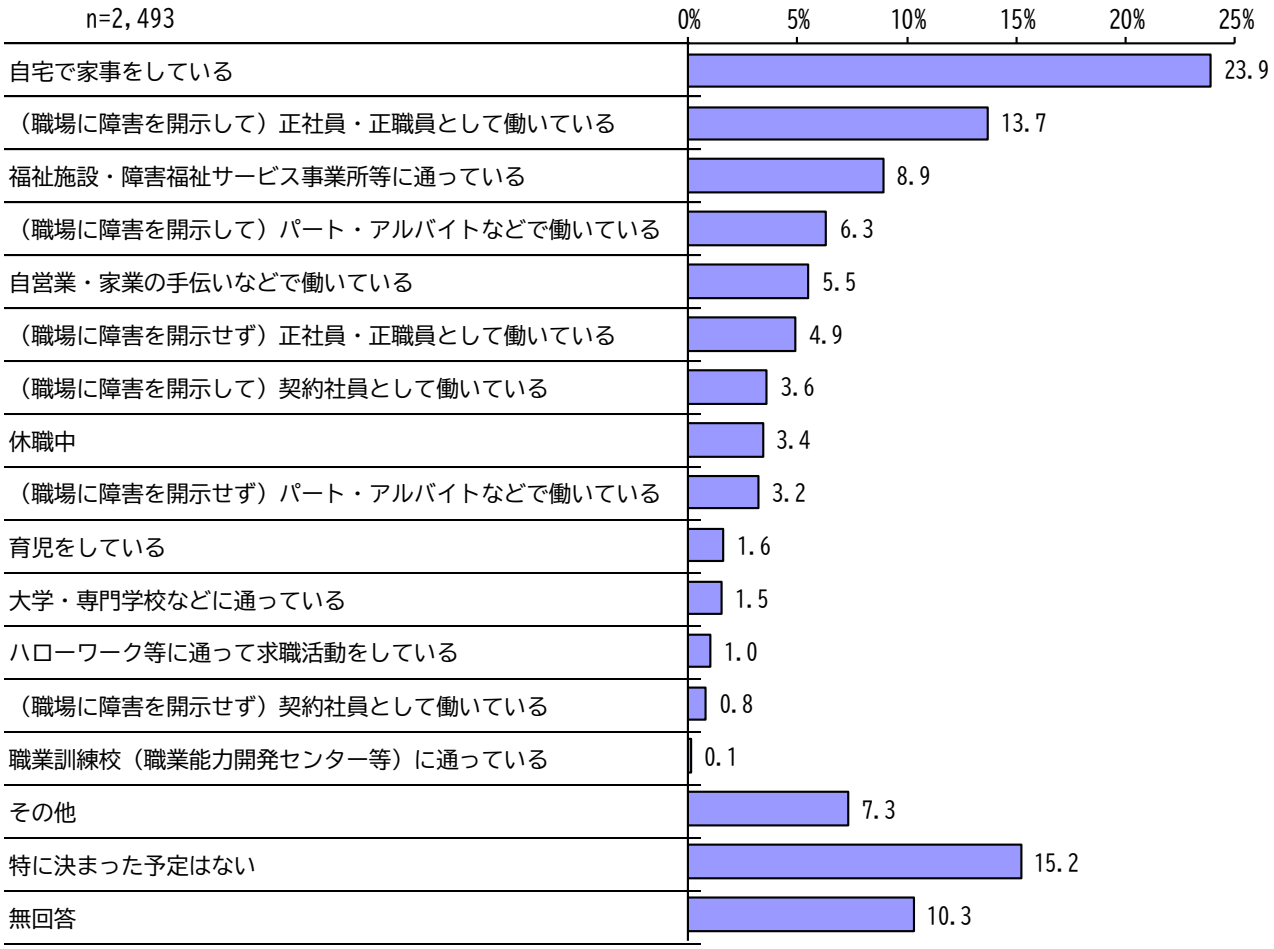
（５）障害者の就労について

○平日の日中の過ごし方（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に平日の日中の過ごし方をお聞きしたところ、全体としては「自宅で家事をしている」が 23.9%と最も多く、次いで「(職場に障害を開示して）正社員・正職員として働いている」が 13.7%、「福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている」が 8.9%と続きます。

項目別にみると、「自宅で家事をしている」と答えた方では、聴覚・平衡機能障害が 32.0%と最も多く、次いで内部障害が 27.8%、精神障害が 27.3%と続きます。「(職場に障害を開示して）正社員・正職員として働いている」と答えた方では、高次脳機能障害が 22.5%と最も多く、次いで難病（特定疾病）が 19.3%、発達障害が 15.6%と続きます。「福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている」と答えた方では、知的障害が 50.0%と最も多く、次いで発達障害が 18.6%、問 12 に該当する方(特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方)が 18.1%と続きます。

【図表：平日の日中の過ごし方（在宅の方)】



障害別

（単位:%）		n	(職場に障害を開示して)正社員・正職員として働いている	(職場に障害を開示せず)正社員・正職員として働いている	(職場に障害を開示して)契約社員として働いている	(職場に障害を開示せず)契約社員として働いている	(職場に障害を開示して)パート・アルバイトなどで働いている	(職場に障害を開示せず)パート・アルバイトなどで働いている
全体		2,493	13.7	4.9	3.6	0.8	6.3	3.2
障害別	肢体不自由	320	12.5	0.9	1.9	0.0	2.8	0.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	11.5	0.0	2.3	0.0	3.4	0.0
	視覚障害	163	13.5	3.1	3.7	0.6	3.1	1.2
	聴覚・平衡機能障害	153	11.1	0.0	2.6	0.0	5.2	0.0
	内部障害	324	12.0	3.1	0.9	0.0	4.9	3.1
	知的障害	256	9.8	0.8	10.5	0.8	8.2	0.4
	発達障害	263	15.6	4.9	9.1	1.1	9.9	6.8
	精神障害	626	9.6	5.6	5.0	0.8	8.8	4.8
	高次脳機能障害	40	***22.5***	0.0	0.0	0.0	2.5	0.0
	難病（特定疾病）	817	19.3	7.8	1.2	1.3	5.6	3.5
	問12に該当する方	658	10.5	4.6	4.4	1.1	6.1	3.6
	その他	42	4.8	2.4	0.0	2.4	2.4	4.8

（単位:%）		n	自営業・家業の手伝いなどで働いている	福祉施設・障害福祉サービス事業所等に通っている	大学・専門学校などに通っている	職業訓練校(職業能力開発センター等)に通っている	ハローワーク等に通って求職活動をしている	自宅で家事をしている
全体		2,493	5.5	8.9	1.5	0.1	1.0	***23.9***
障害別	肢体不自由	320	4.4	7.8	2.2	0.0	0.3	***23.4***
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	5.7	***13.8***	1.1	1.1	1.1	11.5
	視覚障害	163	4.3	3.7	3.7	0.0	0.6	***20.2***
	聴覚・平衡機能障害	153	4.6	3.9	0.7	0.0	0.7	***32.0***
	内部障害	324	7.4	1.5	1.2	0.0	0.6	***27.8***
	知的障害	256	0.0	***50.0***	0.0	0.0	0.8	5.1
	発達障害	263	2.7	***18.6***	5.3	1.1	1.9	13.7
	精神障害	626	5.1	11.8	1.4	0.2	2.2	***27.3***
	高次脳機能障害	40	7.5	10.0	0.0	0.0	2.5	15.0
	難病（特定疾病）	817	7.8	0.9	1.3	0.0	0.7	***25.5***
	問12に該当する方	658	3.6	18.1	1.5	0.2	1.5	***19.3***
	その他	42	0.0	14.3	2.4	0.0	0.0	***23.8***

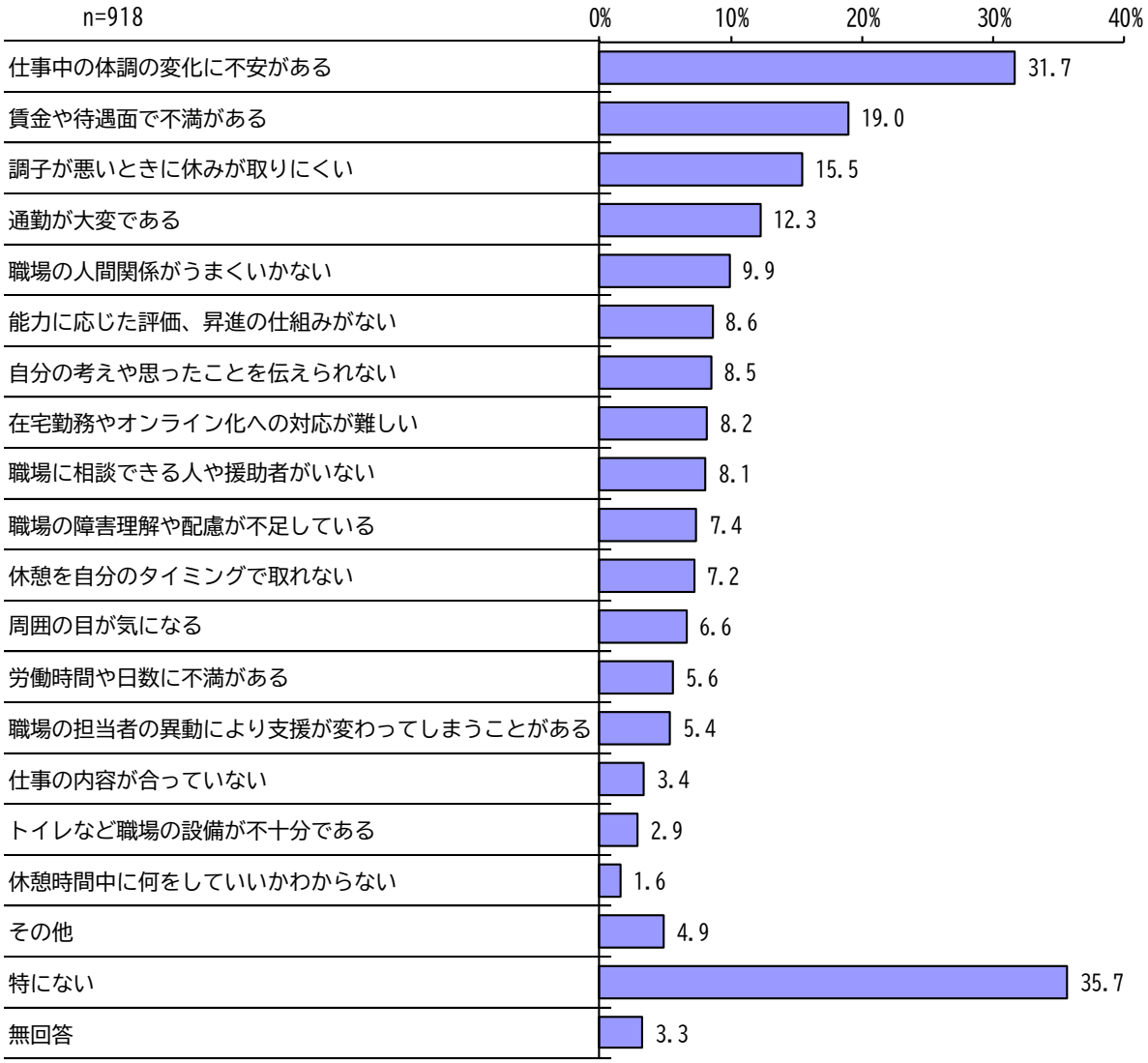
（単位:%）		n	育児をしている	休職中	その他	特に決まった予定はない	無回答
全体		2,493	1.6	3.4	7.3	15.2	10.3
障害別	肢体不自由	320	0.3	1.6	9.4	23.1	15.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	0.0	2.3	9.2	32.2	14.9
	視覚障害	163	0.0	1.2	9.8	26.4	12.9
	聴覚・平衡機能障害	153	0.0	0.7	7.2	24.8	15.7
	内部障害	324	0.9	2.8	9.0	21.9	10.2
	知的障害	256	0.0	0.4	4.7	4.7	7.8
	発達障害	263	0.8	4.6	9.5	7.2	5.3
	精神障害	626	2.2	8.3	9.4	11.7	4.6
	高次脳機能障害	40	0.0	2.5	12.5	17.5	15.0
	難病（特定疾病）	817	2.7	1.5	6.4	13.6	10.5
	問12に該当する方	658	0.9	5.2	10.6	13.5	8.1
	その他	42	0.0	4.8	11.9	28.6	7.1

○仕事で困っていること（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に仕事での困りごとをお聞きしたところ、全体としては「仕事中の体調の変化に不安がある」が 31.7%と最も多く、次いで「賃金や待遇面で不満がある」が 19.0%、「調子が悪いときに休みが取りにくい」が 15.5%と続きます。一方、「特にない」は 35.7%となっています。

項目別にみると、「仕事中の体調の変化に不安がある」と答えた方では、精神障害が 47.3%と最も多く、次いで発達障害が 39.7%、高次脳機能障害が 38.5%と続きます。「賃金や待遇面で不満がある」と答えた方では、高次脳機能障害が 38.5%と最も多く、次いで発達障害が 34.1%、精神障害が 33.6%と続きます。「調子が悪いときに休みがとりにくい」と答えた方では、その他を除くと精神障害が 20.7%と最も多く、次いで難病（特定疾病）が 18.3%、発達障害が 16.7%と続きます。

【図表：仕事で困っていること（在宅の方）】



年代別・障害別

（単位:%）		n	賃金や待遇面で不満がある	仕事中の体調の変化に不安がある	調子が悪いときに休みが取りにくい	労働時間や日数に不満がある	休憩を自分のタイミングで取れない	休憩時間中に何をしていいかわからない	通勤が大変である	職場の人間関係がうまくいかない	職場に相談できる人や援助者がいない	職場の担当者の異動により支援が変わってしまうことがある
全体		918	19.0	***31.7***	15.5	5.6	7.2	1.6	12.3	9.9	8.1	5.4
年代別	18歳以上40歳未満	280	27.1	***41.4***	15.4	7.5	11.1	2.9	17.5	14.3	7.5	9.3
	40歳以上65歳未満	498	17.9	***31.9***	18.1	5.6	6.6	1.4	11.4	10.0	10.4	4.6
	65歳以上75歳未満	79	7.6	***12.7***	6.3	2.5	0.0	0.0	3.8	0.0	1.3	0.0
	75歳以上	55	5.5	***7.3***	3.6	0.0	0.0	0.0	3.6	1.8	0.0	0.0
障害別	肢体不自由	73	9.6	17.8	5.5	1.4	4.1	1.4	***20.5***	2.7	5.5	8.2
	音声・言語・そしゃく機能障害	18	11.1	5.6	0.0	5.6	0.0	5.6	11.1	5.6	5.6	0.0
	視覚障害	47	14.9	17.0	10.6	6.4	8.5	4.3	***19.1***	12.8	***19.1***	6.4
	聴覚・平衡機能障害	36	13.9	11.1	13.9	5.6	8.3	0.0	8.3	11.1	8.3	8.3
	内部障害	98	13.3	***20.4***	12.2	4.1	5.1	0.0	4.1	2.0	5.1	0.0
	知的障害	76	10.5	18.4	6.6	3.9	3.9	0.0	9.2	9.2	5.3	11.8
	発達障害	126	34.1	***39.7***	16.7	8.7	13.5	3.2	15.9	25.4	12.7	11.9
	精神障害	241	33.6	***47.3***	20.7	8.7	11.2	5.0	17.4	19.1	14.5	9.5
	高次脳機能障害	13	***38.5***	***38.5***	15.4	0.0	7.7	0.0	7.7	30.8	7.7	23.1
	難病（特定疾病）	372	14.0	***33.9***	18.3	5.4	6.2	0.0	10.2	4.3	4.0	1.9
	その他	7	14.3	28.6	***42.9***	14.3	0.0	28.6	28.6	***42.9***	28.6	14.3

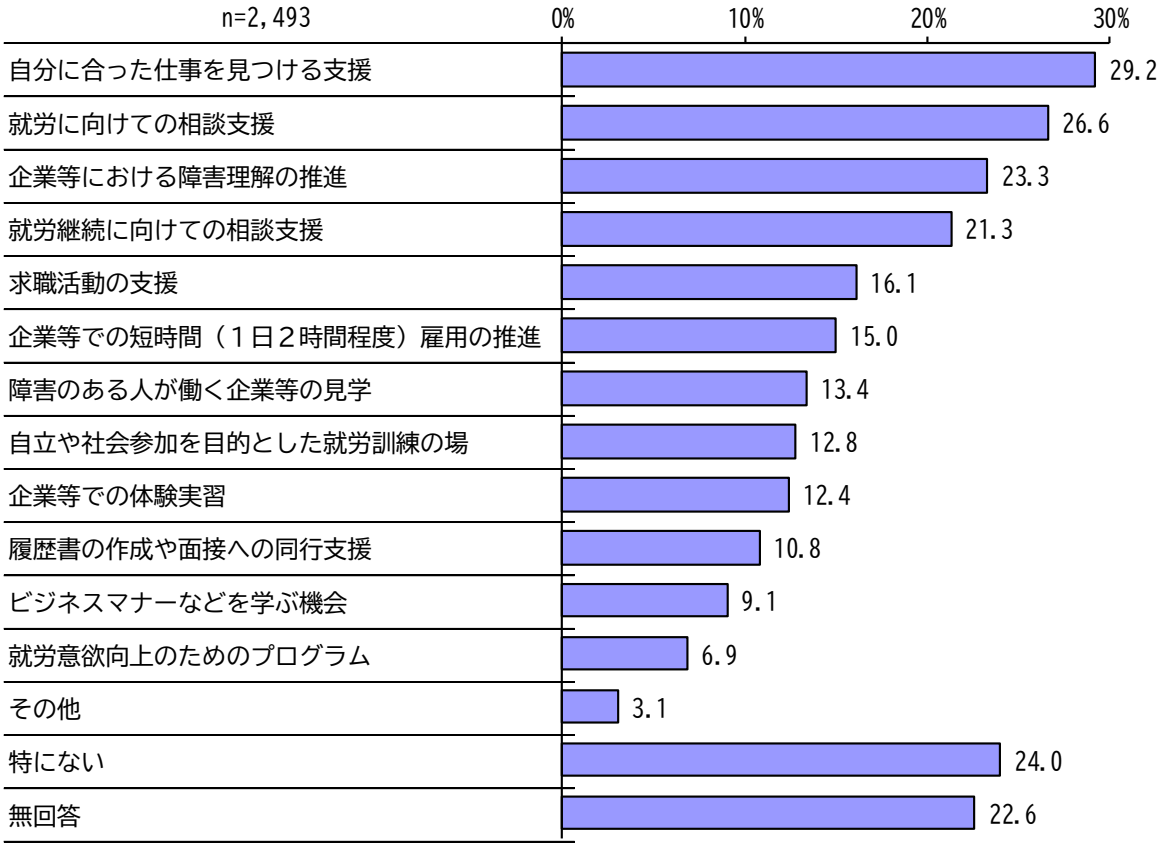
（単位:%）		n	職場の障害理解や配慮が不足している	トイレなど職場の設備が不十分である	周囲の目が気になる	自分の考えや思ったことを伝えられない	能力に応じた評価、昇進の仕組みがない	仕事の内容が合っていない	在宅勤務やオンライン化への対応が難しい	その他	特にない	無回答
全体		918	7.4	2.9	6.6	8.5	8.6	3.4	8.2	4.9	35.7	3.3
年代別	18歳以上40歳未満	280	9.6	2.9	10.0	12.9	11.8	3.9	13.6	5.0	23.9	2.5
	40歳以上65歳未満	498	8.2	3.4	6.4	7.6	8.4	3.8	6.8	5.2	34.7	3.2
	65歳以上75歳未満	79	0.0	1.3	0.0	2.5	1.3	1.3	2.5	5.1	57.0	5.1
	75歳以上	55	0.0	0.0	1.8	1.8	3.6	0.0	0.0	1.8	74.5	5.5
障害別	肢体不自由	73	8.2	9.6	2.7	4.1	1.4	2.7	6.8	5.5	43.8	2.7
	音声・言語・そしゃく機能障害	18	11.1	5.6	5.6	***22.2***	5.6	5.6	5.6	0.0	55.6	5.6
	視覚障害	47	14.9	0.0	10.6	4.3	8.5	2.1	6.4	6.4	36.2	6.4
	聴覚・平衡機能障害	36	***16.7***	0.0	8.3	8.3	11.1	2.8	5.6	8.3	33.3	5.6
	内部障害	98	3.1	0.0	1.0	2.0	6.1	0.0	5.1	6.1	50.0	4.1
	知的障害	76	6.6	2.6	1.3	***19.7***	2.6	0.0	0.0	1.3	43.4	3.9
	発達障害	126	17.5	3.2	13.5	19.0	17.5	7.1	14.3	8.7	19.8	1.6
	精神障害	241	14.1	2.1	14.5	16.2	19.1	7.9	15.4	7.9	17.4	1.7
	高次脳機能障害	13	15.4	15.4	7.7	15.4	7.7	0.0	7.7	7.7	7.7	0.0
	難病（特定疾病）	372	2.4	3.2	2.7	1.6	3.2	1.3	6.2	3.0	41.7	3.2
	その他	7	14.3	14.3	28.6	14.3	0.0	28.6	14.3	14.3	28.6	0.0

○就労のために希望する支援（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に就労のために希望する支援をお聞きしたところ、全体としては「自分に合った仕事を見つける支援」が 29.2%と最も多く、次いで「就労に向けての相談支援」が 26.6%、「企業等における障害理解の推進」が 23.3%と続きます。一方、「特にない」は 24.0%となっています。

項目別にみると、「自分に合った仕事を見つける支援」と答えた方では、発達障害が 48.7%と最も多く、次いで精神障害が 40.1%、知的障害が 39.8%と続きます。「就労に向けての相談支援」と答えた方では、その他を除くと発達障害が 43.7%と最も多く、次いで精神障害が 39.6%、知的障害が 30.1%と続きます。「企業等における障害理解の推進」と答えた方では、発達障害が 41.4%と最も多く、次いで精神障害が 34.3%、知的障害が 27.3%と続きます。

【図表：就労のために希望する支援（在宅の方）】



年代別・障害別

（単位:%）		n	就労に向けての相談支援	就労継続に向けての相談支援	障害のある人が働く企業等の見学	企業等での体験実習	自立や社会参加を目的とした就労訓練の場	就労意欲向上のためのプログラム	求職活動の支援	自分に合った仕事を見つける支援
	全体	2,493	26.6	21.3	13.4	12.4	12.8	6.9	16.1	***29.2***
年代別	18歳以上40歳未満	538	39.0	36.8	26.0	23.0	19.1	10.6	22.9	***41.3***
	40歳以上65歳未満	956	31.5	25.9	14.7	13.1	13.9	8.6	20.1	***33.2***
	65歳以上75歳未満	336	20.8	11.0	8.3	7.7	11.6	4.5	13.1	***27.1***
	75歳以上	633	11.5	6.6	3.0	4.4	6.3	3.0	5.8	***14.1***
障害別	肢体不自由	320	***18.1***	10.9	7.8	6.9	6.9	2.8	9.1	16.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	***28.7***	18.4	9.2	6.9	14.9	10.3	6.9	25.3
	視覚障害	163	***20.9***	11.7	8.0	7.4	9.8	6.1	14.1	20.2
	聴覚・平衡機能障害	153	18.3	18.3	7.8	6.5	11.8	3.3	10.5	***20.9***
	内部障害	324	20.7	12.0	7.4	6.2	8.3	2.8	15.1	***23.1***
	知的障害	256	30.1	26.6	16.8	20.7	19.5	9.4	14.1	***39.8***
	発達障害	263	43.7	42.6	33.5	28.9	24.7	14.4	26.6	***48.7***
	精神障害	626	39.6	36.4	24.6	21.2	19.3	11.8	26.4	***40.1***
	高次脳機能障害	40	***30.0***	22.5	20.0	12.5	20.0	5.0	7.5	***30.0***
	難病（特定疾病）	817	20.8	15.3	6.5	6.7	8.6	4.5	12.5	***23.1***
	その他	42	***33.3***	23.8	9.5	9.5	11.9	11.9	21.4	23.8

（単位:%）		n	ビジネスマナーなどを学ぶ機会	履歴書の作成や面接への同行支援	企業等での短時間（1日2時間程度）雇用の推進	企業等における障害理解の推進	その他	特にない	無回答
	全体	2,493	9.1	10.8	15.0	23.3	3.1	24.0	22.6
年代別	18歳以上40歳未満	538	19.0	21.4	21.9	36.2	5.0	13.2	11.0
	40歳以上65歳未満	956	10.5	12.6	18.1	27.5	3.7	22.6	14.1
	65歳以上75歳未満	336	3.3	5.7	11.6	17.3	0.3	30.1	25.0
	75歳以上	633	1.7	2.1	5.7	8.8	2.1	32.9	43.1
障害別	肢体不自由	320	3.1	5.0	6.9	16.3	2.8	30.6	32.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	9.2	8.0	4.6	17.2	4.6	28.7	21.8
	視覚障害	163	8.0	9.8	10.4	19.6	1.8	32.5	27.0
	聴覚・平衡機能障害	153	5.2	5.9	9.2	***20.9***	2.6	25.5	34.0
	内部障害	324	1.9	4.0	9.6	17.0	2.8	31.8	25.6
	知的障害	256	15.2	15.6	15.6	27.3	3.5	16.4	18.0
	発達障害	263	23.6	27.8	25.5	41.4	5.3	12.2	10.6
	精神障害	626	16.1	22.0	24.8	34.3	4.2	14.4	13.6
	高次脳機能障害	40	5.0	5.0	5.0	25.0	2.5	15.0	25.0
	難病（特定疾病）	817	5.3	4.8	13.6	19.5	2.9	28.2	25.1
	その他	42	9.5	9.5	19.0	23.8	4.8	31.0	14.3

■障害者の就労における課題

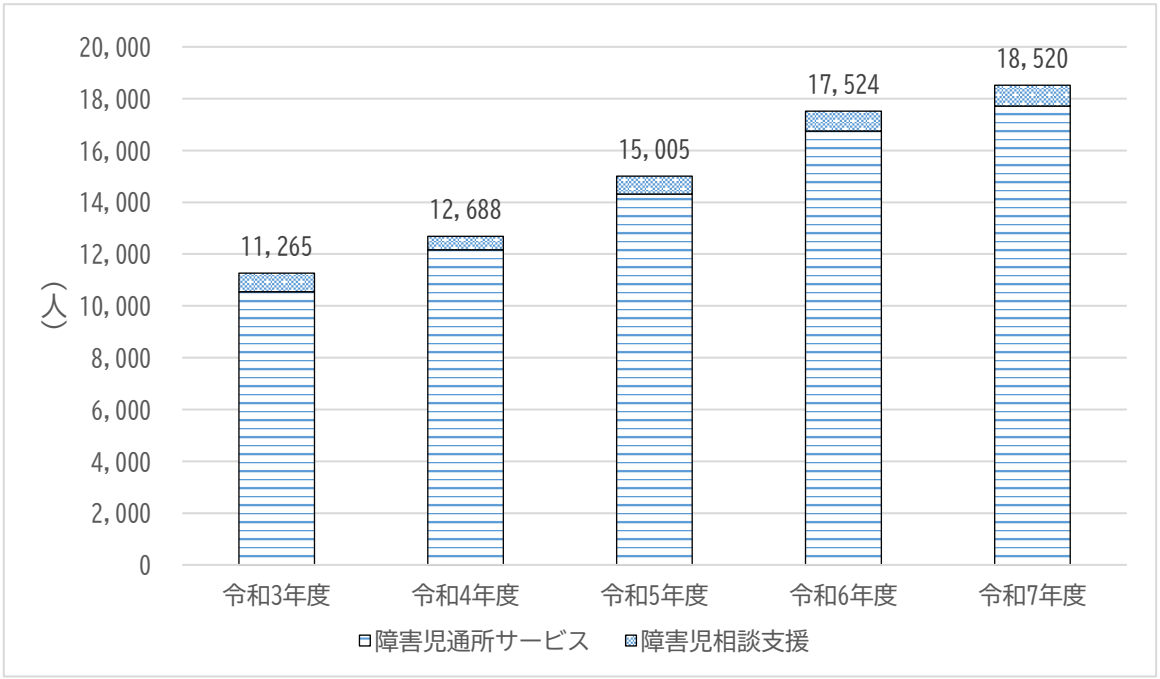
・本人や家族、職場に対する専門性の高い相談・支援が行われること
・多様な障害の特性や個性に合わせた就業形態・就労機会が拡大されること
・障害者雇用に対する企業（働く現場の人）の理解と体制の整備が進むこと
・就労の促進及び継続・定着を支援するための方策を打ち出すこと
・福祉的就労における作業内容の充実と工賃をアップさせる取組が推進されること

（６）こどもの育ち及び家庭への支援について

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数

児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の利用者は、令和７年度末現在 18,520 人で、４年前の令和３年度と比較すると、1.64 倍に増加しています。サービス別では、障害児通所サービスが 17,717 人、障害児相談支援が 803 人となっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の延利用者数】



（人）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
障害児 相談支援	721	527	693	776	803
障害児 通所サービス	10,544	12,161	14,312	16,748	17,717
合　　計	11,265	12,688	15,005	17,524	18,520

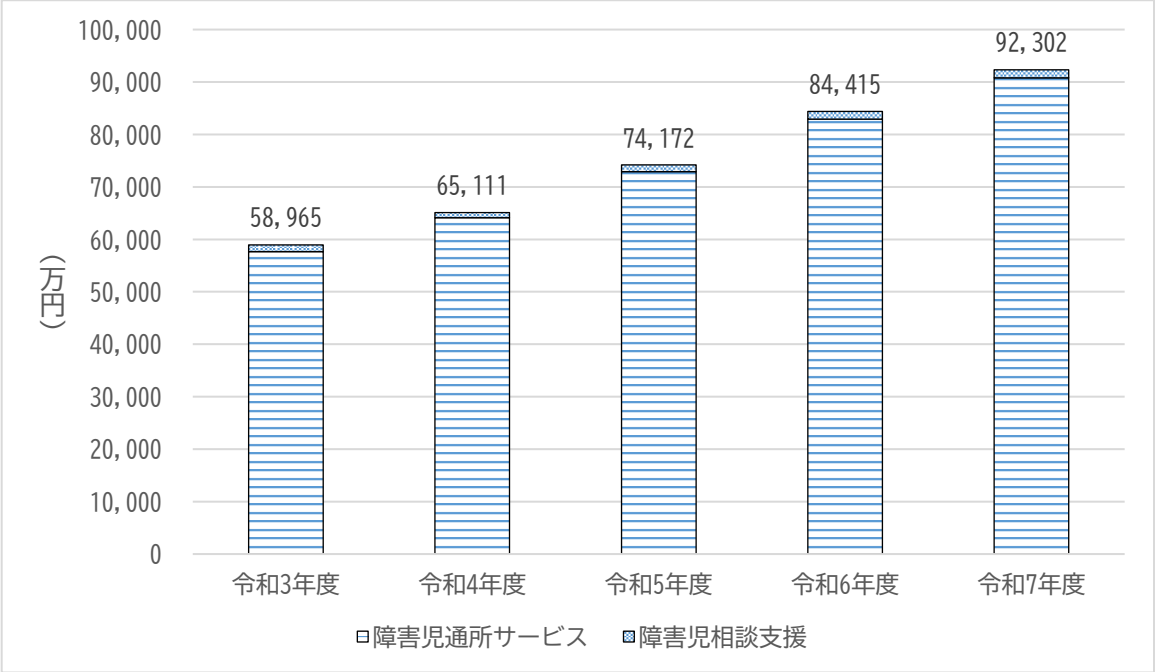
（各年度末現在）

○児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額

令和７年度における児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額は、４年前の令和３年度と比較すると 1.57 倍に増加しており、給付額は９億２千万円を超えています。サービス別では、障害児通所サービスが９億 782 万円、障害児相談支援が 1,520 万円となっています。

令和４年度と令和７年度とを比較すると、障害児通所サービスが 57.5%の増加、障害児相談支援が 14.7%の増加となっています。

【図表：児童福祉法に基づく障害児通所サービス等の給付額】



（万円）

	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	令和７年度
障害児 相談支援	1,325	989	1,278	1,470	1,520
障害児 通所サービス	57,640	64,122	72,894	82,945	90,782
合　　計	58,965	65,111	74,172	84,415	92,302

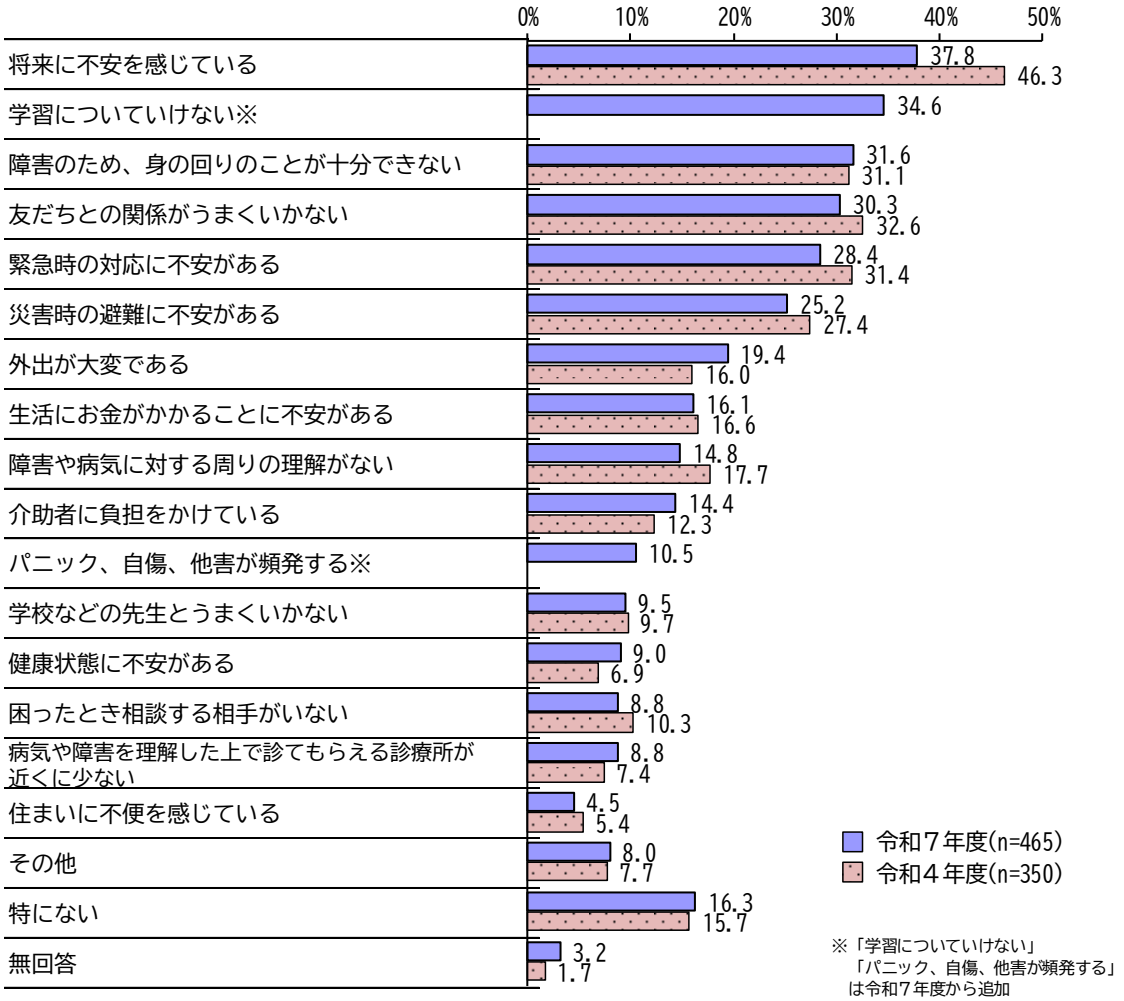
（各年度末現在）

○日常生活で困っていること（18 歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18　歳未満の方に日常生活で困っていることをお聞きしたところ、全体としては「将来に不安を感じている」が 37.8%と最も多く、次いで「学習についていけない」が 34.6%、「障害のため、身の回りのことが十分できない」が 31.6%と続きます。一方、「特にない」は 16.3%となっています。

項目別にみると、「将来に不安を感じている」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと視覚障害が 66.7%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が 56.7%、精神障害が 52.9%と続きます。「学習についていけない」と答えた方では、知的障害が 46.7%と最も多く、次いで問 15 に該当する方（特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方）が 42.5%、発達障害が 40.0%と続きます。「障害のため、身の回りのことが十分できない」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと肢体不自由が 64.9%と最も多く、次いで難病（特定疾病）が 61.3%、知的障害が 58.7%と続きます。

【図表：日常生活で困っていること（18 歳未満の方）】



障害別

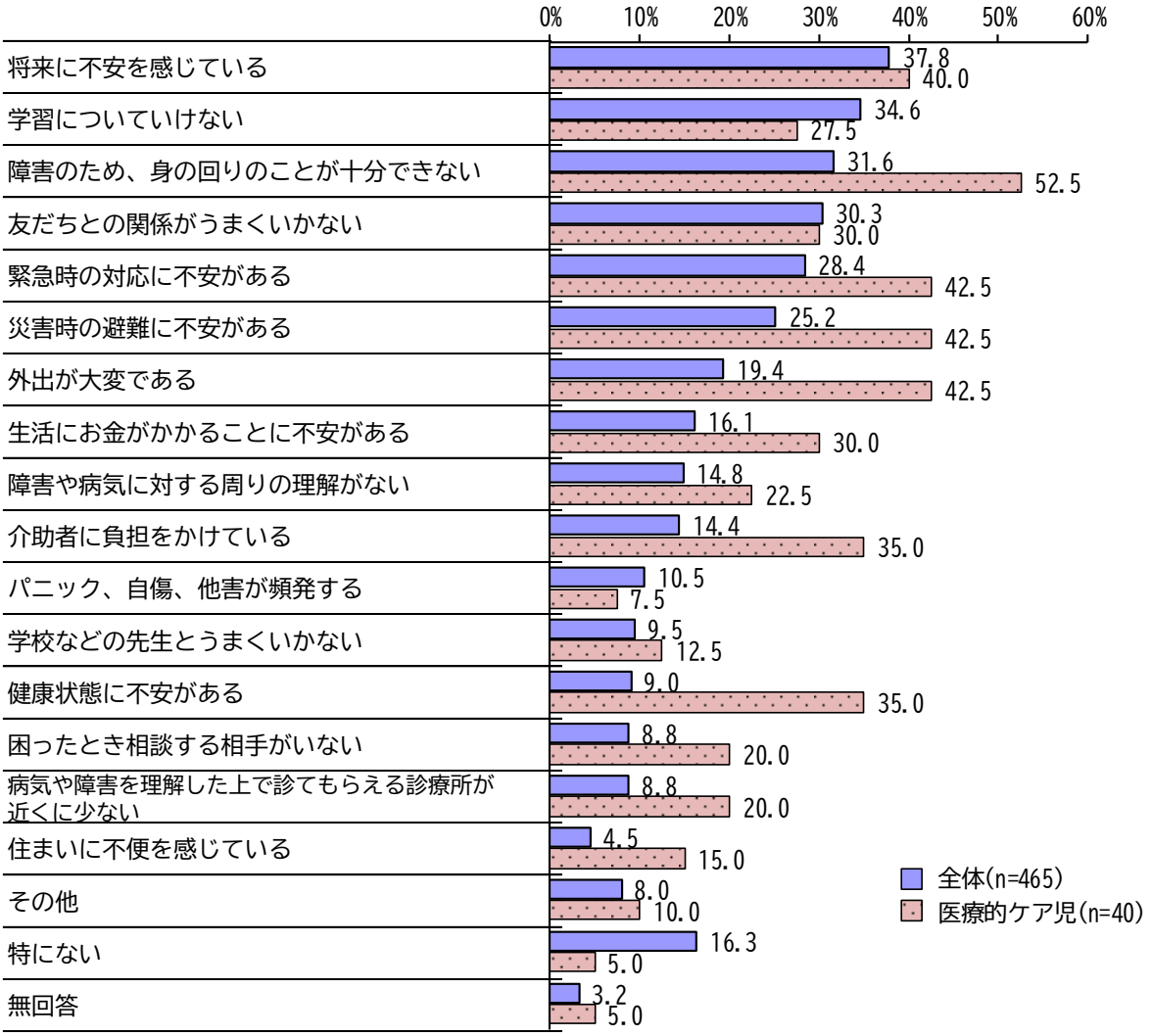
（単位:%）		n	健康状態に不安がある	障害のため、身の回りのことが十分できない	介助者に負担をかけている	外出が大変である	住まいに不便を感じている	災害時の避難に不安がある	緊急時の対応に不安がある
全体		465	9.0	31.6	14.4	19.4	4.5	25.2	28.4
障害別	肢体不自由	37	32.4	***64.9***	29.7	56.8	16.2	51.4	48.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	26.7	***56.7***	23.3	40.0	10.0	43.3	26.7
	視覚障害	9	22.2	44.4	55.6	***66.7***	11.1	55.6	33.3
	聴覚・平衡機能障害	14	21.4	35.7	14.3	0.0	0.0	42.9	***50.0***
	内部障害	28	32.1	28.6	17.9	28.6	3.6	***42.9***	***42.9***
	知的障害	167	14.4	***58.7***	24.6	37.7	7.2	48.5	53.9
	発達障害	285	6.0	33.3	15.4	18.6	4.9	21.1	26.0
	精神障害	17	11.8	***52.9***	17.6	***52.9***	17.6	47.1	***52.9***
	高次脳機能障害	1	0.0	***100.0***	***100.0***	***100.0***	***100.0***	***100.0***	***100.0***
	難病（特定疾病）	31	45.2	***61.3***	25.8	38.7	6.5	58.1	58.1
	問15に該当する方	259	9.3	43.2	18.9	27.4	6.2	30.9	34.7
	その他	31	16.1	29.0	16.1	19.4	3.2	29.0	25.8

（単位:%）		n	学習についていけない	学校などの先生とうまくいかない	友だちとの関係がうまくいかない	障害や病気に対する周りの理解がない	困ったとき相談する相手がいない	病気や障害を理解した上で診てもらえる診療所が近くに少ない	生活にお金がかかることに不安がある
全体		465	34.6	9.5	30.3	14.8	8.8	8.8	16.1
障害別	肢体不自由	37	18.9	0.0	8.1	5.4	10.8	5.4	32.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	20.0	3.3	16.7	13.3	6.7	6.7	33.3
	視覚障害	9	11.1	0.0	11.1	44.4	11.1	11.1	22.2
	聴覚・平衡機能障害	14	28.6	0.0	7.1	21.4	0.0	7.1	7.1
	内部障害	28	28.6	7.1	17.9	14.3	10.7	10.7	25.0
	知的障害	167	46.7	6.6	27.5	21.6	13.8	13.8	26.9
	発達障害	285	40.0	12.6	38.6	17.5	10.5	11.2	15.8
	精神障害	17	35.3	23.5	29.4	17.6	11.8	11.8	35.3
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	25.8	3.2	12.9	16.1	16.1	9.7	22.6
	問15に該当する方	259	42.5	13.9	39.4	22.0	13.9	11.2	19.7
	その他	31	32.3	9.7	32.3	6.5	9.7	12.9	9.7

（単位:%）		n	将来に不安を感じている	パニック、自傷、他害が頻発する	その他	特にない	無回答
全体		465	***37.8***	10.5	8.0	16.3	3.2
障害別	肢体不自由	37	45.9	2.7	2.7	5.4	8.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	***56.7***	0.0	6.7	3.3	3.3
	視覚障害	9	***66.7***	11.1	11.1	11.1	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	7.1	21.4	14.3	7.1
	内部障害	28	39.3	0.0	7.1	17.9	3.6
	知的障害	167	50.9	14.4	5.4	5.4	1.8
	発達障害	285	***42.8***	15.4	8.8	14.0	0.4
	精神障害	17	***52.9***	0.0	11.8	5.9	0.0
	高次脳機能障害	1	***100.0***	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	45.2	3.2	9.7	9.7	3.2
	問15に該当する方	259	***47.5***	17.8	9.7	9.3	0.4
	その他	31	***41.9***	12.9	25.8	12.9	3.2

※問 15 に該当する方とは、障害者（児）実態・意向調査において「日常生活の中で、特別な支援や配慮を必要とする、行動面に関する課題がある」と回答した方です。

【全体と医療的ケア児との比較】



医療的ケア児と全体を比較すると、医療的ケア児が日常生活で困っていることは、「その他」と「特にない」を除く 16 項目中 13 項目で全体を上回っており、特に「健康状態に不安がある」が 26.0 ポイント、「外出が大変である」が 23.1 ポイント、「障害のため、身の回りのことが十分できない」が 20.9 ポイント、「介助者に負担をかけている」が 20.6 ポイントと、20 ポイント以上大きく全体の割合を上回っています。

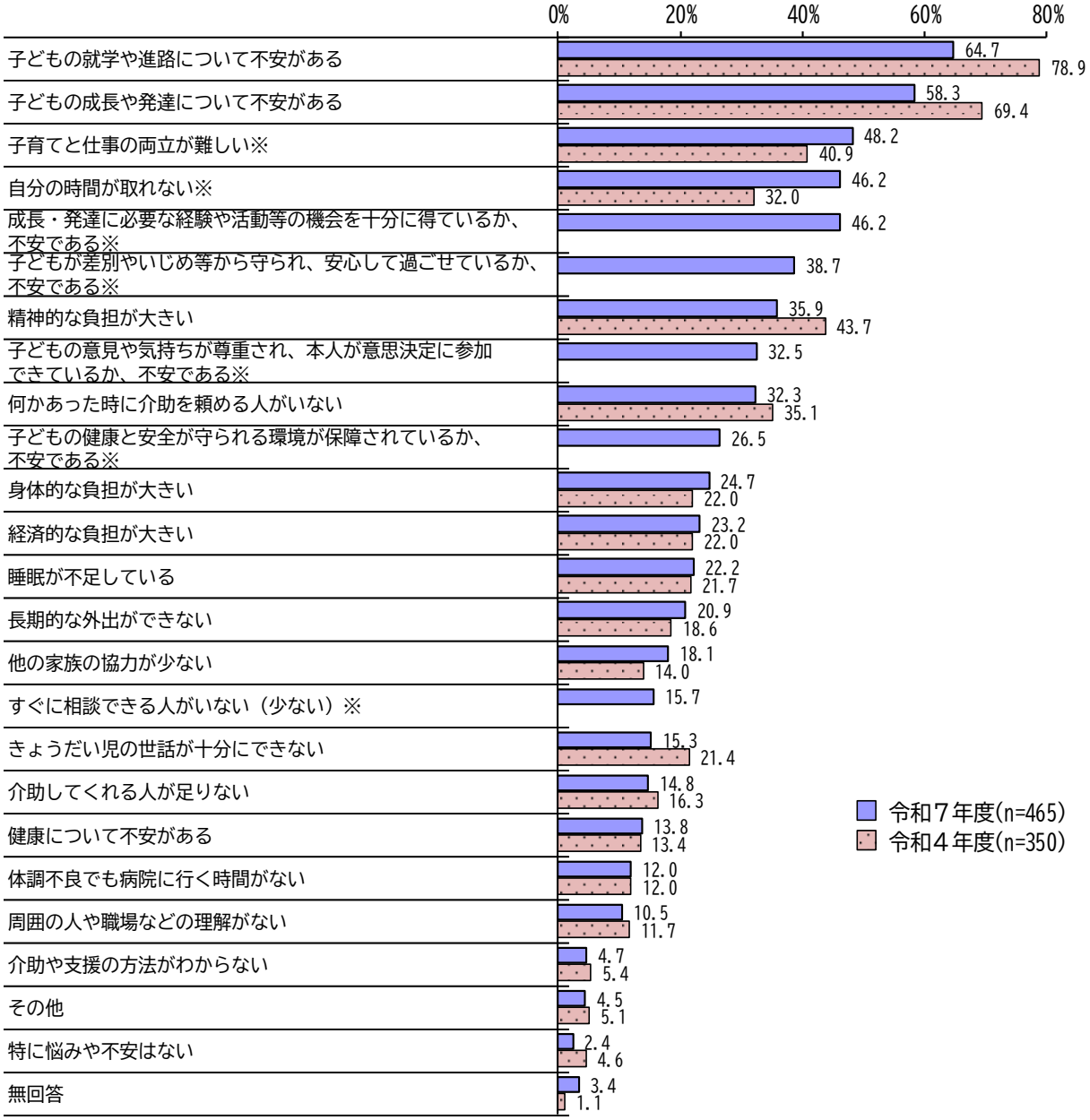
反対に、「特にない」が 11.3 ポイント、「学習についていけない」が 7.1 ポイントと、全体の割合を下回っています。

○保護者の方の悩みや不安（18 歳未満の方）（実態・意向調査より）

保護者の悩み・不安は、「子どもの就学や進路について不安がある」が 64.7%、「子どもの成長や発達について不安がある」が 58.3%と、子どもの将来についての項目が他の項目と比較して高くなっています。次いで「子育てと仕事の両立が難しい」が 48.2%、「自分の時間が取れない」と「成長・発達に必要な経験や活動等の機会を十分に得ているか、不安である」がともに 46.2%と４割半ばを超えて続いています。

障害別にみると、視覚障害を除くいずれの障害でも「子どもの就学や進路について不安がある」が５割以上となっており、“肢体不自由”、“視覚障害”、“聴覚・平衡機能障害”以外のいずれの障害でも最も高くなっています。また、回答者数の少ない高次脳機能障害を除きいずれの障害でも、「子育てと仕事の両立が難しい」、「自分の時間が取れない」、「子どもの成長や発達について不安がある」、「子どもの意見や気持ちが尊重され、本人が意思決定に参加できているか、不安である」で３割を超えて高くなっています。

【図表：日常生活で困っていること（18 歳未満の方）】



※「子育てと仕事の両立が難しい」は令和４年度では「仕事との両立が難しい」、「自分の時間が取れない」は令和４年度では「自分の時間が取れず、自由がない」

※「成長・発達に必要な経験や活動等の機会を十分に得ているか、不安である」「子どもが差別やいじめ等から守られ、安心して過ごせているか、不安である」「子どもの意見や気持ちが尊重され、本人が意思決定に参加できているか、不安である」「子どもの健康と安全が守られる環境が保障されているか、不安である」「すぐに相談できる人がいない（少ない）」は令和７年度から追加

P.295

障害別

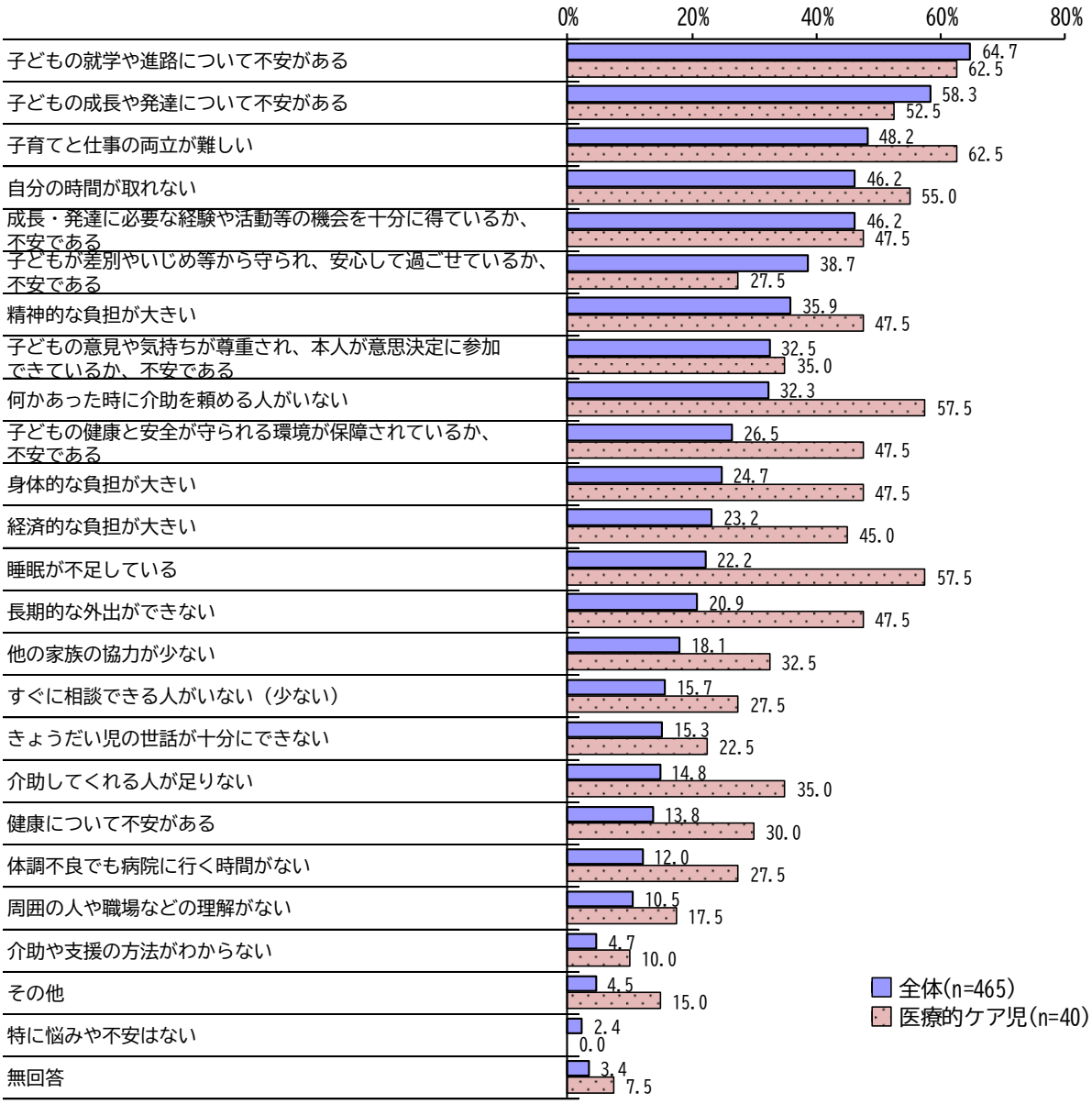
（単位:%）		n	介助してくれる人が足りない	何かあった時に介助を頼める人がいない	他の家族の協力が少ない	子育てと仕事の両立が難しい	長期的な外出ができない	介助や支援の方法がわからない	自分の時間が取れない
全体		465	14.8	32.3	18.1	48.2	20.9	4.7	46.2
障害別	肢体不自由	37	35.1	***59.5***	21.6	***59.5***	43.2	0.0	56.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	43.3	46.7	16.7	***56.7***	23.3	0.0	36.7
	視覚障害	9	22.2	33.3	11.1	***66.7***	33.3	0.0	44.4
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	14.3	7.1	35.7	14.3	7.1	***57.1***
	内部障害	28	17.9	28.6	3.6	42.9	25.0	3.6	50.0
	知的障害	167	26.9	51.5	19.8	51.5	35.9	5.4	51.5
	発達障害	285	14.7	34.0	20.4	53.3	20.7	6.7	51.6
	精神障害	17	17.6	47.1	11.8	64.7	47.1	5.9	58.8
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	***100.0***	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	29.0	***51.6***	12.9	***51.6***	35.5	3.2	48.4
	問15に該当する方	259	20.8	39.4	22.0	54.1	28.2	6.6	56.0
	その他	31	9.7	22.6	19.4	35.5	25.8	6.5	51.6

（単位:%）		n	身体的な負担が大きい	健康について不安がある	体調不良でも病院に行く時間がない	睡眠が不足している	精神的な負担が大きい	経済的な負担が大きい	周囲の人や職場などの理解がない
全体		465	24.7	13.8	12.0	22.2	35.9	23.2	10.5
障害別	肢体不自由	37	***59.5***	16.2	29.7	48.6	40.5	37.8	5.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	46.7	16.7	20.0	46.7	40.0	40.0	6.7
	視覚障害	9	44.4	11.1	22.2	55.6	44.4	22.2	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	28.6	7.1	21.4	35.7	28.6	14.3	7.1
	内部障害	28	17.9	17.9	21.4	32.1	25.0	32.1	3.6
	知的障害	167	35.9	16.8	15.6	29.3	43.1	31.7	10.8
	発達障害	285	26.7	15.8	13.3	21.8	45.6	24.9	14.4
	精神障害	17	35.3	23.5	29.4	23.5	52.9	47.1	11.8
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	***100.0***	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	48.4	25.8	16.1	45.2	41.9	38.7	9.7
	問15に該当する方	259	35.1	19.3	16.2	25.5	48.6	28.2	14.7
	その他	31	29.0	22.6	9.7	25.8	29.0	16.1	3.2

（単位:%）		n	きょうだい児の世話が十分にできない	子どもの就学や進路について不安がある	子どもの成長や発達について不安がある	すぐに相談できる人がいない(少ない)	子どもの健康と安全が守られる環境が保障されているか、不安である	成長・発達に必要な経験や活動等の機会を十分に得ているか、不安である	子どもが差別やいじめ等から守られ、安心して過ごせているか、不安である
全体		465	15.3	***64.7***	58.3	15.7	26.5	46.2	38.7
障害別	肢体不自由	37	16.2	51.4	48.6	21.6	37.8	43.2	27.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	20.0	***56.7***	46.7	13.3	36.7	26.7	40.0
	視覚障害	9	22.2	33.3	33.3	0.0	44.4	55.6	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	50.0	42.9	7.1	35.7	14.3	50.0
	内部障害	28	17.9	***53.6***	50.0	17.9	46.4	32.1	***53.6***
	知的障害	167	21.0	***70.1***	58.1	18.0	35.9	46.7	34.7
	発達障害	285	18.2	***73.3***	66.3	16.5	27.0	53.0	42.8
	精神障害	17	17.6	***70.6***	58.8	11.8	35.3	47.1	29.4
	高次脳機能障害	1	0.0	***100.0***	***100.0***	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	9.7	***51.6***	48.4	22.6	35.5	35.5	32.3
	問15に該当する方	259	20.5	***72.6***	65.6	19.3	32.4	54.8	44.4
	その他	31	0.0	***67.7***	***67.7***	22.6	41.9	45.2	54.8

（単位:%）		n	子どもの意見や気持ちが尊重され、本人が意思決定に参加できているか、不安である	その他	特に悩みや不安はない	無回答
全体		465	32.5	4.5	2.4	3.4
障害別	肢体不自由	37	40.5	8.1	2.7	5.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	43.3	3.3	3.3	3.3
	視覚障害	9	33.3	33.3	0.0	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	35.7	21.4	0.0	7.1
	内部障害	28	42.9	3.6	3.6	7.1
	知的障害	167	38.9	3.6	1.2	1.8
	発達障害	285	33.7	4.9	0.7	1.4
	精神障害	17	35.3	5.9	0.0	0.0
	高次脳機能障害	1	*100.0*	100.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	38.7	6.5	3.2	9.7
	問15に該当する方	259	36.3	5.4	0.0	1.2
	その他	31	38.7	9.7	0.0	3.2

【全体と医療的ケア児の保護者との比較】



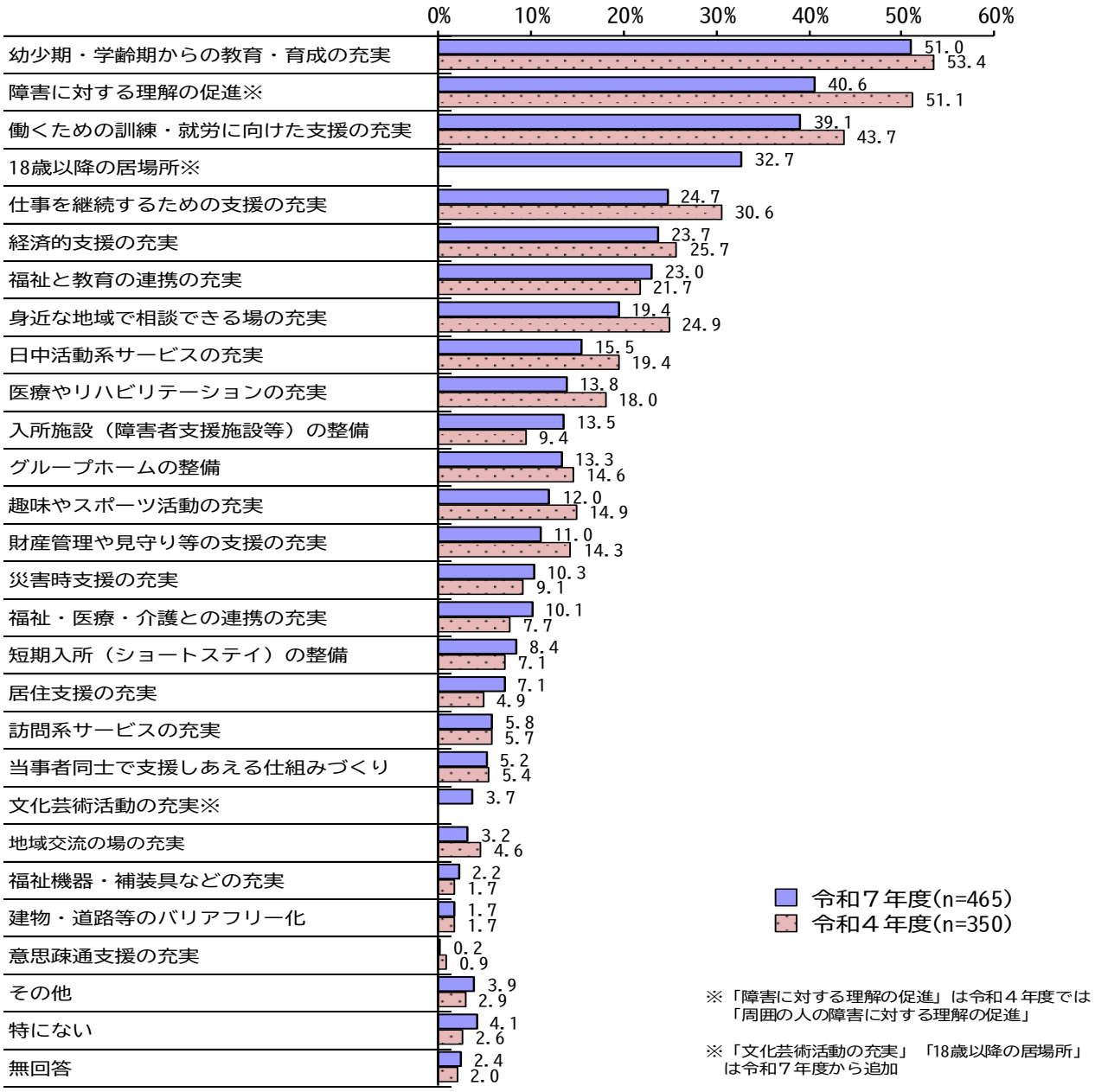
医療的ケア児の保護者と全体を比較すると、医療的ケア児の保護者の悩み・不安の割合は、「その他」と「特に悩みや不安はない」を除く 22 項目中 19 項目で全体を上回っており、さらにそのうち 13 項目が 10 ポイント以上全体を上回っています。特に「睡眠が不足している」が 35.3 ポイント、「長期的な外出ができない」が 26.6 ポイント、「何かあった時に介助を頼める人がいない」が 25.2 ポイントと、25 ポイント以上大きく全体の割合を上回っています。反対に、「子どもが差別やいじめ等から守られ、安心して過ごせているか、不安である」が 11.2 ポイント、「子どもの成長や発達について不安がある」が 5.8 ポイントと、全体の割合を下回っています。

○地域で安心して暮らすために必要な施策（18 歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18 歳未満の方に地域で安心して暮らすために必要な施策をお聞きしたところ、全体としては「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」が 51.0%と最も多く、次いで「障害に対する理解の促進」が 40.6%、「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」が 39.1%と続きます。

項目別にみると、「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害、その他を除くと、発達障害が 53.7%と最も多く、問 15 に該当する方（特別な支援や配慮を必要する行動面に関する課題のある方）が 49.8%、内部障害が 46.4%と続きます。「障害に対する理解の促進」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと聴覚・平衡機能障害が 64.3%と最も多く、次いで問 15 に該当する方（特別な支援や配慮を必要する行動面に関する課題のある方）が 45.6%、知的障害が 45.5%と続きます。「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」と答えた方では、知的障害が 55.1%と最も多く、次いで精神障害が 47.1%、発達障害が 45.6%と続きます。

【図表：地域で安心して暮らすために必要な施策（18 歳未満の方）】



※「障害に対する理解の促進」は令和４年度では「周囲の人の障害に対する理解の促進」

※「文化芸術活動の充実」「18歳以降の居場所」は令和７年度から追加

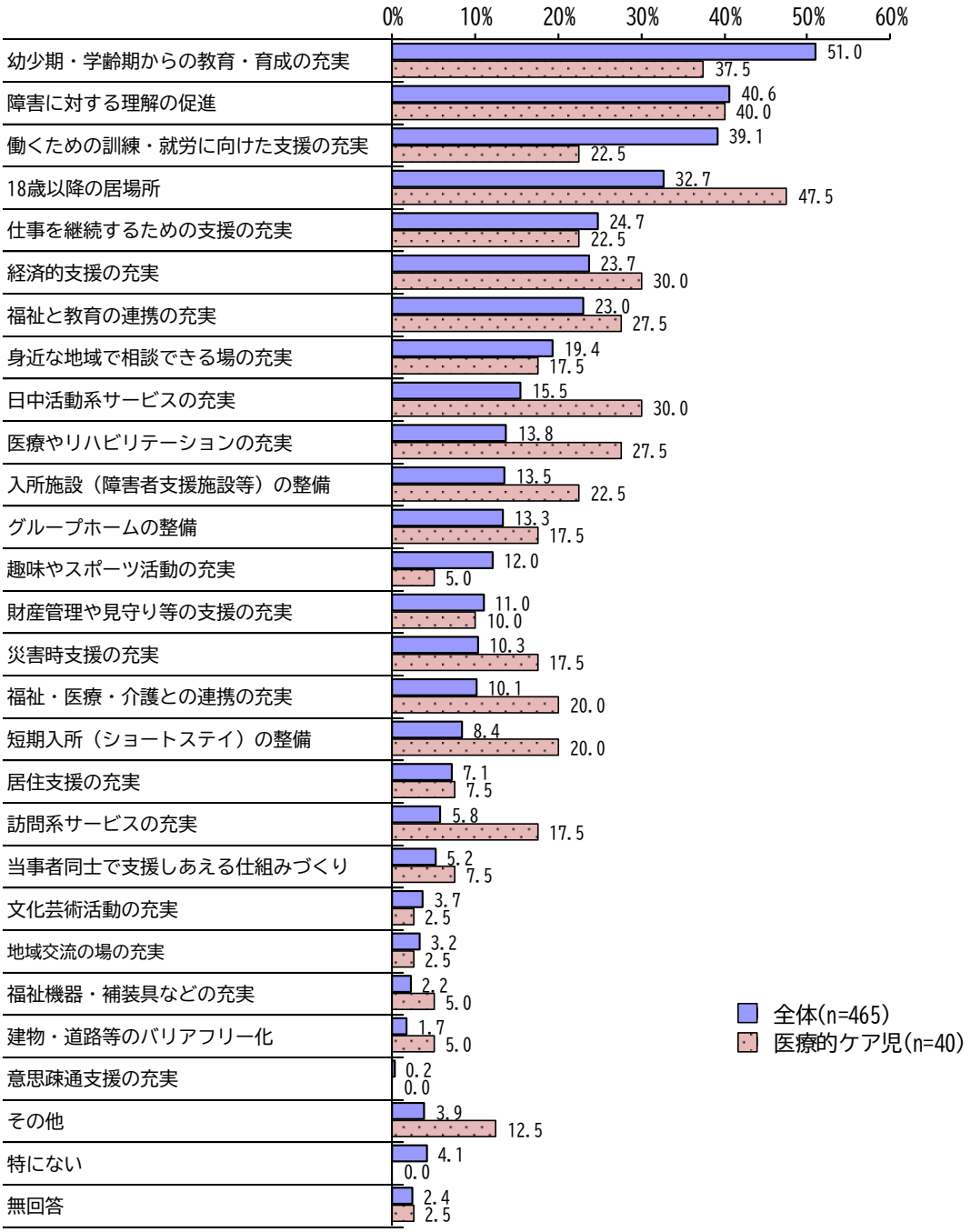
障害別

（単位:%）		n	障害に対する理解の促進	医療やリハビリテーションの充実	幼少期・学齢期からの教育・育成の充実	働くための訓練・就労に向けた支援の充実	仕事を継続するための支援の充実	身近な地域で相談できる場の充実	訪問系サービスの充実
全体		465	40.6	13.8	***51.0***	39.1	24.7	19.4	5.8
障害別	肢体不自由	37	29.7	37.8	37.8	10.8	10.8	8.1	27.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	30.0	36.7	33.3	20.0	16.7	6.7	30.0
	視覚障害	9	22.2	11.1	***44.4***	22.2	22.2	11.1	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	***64.3***	7.1	14.3	21.4	21.4	7.1	0.0
	内部障害	28	39.3	28.6	***46.4***	28.6	39.3	21.4	10.7
	知的障害	167	45.5	13.2	35.9	***55.1***	29.3	16.8	10.8
	発達障害	285	45.3	10.9	***53.7***	45.6	26.3	21.1	4.2
	精神障害	17	17.6	11.8	5.9	47.1	23.5	11.8	11.8
	高次脳機能障害	1	***100.0***	0.0	***100.0***	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	35.5	25.8	32.3	22.6	9.7	12.9	19.4
	問15に該当する方	259	45.6	12.0	***49.8***	44.0	23.6	22.4	6.2
	その他	31	29.0	3.2	***67.7***	25.8	16.1	22.6	0.0

（単位:%）		n	日中活動系サービスの充実	短期入所（ショートステイ）の整備	意思疎通支援の充実	福祉機器・補装具などの充実	グループホームの整備	入所施設（障害者支援施設等）の整備	居住支援の充実
全体		465	15.5	8.4	0.2	2.2	13.3	13.5	7.1
障害別	肢体不自由	37	37.8	37.8	0.0	13.5	21.6	***45.9***	5.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	30.0	26.7	0.0	6.7	23.3	36.7	10.0
	視覚障害	9	22.2	***44.4***	0.0	11.1	11.1	***44.4***	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	7.1	7.1	21.4	28.6	7.1	0.0
	内部障害	28	21.4	7.1	0.0	3.6	14.3	17.9	3.6
	知的障害	167	29.9	19.8	0.0	3.6	31.1	30.5	10.2
	発達障害	285	15.1	6.3	0.0	0.4	12.6	11.6	8.8
	精神障害	17	11.8	11.8	0.0	0.0	29.4	17.6	23.5
	高次脳機能障害	1	***100.0***	0.0	0.0	0.0	0.0	***100.0***	0.0
	難病（特定疾病）	31	***38.7***	29.0	0.0	12.9	32.3	29.0	6.5
	問15に該当する方	259	18.9	10.4	0.0	1.9	16.2	17.0	7.7
	その他	31	3.2	9.7	0.0	6.5	12.9	16.1	6.5

（単位:%）		n	建物・道路等のバリアフリー化	当事者同士で支援しあえる仕組みづくり	文化芸術活動の充実	趣味やスポーツ活動の充実	財産管理や見守り等の支援の充実	経済的支援の充実	災害時支援の充実
全体		465	1.7	5.2	3.7	12.0	11.0	23.7	10.3
障害別	肢体不自由	37	5.4	2.7	0.0	2.7	5.4	21.6	8.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	3.3	0.0	0.0	3.3	13.3	36.7	6.7
	視覚障害	9	0.0	0.0	11.1	11.1	11.1	22.2	0.0
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	7.1	7.1	14.3	21.4	14.3	7.1
	内部障害	28	0.0	10.7	0.0	7.1	32.1	28.6	17.9
	知的障害	167	1.2	3.6	3.6	12.6	19.8	31.1	15.0
	発達障害	285	0.7	5.3	3.2	12.6	10.9	26.3	10.5
	精神障害	17	5.9	11.8	0.0	11.8	23.5	29.4	5.9
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	0.0	3.2	3.2	6.5	22.6	29.0	16.1
	問15に該当する方	259	0.8	5.8	3.1	12.4	13.1	25.5	9.7
	その他	31	12.9	3.2	6.5	3.2	16.1	16.1	9.7

【全体と医療的ケア児との比較】



医療的ケア児と全体を比較すると、医療的ケア児が地域で安心して暮らすために必要な施策の割合は、「18 歳以降の居場所」が 14.8 ポイント、「日中活動系サービスの充実」が 14.5 ポイント、「医療やリハビリテーションの充実」が 13.7 ポイント、「訪問系サービスの充実」が 11.7 ポイント、「短期入所（ショートステイ）の整備」が 11.6 ポイントと、10 ポイント以上大きく全体の割合を上回っています。

反対に、「働くための訓練・就労に向けた支援の充実」が 16.6 ポイント、「幼少期・学齢期からの教育・育成の充実」が 13.5 ポイントと、10 ポイント以上全体の割合を下回っています。

■こどもの育ち及び家庭への支援における課題

・こどもとその家族を含めた相談支援の充実を図ること
・こどもの成長段階に応じた適切な支援・情報が提供されること
・関係機関との連携を強化した、切れ目のない継続した支援が受けられること
・障害の有無にかかわらず、ともに地域で育ちあう環境づくりが進むこと
・障害のあるこどもの居場所対策が推進されること
・医療的ケア児への支援体制を強化すること
・保護者の子育てと仕事の両立を支援するための取組を進めていくこと

P.302

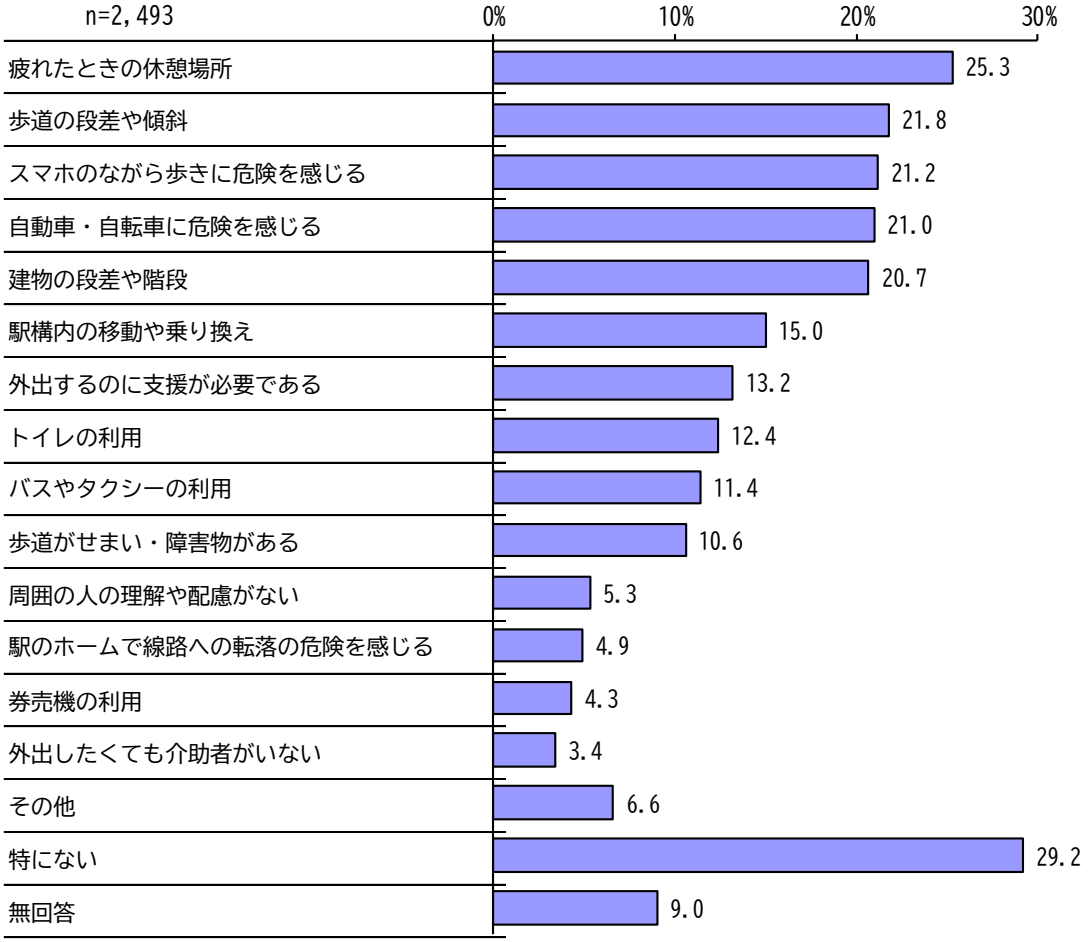
（7）バリアフリー（ソフト・ハード）の推進について

○外出時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「疲れたときの休憩場所」が 25.3%と最も多く、次いで「歩道の段差や傾斜」が 21.8%、「スマホのながら歩きに危険を感じる」が 21.2%となっています。

項目別にみると、「疲れたときの休憩場所」と答えた方では、その他を除くと問 12 に該当する方(特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方)が 33.1%と最も多く、次いで内部障害が 30.9%、精神障害が 30.2%と続きます。「歩道の段差や傾斜」と答えた方では、視覚障害が 57.1%と最も多く、次いで肢体不自由が 50.0%、音声・言語・そしゃく機能障害が 39.1%と続きます。「スマホのながら歩きに危険を感じる」と答えた方では、視覚障害が 48.5%と最も多く、次いで高次脳機能障害が 37.5%、肢体不自由が 32.5%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（在宅の方）】



障害別

（単位:%）		n	歩道の段差や傾斜	建物の段差や階段	バスやタクシーの利用	駅構内の移動や乗り換え	券売機の利用	トイレの利用	歩道がせまい・障害物がある	疲れたときの休憩場所	自動車・自転車に危険を感じる
全体		2,493	21.8	20.7	11.4	15.0	4.3	12.4	10.6	***25.3***	21.0
障害別	肢体不自由	320	***50.0***	46.3	21.9	25.6	6.3	22.5	25.0	28.8	29.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	***39.1***	32.2	26.4	23.0	11.5	25.3	20.7	16.1	24.1
	視覚障害	163	***57.1***	54.0	22.7	38.0	23.3	19.6	34.4	22.7	50.9
	聴覚・平衡機能障害	153	28.1	27.5	7.8	14.4	6.5	10.5	9.8	25.5	***31.4***
	内部障害	324	26.5	25.3	11.7	14.2	1.9	15.7	8.6	***30.9***	19.1
	知的障害	256	13.3	11.7	18.4	23.0	11.7	13.7	9.8	16.8	19.1
	発達障害	263	6.5	5.7	11.0	13.3	4.2	7.6	6.8	***29.3***	19.0
	精神障害	626	11.0	10.5	10.2	12.1	2.6	8.0	8.0	***30.2***	16.9
	高次脳機能障害	40	35.0	***37.5***	17.5	27.5	5.0	22.5	25.0	20.0	32.5
	難病（特定疾病）	817	22.0	21.3	8.8	12.0	1.6	15.3	9.7	***24.7***	19.8
	問12に該当する方	658	16.4	15.0	14.7	16.7	5.3	13.7	9.9	***33.1***	21.1
	その他	42	26.2	19.0	11.9	11.9	4.8	9.5	9.5	***33.3***	23.8

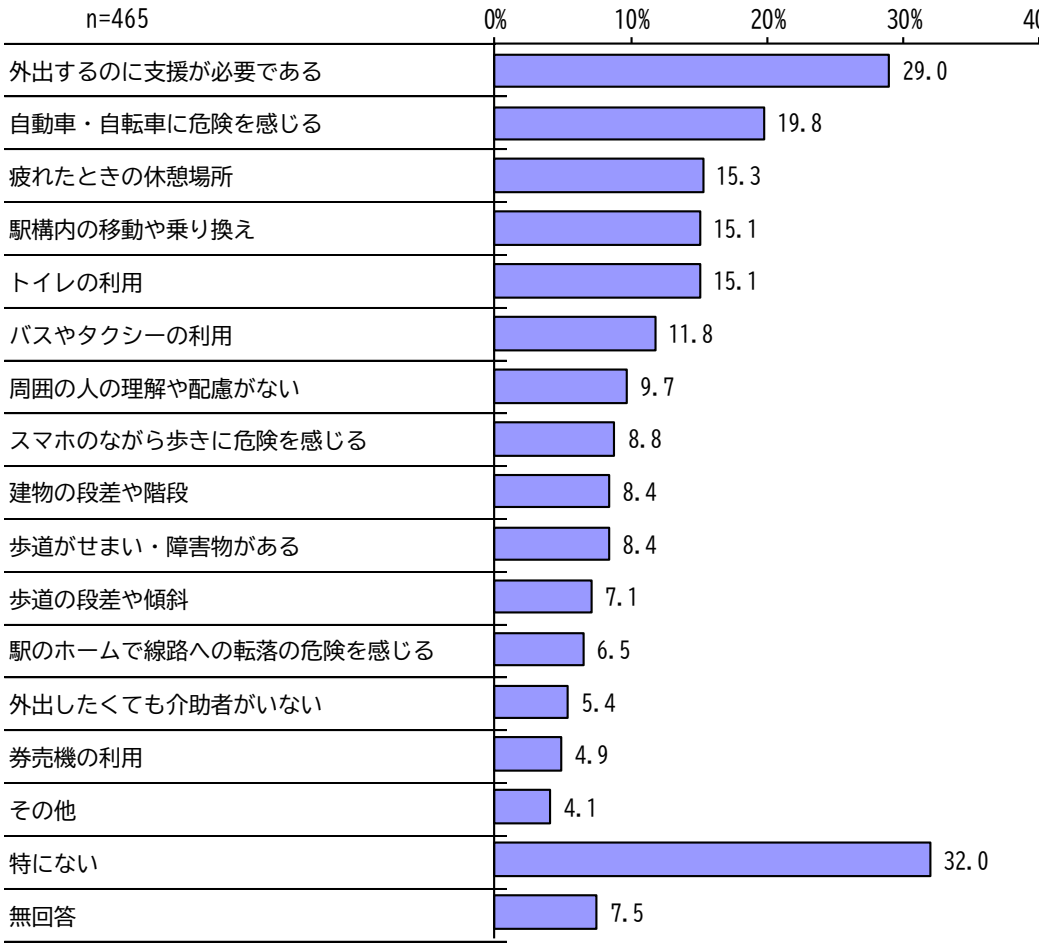
（単位:%）		n	スマホのながら歩きに危険を感じる	駅のホームで線路への転落の危険を感じる	外出するのに支援が必要である	外出したくても介助者がいない	周囲の人の理解や配慮がない	その他	特にない	無回答
全体		2,493	21.2	4.9	13.2	3.4	5.3	6.6	29.2	9.0
障害別	肢体不自由	320	32.5	8.4	24.1	7.8	5.6	5.9	10.3	10.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	19.5	9.2	33.3	5.7	6.9	9.2	12.6	10.3
	視覚障害	163	48.5	20.9	36.2	7.4	9.2	8.0	5.5	7.4
	聴覚・平衡機能障害	153	28.8	6.5	13.7	5.9	5.2	9.2	20.9	10.5
	内部障害	324	19.4	4.0	8.6	3.1	3.4	5.9	33.3	5.2
	知的障害	256	13.3	7.0	***37.1***	9.8	9.4	3.9	27.0	9.0
	発達障害	263	18.3	6.5	17.1	6.5	10.6	12.5	30.4	8.4
	精神障害	626	17.1	4.5	9.1	2.7	9.7	9.3	32.6	8.8
	高次脳機能障害	40	***37.5***	10.0	27.5	5.0	12.5	12.5	7.5	12.5
	難病（特定疾病）	817	20.6	3.1	9.2	2.8	2.1	5.4	32.7	7.7
	問12に該当する方	658	19.0	7.1	21.3	5.3	11.7	10.2	19.1	10.2
	その他	42	11.9	2.4	11.9	7.1	9.5	11.9	26.2	7.1

○外出時の困りごと（18 歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18 歳未満の方に外出時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「外出するのに支援が必要である」が 29.0%と最も多く、次いで「自動車・自転車に危険を感じる」が 19.8%、「疲れたときの休憩場所」が 15.3%と続きます。

項目別にみると、「外出するのに支援が必要である」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと視覚障害が 66.7%と最も多く、次いで肢体不自由が 62.2%、知的障害が 57.5%と続きます。「自動車・自転車に危険を感じる」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害、その他を除くと聴覚・平衡機能障害が 28.6%と最も多く、次いで肢体不自由が 27.0%、知的障害が 26.9%と続きます。「疲れたときの休憩場所」と答えた方では、その他を除くと精神障害が 35.3%と最も多く、次いで肢体不自由が 35.1%、音声・言語・そしゃく機能障害が 23.3%と続きます。

【図表：外出時の困りごと（18 歳未満の方）】



障害別

（単位:%）		n	歩道の段差や傾斜	建物の段差や階段	バスやタクシーの利用	駅構内の移動や乗り換え	券売機の利用	トイレの利用	歩道がせまい・障害物がある	疲れたときの休憩場所	自動車・自転車に危険を感じる
全体		465	7.1	8.4	11.8	15.1	4.9	15.1	8.4	15.3	19.8
障害別	肢体不自由	37	45.9	48.6	43.2	29.7	2.7	40.5	24.3	35.1	27.0
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	26.7	26.7	30.0	26.7	3.3	43.3	13.3	23.3	16.7
	視覚障害	9	33.3	33.3	22.2	33.3	0.0	33.3	22.2	11.1	22.2
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	14.3	7.1	7.1	0.0	0.0	7.1	0.0	***28.6***
	内部障害	28	10.7	14.3	10.7	21.4	3.6	21.4	7.1	21.4	10.7
	知的障害	167	14.4	16.8	22.8	26.9	10.2	29.3	12.6	21.0	26.9
	発達障害	285	2.1	2.8	11.9	15.4	5.6	13.7	7.0	14.7	21.1
	精神障害	17	11.8	11.8	35.3	35.3	5.9	29.4	11.8	35.3	23.5
	高次脳機能障害	1	***100.0***	***100.0***	***100.0***	***100.0***	0.0	***100.0***	***100.0***	0.0	***100.0***
	難病（特定疾病）	31	32.3	35.5	29.0	29.0	3.2	41.9	16.1	22.6	16.1
	問15に該当する方	259	6.2	8.1	14.7	17.4	6.9	19.3	8.9	18.5	23.9
	その他	31	19.4	19.4	12.9	16.1	6.5	12.9	16.1	29.0	***41.9***

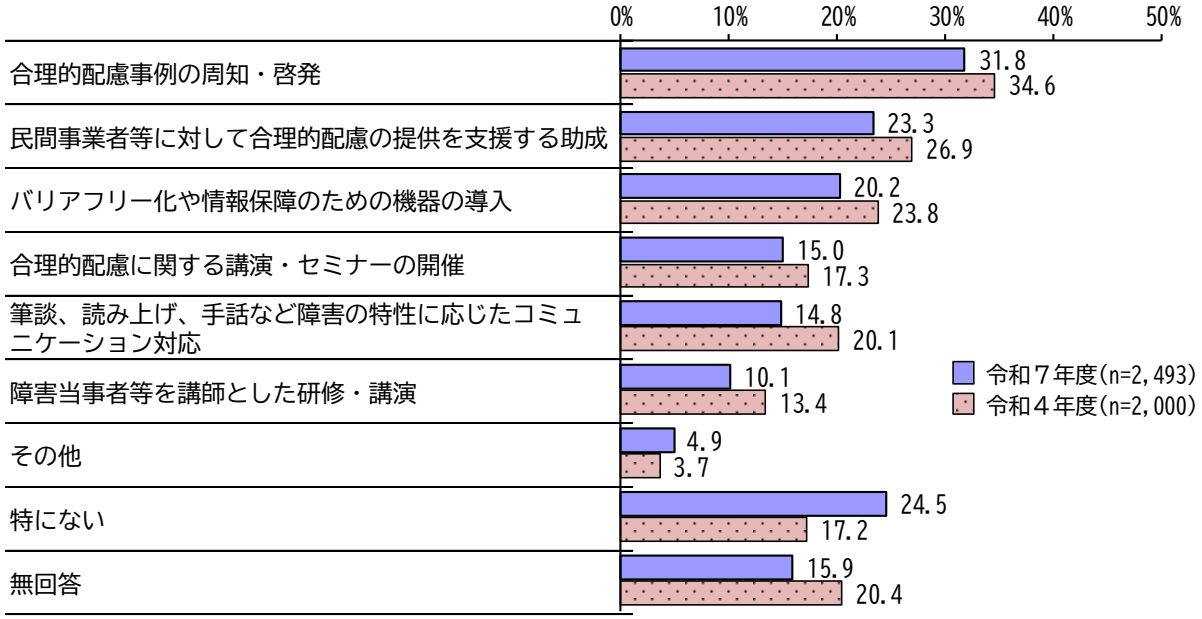
（単位:%）		n	スマホのながら歩きに危険を感じる	駅のホームで線路への転落の危険を感じる	外出するのに支援が必要である	外出したくても介助者がいない	周囲の人の理解や配慮がない	その他	特にない	無回答
全体		465	8.8	6.5	***29.0***	5.4	9.7	4.1	32.0	7.5
障害別	肢体不自由	37	18.9	13.5	***62.2***	10.8	8.1	8.1	5.4	5.4
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	23.3	10.0	***46.7***	10.0	3.3	6.7	16.7	6.7
	視覚障害	9	22.2	0.0	***66.7***	0.0	11.1	0.0	11.1	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	14.3	7.1	21.4	0.0	7.1	14.3	35.7	21.4
	内部障害	28	7.1	3.6	***35.7***	7.1	3.6	7.1	28.6	14.3
	知的障害	167	12.6	12.6	***57.5***	11.4	17.4	3.6	12.6	3.0
	発達障害	285	7.4	6.3	***27.4***	4.9	11.6	3.9	33.3	5.6
	精神障害	17	11.8	11.8	***47.1***	11.8	11.8	5.9	17.6	0.0
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	***100.0***	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	12.9	16.1	***48.4***	6.5	12.9	12.9	16.1	12.9
	問15に該当する方	259	9.3	9.3	***38.6***	6.6	12.7	4.2	23.9	5.0
	その他	31	16.1	12.9	29.0	3.2	6.5	3.2	29.0	6.5

○合理的配慮※に必要なこと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が 31.8%と最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が 23.3%、「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」が 20.2%と続きます。

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、発達障害が 51.3%と最も多く、次いで高次脳機能障害が 37.5%、知的障害が 37.1%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、その他を除くと発達障害が 36.1%と最も多く、次いで視覚障害が 28.2%、精神障害が 25.4%と続きます。「バリアフリー化や情報保障のための機器の導入」と答えた方では、高次脳機能障害が 35.0%と最も多く、次いで視覚障害が 31.9%、肢体不自由が 28.1%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（在宅の方）】



※合理的配慮：障害のある人もない人も、互いに生き方や生きがいを尊重し、支え合い、ともに暮らしていくために必要な配慮。例えば、障害のある人の申出に応じて、継続して仕事ができるよう人的な支援や職場環境の改善を雇用者が行うことや、お店や窓口などで、障害のない人と同じようにサービスが利用できるようにするための物理的環境や、人的支援を事業者が整えること（過度の負担とならない範囲）が該当する。

障害別

（単位:%）		n	合理的配慮に関する講演･セミナーの開催	合理的配慮事例の周知･啓発	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修･講演
全体		2,493	15.0	***31.8***	14.8	20.2	10.1
障害別	肢体不自由	320	11.3	22.5	12.8	***28.1***	8.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	19.5	***34.5***	28.7	25.3	10.3
	視覚障害	163	20.9	***34.4***	28.8	31.9	17.2
	聴覚・平衡機能障害	153	13.7	***31.4***	27.5	22.9	10.5
	内部障害	324	9.6	***31.2***	12.0	24.4	6.2
	知的障害	256	17.2	***37.1***	16.8	10.5	11.3
	発達障害	263	25.5	***51.3***	21.3	14.8	22.4
	精神障害	626	20.4	***34.0***	13.6	14.1	13.6
	高次脳機能障害	40	22.5	***37.5***	15.0	35.0	12.5
	難病（特定疾病）	817	12.0	***33.0***	13.2	24.6	6.7
	その他	42	19.0	21.4	14.3	23.8	9.5

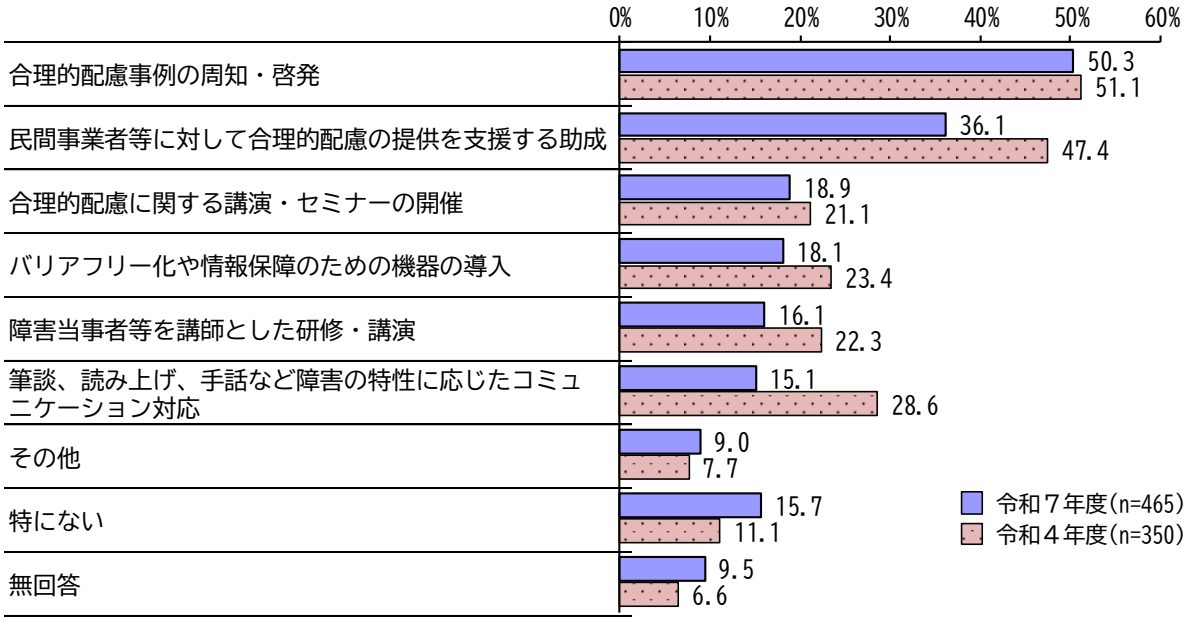
（単位:%）		n	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	その他	特にない	無回答
全体		2,493	23.3	4.9	24.5	15.9
障害別	肢体不自由	320	19.7	5.0	24.1	21.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	24.1	4.6	24.1	13.8
	視覚障害	163	28.2	3.7	18.4	16.6
	聴覚・平衡機能障害	153	14.4	3.3	22.2	23.5
	内部障害	324	22.8	3.7	29.6	12.7
	知的障害	256	24.2	4.3	25.8	14.5
	発達障害	263	36.1	7.6	13.7	10.6
	精神障害	626	25.4	8.3	25.2	12.5
	高次脳機能障害	40	25.0	7.5	17.5	17.5
	難病（特定疾病）	817	24.5	3.9	22.9	15.2
	その他	42	***28.6***	16.7	23.8	9.5

○合理的配慮に必要なこと（18 歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18 歳未満の方に社会的障壁の除去に向けて、合理的配慮に必要なことをお聞きしたところ、全体としては「合理的配慮事例の周知・啓発」が 50.3%と最も多く、次いで「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」が 36.1%、次いで「合理的配慮に関する講演・セミナーの開催」が 18.9%と続きます。

項目別にみると、「合理的配慮事例の周知・啓発」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと視覚障害が 66.7%と最も多く、次いで知的障害が 55.1%、問 15 に該当する方（特別な支援や配慮を必要する行動面に関する課題のある方）が 54.4%と続きます。「民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成」と答えた方では、知的障害が 48.5%と最も多く、次いで問 15 に該当する方（特別な支援や配慮を必要する行動面に関する課題のある方）が 41.3%、内部障害が 39.3%と続きます。「合理的配慮に関する講演・セミナーの開催」と答えた方では、知的障害が 25.7%と最も多く、次いで音声・言語・そしゃく機能障害が 23.3%、問 15 に該当する方（特別な支援や配慮を必要する行動面に関する課題のある方）が 23.2%と続きます。

【図表：合理的配慮に必要なこと（18 歳未満の方）



障害別

（単位:%）		n	合理的配慮に関する講演･セミナーの開催	合理的配慮事例の周知･啓発	筆談、読み上げ、手話など障害の特性に応じたコミュニケーション対応	バリアフリー化や情報保障のための機器の導入	障害当事者等を講師とした研修･講演
全体		465	18.9	***50.3***	15.1	18.1	16.1
障害別	肢体不自由	37	16.2	***45.9***	13.5	37.8	24.3
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	23.3	***50.0***	13.3	26.7	33.3
	視覚障害	9	11.1	***66.7***	0.0	22.2	33.3
	聴覚・平衡機能障害	14	7.1	***50.0***	7.1	28.6	7.1
	内部障害	28	14.3	***42.9***	7.1	17.9	14.3
	知的障害	167	25.7	***55.1***	15.0	20.4	19.2
	発達障害	285	20.4	***53.3***	17.5	14.4	15.1
	精神障害	17	11.8	***41.2***	11.8	23.5	17.6
	高次脳機能障害	1	0.0	***100.0***	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	19.4	***48.4***	12.9	32.3	19.4
	問15に該当する方	259	23.2	***54.4***	18.1	15.8	16.6
	その他	31	9.7	***48.4***	9.7	29.0	12.9

（単位:%）		n	民間事業者等に対して合理的配慮の提供を支援する助成	その他	特にない	無回答
全体		465	36.1	9.0	15.7	9.5
障害別	肢体不自由	37	35.1	13.5	16.2	10.8
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	36.7	10.0	20.0	6.7
	視覚障害	9	33.3	22.2	11.1	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	21.4	0.0	14.3	14.3
	内部障害	28	39.3	10.7	21.4	10.7
	知的障害	167	48.5	10.2	9.6	7.2
	発達障害	285	38.6	10.9	13.0	8.4
	精神障害	17	17.6	11.8	11.8	0.0
	高次脳機能障害	1	0.0	100.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	35.5	12.9	12.9	12.9
	問15に該当する方	259	41.3	12.4	12.0	7.7
	その他	31	35.5	6.5	12.9	9.7

■バリアフリー（ソフト・ハード）の推進における課題

・道路・歩道や公共的な施設・空間のハード面のバリアフリー化を進め、使いやすさを向上させること

・障害に応じた、適切な媒体による分かりやすい情報提供が行われること

・学校や職場、地域等での障害者に対する理解が進むこと

・障害者の地域社会等への参加の支援を推進すること

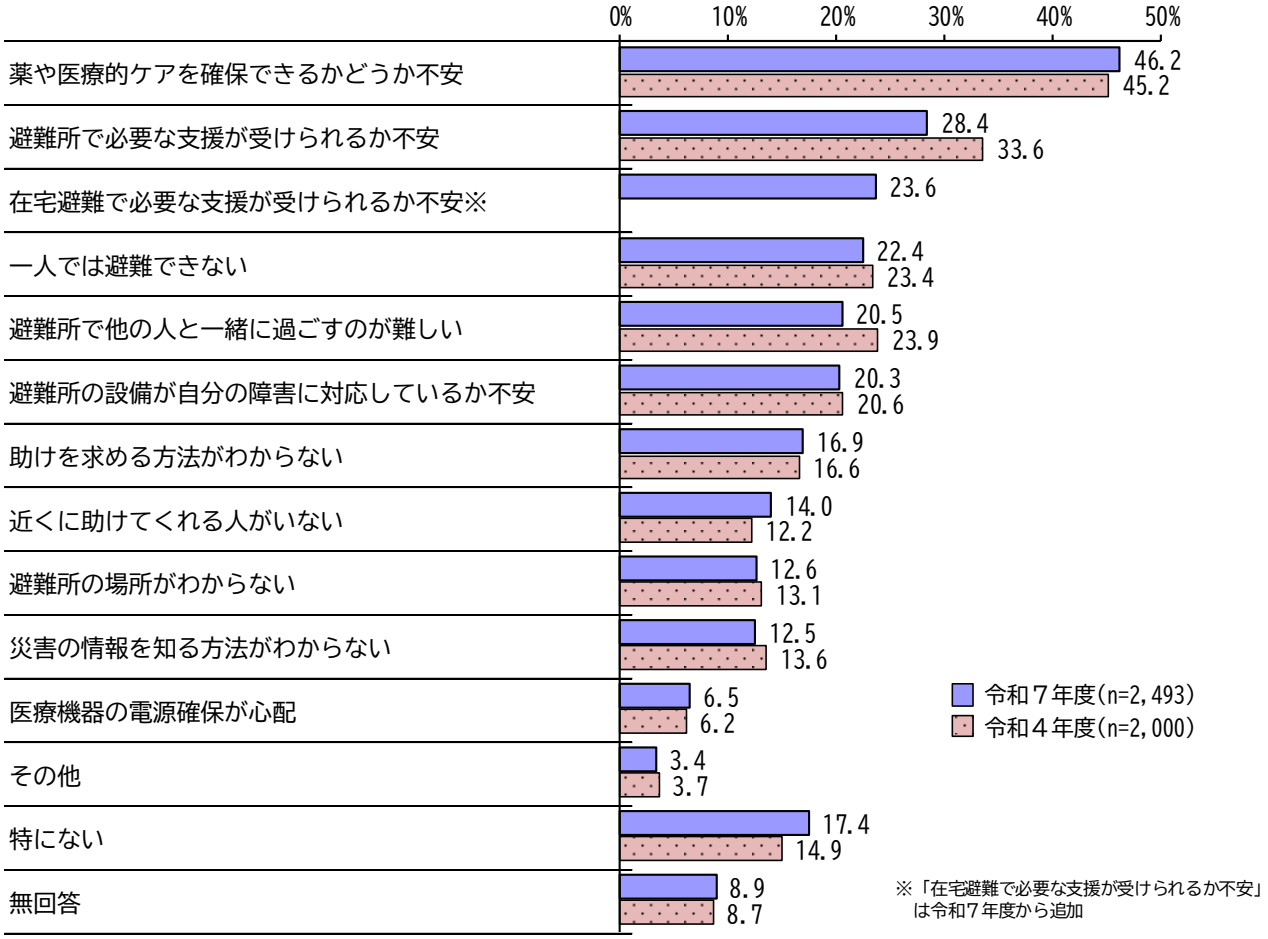
（８）防災・災害対策について

〇災害発生時の困りごと（在宅の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、在宅の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」が 46.2%と最も多く、次いで「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 28.4%、「在宅避難で必要な支援が受けられるか不安」が 23.6%と続きます。

項目別にみると、「薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安」と答えた方では、難病（特定疾病）が 55.6%と最も多く、次いで内部障害、精神障害がともに 54.0%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、音声・言語・そしゃく機能障害が 43.7%と最も多く、次いで知的障害が 39.1%、問 12 に該当する方(特別な支援や配慮を必要とする行動面に関する課題のある方)が 38.3%と続きます。「在宅避難で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、視覚障害が 33.1%と最も多く、次いで高次脳機能障害が 32.5%、音声・言語・そしゃく機能障害が 31.0%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（在宅の方）】



障害別

（単位:%）		n	災害の情報を知る方法がわからない	助けを求める方法がわからない	避難所の場所がわからない	近くに助けてくれる人がいない	一人では避難できない	避難所の設備が自分の障害に対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安
全体		2,493	12.5	16.9	12.6	14.0	22.4	20.3	28.4
障害別	肢体不自由	320	9.7	14.4	9.1	15.3	***44.7***	34.7	36.9
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	14.9	26.4	10.3	13.8	***47.1***	35.6	43.7
	視覚障害	163	19.6	22.7	20.2	16.6	***46.6***	28.2	32.5
	聴覚・平衡機能障害	153	20.9	19.6	11.8	9.8	22.9	25.5	30.1
	内部障害	324	7.1	12.3	10.2	12.7	18.8	21.6	29.3
	知的障害	256	29.3	36.3	22.3	14.1	***54.7***	28.5	39.1
	発達障害	263	20.5	28.9	18.6	19.4	21.7	24.0	31.9
	精神障害	626	12.3	20.0	16.3	20.0	16.6	21.6	33.1
	高次脳機能障害	40	12.5	25.0	15.0	20.0	35.0	37.5	37.5
	難病（特定疾病）	817	8.6	12.2	8.4	11.5	16.2	14.2	23.3
	問12に該当する方	658	17.2	24.0	17.9	19.0	30.1	25.8	38.3
	その他	42	16.7	21.4	16.7	31.0	33.3	28.6	35.7

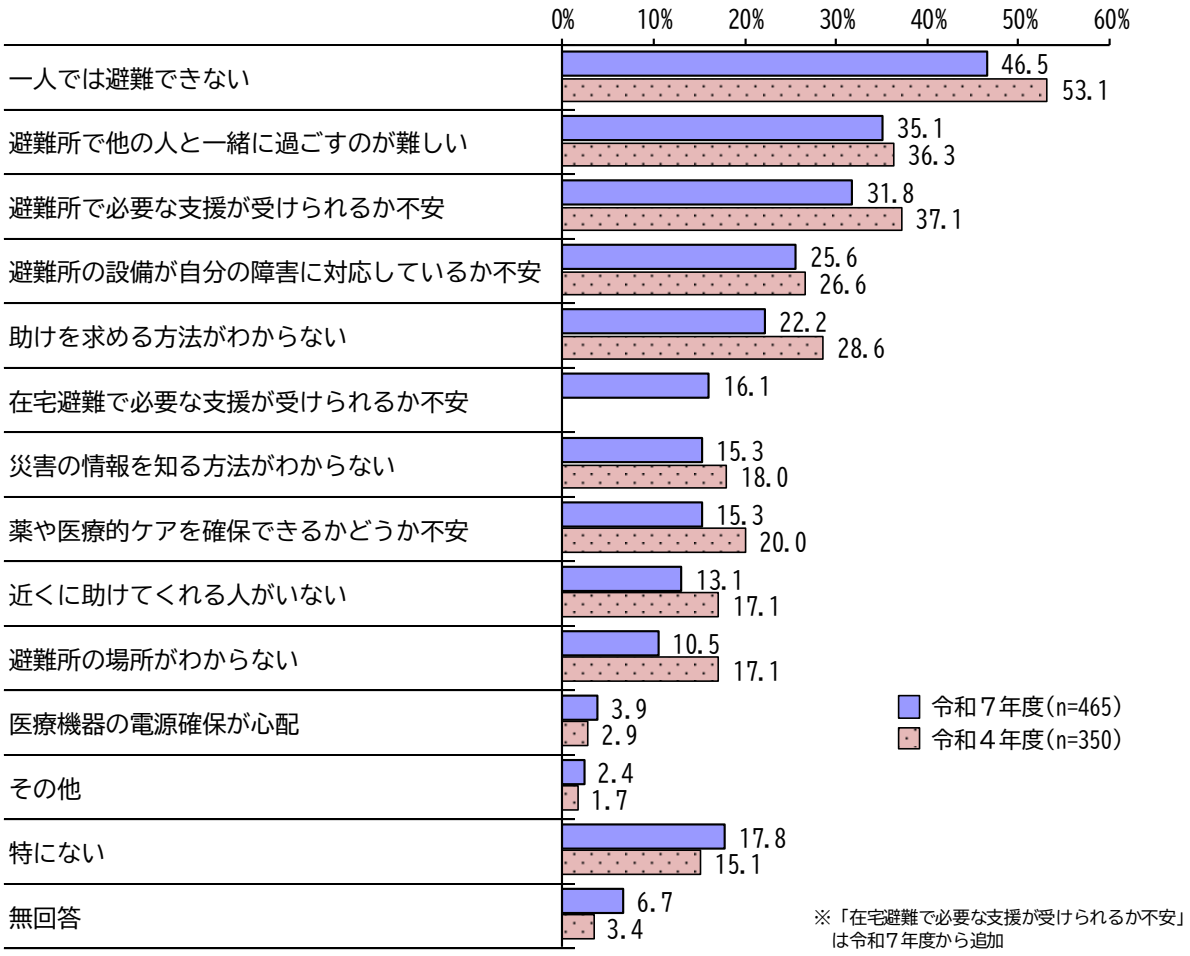
（単位:%）		n	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	在宅避難で必要な支援が受けられるか不安	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	医療機器の電源確保が心配	その他	特にない	無回答
全体		2,493	20.5	23.6	***46.2***	6.5	3.4	17.4	8.9
障害別	肢体不自由	320	16.6	28.1	42.5	10.0	4.1	12.5	11.6
	音声・言語・そしゃく機能障害	87	21.8	31.0	43.7	13.8	5.7	13.8	5.7
	視覚障害	163	17.2	33.1	35.0	4.3	1.8	13.5	8.6
	聴覚・平衡機能障害	153	18.3	26.8	***34.0***	11.8	7.8	18.3	9.2
	内部障害	324	13.3	25.9	***54.0***	10.5	4.3	21.0	6.8
	知的障害	256	37.5	28.5	28.5	6.6	1.6	14.1	8.6
	発達障害	263	38.4	24.7	***43.0***	7.2	4.9	17.1	6.1
	精神障害	626	32.6	23.6	***54.0***	4.6	4.0	14.9	8.0
	高次脳機能障害	40	22.5	32.5	***40.0***	2.5	12.5	7.5	10.0
	難病（特定疾病）	817	13.5	21.5	***55.6***	6.5	2.6	17.4	7.6
	問12に該当する方	658	34.7	26.9	***52.6***	5.9	4.0	12.0	9.3
	その他	42	31.0	21.4	***38.1***	16.7	7.1	19.0	4.8

○災害発生時の困りごと（18 歳未満の方）（実態・意向調査より）

意向調査で、18 歳未満の方に災害発生時の困りごとをお聞きしたところ、全体としては「一人では避難できない」が 46.5%と最も多く、次いで「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」が 35.1%、「避難所で必要な支援が受けられるか不安」が 31.8%と続きます。

項目別にみると、「一人では避難できない」と答えた方では、回答者の少ない高次脳機能障害を除くと知的障害が 70.7%と最も多く、次いで精神障害が 64.7%、音声・言語・そしゃく機能障害が 63.3%と続きます。「避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい」と答えた方では、視覚障害が 55.6%と最も多く、次いで問 15 に該当する方（特別な支援や配慮を必要する行動面に関する課題のある方）が 49.8%、知的障害が 46.7%と続きます。「避難所で必要な支援が受けられるか不安」と答えた方では、肢体不自由が 59.5%と最も多く、次いで視覚障害が 55.6%、聴覚・平衡機能障害、内部障害がともに 50.0%と続きます。

【図表：災害発生時の困りごと（18 歳未満の方）】



障害別

（単位:%）		n	災害の情報を知る方法がわからない	助けを求める方法がわからない	避難所の場所がわからない	近くに助けてくれる人がいない	一人では避難できない	避難所の設備が自分の障害に対応しているか不安	避難所で必要な支援が受けられるか不安
全体		465	15.3	22.2	10.5	13.1	***46.5***	25.6	31.8
障害別	肢体不自由	37	10.8	18.9	5.4	16.2	***62.2***	48.6	59.5
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	13.3	20.0	10.0	16.7	***63.3***	43.3	46.7
	視覚障害	9	0.0	0.0	0.0	22.2	***55.6***	***55.6***	***55.6***
	聴覚・平衡機能障害	14	28.6	28.6	7.1	0.0	28.6	42.9	***50.0***
	内部障害	28	10.7	10.7	7.1	17.9	50.0	39.3	50.0
	知的障害	167	22.8	34.1	19.2	14.4	***70.7***	37.7	48.5
	発達障害	285	14.7	20.7	11.6	13.3	***47.4***	26.0	29.8
	精神障害	17	17.6	23.5	0.0	17.6	***64.7***	29.4	35.3
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	***100.0***	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	19.4	22.6	9.7	25.8	***61.3***	48.4	48.4
	問15に該当する方	259	14.7	23.9	11.6	13.9	***52.1***	32.4	38.6
	その他	31	19.4	***38.7***	6.5	9.7	***38.7***	29.0	35.5

（単位:%）		n	避難所で他の人と一緒に過ごすのが難しい	在宅避難で必要な支援が受けられるか不安	薬や医療的ケアを確保できるかどうか不安	医療機器の電源確保が心配	その他	特にない	無回答
全体		465	35.1	16.1	15.3	3.9	2.4	17.8	6.7
障害別	肢体不自由	37	40.5	37.8	43.2	24.3	0.0	8.1	8.1
	音声・言語・そしゃく機能障害	30	30.0	26.7	26.7	13.3	0.0	16.7	3.3
	視覚障害	9	***55.6***	22.2	33.3	11.1	11.1	11.1	11.1
	聴覚・平衡機能障害	14	0.0	14.3	28.6	14.3	0.0	14.3	7.1
	内部障害	28	21.4	28.6	***53.6***	21.4	0.0	7.1	10.7
	知的障害	167	46.7	25.7	21.6	5.4	2.4	5.4	4.2
	発達障害	285	42.1	14.7	11.6	0.7	2.1	18.2	4.9
	精神障害	17	35.3	17.6	23.5	0.0	5.9	23.5	0.0
	高次脳機能障害	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	難病（特定疾病）	31	41.9	41.9	51.6	16.1	0.0	6.5	9.7
	問15に該当する方	259	49.8	18.9	15.4	3.1	2.7	13.1	4.6
	その他	31	32.3	19.4	12.9	6.5	3.2	22.6	9.7

■防災・災害における課題

・発災時の安否確認や避難誘導、情報提供等、障害者に対する地域での支援体制が強化されること

・障害の特性に配慮した、避難所への避難者及び自宅避難者に対する支援体制の整備が進むこと

・避難行動要支援者等に関する情報の充実を図ること

・発災時における薬や医療的ケアの確保に向けた取組を進めていくこと

第４章　主要項目及びその方向性

地域のあらゆる住民が、「支え手」と「受け手」に分かれるのではなく、地域、暮らし、生きがいをともに創り、高めあうことができる地域共生社会の実現に向けた支援体制の整備を推進するために、区が今後３か年で推進していく主要項目を以下の５つに分類しました。各項目についてそれぞれ方向性を掲げ、その達成に向けた取組を進めていきます。

（１）自立に向けた地域生活の充実

障害者が自らの望む地域で自立した生活を営み、社会参加を実現するために、障害の特性及び生活の実態に応じた適切な支援の提供や、地域生活を継続するための障害福祉サービスの基盤整備等が必要です。

そのため、障害者の声に耳を傾け、ライフステージやライフスタイルによって多様化するニーズを捉えて、グループホームや通所施設等の整備を進めるなど地域での生活の場を確保するとともに、障害の特性や状況に応じたサービスを的確に提供し、地域生活に必要な支援の充実を図っていきます。

さらに、障害者施設入所者や病院に入院している障害者に対して、地域移行や地域定着に向けた支援を推進するとともに、障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点を運営し、関係機関の連携を深めることにより、支援体制の構築を図っていきます。

また、障害福祉サービス等の質の向上を図るため、事業者への支援・指導を行っていきます。

（２）相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者がいきいきと自分らしい生活を送るためには、障害者とその家族が障害福祉サービス等の必要な情報を適切に入手でき、また、困ったことや日常生活のことについて、気軽に相談できる場が身近にあることが大切です。

そのため、障害の特性を踏まえて、障害福祉サービス等の情報を提供するとともに、地域における相談支援の中核的な拠点となる障害者基幹相談支援センターと地域生活支援拠点等の関係機関が連携しながら、相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進していきます。

また、障害者の自己決定を尊重し、その意思決定の支援に配慮するとともに、障害を理由とした不当な差別的取扱い等を受けることなく、障害者の権利が十分に守られ、地域で安心して暮らせる社会であることが大切です。

障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を踏まえ、関係機関との連携を強化し、差別のない共生社会の実現を目指します。また、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築を進めるとともに、障害者虐待の防止に向けた地域のネットワークづくりや養護者への支援等を進めることにより、障害者が安心して地域生活を送ることができるよう支援を行っていきます。

（３）安心して働き続けられる就労支援

障害者が地域で自立した生活を送るためには、障害の特性や健康状態などに合わせた働き方ができる多様な就労の場が必要です。また、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ等により、企業の採用意欲が高められてきたなかで、障害者への支援だけでなく、企業等における障害理解の促進、就労の促進及び継続・定着に向けた取組など専門性の高い支援体制が求められています。

そのため、障害者就労支援センターを中心として、障害者、家族、職場に対する専門性の高い支援体制や障害者就労を地域全体で支える就労支援ネットワークを構築するとともに、企業実習の支援等機能の充実を図ります。加えて、就業している障害者が長く働き続けられるよう、就労に伴う生活面の課題への対応など就労定着支援についても取組を推進していきます。

また、福祉的就労の底上げを図るため、福祉施設における利用者の工賃を上げる取組を行うとともに、利用者の就労に関する意欲や能力の向上を図っていきます。

（４）こどもの育ちと家庭の安心への支援

こどもの育ちと家族を支援していくためには、こどもの発達や成長等に関して気軽に相談できる場や、障害の早期発見・早期療育などのこどもの成長段階に応じた適切な支援が必要です。また、こどもを取り巻く関係機関が連携しながら、成人後も見据えた切れ目のない継続した支援を行うことが重要です。

教育センターにおいて、幼児・児童・生徒に対する福祉部門と教育部門の総合相談窓口を設置しており、保護者等への発達に関する助言・指導の実施及び必要に応じた専門的な支援等、こどもとその家族を含めた相談支援の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターにおいて、関係機関との連携の強化を図ることで中核的な施設としての役割を担い、こどもの成長段階に応じた適切な支援を行い、切れ目のない療育の充実を図っていきます。

また、「文京区こどもの権利に関する条例」の施行に伴い、こどもの最善の利益を最優先に考え、全てのこどもが地域で安心して過ごし、健やかに育つことのできる社会を目指します。そのために、こどもを一人の権利の主体として尊重し、こども自身が多様な方法で自らの意思や意見を表明できるよう、丁寧な支援を行っていきます。また、障害の有無にかかわらず、全てのこどもが地域のさまざまな活動や場に参加できるよう、インクルーシブな視点を大切にし、必要な配慮や環境づくりに取り組むとともに、障害や障害のあるこどもへの理解を促進していきます。

さらに、障害のあるこどもの家庭の支援をより一層図るため、仕事と子育ての両立のための施策にも取り組んでいくとともに、就学児に対しては、生活能力向上のための必要な支援や社会参加を促すための居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、こどもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

医療的ケア児の支援について、保健、医療、福祉、保育、教育等の関係機関が連携し、協議の場やコーディネーターの配置を通じて、医療的ケア児が身近な地域で育ち、必要な支援が受けられるように障害のあるこどもへの支援の充実を図っていきます。

（５）ひとにやさしいまちづくりの推進

障害者を含めたすべての人が安心・安全に暮らし、積極的に社会参加をするためには、３つのバリアフリーを推進していく必要があります。

３つのバリアとは、「まちのバリア」、「心のバリア」、「情報のバリア」を指します。これらの障壁を取り除くために、まず、「まちのバリアフリー」では、区内の公共的性格をもつ施設や道路など、障害者を含むすべての人が安全かつ快適に利用できるように整備し、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れたまちづくりを進めます。つぎに、「心のバリアフリー」では、学校や職場などを始めとする、地域における障害や障害者に対する理解を促進する取組を行います。さらに、「情報のバリアフリー」では、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」及び「手話に関する施策の推進に関する法律」の趣旨を踏まえ、障害に応じた適切な媒体によって、必要な情報を取得するための取組を推進します。

このようにハード面・ソフト面の障壁を取り除く取組を「文京区障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通の促進に関する条例」及び「文京区手話言語条例」の趣旨も踏まえて進め、障害者が主体的に社会参画でき心豊かな生活を送ることのできる、ノーマライゼーションの考え方に基づいた共生社会の実現を目指します。

また、災害時や緊急事態に対応するために、避難行動要支援者への支援体制の充実を図るとともに、障害者とその家族を地域全体で支えるコミュニティの形成を進め、地域の災害対応力を高めていきます。あわせて、在宅避難者への支援を的確に行うとともに、障害の特性に配慮した避難スペースやトイレのバリアフリー化など、障害者に配慮した避難所や福祉避難所の拡充を進め、災害時における障害者への支援の充実を図ります。

さらに、障害の特性に応じた災害時の情報の入手や、障害者自身が困っていることを周囲に知らせるための意思疎通への支援など、災害時や緊急事態における支援体制を充実させていきます。

第５章　計画の体系

1　自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1　個に応じた日常生活への支援	1　居宅介護（ホームヘルプ）♦［xxx］				

【計画事業について】

・　　は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。

・[]内は、本計画における計画事業掲載ページです。

・他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。

地：地域福祉保健の推進計画　子：子育て支援計画

高：高齢者・介護保険事業計画　保：保健医療計画

◆：第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画（令和９年度～11 年度）において、年度ごとの利用者数、量等の見込みを定めることとされたものです。

★：社会福祉法第 106 条の５に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業です。

その事業の対象となるライフステージの範囲を示しています。

※高齢期については、65 歳以上と 40 歳以上 65 歳未満の方で介護保険サービスが利用できる方は、介護保険サービスが優先されます。

1　自立に向けた地域生活支援の充実					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1　個に応じた日常生活への支援	1　居宅介護（ホームヘルプ）◆[84]				
	2　重度訪問介護◆[84]				
	3　同行援護◆[85]				
	4　行動援護◆[85]				
	5　重度障害者等包括支援◆[85]				
	6　生活介護◆[86]				
	7　療養介護◆[86]				
	8　短期入所（ショートステイ）◆[86]				
	9　短期入所（ショートステイ）の整備[87]				
	10　補装具費の支給[87]				
	11　手話通訳者・要約筆記者派遣事業◆[87]				
	12　手話通訳者設置事業◆[87]				
	13　失語症者向け意思疎通支援事業◆[88]				
	14　日常生活用具給付◆[88]				
	15　移動支援◆[88]				
	16　日中短期入所事業◆[89]				
	17　日中一時支援事業◆[89]				

P.318

1　自立に向けた地域生活支援の充実						
小項目	計画事業		就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1　個に応じた日常生活への支援	18	緊急一時介護委託費助成[89]				
	19	地域安心生活支援事業［90］				
	20	心身障害者（児）短期保護事業[90]				
	21	福祉タクシー/自動車燃料費助成[90]				
	22	地域生活安定化支援事業[91]				
	23	日中活動系サービス施設の整備[91]				
	24	地域生活支援拠点の運営◆[91]				
	25	共生型サービス[92]				
	26	強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実[92]				
	27	高次脳機能障害者等の支援体制の構築[92]				
	28	障害者・児の介護者支援の推進［92］				
2　事業者への支援・指導	1	福祉サービス第三者評価制度の利用促進 地2-3-3[93]				
	2	障害福祉サービス等の質の向上◆[93]				
	3	障害者施設職員等の育成・確保[94]				
	4	障害福祉サービス等事業者との連携[94]				
3　生活の場の確保	1	グループホームの拡充[95]				
	2	共同生活援助（グループホーム）◆[95]				
	3	施設入所支援◆[95]				
	4	自立生活援助◆[96]				
	5	居住支援の推進　地2-1-12[96]				
4　地域生活への移行及び地域定着支援	1	福祉施設入所者の地域生活への移行◆[97]				
	2	入院中の精神障害者の地域生活への移行[97]				
	3	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築◆[97]				
	4	精神障害者の地域定着支援体制の強化[98]				
	5	地域移行支援◆[98]				
	6	地域定着支援◆[98]				
	7	退院後支援事業[98]				
5　生活の質を維持・向上する機会の確保	1	精神障害回復途上者デイケア事業[99]				
	2	地域活動支援センター事業◆★[99]				
	3	自立訓練（機能訓練・生活訓練）◆[100]				
	4	木よう体操教室［100］				
6　保健・医療サービスの充実	1	自立支援医療[101]				
	2	難病患者への支援[101]				
	3	障害者歯科診療事業　保1-5-6[101]				
	4	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業 保1-5-7[102]				
	5	精神保健・難病相談[102]				
7　経済的支援	1	福祉手当の支給[103]				
	2	特別児童扶養手当の支給[103]				
	3	児童育成手当(障害手当)の支給[103]				
	4	利用者負担の軽減[103]				

2　相談支援の充実と権利擁護の推進

小項目		計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1　相談支援体制の整備と充実	1	総合的な相談支援体制の構築[104]				
	2	計画相談支援◆[105]				
	3	地域移行支援◆[1-4-5再掲]				
	4	地域定着支援◆[1-4-6再掲]				
	5	相談支援事業◆[105]				
	6	障害者地域自立支援協議会の運営◆[106]				
	7	障害者基幹相談支援センターの運営◆★[106]				
	8	身体障害者相談員・知的障害者相談員[106]				
	9	障害福祉サービス等の情報提供の充実[107]				
	10	意思決定支援の在り方の検討[107]				
	11	小地域福祉活動の推進★　地1-1-2[107]				
	12	民生委員・児童委員による相談援助活動[5-6-5再掲]				
	13	地域生活支援拠点の運営◆[1-1-24再掲]				
	14	ひきこもりの総合的な支援の推進　地2-1-4[108]				
	15	包括的相談支援事業★　地2-1-1[108]				
	16	多機関協働事業★　地2-1-2[108]				
	17	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業★ 地2-1-3[109]				
	18	ヤングケアラー支援推進事業　子4-3-12[109]				
2　権利擁護・成年後見等の充実	1	福祉サービス利用援助事業の促進　地2-3-1[110]				
	2	法人後見の受任 地2-3-5[110]				
	3	市民後見人の養成および活動支援　地2-3-7[110]				
	4	権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの推進 地2-3-6[111]				
	5	成年後見制度利用支援事業　地2-3-4[111]				
	6	福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実 地2-3-2[111]				
	7	障害者・児虐待防止対策支援事業[112]				
	8	障害者差別解消支援地域協議会の運営[112]				

3　安心して働き続けられる就労支援

小項目		計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1　就労支援体制の確立	1	障害者就労支援の充実[113]				
	2	就労支援ネットワークの構築・充実[114]				
	3	就労促進助成事業[114]				
	4	重度障害者等就労支援事業[114]				
2　職場定着支援の推進	1	就業先企業への支援[115]				
	2	安定した就業継続への支援[115]				
	3	就労者への余暇支援[116]				
	4	就労定着支援◆[3-3-5再掲]				
3　福祉施設等での就労支援	1	福祉施設から一般就労への移行◆[117]				
	2	就労選択支援◆[117]				
	3	就労移行支援◆[117]				
	4	就労継続支援（A型・B型）◆[118]				
	5	就労定着支援◆[118]				
	6	福祉的就労の充実[118]				
	7	障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進[119]				
	8	日中活動系サービス施設の整備[1-1-23再掲]				
4　就労機会の拡大	1	区の業務における就労機会の拡大[120]				
	2	障害者雇用の普及・啓発[120]				
	3	地域雇用開拓の促進[120]				

4　こどもの育ちと家庭の安心への支援

小項目		計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1 障害のあるこどもの健やかな成長	1	乳幼児健康診査　保1-7-10[121]				
	2	発達健康診査[122]				
	3	総合相談室の充実[122]				
	4	発達に関する情報の普及啓発[122]				
	5	在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業[1-6-4再掲]				
2　相談支援の充実と関係機関の連携の強化	1	児童発達支援センターの運営[123]				
	2	多様な機関の連携による切れ目のない支援[123]				
	3	医療的ケア児支援体制の構築◆[124]				
	4	医療的ケア児等コーディネーターの配置◆[124]				
	5	個別の支援計画の作成[124]				
	6	専門家アウトリーチ型支援[124]				
	7	障害児相談支援◆[125]				
	8	医療的ケア児在宅レスパイト事業[125]				
	9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討◆[125]				

4　こどもの育ちと家庭の安心への支援					
小項目	計画事業	就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
3 こどもの成長段階に応じた適切な支援	1 児童発達支援◆[126]				
	2 居宅訪問型児童発達支援◆[126]				
	3 保育所等訪問支援◆[127]				
	4 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト[4-4-9再掲]				
	5 保育園要配慮児保育[127]				
	6 区立幼稚園等特別保育[127]				
	7 就学前相談体制の充実[128]				
	8 総合相談室の充実[4-1-3再掲]				
	9 専門家アウトリーチ型支援[4-2-6再掲]				
	10 障害児通所支援事業所の整備[128]				
	11 特別支援教育の充実[128]				
	12 育成室の障害児保育[129]				
	13 個に応じた指導の充実[129]				
	14 放課後等デイサービス◆[129]				
	15 東京都認証学童クラブの障害児保育[129]				
4　障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり	1 保育園要配慮児保育[4-3-5再掲]				
	2 区立幼稚園等特別保育[4-3-6再掲]				
	3 育成室の障害児保育[4-3-12再掲]				
	4 ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）[130]				
	5 子育てひろば事業 ★　子5-1-2[130]				
	6 地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★　子5-1-1[131]				
	7 児童館[131]				
	8 b-lab（文京区青少年プラザ）[131]				
	9 文京版スターティング・ストロング・プロジェクト[132]				
	10 ベビーシッター利用料助成事業[132]				
	11 放課後全児童向け事業（アクティ）[132]				

5　ひとにやさしいまちづくりの推進						
小項目	計画事業		就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
1　まちのバリアフリーの推進	1	文京区バリアフリー基本構想の推進　地3-1-2[133]				
	2	バリアフリーの道づくり　地3-1-1[133]				
	3	文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導　地3-1-3[134]				
	4	総合的自転車対策の推進　地3-1-4[134]				
	5	公園再整備事業　地3-1-5[134]				
	6	コミュニティバス運行　地3-1-6[134]				
	7	ごみの訪問収集　高2-2-6[135]				
	8	高齢者等住宅修築資金助成事業[135]				
2　心のバリアフリーの推進	1	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業）◆[136]				
	2	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 の充実[136]				
	3	障害者事業を通じた地域参加[136]				
	4	障害者差別解消に向けた取組の推進[136]				
3　情報のバリアフリーの推進	1	情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進[137]				
	2	情報のバリアフリーの推進[137]				
	3	手話に関するケーブルテレビ番組の制作[137]				
	4	文京区声の広報・点字の広報発行[138]				
	5	図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供[138]				
4　防災・安全対策の充実	1	ヘルプカードの普及・啓発[139]				
	2	避難行動要支援者への支援　地3-4-2[139]				
	3	福祉避難所の拡充　地3-4-4[139]				
	4	避難所運営協議会の運営支援　地3-4-1[140]				
	5	災害ボランティア体制の整備　地3-4-3[140]				
	6	耐震化促進事業　地3-4-6 [140]				
	7	家具転倒防止器具設置助成事業　地3-4-7[140]				
	8	救急代理通報システムの設置[141]				
	9	被災者支援の仕組みづくり　地3-4-5[141]				

5　ひとにやさしいまちづくりの推進						
小項目	計画事業		就学前	就学後	卒業期／就職期	高齢期
5 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援	1	障害者事業を通じた地域参加[5-2-3再掲]				
	2	地域に開かれた施設運営[142]				
	3	障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 の充実[5-2-2再掲]				
	4	心身障害者・児レクリエーション[142]				
	5	障害者スポーツ等の推進[143]				
	6	文化芸術作品等の発表機会の確保[143]				
6 地域福祉の担い手への支援	1	ボランティア活動への支援　地1-2-2[144]				
	2	手話奉仕員養成研修事業◆[144]				
	3	地域の支え合い体制づくり推進事業　地1-1-9[145]				
	4	ファミリー・サポート・センター事業 子4-4-8[145]				
	5	民生委員・児童委員による相談援助活動 地1-2-6[145]				
	6	話し合い員による訪問活動　高1-1-8[146]				
	7	自発的活動支援事業◆[146]				
	8	地域活動情報サイト　地1-2-4[146]				
	9	いきいきサポート事業の推進　地1-2-5[146]				
	10	参加支援事業★　地1-2-1[147]				
	11	地域づくり事業★　地1-1-1[147]				

第６章　計画事業

１ 自立に向けた地域生活支援の充実

障害者自らが望む生活を選択でき、地域で自立した生活を送るために、日常生活を支援するサービスの充実や生活の場の確保に向けた取組を進め、生活の質の維持・向上に向けた機会の確保、保健・医療サービスの充実に努めていきます。さらに、生涯にわたって地域で安心して住み続けられるよう、地域移行及び地域定着促進に向けた支援体制整備の推進や地域生活支援拠点の機能の充実を図り、障害者が住み慣れた地域で継続して生活するための支援をしていきます。

また、障害者が安心してサービスを利用できるよう、事業者への支援や指導を行うことで、サービスの質の向上や職員等の育成を図っていきます。

計画事業の表記について
○　　の事業は、進行管理対象事業です。
○事業概要欄には事業趣旨・目的を表記し、可能なものは年度ごとの計画事業量の見込みを表記しています。
○実績及び計画事業量は、年間の数値を表しています（一部の事業において、計画期間の累計値で表しているものがあります。）。
○※は、用語の説明です

P.325

１－１ 個に応じた日常生活への支援

障害者が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、居宅介護等の訪問系サービス、生活介護等の日中活動系サービスをはじめとする障害福祉サービスを個別のニーズやライフステージの変化に応じて適切に提供し、日常生活への支援を行っていきます。

１－１－１ 居宅介護（ホームヘルプ） ◆

事業概要	介護が必要な障害者・児に対して、自宅で入浴・排せつ・食事等の身体介護、調理・掃除・洗濯等の家事援助及び通院等の介助を行い、自立した日常生活や社会生活を営むことができるように支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	居宅における身体介護 実利用者数	人	271	317	340	363
	居宅における身体介護 延利用時間	時間	24,499	29,821	32,482	35,143
	家事援助 実利用者数	人	179	203	215	227
	家事援助 延利用時間	時間	9,249	10,111	10,542	10,973
	通院等介助 実利用者数	人	80	84	86	88
	通院等介助 延利用時間	時間	3,615	3,843	3,957	4,071
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－２ 重度訪問介護 ◆

事業概要	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害もしくは精神障害により行動上著しい困難を有する障害者で、常に介護を必要とする人に、自宅における入浴・排せつ・食事の介護・調理・掃除・洗濯等の家事やその他生活全般にわたる援助、外出時における移動支援等を総合的に行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	22	23	23	23
	延利用時間	時間	97,569	104,282	104,282	104,282
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
		※		○	○	

※15 歳以上で、児童相談所長が利用することを認めた場合、障害者とみなし、支給の要否を決定します。

１－１－３　同行援護　◆

事業概要	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等について、外出時において当該障害者等に同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の便宜を図ります。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	101	111	116	121
	延利用時間	時間	30,636	35,372	37,740	40,108
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－４　行動援護　◆

事業概要	知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する障害者等で、常に介護を必要とする人に、行動する際に生じる危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、その他行動する際の必要な援助を行い、自立した日常生活や社会生活を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	8	10	11	12
	延利用時間	時間	1,450	2,070	2,277	2,484
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－５　重度障害者等包括支援　◆

事業概要	常時介護を要し、その介護の必要の程度が高く、意思疎通を図ることに著しい支障のある障害者・児に対して、居宅介護その他の支援を包括的に行うことにより、身体能力や日常生活能力の維持を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	0	1	1	1
	延利用時間	時間	0	4,968	4,968	4,968
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－６　生活介護　◆

事業概要	常に介護を必要とする障害者に、昼間において、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動の提供等の支援を行い、日常生活能力の維持・向上を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	307	317	322	327
	延利用時間	時間	69,043	71,325	72,450	73,575
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

１－１－７　療養介護　◆

事業概要	医療及び常時の介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の支援を行い、また、医療を提供することで、身体能力や日常生活能力の維持・向上を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	13	14	15	15
	延利用時間	時間	4,744	5,110	5,475	5,475
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

１－１－８　短期入所（ショートステイ）◆

事業概要	自宅で介護する人が病気や休養を要する場合に、障害者・児が施設等に短期入所し、入浴・排せつ・食事の介護、その他必要な支援を受けることで、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	【福祉型】実利用者数	人	131	149	158	167
	【福祉型】延利用日数	日	5,456	6,705	7,110	7,515
	【医療型】実利用者数	人	3	4	4	4
	【医療型】延利用日数	日	98	144	144	144
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－９　短期入所（ショートステイ）の整備 ㊐

事業概要	グループホームの整備に合わせて短期入所事業所の整備を進めることにより、サービス提供体制を拡充するため、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、短期入所事業所の施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	整備数（累計）	か所		1		
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－１０　補装具費の支給

事業概要	障害者・児に対し身体機能を補完又は代替し、長期間にわたり継続して使用される補装具の支給又は修理等にかかる費用を助成することにより、自立した日常生活の促進を図ります。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－１－１１　手話通訳者・要約筆記者派遣事業 ◆

事業概要	聴覚等の障害のため、意思疎通を図ることに支障がある障害者・児に、手話通訳者・要約筆記者の派遣を行い、社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	派遣件数	件	2,753	4,035	4,676	5,317
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－１２　手話通訳者設置事業 ◆

事業概要	聴覚障害者等が手話通訳を通じて意思の疎通を円滑に行い社会参加の促進を図るために、文京シビックセンター等に手話通訳者を設置します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	通訳者	人	2	2	2	2
	対応件数	件	336	364	364	364
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－１３　失語症者向け意思疎通支援事業　◆　㊐

事業概要	失語等の障害のために意思疎通を図ることに支障がある区民で構成する団体に対し意思疎通支援者を派遣し、失語症者の意思疎通の円滑化を図ることにより社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	団体派遣数	件	11	12	12	12
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－１４　日常生活用具給付　◆

事業概要	重度の障害者・児に日常生活用具の給付及び住宅設備改善費用の助成を行うことにより、日常生活の便宜を図ります。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	385	413	427	441
	実施件数	件	1,840	1,974	2,041	2,108
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－１５　移動支援　◆

事業概要	屋外での移動が困難な障害者・児に対して、ヘルパーによる外出のための必要な支援を行うことで、自立生活及び社会参加の促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	399	435	453	471
	延利用時間	時間	60,275	64,815	67,497	70,179
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

１－１－１６　日中短期入所事業　◆

事業概要	自宅で障害者・児を介護する人が病気の場合等に、短期入所施設で、宿泊を伴わずに、日中の見守り・入浴・排せつ・食事の介護等を行い、在宅生活の支援と介護者の負担軽減を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	37	37	37	37
	延利用回数	回	463	555	555	555

対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－１－１７　日中一時支援事業　◆　㊐

事業概要	日中活動系障害福祉サービス事業所の活動時間終了後などに、一時的に見守り等が必要な障害者・児の活動場所を設置することで、障害者・児及びその家族の在宅生活を支援します。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	一時的に見守り等が必要な障害者・児に、日中活動系障害福祉サービス事業所等のサービス提供時間前後を活用し、居場所及び見守り支援を提供します。			

対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

１－１－１８　緊急一時介護委託費助成

事業概要	障害者・児を日常的に介護している同居の家族が、冠婚葬祭や疾病等の理由により一時的に介護を行うことが困難となったときに、障害者・児の家庭や介護人の家庭において介護を受けた場合又は育成室等の送迎の介護を受けた場合、その介護委託に要した費用の一部を障害者本人に助成します。ただし、障害者の配偶者、直系血族及び同居親族を除く介護人の事前登録が必要となります。			
担当	障害福祉課			

対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

１－１－１９　地域安心生活支援事業

事業概要	障害者が地域で安心して暮らしていくことができるよう、病院から地域生活への移行や定着を支援するとともに、家族と同居する精神障害者等が将来の自立した生活に向けて、一定期間生活体験することや、家族と離れて一時的な休息が必要な場合等について居室を確保し、生活支援を行います。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	短期宿泊利用日数	日	88	170	170	170
	生活体験日数	日	133	170	170	170
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		

１－１－２０　心身障障害者（児）短期保護事業

事業概要	常時介護を必要とする心身障害者・児の家族が疾病・事故・冠婚葬祭・出産・休養・学校行事等の理由で介護を行うことが困難なときに、家族に代わり時間単位で保護を行い、介護等の負担を軽減します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	48	75	75	75
	延利用時間	時間	4,475	6,310	6,310	6,310
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		

１－１－２１　福祉タクシー/自動車燃料費助成

事業概要	身体障害者等の社会生活の利便性を図るとともに安心して外出ができるようにするため、福祉タクシー券の交付又は自動車燃料費の一部助成を行います。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	延利用者数	人	1,845	1,859	1,859	1,859
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		○

１－１－２２　地域生活安定化支援事業

事業概要	地域生活支援センターにおいて、未治療者や治療中断のおそれがあり、既存の障害福祉サービスでは地域生活を送ることが困難な精神障害者を対象として、通院同行、服薬見守り及び生活支援を行います。					
担当	予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	16	22	22	22
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

１－１－２３　日中活動系サービス施設の整備

事業概要	重症心身障害者や医療的ケア者等を含む常に介護を必要とする障害者に、必要な介護や創作活動等を提供する場をより確保するために、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による日中活動系サービスの施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	整備数（累計）	か所	1	3		
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

１－１－２４　地域生活支援拠点の運営　◆

事業概要	富坂・大塚・本富士・駒込の４地区に開設した地域生活支援拠点では地域連携調整員を配置し、主に相談支援と地域づくりを担い、関係機関等と連携した障害者の居住支援体制の充実を図るほか、他の機能（緊急時の対応・生活体験・専門的人材の確保及び養成）を区内の支援機関と連携することにより実施します。 また、地域生活支援拠点等コーディネーターにより、拠点機能を持つ事業所や、様々な障害福祉サービス事業所、地域資源を把握・活用し、相談支援専門員や支援機関からの相談を受け、効果的な支援体制の構築を進めるとともに、地域移行・地域定着に関する取組を推進します。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	地域生活支援拠点等事業所の連携体制を構築し、面的整備を進めます。また、地域生活支援拠点の機能のうち、「体験の機会・場の提供」の拡充をし、障害分野や程度によって機会が損なわれないよう整備を進めます。 また、地域自立支援協議会において、その機能や地域課題について協議します。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－１－２５　共生型サービス

事業概要	共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの指定を受けている事業所が、もう一方の制度における指定を受けて提供するサービスであり、障害者総合支援法においては共生型生活介護、共生型居宅介護、共生型短期入所等が規定されています。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－１－２６　強度行動障害を有する障害者の支援体制の充実

事業概要	強度行動障害を有する障害者の支援ニーズの把握、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めます。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	実態・意向調査で把握した強度行動障害を有する障害者の支援ニーズを踏まえ、既存の連絡会等を活用し、地域の関係機関が連携しやすい支援体制の整備に向け、地域課題の共有や検討を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－１－２７　高次脳機能障害者等の支援体制の構築　新

事業概要	脳の損傷により、記憶障害や注意障害等の症状が出る高次脳機能障害者等に対し、個々の状態に合わせた相談支援を行います。 また、区民に向けた高次脳機能障害に関する講演会を行うとともに、専門家による相談会を実施します。			
担当	予防対策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－１－２８　障害者・児の介護者支援の推進　新

事業概要	自宅で障害者・児を介護する家族等の病気や就労、冠婚葬祭、休養等の理由により、介護を代替するなど、障害者・児の介護を行う家族等を支援するための各種事業を実施します。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－２　事業者への支援・指導

事業者に対する第三者評価制度の利用促進や、指導検査を導入することで、事業運営における問題点を把握し、サービスの質の向上に結び付けられるよう支援・指導を行っていきます。

また、障害福祉サービス等事業者を対象にした研修会等の場において、法改正などの必要な情報提供や研修等を実施することでスキルアップを促し、職員等の育成を図ります。

１－２－１　福祉サービス第三者評価制度の利用促進（地２-３-３）

事業概要	福祉サービスを提供する事業者の第三者評価の受審を支援し、福祉サービスを利用する区民へのサービス選択のための情報提供の促進及び事業者の福祉サービスの質の向上を図ります。			
担当	福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－２－２　障害福祉サービス等の質の向上　◆

事業概要	障害福祉サービス等が多様化するとともに、多くの事業者が参入している中、障害者に適切な障害福祉サービス等が提供されているかを確認し指導等を行うことにより、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高めます。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため、実地指導を行い障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年35回）程度 請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、事業所に対し適正な請求を促します。（年12回）			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－２－３　障害者施設職員等の育成・確保

事業概要	障害者基幹相談支援センター及び障害者就労支援センター等が行う障害者施設従事者向けの研修会により、法改正等の国の動向についての理解促進や利用者支援における職員のスキルアップを図り、職員等の育成についての支援を行います。 また、移動支援従事者養成研修等への支援を行うことにより、福祉従事者の育成を図ります。 なお、区で指定している移動支援従事者養成研修を修了した者に対して区が受講料を助成することにより、研修参加者の増加を促し、人材確保に繋げます。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－２－４　障害福祉サービス等事業者との連携

事業概要	制度改正や事業所運営に係る留意事項等について、情報提供及び指導を行い、区内の障害福祉サービス等事業者と区との連携を確保し、障害福祉サービス等事業者が提供するサービスの質を高める。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－３ 生活の場の確保

障害者が安心した地域生活を送ることができるよう、グループホーム等の整備を推進するなど生活基盤施設等の充実を図るとともに、障害者が自ら望む生活の場を確保できるよう、施設入所支援、自立生活援助等のサービスも着実に行っていきます。

１－３－１　グループホームの拡充

事業概要	障害者が地域の中で自立した生活を送れるよう、社会福祉法人等による障害者グループホーム整備費補助の活用を推進するほか、社会福祉法人等が民間アパート等を借り上げて障害者グループホームを開所する際の初期費用の補助を行うことにより、施設整備を促進します。 また、既存事業者が居室を増やす場合も補助を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	整備数（累計）	か所	0	4		
	定員数（累計）	人	0	37		
	定員数内訳：知的障害25人、身体障害・知的障害5人、精神障害7人					
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

１－３－２　共同生活援助（グループホーム）◆

事業概要	障害者が共同生活を行う住居において、入浴・排せつ・食事の介護や相談など日常生活上の支援を行います。 また、居宅における自立した日常生活への移行を希望する入居者について、日常生活への移行及び移行後の定着に関する相談を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	187	205	214	223
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

１－３－３　施設入所支援　◆

事業概要	施設に入所する障害者に、主として夜間等における入浴・排せつ・食事の介護等を行い、日常生活支援を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	129	130	130	130
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

１－３－４　自立生活援助　◆

事業概要	施設入所支援又は共同生活援助を利用していた障害者が居宅で自立した生活を営む上で生じた問題について、定期的な巡回訪問や随時通報により、障害者からの相談に応じ必要な情報提供、助言、援助を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	0	2	3	4
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

１－３－５　居住支援の推進（地２-１-12）

事業概要	住宅確保要配慮者（高齢者、障害者、ひとり親世帯等住宅の確保に特に配慮を要する者）に対し、区内不動産店及び家主の協力を得ながら、住宅確保要配慮者の入居を拒まない民間賃貸住宅の確保を進めるとともに、様々な既存の住宅ストックを活用することで住宅確保要配慮者の円滑な入居を促進します。 また、住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営む住まい方ができるよう様々な機関と連携した支援をするとともに、文京区、不動産関係団体、居住支援団体で構成する「文京区居住支援協議会」において、相談支援等住まい方に関する支援を検討します。 あわせて、区営住宅、シルバーピア及び障害者住宅の適切な管理運営を行いつつ、入居者が継続的に安心して暮らすことができるよう関係機関と連携した支援を行うとともに、都営住宅の募集に関する情報提供等を適切に行うことで、住宅に困窮する世帯に対する住まいの確保を図ります。			
担当	福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－４ 地域生活への移行及び地域定着支援

相談支援の充実や関係機関との連携を図ることによって、福祉施設入所者や退院可能な入院中の障害者の地域生活への移行や定着に向けた取組を進め、障害者が自ら選んだ地域で安心して住み続けられるように支援していきます。

１－４－１　福祉施設入所者の地域生活への移行　◆

事業概要	福祉施設入所の障害者が、自ら選択した地域で自立した日常生活又は社会生活を営めるよう、障害福祉サービス等の支援を行い、地域生活移行を進めます。 令和７年度の施設入所者数のうち、令和11年度末までに地域生活へ移行する者の見込み量の設定を行うため、事業量は累計として記載します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	移行者数（累計）	人	0	12		
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

１－４－２　入院中の精神障害者の地域生活への移行

事業概要	退院可能な入院中の精神障害者の地域移行を推進するため、医療機関及び地域相談支援事業所等と連携し、退院後の地域生活に向けた支援を行います。			
担当	予防対策課			
３年間の計画事業量	・精神科病院に入院している区民の実態から把握した地域移行に向けた課題について協議の場で検討を行い、地域づくりに活かしていきます。 ・医療機関、関係機関と連携し、支援施策を活用しながら地域生活移行のための支援を継続的に行います。 ・特定相談・一般相談機能強化事業補助金の活用等により、地域の受け皿の情報集約拠点である特定及び一般相談支援事業者が関係機関等と連携して行う精神障害者の地域生活への移行を強化します。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

１－４－３　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　◆

事業概要	保健・医療及び福祉関係者による協議の場において、地域移行支援検討会議、精神障害者支援機関実務者連絡会及び安定化支援会議の三つの会議体を通じ、地域基盤の整備、支援体制の整備及び個別支援の検討を進めるとともに、精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう精神疾患の正しい知識等の普及啓発を進めることで、重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。			
担当	予防対策課			
３年間の計画事業量	地域精神保健福祉連絡協議会の実施（年２回） 心のサポーター養成研修の実施（年６回）			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

１－４－４　精神障害者の地域定着支援体制の強化

事業概要	区内の福祉施設及び医療機関などの実務者を構成員とした連絡会を開催し、関係機関等が連携して在宅の精神障害者が地域で安定した生活を支えるための支援体制を強化します。			
担当	予防対策課			
３年間の計画事業量	文京区精神障害者支援機関実務者連絡会の実施（年３回程度）			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

１－４－５　地域移行支援　◆

事業概要	障害者支援施設等に入所している障害者や、精神科病院に入院している精神障害者等に対して、住居の確保やその他地域における生活に移行するための活動に関する相談や、その他の必要な支援を行い、地域移行の促進を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	3	5	5	5
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

１－４－６　地域定着支援　◆

事業概要	単身者及び同居家族の高齢化等により家族の支援を受けられない地域の障害者に対して、常時連絡等が可能なサポート体制を整備し、地域定着を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	6	10	10	10
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

１－４－７　退院後支援事業

事業概要	保健所設置自治体が中心となって支援を行う必要がある措置入院中の精神障害者について、必要な医療等の支援を適切に受け社会復帰できるように、退院後支援計画を作成し、関係者会議を開催します。					
担当	予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	対象者数	人	30	30	30	30
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

１－５ 生活の質を維持・向上する機会の確保

障害者が自立した生活を送るために、一人ひとりの希望や障害程度等に応じ、生活能力や身体能力の向上のために必要な支援を行います。

また、在宅の難病患者については、リハビリ教室等を実施することで生活の質の維持・向上を図ります。

１－５－１　精神障害回復途上者デイケア事業

事業概要	回復途上の精神障害者を対象に、対人関係などの障害を改善し社会復帰を目指すことを目的として、集団生活指導や生活技能訓練などの各種プログラムを用いた事業を実施します。					
担当	保健サービスセンター					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実施回数	回	142	140	140	140
	延参加人数	人	529	840	840	840
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○		

１－５－２　地域活動支援センター事業　◆★

事業概要	障害者等の地域生活支援の促進を図るため、区内６か所の地域活動支援センターにおいて、障害の特性等に応じた創作的活動の提供及び社会との交流の促進等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	登録者数	人	365	355	357	359
	実施箇所数	か所	6	6	6	6
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

１－５－３　自立訓練（機能訓練・生活訓練）　◆

事業概要	障害者に対して一定期間、身体機能又は生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行い、自立した日常生活又は社会生活ができるよう支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	機能訓練 実利用者数	人	2	2	3	4
	機能訓練 延利用日数	日	132	134	147	160
	生活訓練 実利用者数	人	34	40	44	48
	生活訓練 延利用日数	日	2,857	3,456	3,801	4,181

対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

１－５－４　木よう体操教室

事業概要	在宅の難病患者を対象に、体操やレクリエーション、参加者同士の交流の機会を提供し疾病の理解や生活の質（ＱＯＬ）の維持・向上を目指します。					
担当	保健サービスセンター					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	木よう体操 教室Ａ 参加人数	人	75	72	72	72
	木よう体操 教室Ｂ 参加人数	人	91	72	72	72

対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
				○

１－６ 保健・医療サービスの充実

障害者が適切な医療サービスを受けられるよう、医療費の負担軽減や歯科診療の機会を提供するとともに、精神障害者等に対し専門相談などを行うことで、障害者に必要な保健・医療サービスの充実を図ります。

１－６－１　自立支援医療

事業概要	心身の障害の状態の軽減を図り、必要な医療についての支援を行うことで、障害者・児の自立した日常生活又は社会生活を推進します。			
担当	障害福祉課、予防対策課、健康推進課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－６－２　難病患者への支援

事業概要	認定疾病に罹患している難病患者等に対し、医療保険・介護保険を適用した医療費から患者一部自己負担額を控除した額を助成することにより、経済的負担の軽減を図ります。 また、難病患者及びその家族の生活の質（ＱＯＬ）を向上するため、難病医療費等助成制度申請の際に保健師が面接を行い、在宅療養の相談や社会資源活用の支援を実施します。 支援体制の課題を共有し協議するため、難病対策地域協議会を開催し、地域における関係機関の連携を図ります。			
担当	予防対策課、保健サービスセンター			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

１－６－３　障害者歯科診療事業（保1-5-6）

事業概要	障害者・児等で口腔疾患の予防と治療・口腔機能の改善を必要としている方を対象に、歯科治療や各種相談等を行い、障害者等に歯科診療の機会を提供し、障害者の口腔衛生の向上を図ります。 また、高次医療機関や地域のかかりつけ歯科医へもつなげます。			
担当	健康推進課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－６－４　在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業（保１-５-７）

事業概要	疾病や障害等で歯科医院へ通院困難な在宅療養者等に対して、歯科医師や歯科衛生士が自宅等に訪問し、歯科健診・予防相談指導を実施するとともに、かかりつけ歯科医の定着を促し、在宅療養者等の口腔衛生の改善及び向上を図ります。			
担当	健康推進課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－６－５　精神保健・難病相談

事業概要	精神科医による専門相談及び保健師による所内相談や家庭訪問を行い、地域の精神障害者及び難病患者等、家族、区民に対し予防から社会復帰まで総合的に支援します。					
担当	保健サービスセンター					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	精神保健相談実施回数	回	48	48	48	48
	精神保健相談延人数	人	74	96	106	106
	訪問指導等実人数	人	1,724	1,500	1,500	1,500
	訪問指導等延人数	人	4,882	4,300	4,300	4,300
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
		○		○		○

１－７ 経済的支援

障害者への経済的支援については、支給対象者への周知徹底を図り福祉手当等の支給を確実に行うとともに、国の動向を踏まえて障害福祉サービス等利用者負担の軽減を行うことで、適切に進めていきます。

１－７－１　福祉手当の支給

事業概要	心身に障害のある方に対し、自立した社会生活を送るための一助となるように、心身障害者等福祉手当（区制度）・精神障害者福祉手当(区制度)・特別障害者手当等(国制度)・重度心身障害者手当(都制度)を支給します（所得制限あり。）。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

１－７－２　特別児童扶養手当の支給　㊐

事業概要	心身に一定程度以上(身体障害者手帳１～３級程度、愛の手帳１～３度程度)の障害等がある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します(所得制限あり。)。			
担当	こども若者支援課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

１－７－３　児童育成手当(障害手当)の支給

事業概要	心身に一定程度以上(身体障害者手帳１・２級程度、愛の手帳１～３度程度、脳性マヒ又は進行性筋萎縮症)の障害のある20歳未満の児童の養育者に手当を支給します(所得制限あり。)。			
担当	こども若者支援課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

１－７－４　利用者負担の軽減

事業概要	障害福祉サービス等の利用者負担に対し、様々な軽減策を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 また、国が実施している無償化や多子軽減措置に該当しない利用者に対して、区独自の助成制度を実施することで利用者負担の軽減を図ります。 その他、就学前の障害児通所施設利用時の給食及びおやつ代、区立障害者施設の給食費、同行援護や移動支援等の利用者負担等については、区における負担軽減を実施することで、障害福祉サービス等の利用を支援します。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２ 相談支援の充実と権利擁護の推進

障害者の相談内容に応じた的確な支援を行うため、本人に関わる支援者をはじめ、福祉事務所、保健所、地域生活支援拠点や相談支援事業所等の関係機関と適宜連携を図りながら、障害者基幹相談支援センターを中心に多面的な支援を行っていきます。あわせて、具体的な相談支援体制や関係機関のネットワーク等については、引き続き障害者地域自立支援協議会において議論を深め、充実したものとなるよう検討していきます。

また、障害者権利条約の締結、障害者差別解消法や東京都障害者差別解消条例の施行を受け、障害者の権利の実現に向けた取組や障害者差別解消への取組について、一層の強化が求められています。障害者の人権や意見が尊重され、養護者等による虐待などを受けることなく、安心して生活を送ることができるよう、成年後見制度をはじめとした権利擁護支援の地域連携ネットワークの構築、障害者虐待防止体制の強化、障害者差別解消支援地域協議会における事例共有等により、障害者の権利擁護についての取組を推進していきます。

２－１ 相談支援体制の整備と充実

相談支援については、障害者やその家族が気軽に相談できる窓口を設置し、障害者基幹相談支援センターが関係機関との連携を図ることで、相談支援の充実を推進していきます。また、自己決定が困難な障害者に対する意思決定支援の方法等についても検討を行っていきます。

２－１－１　総合的な相談支援体制の構築

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="4">障害者・児やその家族等が抱える多様なニーズや困りごとに対する相談に対し、区の窓口や保健所を始め、障害者基幹相談支援センター等の関係機関が連携しながら、専門的かつ総合的な相談支援を実施するためのネットワーク体制を構築します。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="4">障害福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象
ライフ
ステージ</td><td>就学前</td><td>就学後
（小・中・高）</td><td>卒業期／就職期</td><td>高齢期</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
</table>

２－１－２　計画相談支援　◆

事業概要	障害者のニーズに基づくサービス等利用計画(サービス利用支援・継続サービス利用支援）の作成と評価を行い、課題の解決や適切なサービス利用に向けて、よりきめ細かな支援を行います。 障害福祉サービス利用者が増えていることから、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、計画相談支援の利用希望の有無を把握し、望まないセルフプランの解消に向け、計画相談支援の利用を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	計画作成者数	人	934	992	1,021	1,050
	計画作成割合	%	73	75	76	77
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

※計画作成者数とは、サービス等利用計画案が作成された人数（セルフプランを除く。）のことです。
※就学前、就学後（小・中・高）の計画相談支援については、４－２－７ 障害児相談支援に掲載しています。

２－１－３　地域移行支援（１－４－５再掲）

２－１－４　地域定着支援（１－４－６再掲）

２－１－５　相談支援事業　◆

事業概要	区の窓口や一般相談支援事業所において、地域生活支援拠点、指定特定相談支援事業所又は指定一般相談支援事業所等と連携を図りつつ、障害者等の福祉に関する各般の問題について障害者・児やその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供や障害福祉サービス等の利用支援を行うとともに、障害者・児の権利擁護のために必要な援助を行います。 また、障害者基幹相談支援センターにおいては、地域の相談支援事業者等への助言・人材育成等により相談支援の質を向上させる取組を行うとともに、地域の相談支援体制の強化を推進します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	障害者相談支援事業実施箇所数	か所	4	4	4	4
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

２－１－６　障害者地域自立支援協議会の運営　◆

事業概要	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、関係機関等と連絡を図ることにより障害福祉に関する課題について協議を行い、地域の障害者等を支援する方策を推進します。 また、この協議会に設置される、相談・地域生活支援専門部会、就労支援専門部会、権利擁護専門部会、障害当事者部会、こども支援専門部会において、支援体制等についての協議を重ねます。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	障害者地域自立支援協議会（年２回） 相談・地域生活支援専門部会（年３回） 就労支援専門部会（年３回） 権利擁護専門部会（年３回） 障害当事者部会（年３回） こども支援専門部会（年４回）			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－７　障害者基幹相談支援センターの運営　◆★

事業概要	障害者等が住み慣れた地域で自立した生活を送ることができるよう、人材育成と家族全体の重層的課題を含んだ総合的かつ専門的な内容の相談支援を実施します。 また、障害者の権利擁護に関する取組など、支援体制の強化等を推進する総合的な相談支援活動の拠点として事業運営を行い、障害分野に限らず、介護分野、児童分野、生活困窮分野等の関係機関との連携体制の構築を推進します。また、地域生活支援拠点等コーディネーターを中心に、地域移行・地域定着に関する取組を推進します。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援専門員の人材育成及び地域の相談機関との連携強化の取組を実施します。 また、個別事例の支援内容の検証や重層的支援体制整備事業での支援会議等に取り組みます。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－８　身体障害者相談員・知的障害者相談員

事業概要	区長から委嘱された民間の相談員が、障害者・児やその家族からの相談に応じて助言・指導を行い、諸問題解決の支援を行います。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－９　障害福祉サービス等の情報提供の充実

事業概要	障害者福祉制度の改正等国の動向を踏まえながら、障害者や家族等が必要とする障害福祉サービス等について迅速・的確に情報を提供します。 また、ホームページでの情報提供に際しては、分かりやすく、かつ必要とする情報を探しやすいホームページ作りを行います。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－１０　意思決定支援の在り方の検討

事業概要	自己決定が困難な障害者に対する支援の枠組みや方法等について、障害者地域自立支援協議会の権利擁護専門部会等において、支援体制等について検討を行います。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－１１　小地域福祉活動の推進　★（地１-１-２）

事業概要	日常生活圏域全域に地域福祉コーディネーターを配置し、町会・自治会単位の小地域で起きている課題を掘り起こし、地域住民による課題の共有、検討及び解決の支援を行い、地域における住民同士の支え合いの体制づくりを推進します。			
担当	社会福祉協議会			
３年間の計画事業量	地域福祉コーディネーター10名体制により、地域の支え合い活動や日常的な相談の拠点となる「多機能な居場所（つどい～の）」、地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」、地域課題の解決に取り組む活動である「サロンぷらす」等の立ち上げ及び運営を支援し、住民同士の交流や支え合い、見守り活動を促進します。また、生活支援コーディネーターを兼務し、住民主体の「通いの場」の立ち上げ及び運営を支援します。 さらに、区内全域で取り組む必要がある課題については、多様な組織・団体、行政、社協内の関係部署と連携し、新たな仕組みの構築に向けた事業化やネットワークの構築を支援していきます。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－１２　民生委員・児童委員による相談援助活動【５－６－５再掲】

２－１－１３　地域生活支援拠点の運営【1－1－24 再掲】

２－１－１４　ひきこもりの総合的な支援の推進（地２-１-４）

事業概要	ひきこもり当事者やその家族及び8050問題ケース等の複合的な課題を含む相談を文京区ひきこもり支援センターで実施し、関係機関と連携しながら支援を行います。 ひきこもり状態にある方の自立を支援するため、「ひきこもり等自立支援事業（STEP事業）」（Support支援／Talk相談／Experience経験／Place居場所）を行います。					
担当	事務局：生活福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	STEP事業相談件数	件	969	970	970	970
	STEP事業支援メニュー利用件数	件	622	630	630	630
	ひきこもり支援センター相談件数	件	342	300	300	300
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

２－１－１５　包括的相談支援事業　★（地２-１-１）

事業概要	高齢・介護、障害、こども、生活困窮等の各分野において実施されている既存の相談支援を一体的に実施し、相談者の属性や世代、相談内容等に関わらず、地域住民からの相談を包括的に受け止め、抱える課題の整理を行います。 また、受け止めた相談のうち、複雑化・複合化している課題については、多機関協働事業につなぎ、連携を図りながら支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－１６　多機関協働事業　★（地２-１-２）

事業概要	支援関係機関間の有機的な連携体制を構築し、当該連携体制の中で地域における地域生活課題等の共有を図り、複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等に対して支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
３年間の計画事業量	複雑化・複合化した支援ニーズを有し、様々な課題の解きほぐしが求められる事例等を支援するため、分野横断的に多機関が連携した会議体（支援会議及び重層的支援会議）を運営します。支援会議では、地域において関係機関等がそれぞれ把握していながらも支援が届いていない個々の事例情報共有や、地域における必要な支援体制の検討を行います。重層的支援会議では、支援プランの協議を策定を行うとともに、定期的にモニタリング会議を開催し、再プランやプラン終結等の判断を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－１７　アウトリーチ等を通じた継続的支援事業　★（地２-１-３）

事業概要	本人と直接かつ継続的に関わるための信頼関係の構築や、本人とのつながりづくりに向けた支援を行い、複雑化・複合化した課題を抱えているため必要な支援が届いていない方に支援を届けます。			
担当	事務局：福祉政策課			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 （小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－１－１８　ヤングケアラー支援推進事業（子４-３-12）

事業概要	ヤングケアラーに対する理解促進を図るため、広報啓発に取り組むとともに、関係機関を対象とした研修等を実施します。 また、要保護児童対策地域協議会において、課題を共有しながら支援のあり方等を協議し、関係機関との連携体制を強化するとともに、ヤングケアラー本人だけでなく、家族全体に対する支援を行います。			
担当	こども家庭支援センター			
３年間の 計画事業量	リーフレット・動画・区報等による広報啓発に取り組むとともに、関係機関への訪問による啓発活動を継続します。要保護児童対策地域協議会においては、理解促進と連携強化を図るため、構成員向けの研修を実施します。 ヤングケアラーの負担を軽減する事業として、家事・送迎支援の利用料助成や通訳支援を行うタブレット端末の貸出等を実施するとともに、ヤングケアラーの意向と家族の状況に合わせたサービスや社会資源等へのつなぎを図ります。			
対象 ライフ ステージ	就学前	就学後 （小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－２ 権利擁護・成年後見等の充実

障害者の人権や意思が尊重され、地域の中で安心して生き生きと自分らしい生活を送ることができるようにするため、成年後見制度の利用促進や障害福祉サービスに関する相談等の充実を図るとともに、障害者虐待の防止に向けた取組を推進していきます。また、障害者の差別解消のための取組に関する協議会の運営を行っていきます。

２－２－１　福祉サービス利用援助事業の促進（地２-３-１）

事業概要	高齢、知的障害、精神障害などにより判断能力が不十分なため、日常生活で支援を必要とする方に対し、福祉サービスの利用支援、日常的な金銭管理及び重要書類預かり等を行うことにより、在宅生活が継続できるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	福祉サービス利用援助事業契約者数	件	72	75	85	90
	財産保全管理サービス契約者数	件	10	12	14	16
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

２－２－２　法人後見の受任（地２-３-５）

事業概要	成年後見人を必要としながら適切な後見人を得られない区民を対象に、成年後見人を受任する法人後見を実施します。			
担当	社会福祉協議会			
３年間の計画事業量	社会福祉協議会において適切な後見人がないケースを受任し、課題が解決後、法人市民後見人や専門職の受任が適当と認められるケースについては、円滑な引継ぎを実施し、被後見人等の意思や状況に応じた、より適切で充実した後見活動の推進を図ります。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

２－２－３　市民後見人の養成及び活動支援（地２-３-７）　新

事業概要	認知症や知的障害、精神障害などにより、判断能力が十分でない方が住み慣れた地域でその人らしく暮らし続けられるよう、成年後見制度の担い手となる市民後見人の養成を、社会福祉協議会に委託して実施します。また、養成後も研修や相談支援等を通して、活動を支援し、地域における権利擁護体制の充実を図ります。					
担当	福祉政策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	市民後見人登録者数	人	－	10	10	20
	市民後見人受任者数	人	－	4	6	8
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

２－２－４　権利擁護支援に係る地域連携ネットワークの構築（地２-３-６）

事業概要	成年後見制度利用促進基本計画で定められた、福祉・行政・法律専門職などの連携による「支援」機能を備える、権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関を、社会福祉協議会に委託して運営します。 中核機関の取組として、有機的な連携を図りながら、専門職による専門的助言等の確保、支援を必要とする区民の早期発見と継続的な支援に資する関係機関の連携体制の強化を図ります。 あわせて、幅広く意思決定支援の理念の普及・啓発を行い、成年後見制度の利用に至る前の支援から成年後見制度の利用に至るまでの支援が切れ目なく一体的に確保されるよう、市民後見人及びその他の権利擁護の担い手との連携を図ります。			
担当	福祉政策課			
３年間の計画事業量	権利擁護支援の地域連携ネットワークを推進する中核機関の取組を、社会福祉協議会に委託し、コーディネート機能の維持・強化を図ります。 あわせて、権利擁護支援を必要とする方が、尊厳のある本人らしい生活を継続することができるよう、地域の関係者や地域住民へ意思決定支援の理念の普及・啓発を行うとともに、福祉・法律の専門職による専門的助言等の確保、関係機関の連携体制の強化等を図る協議会の運営を推進します。 さらに、この権利擁護支援の地域連携ネットワークを活用し、市民後見人をはじめとした、本人の意思決定支援などの幅広い場面で活躍できる権利擁護支援の担い手の育成・活躍の場の仕組みづくりの構築に向けて、関係機関と協働して取り組みます。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

２－２－５　成年後見制度利用支援事業（地２-３-４）

事業概要	成年後見制度の利用に要する費用のうち、申立てに要する経費を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。 また、後見人等の報酬に係る費用を負担することが困難な方に対し、その費用を助成します。			
担当	福祉政策課、社会福祉協議会			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

２－２－６　福祉サービスに対する苦情申立・相談対応の充実（地２-３-２）

事業概要	福祉サービスの利用にあたり、利用契約やサービス内容について、サービス提供事業者への苦情や要望を受け付け、中立・公正な立場で、解決に向けた支援を行います。 また、福祉サービス苦情等解決委員会を設置し、必要に応じて中立・公正な専門委員による仲介や調査により、解決を図ります。			
担当	社会福祉協議会			
３年間の計画事業量	福祉サービスに関する苦情を抱える方が、適切な相談・支援につながるよう本事業の周知・広報を積極的に行い、必要な方が円滑に本事業を利用できる体制づくりを引き続き支援していきます。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－２－７　障害者・児虐待防止対策支援事業

事業概要	区民向けの講演会の開催や障害者虐待防止リーフレットの配布、障害者施設等従事者への研修会等を通じて広報・啓発活動を進め、障害者虐待防止や早期発見を図ります。 障害者虐待の通報窓口や相談を受ける障害者虐待防止センターにおいては、虐待の防止や早期発見、虐待を受けている可能性のある対象者の安全確保と事実確認等の迅速な対応を行います。 また、障害者基幹相談支援センターをはじめ、対象者の年齢に応じてこども家庭支援センターや児童相談所、高齢者あんしん相談センターと連携しながら適切な支援を行うとともに、園や学校、福祉施設など、その他関係する機関との協力体制の整備等、支援体制の強化を図っていきます。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

２－２－８　障害者差別解消支援地域協議会の運営

事業概要	地域の関係機関等が委員となり、障害を理由とする差別に関する相談等の事例共有等、差別を解消するための取組について協議を行います。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	障害を理由とする差別の解消に向けて、必要な情報交換や取組に関する協議を行うために障害者差別解消支援地域協議会を開催します。（年２回）			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

３ 安心して働き続けられる就労支援

障害者雇用納付金制度の改正（平成 27 年４月）、就労者に対する合理的配慮の提供（平成 28 年４月）、精神障害者の雇用義務の追加（平成 30 年４月）、障害者雇用促進法が定める雇用率（法定雇用率）の引上げ（令和６年４月以降）などの政策が打ち出されたこと等を背景に、障害者雇用のすそ野は年々広がってきています。

一方で、障害者が自らに合った仕事に就き、働き続けるためには、障害の特性を踏まえた多様な仕事・就労形態の創出、企業における合理的配慮の提供、障害者、家族及び職場に対する支援体制が必要となっています。また、身体障害・知的障害・精神障害の他に、発達障害や高次脳機能障害、難病など障害が多様化する中で、それぞれの障害の特性や状況に応じた専門性の高い支援が求められています。

そこで、これまで以上に企業及び障害者に対する就労支援や職場定着支援の充実を図るために、障害者就労支援センターの専門性を高め、地域全体で支える就労支援ネットワークの構築を関係機関等との連携強化を図りながら進めていきます。また、就労の機会の拡大を図るとともに、障害の程度に応じた就労への支援として、福祉施設等での就労についても充実するよう努めていきます。

３－１ 就労支援体制の確立

障害者が地域で自立した生活を送り、安心して働き続けられるように、障害者就労支援センターの専門性を高めるとともに、多様化する様々な障害に適切に対応できるよう、就労支援体制の充実を図ります。また、就労支援ネットワークの構築・充実や助成制度の活用を促すことで、地域全体で障害者就労を支える体制を確立していきます。

３－１－１　障害者就労支援の充実

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">障害者の社会参加と自立を促進するため、就労に関する相談・支援等について、障害者就労支援センターを中心に実施します。多様化している障害の特性や働き方へのニーズに応じた専門性の高い支援やコーディネート力の強化、増加する新規登録者・就労者に対する定着支援、生活支援等、地域の拠点としての機能の充実を図ります。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="6">障害福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３年間の
計画事業量</td><td>項目名</td><td>単位</td><td>７年度実績</td><td>９年度</td><td>10年度</td><td>11年度</td></tr>
<tr><td>就労継続者数</td><td>人</td><td>380</td><td>415</td><td>430</td><td>445</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象
ライフ
ステージ</td><td>就学前</td><td colspan="2">就学後
（小・中・高）</td><td>卒業期／就職期</td><td colspan="2">高齢期</td></tr>
<tr><td></td><td colspan="2">○</td><td>○</td><td colspan="2">○</td></tr>
</table>

３－１－２　就労支援ネットワークの構築・充実

事業概要	障害者地域自立支援協議会の就労支援専門部会や事業所ネットワーク（就労支援者研修会）等を活用し、障害者就労に関する情報の整理を通じて共有化を図るとともに、関係機関の人的交流の機会提供や、地域の就労支援を担う人材育成を行います。 また、地域の福祉・保健・教育・労働等の連絡会への参加を通して、就労している障害者の生活を地域全体で支える仕組みづくりを行います。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

３－１－３　就労促進助成事業

事業概要	一般就労を目指す障害者が企業等での実習を行う際に、実習を行う障害者就労支援センター登録者等に体験手当を支給することで、障害者の就労・雇用を促進していきます。 また、区内中小企業等に対して職業体験受入れ奨励金を助成し、実習機会の拡大及び障害者への理解を深めるとともに、区内中小企業等の障害者雇用促進の取組をサポートします。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	企業実習日数（障害者職業体験助成）	日	171	190	200	210
	職業体験受入れ日数(中小企業等障害者職業体験受入れ助成）	日	40	45	50	60
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

３－１－４　重度障害者等就労支援事業

事業概要	民間企業が重度障害者等を雇用するに当たり、障害者雇用納付金制度に基づく助成金を活用しても当該重度障害者等の雇用継続に支障が残る場合や、重度障害者等が自営業者等として働く場合において、重度障害者等の通勤や職場等における支援を行うことで、重度障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	3	4	4	5
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
				○		○

３－２ 職場定着支援の推進

就労している障害者が安心して働き続けられるように、就業先である企業に対する支援についても行っていきます。

また、就労を続ける障害者に対しては、施設や学校、ハローワークなどの関係機関と連携を図りながら、定着支援を進めていきます。職場訪問による支援だけでなく、就労に伴う生活面への支援として、余暇活動への支援の充実を図り、意欲をもって、働き続けられるよう継続的な支援を行っていきます。

３－２－１　就業先企業への支援

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">法定雇用率の引上げやそれに伴う納付金制度の対象企業の範囲拡大等により障害者雇用に取り組む企業が増えていることを踏まえ、障害者理解のための情報提供や、合理的配慮の提供の下で雇用促進が図られるよう、企業への相談支援を行うとともに、精神障害者の雇用機会の拡大に対応できる相談体制について充実を図ります。
また、雇用管理やキャリア支援、人材育成の方法、メンタルヘルスなど企業の相談内容の多様化に対応するため、企業支援体制の充実を図ります。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="6">障害福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３年間の
計画事業量</td><td>項目名</td><td>単位</td><td>７年度実績</td><td>９年度</td><td>10年度</td><td>11年度</td></tr>
<tr><td>企業への支援件数</td><td>件</td><td>1,574</td><td>1,560</td><td>1,640</td><td>1,710</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象
ライフ
ステージ</td><td colspan="2">就学前</td><td colspan="2">就学後
（小・中・高）</td><td colspan="2">卒業期／就職期</td><td>高齢期</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">○</td><td>○</td></tr>
</table>

３－２－２　安定した就業継続への支援

<table>
<tr><td>事業概要</td><td colspan="6">就労先への定期的な職場訪問の実施や定期的な個別面談を通して、職場の人間関係等の困りごと等の相談に応じ、就業継続に向けた支援を行います。教育機関（特別支援学校等）や職業訓練校、就労系事業所（就労移行支援・就労継続支援等）からの就職者に対しても、各機関との連携を図りながら職場定着支援を実施します。
また、生活の中で生じた課題等については地域の関係機関と連携し、安定した職業生活を送ることができるように支援します。</td></tr>
<tr><td>担当</td><td colspan="6">障害福祉課</td></tr>
<tr><td rowspan="2">３年間の
計画事業量</td><td>項目名</td><td>単位</td><td>７年度実績</td><td>９年度</td><td>10年度</td><td>11年度</td></tr>
<tr><td>職場定着支援数</td><td>件</td><td>4,391</td><td>4,270</td><td>4,500</td><td>4,730</td></tr>
<tr><td rowspan="2">対象
ライフ
ステージ</td><td colspan="2">就学前</td><td colspan="2">就学後
（小・中・高）</td><td colspan="2">卒業期／就職期</td><td>高齢期</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2">○</td><td>○</td></tr>
</table>

３－２－３　就労者への余暇支援

事業概要	就労している障害者が豊かな社会生活を築き、就労継続意欲を高めることを目的として、仲間づくりの場となる「たまり場」、生涯学習の機会となる「生活講座」等の余暇支援事業を行うとともに、就労継続者への表彰についても継続して実施します。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

３－２－４　就労定着支援【３－３－５再掲】

３－３ 福祉施設等での就労支援

福祉施設で積み重ねた仕事の経験や、一般就労に向けた必要な支援等を行うことで、就労を希望するだれもが障害の状態と能力に適した仕事に就くことができるように取り組んでいきます。

また、一般企業への就労が困難な福祉施設利用者に対しては、区による物品・役務調達の促進及び福祉施設共同受注の取組の構築などにより、工賃の増加を図るなど福祉的就労の充実を推進します。

３－３－１　福祉施設から一般就労への移行　◆

事業概要	就労移行支援及び就労継続支援等の福祉施設を利用する障害者が、一般就労へ移行し定着することを推進します。 また、福祉施設との連携を深めるとともに、様々な就労支援に関する情報提供を行うことで、福祉施設利用者が就労支援の利用につながる環境づくりを進めます。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	移行人数	人	15	15	16	17
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○		

３－３－２　就労選択支援　◆

事業概要	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	0	18	21	24
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

３－３－３　就労移行支援　◆

事業概要	一般企業への就労を希望する障害者に対し、一定期間就労に必要な知識や能力の向上のために必要な訓練等を行い、障害者の一般就労を促進します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	114	118	120	122
	延利用日数	日	13,134	13,663	13,936	14,214
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○		

P.359

３－３－４　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）　◆

事業概要	一般企業での就労が困難な障害者に対して、働く場を継続的に提供するとともに、知識や能力の向上を図るために必要な支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	【A型】実利用者数	人	14	14	14	14
	【A型】延利用日数	日	2,151	2,058	2,058	2,058
	【B型】実利用者数	人	329	353	365	377
	【B型】延利用日数	日	46,887	51,538	53,290	55,042
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

３－３－５　就労定着支援　◆

事業概要	就労移行支援等を利用し一般就労した障害者について、一定の期間にわたり、就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、生活リズム・家計・体調管理等の指導・助言や、事業所・家族との連絡調整等支援を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	65	75	80	85
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
				○	○	

３－３－６　福祉的就労の充実

事業概要	福祉施設における福祉的就労のやりがいや達成感を大切にし、働くことを通した社会参加の促進を行います。 また、区や民間企業等からの受注を促進するとともに、工賃の増加を図るために、区内事業所のネットワーク組織を構築し、共同受注の仕組みや共同販売会を充実させることで、受注作業や商品販路の拡大を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

３－３－７　障害者優先調達推進法に基づく物品調達の推進

事業概要	「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき、文京区における調達方針を毎年度定めます。推進に当たっては、区の事務事業において障害者就労施設等が受託可能な物品・役務等の効果的なＰＲを行います。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	

３－３－８　日中活動系サービス施設の整備【１－１－23 再掲】

３－４ 就労機会の拡大

障害者を区の会計年度任用職員として採用することや庁内でインターンシップ事業を行う等、就労の機会の直接的な確保を行います。

また、地域や企業に対しても、障害者雇用への理解を促進するための普及・啓発活動を行い、更なる就労の機会の拡大を図ります。

３－４－１　区の業務における就労機会の拡大

事業概要	企業就労を目指す障害者の雇用機会の拡大に資する取組として、庁内における知的障害者及び精神障害者のチャレンジ雇用の実施、庁内インターンシップ、福祉施設における就労体験の場としての実習受入れなどを実施し、相乗効果を上げていきます。 また、庁内におけるインターンシップ事業や委託業務の拡大等の検討を行い、障害者就労の機会の拡大を図ります。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	

３－４－２　障害者雇用の普及・啓発

事業概要	障害者が地域で当たり前に働き暮らすことができるよう、「障害者が働くこと」を広く区民、本人・家族、関係者に普及啓発する活動を行います。 また、主に区内の中小企業に対して、障害者雇用に関する情報提供や理解促進を図り、企業の障害者雇用の取組をサポートします。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	

３－４－３　地域雇用開拓の促進

事業概要	障害者就労支援センターにおいて、公共職業安定所への同行や独自の職場開拓による利用者の求職活動支援を行い、併せて講演会等の各種事業の実施、障害者雇用に取り組む企業等への支援、地域の関係機関との情報共有等を通じて、地域雇用開拓を促進していきます。 また、区内中小企業等に対しては、雇用促進奨励金の助成を通じて、障害者雇用先の開拓に取り組みます。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	

４ こどもの育ちと家庭の安心への支援

障害を早期に発見し、適切な支援につなげるため、福祉部門と教育部門の相談窓口を一本化し、より分かりやすく切れ目のない支援体制の充実を図っていきます。また、児童発達支援センターでは、地域の障害のあるこども及びその家族への相談支援や他の障害児通所支援事業所等への援助・助言などを実施し、引き続き地域の中核的な施設としての役割を担っていきます。

また、全てのこどもが地域で安心して過ごし育つことのできる社会を目指し、障害の有無に関わらず、ともに育ちあう環境を整えるとともに、就学児の放課後の居場所づくりを行うことで、家庭の負担感を軽減し、こどもの育ちと家庭の安心に対する支援を行っていきます。

４－１ 障害のあるこどもの健やかな成長

乳幼児健康診査をはじめとした各種健診を通じて障害の早期発見に努めるとともに、児童発達支援センターや関係機関が連携を図り、発達に支援が必要なこどもに対し、障害の特性及び個に応じた適切な早期療育が受けられるよう支援していきます。

４－１－１　乳幼児健康診査（保１-７-10）

事業概要	４か月から３歳及び５歳までの乳幼児を対象に、発育・発達の状態を確認するとともに、疾病を早期に発見し、適切な治療や療育につなげます。子育てのストレスや育児不安をもつなど子育てが困難な家庭を把握し、関係機関と連携して支援します。					
担当	保健サービスセンター					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	４か月児健診受診率	%	96	98	98	98
	１歳６か月児健診受診率	%	88	90	96	96
	３歳児健診受診率	%	96	98	98	98
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
	○					

４－１－２　発達健康診査

事業概要	運動発達の遅れや精神発達の偏りが疑われる乳幼児について、専門医による診察・相談を行い、こどもの発達の問題を早期発見するとともに、関係機関と連携し適切な療育につなげます。					
担当	保健サービスセンター					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	乳幼児発達健康診査実施回数	回	24	24	24	24
	乳幼児発達健康診査受診者数	人	135	150	150	150
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期		
	○					

４－１－３　総合相談室の充実

事業概要	教育センター総合相談室において、心身の障害や発達上の何らかの心配ごとがあるこどもについて、保護者からの相談に応じ、助言、療育を行います。 また、必要に応じて個別療育（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理士）、グループ療育等のこどもへの発達援助、療育に関わる情報提供及び紹介を行います。各園・学校・関係機関との連携を深めながら、乳幼児期から学齢期への切れ目のない支援を行います。			
担当	教育センター			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－１－４　発達に関する情報の普及啓発

事業概要	こどもの発達に関する相談窓口や支援内容に関する情報を、ホームページ、リーフレット等で周知します。 また、区民との関わりを通じ、こどもの発達に関する理解を深め、より良いこどもとの関わり方を学べるよう啓発を行います。			
担当	保健サービスセンター、教育センター			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－１－５　在宅療養者等歯科訪問健診・予防相談指導事業【１－６－４再掲】

４－２ 相談支援の充実と関係機関の連携の強化

児童発達支援センターを中心として、切れ目のない相談支援体制の充実を図ります。福祉や教育、保健、子育て等の各分野の連携をこれまで以上に強化し、個及び家庭の状況に応じた適切な支援の検討を行いながら、障害のあるこどもの発達や成長を促していきます。

また、医療的ケア児について、関係機関と連携し支援体制の構築を行っていきます。

４－２－１　児童発達支援センターの運営

事業概要	日常生活における基本的習慣の確立や知識の習得、集団生活への適応能力の向上を図る集団療育を行うとともに、家庭支援に関する各種事業を実施し、地域における障害児支援の中核的な役割を担います。 また、国の基本指針を踏まえ、保育、教育等の関係機関との緊密な連携体制を構築し、障害児の地域社会への参加・インクルージョンの推進に向け検討等を進めていきます。			
担当	教育センター			
３年間の計画事業量	支援を必要とするこどもに対して、個の支援ニーズに応じた専門的な発達支援、家族支援を提供するとともに、地域におけるインクルージョン推進のため、保育、教育等の関係機関や障害児通所支援事業所等と連携・協力しながら支援を行います。 合わせて、国の基本指針を踏まえ、引き続き児童発達支援センターの機能強化に向けた検討を進めていきます。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－２－２　多様な機関の連携による切れ目のない支援

事業概要	教育・福祉・保健・子育て等の関係機関の連携のもと、障害児とその家族及び保育園、幼稚園、小・中学校等に対する学びと育ちを支援します。 また、発育歴などの情報を成長段階に応じて引き継ぐための「個別支援ファイル（マイファイル『ふみの輪』）」や就学先の小・中学校に対して保護者や就学前機関がこどもの療育で大切にしてきたことを伝える「文京区就学支援シート」等を活用し、切れ目のない一貫した支援を行います。			
担当	教育指導課、教育センター			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－２－３　医療的ケア児支援体制の構築　◆

事業概要	医療的ケア児が、未就学期・学齢期・成人期のライフステージに応じて円滑かつ適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関による連絡会を開催し、適切な支援体制の構築に向けた課題・対策等について協議を行います。			
担当	事務局：障害福祉課			
３年間の計画事業量	保健、医療、障害福祉、子育て、教育等、医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者が一堂に会する協議の場を設置し、地域の課題や対策について継続的・定期的に意見交換や情報共有を図ります。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	

４－２－４　医療的ケア児等コーディネーターの配置　◆

事業概要	医療的ケア児に対する総合的な支援体制の構築に向けて、関連分野の支援を調整するコーディネーターとして養成された相談支援専門員等の配置を促進するため、研修の受講を勧奨します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	研修受講者数	人	3	3	3	3
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○		

４－２－５　個別の支援計画の作成

事業概要	学校や教育センター、保育園、幼稚園において、必要な児童・生徒に対し、保護者の意向も尊重しながら「個別の教育支援計画」を作成することで、個に応じた支援を実施します。			
担当	教育指導課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－２－６　専門家アウトリーチ型支援

事業概要	専門家（心理士、作業療法士、言語聴覚士等）による保育園、幼稚園への巡回・訪問、学校への派遣等により、こどもへの対応力の向上を図ります。			
担当	教育センター			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－２－７　障害児相談支援　◆

事業概要	児童福祉法に基づき、障害児通所支援を利用する前に障害児の心身の状況、環境、その保護者の障害児通所支援利用に関する意向、その他事情を聞き取り、個々の状況に応じた障害児支援利用計画等を作成し、通所支援事業者と連絡調整を行います。さらに、定期的にモニタリングを行い、利用状況に応じて計画の見直しを行うなど、ケアマネジメントによるきめ細かい支援を行います。 障害児通所支援利用者が増えていることから、障害児相談支援の利用を希望する障害児が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、障害児相談支援の利用希望の有無を把握し、望まないセルフプランの解消に向け、障害児相談支援の利用を支援します。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	計画作成者数	人	442	488	511	534
	計画作成割合	%	43	46	47	48
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○				

※計画作成者数とは、障害児支援利用計画案が作成された人数（セルフプランは除く。）のことです。

４－２－８　医療的ケア児在宅レスパイト事業

事業概要	保護者等が、休息、就労又は就職活動の理由により在宅介護を行うことができない場合に、看護師又は准看護師を居宅等に派遣し、保護者等に代わって医療的ケア児の医療的ケア等を行います。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用申請者数	人	31	33	34	35
	実利用回数	回	469	499	514	529
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○				

４－２－９　障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討　◆

事業概要	主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行います。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	障害福祉サービス等事業者連絡会や関係機関において、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を確保できるよう、検討を進めていきます。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－３ こどもの成長段階に応じた適切な支援

こどもの発育や発達に不安があるなど、特別な配慮の必要がある児童に対し適切な療育を行うとともに、個に応じた支援の充実を図るなど、こどもの健やかな成長のための取組を行っていきます。

また、生活能力向上のために必要な支援の提供とともに社会参加の促進を図るため、学齢期の放課後の居場所づくりを進めていきます。

４－３－１　児童発達支援　◆

事業概要	主に未就学の障害児を対象に心身の発達を促し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに集団生活への適応のための支援等を行う。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	330	334	336	338
	延利用日数	日	25,146	25,718	25,872	26,026
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	※				

※15 歳以上の児童で学校教育法上の学校に在籍していない場合でも、児童発達支援の利用は可能です。

４－３－２　居宅訪問型児童発達支援　◆

事業概要	重度の障害等の状態にあって、児童発達支援又は放課後等デイサービスを受けるために外出することが著しく困難な障害児につき、居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作及び知識技能の習得並びに生活能力の向上のために必要な支援等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	14	16	17	18
	延利用日数	日	618	704	748	792
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○				

４－３－３　保育所等訪問支援　◆

事業概要	集団生活の適応のために支援が必要な保育所等に通う障害児について、その施設を訪問し、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援等を行います。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	70	102	118	134
	延利用日数	日	730	1,122	1,298	1,474
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○				

４－３－４　文京版スターティング・ストロング・プロジェクト【４－４－９再掲】

４－３－５　保育園要配慮児保育

事業概要	区立・私立保育園において、心身の発達に関し特別な配慮が必要な児童に対し、個別指導計画に基づく集団保育を実施します。					
担当	幼児保育課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	要配慮児数	人	174	176	176	176
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○					

４－３－６　区立幼稚園等特別保育

事業概要	区立幼稚園等において、特別な支援が必要な幼児が集団の中で生活することを通して、幼稚園教育の機能や特性を活かしながら、その幼児の発達を促進するため、専門家による指導助言や特別保育を補助する支援員の配置等を行います。			
担当	教育指導課、教育センター			
３年間の計画事業量	特別な支援が必要な幼児の入園後の支援体制をより充実させることで発達を促します。 具体的には、文京版スターティング・ストロング・プロジェクトによる幼稚園教諭等への支援の充実を図ります。 また、就学支援シートの周知及び活用促進、特別保育を補助する会計年度任用職員の配置、バリアフリーパートナー制度の適切な運用等を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

４－３－７　就学前相談体制の充実

事業概要	専門の委員からなる特別支援教育相談委員会を設置し、就学において特別な支援を必要とする児童・生徒の個々の特性に応じて、可能な限り保護者の意向を尊重したうえで、適切な支援を受けられるようにします。			
担当	教育指導課			
３年間の計画事業量	保育園・幼稚園・小学校・中学校等との連携を強化して相談体制の整備に取り組み、保護者に対して必要な情報提供を行います。就学相談においては、特別支援教育相談委員会を計画的に運営し、個々の特性を把握して健やかな成長のための適切な就学先を判断します。 教育センター等との連携により、就学前からの相談体制及び就学後への継続相談支援体制の充実を図ります。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－３－８　総合相談室の充実【４－１－３再掲】

４－３－９　専門家アウトリーチ型支援【４－２－６再掲】

４－３－１０　障害児通所支援事業所の整備

事業概要	重症心身障害児や医療的ケア児を含め障害児が地域の中で児童発達支援や放課後等デイサービス等の必要な支援が受けられるよう、整備費等補助制度の活用の推進を図るなどして、民間事業者による障害児通所支援事業所の施設整備を促進します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	整備数（累計）	か所	8	9		
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○				

４－３－１１　特別支援教育の充実

事業概要	国のインクルーシブ教育の施策を踏まえ、区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒が、個々のニーズに応じた教育を受けることができるように、指導員等を配置し充実を図ります。 ・特別支援教育担当指導員：通常の学級に在籍する発達障害等の特別な支援が必要な児童・生徒の支援として、一斉指導の中での学習支援や個別指導、学校生活における必要な支援を行います。 ・交流及び共同学習支援員：特別支援学級設置校において、特別支援学級の児童・生徒が通常の学級との交流及び共同学習を行う際等の支援を行います。 ・バリアフリーパートナー：大学生や地域人材等ボランティアの協力を得て、こどもたちのサポートを行います。			
担当	教育指導課			
３年間の計画事業量	特別支援教育担当指導員等の人材配置とその有効な活用に向けた学校への指導・助言、校内における組織的・継続的な支援体制の整備等を進めます。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

４－３－１２　育成室の障害児保育

事業概要	保護者が仕事や病気等のため保育の必要な小学校１年から３年生のうち心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）に対して、健全な育成と保護を図り、必要に応じて学年延長を行います。保育補助の会計年度任用職員等を配置し保育環境を整えるとともに、児童支援員のための研修を定期的に実施し、保育の質の向上を図ります。また、巡回指導を実施し、策定した個別指導計画に基づき、保育の充実を図ります。			
担当	児童課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

４－３－１３　個に応じた指導の充実

事業概要	区立小・中学校の通常の学級及び特別支援学級における特別な支援を必要とする児童・生徒に対する特別支援教育のあり方や指導の実際について、教員等研修を実施するとともに教育センター等関係機関と連携し、教員の指導力向上や個への対応の充実を図ります。			
担当	教育指導課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

４－３－１４　放課後等デイサービス　◆

事業概要	就学している障害児に対して、授業の終了後又は休業日に、生活能力の向上のために必要な支援、社会との交流の促進等を行うことで、障害児の健全な育成を図ります。					
担当	障害福祉課、予防対策課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	実利用者数	人	634	774	844	912
	延利用日数	日	50,906	65,016	72,584	80,256
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
		○				

４－３－１５　東京都認証学童クラブの障害児保育　㊪

事業概要	東京都認証学童クラブ運営事業者に対して、心身に特別な配慮を要する児童（要配慮児）を受け入れるための環境整備や加配職員の配置に要する経費の補助制度の活用を推進することで、要配慮児の健全な育成と保護を図ります。			
担当	児童課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

４－４ 障害の有無に関わらず、地域で過ごし育つ環境づくり

すべてのこどもが地域で安心して過ごし、育つことのできる社会を目指していきます。そのため、障害の有無に関わらず、ともに育ちあえる環境を整えるとともに、様々な経験をともに分かち合うことで、障害や障害のあるこどもへの理解を促していきます。

４－４－１　保育園要配慮児保育【４－３－５再掲】

４－４－２　区立幼稚園等特別保育【４－３－６再掲】

４－４－３　育成室の障害児保育【４－３－１２再掲】

４－４－４　ぴよぴよひろば（親子ひろば事業）

事業概要	こども家庭支援センター親子交流室において、３歳未満の乳幼児とその保護者が安心して遊べ、子育て親子の情報交換や仲間づくりができる場を提供します。 また、保育士資格を持ったひろば職員や心理スタッフまたは保健師の資格を持った職員が利用者の子育てに関する相談を受け付けます。			
担当	こども家庭支援センター			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

４－４－５　子育てひろば事業　★（子5-1-2）

事業概要	乳幼児及びその保護者が安心して遊べ、仲間作りもできる場を提供し、専門指導員による子育てに関する相談、援助及び子育て関連情報の提供を行うとともに、子育て支援に関する講習等を実施します。			
担当	こども若者支援課、幼児保育課、児童課			
３年間の計画事業量	区内５か所の子育てひろば（西片、汐見、水道、千石、江戸川橋）において、乳幼児とその保護者が安心して遊べる場や仲間作りの場を提供するとともに、子育てに関する相談等の支援を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

４－４－６　地域団体による地域子育て支援拠点事業★（子５-１-１）

事業概要	地域で子育てを支援している団体等による地域子育て支援拠点事業を実施し、子育てサポーター認定制度の認定を受けたサポーターの新たな活躍の場とするとともに、こどもや子育て家庭を支える地域との繋がりが生まれる仕組みづくりを進め、「顔の見える」相手との信頼関係のもとで、地域で安心して子育てができるよう支援します。			
担当	こども若者支援課			
３年間の計画事業量	区内４か所（富坂地区・大塚地区・本富士地区・駒込地区）の地域子育て支援拠点を地域団体が安定的に運営するための支援を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○			

４－４－７　児童館

事業概要	館内の遊戯室、図書室、工作室、屋上遊戯場等において、専門の職員が遊びを通じて児童の集団的かつ個別的な指導を行い、こどもの健全育成を図ります。			
担当	児童課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－４－８　b-lab（文京区青少年プラザ）

事業概要	中高生世代の自主的な活動の場を提供するとともに、文化・スポーツ、学習支援等の各種事業を通して、自主的な活動を支援し、自立した大人への成長を支えます。			
担当	こども若者支援課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

４－４－９　文京版スターティング・ストロング・プロジェクト

事業概要	集団参加や対人コミュニケーションなどの社会的スキル等の成長が乳幼児期から促されるよう、心理士等の専門家チームが区内の幼稚園・保育園・児童館等を訪問し専門的発達支援を行い、より質の高い育児環境を整え、こどもたちの健やかな育ちを支えます。					
担当	教育センター					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	施設訪問回数	回	193	200	210	220
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○				

４－４－１０　ベビーシッター利用料助成事業　新

事業概要	子育てをする家庭の負担軽減や孤立等の防止を図るため、ベビーシッターによる保育サービスを利用した際の利用料の一部を助成します。			
担当	こども若者支援課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

４－４－１１　放課後全児童向け事業（アクティ）新

事業概要	区立小学校の放課後及び休業日に小学校の施設の一部を活用し、大人の見守りの下、児童が遊びや自主学習等の活動を行う場を提供することで、地域における児童の安全な遊び場を確保するとともに、児童の健やかな成長を支援します。なお、心身に特別な配慮を要する児童に対し、マンツーマンによるスタッフの対応、加配は行っておりませんが、要配慮児の人数に応じてアクティスタッフ全体の人数を調整しています。			
担当	児童課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○		

5 ひとにやさしいまちづくりの推進

ひとにやさしいまちづくりの実現に当たっては、ユニバーサルデザインに配慮した福祉のまちづくりを推進します。

また、まちのバリアフリー、心のバリアフリー、情報のバリアフリーをそれぞれ進めることにより、だれもが地域で安全に快適な生活を送ることができ、障害者に対する偏見や誤解を受けることのない社会とするため、情報発信の強化を含めた様々な取組を進めていきます。

さらに、災害時や新たな感染症の拡大時等緊急時における支援については、災害弱者となりかねない障害者を的確に支援するため、避難行動要支援者等の情報の把握や人的支援のネットワークの構築を図るとともに、地域コミュニティや支え合いを基本とした地域づくりを進めます。

5－1 まちのバリアフリーの推進

障害者、高齢者や子育て中の方などすべての人が安全で快適に生活でき、積極的な社会参加ができるよう、建築物、道路、公園の整備から総合的な自転車対策なども含めた生活環境の整備を進めます。

5－1－1　文京区バリアフリー基本構想の推進（地3-1-2）

事業概要	バリアフリー基本構想の重点整備地区別計画に基づき、各施設設置管理者等が特定事業を実施することで、重点的かつ一体的なバリアフリーを推進します。			
担当	都市計画課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

5－1－2　バリアフリーの道づくり（地3-1-1）

事業概要	文京区バリアフリー基本構想に基づき、生活関連経路（１次経路及び歩道のある２次経路）の歩道の拡幅、平坦性の確保、視覚障害者誘導用ブロックの設置などを行い、すべての人にやさしい道路の実現を図ります。					
担当	道路課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	生活関連経路に指定された区道の整備率	%	22.5	28.2	31.3	34.6
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

５－１－３　文京区福祉のまちづくりに係る共同住宅等整備要綱に基づく指導（地３-１-３）

事業概要	高齢者や障害者を含めたすべての人が、安全、安心、快適に共同住宅等で生活できるよう、その整備に関する基準を定めることにより、福祉のまちづくりを推進します。			
担当	住環境課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－１－４　総合的自転車対策の推進（地３-１-４）

事業概要	安全な歩行者空間を確保するため、放置自転車の警告・撤去、自転車駐車場の整備等の総合的な自転車対策を推進します。 また、小中学生対象の自転車交通安全教室を実施するとともに、区報やホームページによる自転車利用者への交通ルールの周知・マナーの向上、警察と協力した交通安全イベントを実施します。			
担当	管理課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－１－５　公園再整備事業（地３-１-５）

事業概要	区立の公園、児童遊園等の安全・安心と魅力向上を図るため、「文京区公園再整備基本計画」に基づき、地域主体の区民参画による計画的な公園等の再整備を行い、ユニバーサルデザインに配慮した施設整備や施設配置を行うことで、高齢者を始め、障害者や子育てをしている方などにも利用しやすい公園づくりを推進します。					
担当	みどり公園課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	公園再整備	園	3	3	7	2
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

５－１－６　コミュニティバス運行（地３-１-６）

事業概要	区内を円滑に移動できるよう、コミュニティバスで区の拠点間を結び、公共交通不便地域を解消することにより、区民等の利便性を高めます。			
担当	区民課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－１－７　ごみの訪問収集（高２-２-６）

事業概要	①満65歳以上のみの世帯／②障害者のみの世帯／③日常的に介助又は介護を必要とする方のみの世帯／④母子健康手帳の交付を受けてから産後３月程度までの妊産婦のみの世帯／⑤その他区長が特に必要であると認めた世帯 上記いずれかに該当する方のみで構成される世帯であって、自らごみ等を集積所に持ち出すことが困難で、身近な人の協力が得られない世帯に対し、ご家庭の可燃ごみ・不燃ごみを、清掃事務所職員が戸別に玄関先又はドアの前から収集します。			
担当	文京清掃事務所			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－１－８　高齢者等住宅修築資金助成事業

事業概要	高齢者（65歳以上）世帯又は心身障害者世帯に属する方で、住宅におけるバリアフリー化を含む修築工事等を実施する方に対し、修築工事等に係る費用の一部を助成します。			
担当	住環境課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－２ 心のバリアフリーの推進

障害の有無にかかわらず、ともに育ち合い、住み慣れた地域で生活をするため、こどもから大人まで様々な年代に対して、講演会や行事等を通じて障害や合理的配慮に対する正しい知識を広めるとともに、施設を開放した事業等による地域との交流を通じて、障害及び障害者・児に対する理解の促進を図ります。

５－２－１　障害及び障害者・児に対する理解の促進(理解促進研修・啓発事業) ◆

事業概要	障害者・児が住み慣れた地域社会において、差別や偏見なく地域の一員として育ち暮らし続けていけるよう、様々な機会を捉えて障害の特性や障害のある人に対する理解を深めることや、共生社会の実現を図ることを目的として、地域支援フォーラムにおいて講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックを作成し、教育機関及び区内イベント等での配布を通じて周知啓発を行います。			
担当	障害福祉課			
３年間の計画事業量	文京区共生のための地域支援フォーラム（年１回）において講演会等の事業を行うとともに、心のバリアフリーハンドブックの配布を通じて周知啓発を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－２－２　障害者週間記念行事「ふれあいの集い」の充実

事業概要	「障害者週間(12月３日から９日まで)」を記念して、障害のある人もない人もともに集い、障害福祉についての関心や理解を促進するための催しを開催します。					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	入場者数	人	2,501	2,600	2,600	2,600
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

５－２－３　障害者事業を通じた地域参加

事業概要	各種の障害者事業（心身障害者・児通所施設合同運動会、一歩いっぽ祭り、ハートフル工房参加など）を通じて、障害者・児の様々な地域活動への参加を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－２－４　障害者差別解消に向けた取組の推進

事業概要	障害者差別解消法及び東京都障害者差別解消条例を踏まえ、障害を理由とする差別の解消に向けて、区民や民間事業者等に周知・啓発活動を行います。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－３ 情報のバリアフリーの推進

障害者が地域生活を送る上で必要な情報を得ることができるように、障害の特性等を踏まえた情報提供のあり方について検討を進めるとともに、障害に応じた適切な媒体を用いた行政情報提供を行います。

また、障害者パソコン講座の開催、窓口におけるコミュニケーション機器の設置等により、情報を取得するための支援を行っていきます。

５－３－１　情報提供ガイドラインに即した情報発信の推進

事業概要	区から発信する情報が多様な受け取り手に届くよう、障害の特性に配慮した情報提供を行うことを目的に策定した「情報提供ガイドライン」に則った情報提供を推進します。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－３－２　情報のバリアフリーの推進

事業概要	障害者パソコン教室の実施、区役所窓口への拡大鏡・筆談ボード等の設置、遠隔手話通訳サービスや電話代理サービス、バリアフリーマップ等により、障害者が日常生活を送る上で必要な情報を取得するための支援を行い、情報バリアフリーの推進を図ります。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－３－３　手話に関するケーブルテレビ番組の制作　㊐

事業概要	既存番組の手話付き版やワンポイント手話レッスン番組などを制作し、ケーブルテレビ（文京区民チャンネル）及び区公式YouTubeにて放映することで、手話に対する社会的理解を広げます。			
担当	広報戦略課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－３－４　文京区声の広報・点字の広報発行　㊐

事業概要	区内在住の視覚障害者に対して区政を広く周知するため、声の広報（デイジー版）及び点字の広報の発行を行っています。			
担当	広報戦略課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－３－５　図書館利用に障害のある方への図書館資料の貸出及び情報提供

事業概要	印刷文字による読書が困難な方に向け、電子書籍、オーディオブック、大活字本、点字図書、録音図書等、多様な資料の収集、提供を行うほか、対面朗読サービスの実施、読書をサポートする機器類の設置を行います。 また、来館が困難な方へのサービスとして、資料の郵送サービス（視覚障害のある方対象）、宅配サービス（来館が困難な単身の区民対象）を実施します。 各サービスの広報にも努め利用の促進を図ります。			
担当	真砂中央図書館			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－４ 防災・安全対策の充実

災害への備えや障害者の避難対応など、障害者を的確に支援できるよう避難行動要支援者への支援体制を構築するとともに、地域住民等の助け合いの体制を進めるなど、地域の災害対応力を高めていきます。

５－４－１　ヘルプカードの普及・啓発

事業概要	障害者等が発災時及び困った時に必要な援助や配慮を周囲の人に伝えるためのヘルプカードの普及啓発を行います。 当事者には、ヘルプカードを綴じ込んだ「障害者福祉のてびき」を配布します。一般区民には、啓発物を関係機関やイベント等で配布することで、障害者の災害に対する備えと助け合う体制を整えます。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－４－２　避難行動要支援者への支援（地３-４-２）

事業概要	災害時の避難行動に支援を要する方に対して、安否確認、避難誘導等を適切に行うため、支援者や関係機関との連携強化による状況把握や訓練等を実施し、支援体制の充実を図ります。 また、災害時の停電等により、生命に危険を及ぼす可能性のある在宅人工呼吸器使用者については、東京都在宅人工呼吸器使用者災害時支援指針に基づき災害時個別支援計画を策定するなど、災害時の安全確保のための支援体制を整えていくとともに、障害の特性に合わせた支援内容の検討を行います。			
担当	防災危機管理課、予防対策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－４－３　福祉避難所の拡充（地３-４-４）

事業概要	避難所での避難生活が著しく困難な方を一時的に受け入れ、支援するための福祉避難所について、区内に存する福祉関連施設等と連携・協力して設置箇所数の拡大を図るとともに、福祉避難所が機能するよう設置及び運営方法に関する検討を進めます。			
担当	福祉政策課			
３年間の計画事業量	区内に設置される福祉施設の運営事業者との間で、災害時における福祉避難所の開設等の相互協力に関する協定を締結し、福祉避難所の拡充を図ります。 あわせて、協定を締結している福祉避難所が災害時に機能を発揮できるよう、訓練や運営マニュアルの改善、備蓄物資の拡充などに取り組むとともに、直接避難に向けた受け入れ体制の調整等を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－４－４　避難所運営協議会の運営支援（地３-４-１）

事業概要	災害時に避難所がその役割を十分に果たすことができるよう、各避難所運営協議会の運営や避難所運営訓練等の活動を防災士の参画を得ながら支援することにより、取組を活性化させ、自主運営体制の確立と地域の防災力の向上、防災意識の啓発を図ります。			
担当	防災危機管理課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－４－５　災害ボランティア体制の整備（地３-４-３）

事業概要	災害時に被災者支援のボランティア活動を円滑に進めるため、災害ボランティアセンターの体制の整備の実効性を担保できるよう、平常時から関係機関との連携を進め、安心して暮らせる仕組みづくりに努めます。			
担当	社会福祉協議会			
３年間の計画事業量	災害ボランティアセンターの円滑な設置・運営を図るため、災害ボランティアセンターマニュアルの改訂及び運用を行う。また、関係機関・団体との連携強化及びネットワーク形成を推進するとともに、設置・運営訓練、研修及び普及啓発を継続的に実施し、災害時に実効性のある支援体制を整備する。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－４－６　耐震化促進事業（地３-４-６）

事業概要	建築物の所有者による耐震化を図るため、耐震診断、耐震設計及び改修工事等の費用助成を行います。高齢者又は障害者が居住する木造住宅に対しては、助成の割合と助成金額の上限を優遇します。			
担当	地域整備課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

５－４－７　家具転倒防止器具設置助成事業（地３-４-７）

事業概要	災害時に、負傷の原因や避難・救出の障害となる家具の転倒・落下・移動等を防止し、在宅避難を推進するため、家具の転倒等防止器具の購入・設置に係る費用を助成し、自宅における減災対策を推進・啓発します。					
担当	防災危機管理課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	家具転倒防止器具設置助成数	件	37	60	60	60
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

５－４－８　救急代理通報システムの設置

事業概要	救急代理通報システムを設置することにより、重度身体障害者等に対する緊急時及び火災時における救助・避難のための支援を行います。 【救急代理通報システム】 重度身体障害者等が、家庭で急病やケガなどの突発的な事故及び火災にあった場合、外部との適切な対応ができる装置を設置し、区が委託する民間の警備会社を通じて東京消防庁に救急要請するとともに駆けつけ員を派遣することで、速やかな救助を行います。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
			○	○

５－４－９　被災者支援の仕組みづくり（地３-４-５）

事業概要	一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携しながら被災者に対してきめ細やかな支援を継続的に実施する、災害ケースマネジメントなどによる被災者支援の仕組みを検討します。			
担当	防災危機管理課、福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－５ 地域との交流及び文化活動・スポーツ等への参加支援

障害者週間記念事業や施設のお祭り、その他各種の地域交流事業を通じて障害者と地域住民が自然に交流できる機会を設け、相互理解を図るとともに、障害者が豊かで充実した生活を地域で送ることができるよう、障害者の文化活動・スポーツ等への参加の支援を行います。

５－５－１　障害者事業を通じた地域参加【５－２－３再掲】

５－５－２　地域に開かれた施設運営

事業概要	障害者施設に併設する喫茶店の店舗やそれぞれの施設で行う祭りなどのイベント等を通じて障害者・児と地域との交流を広げるとともに、日頃から障害者の働く姿や施設の活動を知ってもらうなど地域と緊密に連携して開かれた施設運営を行います。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－５－３　障害者週間記念行事「ふれあいの集い」 の充実【５－２－２再掲】

５－５－４　心身障害者・児レクリエーション

事業概要	心身の障害により日頃行楽の機会が少ない方に対して年１回バス旅行に招待し、区内在住の障害者・児に行楽の機会を設けることで、社会参加のきっかけとします。			
担当	障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－５－５　障害者スポーツ等の推進

事業概要	障害者・ 児向けスポーツ事業を実施し、スポーツに触れる機会を提供するとともに、スポーツの楽しさや魅力を伝えます。			
担当	スポーツ振興課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－５－６　文化芸術作品等の発表機会の確保

事業概要	市民団体や障害者施設、区内の店舗と協働して、障害者の作成した文化芸術作品等を発表する場を創出します。			
担当	アカデミー推進課、障害福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

５－６ 地域福祉の担い手への支援

ボランティアや民間団体などは、地域福祉の重要な担い手です。このような地域福祉の担い手に対して、支援、団体やボランティアの育成や機能の強化、地域とのつながりづくりを行うことで、ともに支え合い暮らしやすい地域づくりを目指します。

５－６－１　ボランティア活動への支援（地1-2-2）

事業概要	ボランティア養成講座や研修等を実施し、地域の担い手を育成するとともに、福祉教育の実施、ボランティア・市民活動に関する情報収集・提供を行うコーディネート機能の強化等により、地域福祉活動の多様化、活性化を図ります。 また、団体への研修費の助成等による支援のほか、地域活動や交流会等を通じて活動団体間の交流を促進することでネットワーク化を推進し、ボランティア・市民活動の輪を広げます。			
担当	社会福祉協議会			
３年間の計画事業量	個人・団体からのボランティア・市民活動に関する相談支援を継続的に実施するとともに、専門性や技術を必要とするボランティア養成講座・研修を開催し、地域活動の担い手を育成する。また、「ふみこむフェスタ」等を通じて活動団体のPRや活動発表の機会を創出するとともに、団体間の交流・ネットワーク形成を促進し、新たな地域活動や協働につなげる。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
		○	○	○

５－６－２　手話奉仕員養成研修事業　◆

事業概要	聴覚障害により意思疎通を図ることに支障がある障害者等が自立した生活を営むことができるよう、社会参加・交流活動等を促進するための支援者として期待される手話奉仕員を養成するための研修を行います。 【区と社会福祉協議会による共催事業】					
担当	障害福祉課					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	終了者数	人	134	140	140	140
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

５－６－３　地域の支え合い体制づくり推進事業（地１-１-９）

事業概要	地域交流の場である「ふれあいいきいきサロン」への支援を通して、高齢者、障害者、子育て世代等が、おしゃべり等により地域での交流を深めることで、孤立化を予防し、だれもが安心して楽しく暮らせる住民同士の支え合いの仕組みづくりに取り組みます。 また、地域住民が自主的に地域の課題解決を図る活動に寄与するため、不足するインフォーマルな資源の開発に取り組む事業（サロンぷらす事業）に対して、立上げ及び事業運営に必要となる補助を行い、活動を支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	ふれあいいきいきサロン設置数	か所	150	140	142	145
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期		高齢期
	○	○		○		○

５－６－４　ファミリー・サポート・センター事業（子４-４-８）

事業概要	子育ての援助を受けたい区民と援助を行いたい区民が会員となり、地域の中で互いに助け合いながら子育てする相互援助活動を行います。			
担当	こども若者支援課			
３年間の計画事業量	文京区子育てサポーター認定制度を活用し、提供会員の質の向上を図るとともに、地域担当制をとり、提供会員と依頼会員のマッチングの向上を図ります。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○		

５－６－５　民生委員・児童委員による相談援助活動（地１-２-６）

事業概要	民生委員・児童委員は、地域住民の介護の悩みや子育ての不安、障害者の生活上の困りごと、経済的困窮など福祉に関する様々な相談に応じ、支援を必要とする方と行政機関を繋げるパイプ役を担います。 また、高齢者の孤立を防ぐ居場所づくりや、子育てサロンの運営及び乳幼児健診への協力などの予防的福祉活動を行っています。敬老金の配布、緊急連絡カード調査などの区の事業への協力、災害対策への参加など様々な活動をしています。区は民生委員・児童委員への支援や連携を通じて、地域社会の中で生活上の様々な問題を抱えている方への相談及び援助活動を行います。			
担当	福祉政策課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－６－６　話し合い員による訪問活動（高１-１-８）

事業概要	地域のひとり暮らし高齢者等の孤独感や不安感を和らげるため、話し合い員が定期的に対象者の自宅を訪問し、話し相手となるほか、生活や身の上の相談に応じ、区と連携して必要なサービスや支援につなげます。 また、民生委員・児童委員、高齢者あんしん相談センター等と連携した見守り活動を行います。			
担当	高齢福祉課			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
				○

５－６－７　自発的活動支援事業　◆

事業概要	障害者等が自立した生活を営むことができるよう、障害者が互いに助け合うピアサポートや災害対策、孤立防止活動、ボランティア活動など、障害者やその家族、地域住民等による区民の自発的な活動を支援します。			
担当	障害福祉課、予防対策課			
３年間の計画事業量	障害者自身の社会参加を促すための障害者の自発的活動や、ピアサポート活動等の普及啓発を推進するとともに、区民の障害者理解を深めるための啓発活動を推進します。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－６－８　地域活動情報サイト（地１-２-４）

事業概要	地域活動情報サイト「どっとフミコム」を運用し、ボランティア・NPO法人その他の非営利団体、町会・自治会及び企業のCSR活動等の情報を発信するとともに、地域活動のPR及び参加促進を図ります。			
担当	社会福祉協議会			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－６－９　いきいきサポート事業の推進（地１-２-５）

事業概要	区民の参加と協力を得て、日常生活で手助けを必要とする方に対して、家事援助を中心とした有償在宅福祉サービスを提供し、だれもが住み慣れたまちで安心して暮らせるよう支援します。					
担当	社会福祉協議会					
３年間の計画事業量	項目名	単位	７年度実績	９年度	10年度	11年度
	新規登録利用会員数	人	63	70	80	90
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）		卒業期／就職期	高齢期	
	○	○		○	○	

５－６－１０　参加支援事業　★（地１-２-１）

事業概要	本人や世帯が、地域や社会と関わり方を選択し、自らの役割を見出せるよう、地域の社会資源等とのマッチングや開拓を行い、社会とのつながり作りに向けた支援を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
３年間の計画事業量	本人やその世帯のニーズや抱える課題など丁寧に把握し、地域の社会資源や支援メニューとのコーディネートをし、マッチングを行います。 また、既存の社会資源に働きかけたり、既存の社会資源の拡充を図り、本人やその世帯の支援ニーズや状態にあった支援プランを作成します。 さらに、マッチングした後に本人の状態や希望に沿った支援ができているかの定着支援及びフォローアップ等を行い、本人やその世帯と社会とのつながり作りに向けた支援を行います。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

５－６－１１　地域づくり事業　★（地１-１-１）

事業概要	介護、障害、こども、生活困窮の各分野において実施されている既存の地域づくりに関する事業の取組を活かしつつ、世代や属性を超えて交流できる場や居場所の整備を行うとともに、地域における資源の開発やネットワークの構築、支援ニーズと取組のマッチング等により地域における多様な主体による取組のコーディネート等を行います。			
担当	事務局：福祉政策課			
３年間の計画事業量	社会福祉協議会と連携し、地域住民やNPO等が運営するイベント等の交流の場や、多機能な居場所を拡充します。また、既存の拠点等については、各個別制度では直接に対象としていない方も利用できる多世代・多属性の活動の場としての利活用を検討します。			
対象ライフステージ	就学前	就学後（小・中・高）	卒業期／就職期	高齢期
	○	○	○	○

第７章　障害福祉計画及び障害児福祉計画における成果目標について

国は、障害者総合支援法に基づく第８期障害福祉計画及び児童福祉法に基づく第４期障害児福祉計画の策定に当たり、障害福祉サービス及び相談支援、障害児通所支援、市町村の地域生活支援事業を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう基本指針を示しています。

国の基本指針では、「福祉施設の入所者の地域生活への移行」、「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」、「福祉施設から一般就労への移行等」、「障害児支援の提供体制の整備等」、「地域生活支援の充実」、「相談支援体制の充実・強化等」、「障害福祉サービス等の質の向上」の７点 が、区市町村に関係する成果目標として掲げられており、それぞれ目標値を示すことを定めています。さらに、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等の活動指標を定め、その見込み量を計画の中に示すことも定めています。

この基本指針に基づき、本章では、これまでの本区の実績及び実情を踏まえた上で、都の基本的な考え方との整合性を図りながら、令和 11 年度までに達成すべき成果目標の目標値と活動指標の見込み量を示していきます。

1 第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画における成果目標

（１）福祉施設の入所者の地域生活への移行

国の基本指針では、令和７年度末時点の施設入所者のうち、グループホーム、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、令和 11 年度末における地域生活への移行者の目標値を設定することとしています。

なお、具体的な目標値の設定については、以下の２点を基本とするものとしています。

① 令和７年度末時点の施設入所者数の 6%以上が地域生活へ移行すること

② 令和 11 年度末の施設入所者数を令和７年度末時点の施設入所者数から５%以上削減すること

本区における施設入所支援利用者は、令和７年度末時点で 129 人となっています。施設入所者の地域移行を進めるための基盤を整備することを基本としつつ、一定程度施設入所の需要があることにも配慮し、地域生活移行者数 12 人と施設入所支援利用者数 130 人を目標として地域生活への移行の取組を進めていきます。

基本指針 障害者総合支援法第 87 条及び児童福祉法第 33 条の 19 に規定する厚生労働省の定める基本指針（平成 18 年厚生労働省告示第 395 号）。これにより、障害福祉計画及び障害児福祉計画の策定に当たっては、障害福祉サービス、障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標等を設定することとされている。

（２）精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

国の基本指針では、精神障害者や精神保健に課題を抱える者が、地域の一員として安心して自分らしく生活することが可能となり、精神障害者の地域移行や定着も可能となるよう、精神保健医療福祉体制の基盤整備及び差別や偏見のない社会の実現に向けた取組を推進することにより、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者や地域住民などが連携して取り組むこととしています。

本区では、保健・医療及び福祉関係者による協議の場において、地域移行支援検討会議、精神障害者支援機関実務者連絡会及び安定化支援会議の三つの会議体を通じ、地域基盤の整備、支援体制の整備及び個別支援の検討を進めるとともに、精神障害者が地域で安心して暮らすことができるよう精神疾患の正しい知識等の普及啓発を進めることで、重層的な連携による精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を推進します。

（３）福祉施設から一般就労への移行等

国の基本指針では、令和 11 年度における福祉施設から一般就労への移行についての目標値を、令和 6 年度の一般就労への移行実績の 1.31 倍以上とすることを基本とし、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標値について以下のとおり定めることとしています。

就労移行支援事業	一般就労移行者数を令和６年度の 1.14 倍以上とすること・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が５割以上の事業所を全体の５割以上とすること
就労継続支援 A 型事業	一般就労移行者数を令和６年度の概ね 1.52 倍以上とすること
就労継続支援 B 型事業	一般就労移行者数を令和６年度の概ね 1.67 倍以上とすること
就労定着支援事業	利用者数を令和６年度の 1.47 倍以上とすること 就労定着率（※）が７割以上の事業所を全体の２割５分以上とすること
就労選択支援事業	協議会の設置圏域ごとに就労選択支援事業所を１事業所以上設置すること。

※　過去６年間において就労定着支援の利用を終了した者のうち、雇用された通常の事業所に 42 月以上 78 月未満の期間継続して就労している者又は就労していた者の占める割合。

本区においては、令和６年度は９人が福祉施設から一般就労へ移行しました。これを受けて、令和 11 年度中の福祉施設から一般就労への移行者について、令和６年度実績の約 1.31 倍の 12 人を参考としたうえで、令和７年度実績の 15 人も踏まえ、17 人を目標として、一般就労移行に向けた支援を行っていきます。

また、事業種別ごとの就労移行率等に係る目標については、以下のとおり設定します。

・就労移行支援事業の一般就労への移行者数…１人の増加

	令和６年度	令和 11 年度
移行者数	８人	９人

・就労継続支援 A 型事業の一般就労への移行者数…１人の増加

	令和６年度	令和 11 年度
移行者数	０人	１人

・就労継続支援 B 型事業の一般就労への移行者数…２人の増加

	令和６年度	令和 11 年度
移行者数	３人	５人

・就労定着支援事業の利用者数…27 人の増加

	令和６年度	令和 11 年度
利用者数	58 人	85 人

・就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労移行者の割合が５割以上の事業所数を全体の５割以上

・就労定着率を７割以上とする就労定着支援事業所数を全体の２割５分以上

（４）障害児支援の提供体制の整備等

国の基本指針では、児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築を目指すため、各区市町村において、児童発達支援センターの４つの中核的な支援機能を確保すること及び、インクルージョン推進のため、保育、子育て支援、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場を設置することとしています。

また、重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を１か所以上確保することとしています。

さらに、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することとしています。

加えて、保健、医療、障害福祉、保育、教育、就労支援等の関係機関との連携体制を確保した上で、障害児相談支援を利用していない場合も含め、障害児及びその家族への伴走的な相談支援の体制を確保することとしています。

本区では、児童発達支援センターが、地域の障害児支援の中核的な役割を担う機関として、機能強化に向けた取り組みを実施するとともに、保育や教育等の関係機関との緊密な連携体制を構築し、インクルージョンの推進に向けた検討を進めていきます。

また、令和４年度に医療的ケア児を支援する放課後等デイサービス事業所１か所が開設されましたが、引き続き、主に重症心身障害児や医療的ケア児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保・充実に向けて、課題等を整理し対策の検討を行っていきます。

さらに、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の医療的ケア児の支援に関わる行政機関や事業所等の関係者による協議の場において、地域の課題や対策について継続的に意見交換や情報共有を図るとともに、関連分野の支援を調整する医療的ケア児等コーディネーター養成研修の受講を勧奨し、研修修了者を適切に配置することで、支援体制の整備を進めていきます。

加えて、障害児相談支援については、質の確保・向上を図りながら、望まないセルフプランの解消に向けた支援の提供体制の構築を図っていきます

（５）地域生活支援の充実

国の基本指針では、障害者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点を整備し、拠点コーディネーターを配置するとともに、その機能の充実のため、年１回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することとしています。

また、強度行動障害の状態にある方の支援体制の充実を図るため、支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることとしています。

本区では、本富士地区、駒込地区、富坂地区及び大塚地区に地域生活支援拠点を各１か所整備したことを踏まえ、地域生活支援拠点にコーディネーターを配置し、「障害者地域自立支援協議会相談・地域生活支援専門部会（年３回程度実施）」において、運用状況の検証及び検討を行っていきます。

また、実態・意向調査で把握した強度行動障害を有する障害者の支援ニーズを踏まえ、既存の連絡会等を活用し、地域の関係機関が連携しやすい支援体制の整備に向け、地域課題の共有や支援体制の検討を行います。

（６）相談支援体制の充実・強化等

国の基本指針では、基幹相談支援センター、地域生活支援拠点等及び協議会の設置・整備を行った上で、これらを連携させること、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保し、また協議会の運営に関与すること等により、個別事例の検討を通じて地域における障害者の支援体制の整備に取り組む体制を確保することとしています。

また、セルフプランに関する分析等を行うとともに、相談支援専門員の計画的な養成等を通じて相談支援体制の充実・強化等を図ることにより、令和 11 年度末までにのぞまないセルフプランの件数をゼロにすることとしています。

本区では、障害者基幹相談支援センターにおいて、総合的・専門的な相談支援を実施するとともに、地域の相談支援体制の強化への取組として、事例検討会や訪問ヒアリングを通じて地域の相談支援事業所に対する専門的な指導・助言を行い、地域の相談支援事業所の人材育成の支援及び地域の相談機関との連携強化を進めていきます。

また、計画相談支援の利用を希望する障害者が相談支援を受けられる体制を目指すとともに、計画相談支援の利用希望の有無を把握し、のぞまないセルフプランの解消を進めていきます。

（7）障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国の基本指針では、障害者総合支援法の基本理念を念頭に、その目的を果たすためには、利用者が真に必要とする障害福祉サービス等の提供を行うことが重要であり、障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障害者等が必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいこととしています。

また、障害者自立支援審査支払システム等を活用し、請求の過誤を無くすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となるとしています。

加えて、利用者の個々のニーズに応じた良質なサービスの選択や、事業者が提供するサービスの質の向上に資するよう、障害福祉サービス等情報公表制度において、各事業所の情報が適切に公表されることとしています。

本区では、区内の障害福祉サービス等事業者に対し、運営基準に沿った事業運営を行っているか、及び適切な障害福祉サービスの提供が行われているかを確認するため実地指導を行い、障害福祉サービス等の適正な運営を図ります。（年 35 回）

また請求内容チェックシステムにより、審査結果を分析した結果を活用し、障害福祉サービス等事業所に対し適正な請求を促します。（年 12 回）

加えて、区において障害福祉サービス等情報公表制度を管理している事業所については、公表率及び更新率 100 パーセントを目標とし、適切に情報が公表されるよう事業所への周知を行います。

２ 活動指標（障害福祉サービス等）の見込み量

（１）各事業の１月当たりの利用者数及び利用量について

国の基本指針では、成果目標を達成するために必要な障害福祉サービス等を活動指標として設定し、１月当たりの必要量の見込みを定めることとしています。 表１に示す１月当たりの見込み量は、第６章の年間の見込み量と整合性を図り算出したものです。

【表１：各事業の１月当たりの利用者数及び利用量一覧】

			７年度 実績	９年度	10 年度	11 年度
訪問系	居宅介護 （居宅における身体介護）	実利用者数	271	317	340	363
		延利用時間	2,042	2,485	2,707	2,929
	居宅介護 （家事援助）	実利用者数	179	203	215	227
		延利用時間	771	843	879	914
	居宅介護 （通院等介助）	実利用者数	80	84	86	88
		延利用時間	301	320	330	339
	重度訪問介護	実利用者数	22	23	23	23
		延利用時間	8,131	8,690	8,690	8,690
	同行援護	実利用者数	101	111	116	121
		延利用時間	2,553	2,948	3,145	3,342
	行動援護	実利用者数	8	10	11	12
		延利用時間	121	173	190	207
	重度障害者等包括支援	実利用者数	0	1	1	1
		延利用時間	0	414	414	414
日中活動系	生活介護	実利用者数	307	317	322	327
		延利用日数	5,754	5,944	6,038	6,131
	自立訓練（機能訓練）	実利用者数	2	2	3	4
		延利用日数	11	11	12	13
	自立訓練（生活訓練）	実利用者数	34	40	44	48
		延利用日数	238	288	317	348
	就労移行支援	実利用者数	114	118	120	122
		延利用日数	1,095	1,139	1,161	1,185
	就労選択支援	実利用者数	0	2	2	2
	就労継続支援Ａ型	実利用者数	14	14	14	14
		延利用日数	179	172	172	172
	就労継続支援Ｂ型	実利用者数	329	353	365	377
		延利用日数	3,907	4,295	4,441	4,587
	就労定着支援	実利用者数	65	75	80	85
	療養介護	実利用者数	13	14	15	15
	短期入所（福祉型）	実利用者数	131	149	158	167
		延利用日数	455	559	593	626
	短期入所（医療型）	実利用者数	3	4	4	4
		延利用日数	8	12	12	12
居住系	共同生活援助	実利用者数	187	205	214	223
	施設入所支援	実利用者数	129	130	130	130
	自立生活援助	実利用者数	0	2	3	4
相談支援	計画相談支援	計画作成者数	78	83	85	88
	地域移行支援	実利用者数	3	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	6	10	10	10
	障害児相談支援	計画作成者数	37	41	43	45

			7年度 実績	9年度	10年度	11年度
障害児通所支援	児童発達支援	実利用者数	330	334	336	338
		延利用日数	2,096	2,143	2,156	2,169
	居宅訪問型児童発達支援	実利用者数	14	16	17	18
		延利用日数	52	59	62	66
	保育所等訪問支援	実利用者数	70	102	118	134
		延利用日数	61	94	108	123
	放課後等デイサービス	実利用者数	634	774	844	912
		延利用日数	4,242	5,418	6,049	6688

（2）各事業の見込み量の推移について

第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画（令和９年度～令和11年度）については、第７期障害福祉計画及び第３期障害児福祉計画（令和６年度～令和８年度）の見込み量を踏まえつつ、これまでの利用実績や実態・意向調査結果等を分析し、表２のとおり障害福祉サービス等の見込み量を定めています。

【表２：各事業の見込み量の推移一覧】　（）内の数値は、実績値です。

			６年度	７年度	８年度	９年度	10年度	11年度
訪問系	居宅介護（居宅における身体介護）	実利用者数	211(243)	219(271)	227	317	340	363
		延利用時間	15,403 (19,626)	15,987 (24,499)	16,571	29,821	32,482	35,143
	居宅介護（家事援助）	実利用者数	145(172)	147(179)	149	203	215	227
		延利用時間	7,975 (8,540)	8,085 (9,249)	8,195	10,111	10,542	10,973
	居宅介護（通院等介助）	実利用者数	76(79)	77(80)	78	84	86	88
		延利用時間	3,420 (3,329)	3,456 (3,615)	3,510	3,843	3,957	4,071
	重度訪問介護	実利用者数	22(21)	22(22)	22	23	23	23
		延利用時間	88,242 (94,210)	88,242 (97,569)	88,242	104,282	104,282	104,282
	同行援護	実利用者数	87（91）	89(101)	91	111	116	121
		延利用時間	24,012 (26,257)	24,564 (30,636)	25,116	35,372	37,740	40,108
	行動援護	実利用者数	4(8)	5(8)	6	10	11	12
		延利用時間	436 (1，845)	536 (1，450)	636	2,070	2,277	2,484
	重度障害者等包括支援	実利用者数	1(0)	1(0)	1	1	1	1
		延利用時間	4,968(0)	4,968(0)	4，968	4,968	4,968	4,968

			６年度	７年度	８年度	９年度	10 年度	11 年度
日中活動系	生活介護	実利用者数	301(306)	306(307)	311	317	322	327
		延利用日数	68,628 (68,860)	69,768 (69,043)	70,908	71,325	72,450	73,575
	自立訓練 （機能訓練）	実利用者数	7(3)	7(2)	8	2	3	4
		延利用日数	329(193)	329(132)	376	134	147	160
	自立訓練 （生活訓練）	実利用者数	40(32)	44(34)	46	40	44	48
		延利用日数	3,260 (3,124)	3,704 (2,857)	3,852	3,456	3.801	4,181
	就労選択支援	実利用者数	－	138 (0)	144	18	21	24
	就労移行支援	実利用者数	110(96)	112(114)	114	118	120	122
		延利用日数	13,530 (11,330)	13,776 (13,134)	14,022	13,663	13,936	14,214
	就労継続 支援Ａ型	実利用者数	23(12)	26(14)	30	14	14	14
		延利用日数	3,450 (1,832)	3,900 (2,151)	4,500	2,058	2,058	2,058
	就労継続 支援Ｂ型	実利用者数	299(309)	304(329)	310	353	365	377
		延利用日数	45,000 (44,538)	45,450 (46,887)	45,904	51,538	53,290	55,042
	就労定着支援	実利用者数	49(58)	53(65)	57	75	80	85
	療養介護	実利用者数	14(13)	14(13)	14	14	15	15
	短期入所 （福祉型）	実利用者数	120(114)	130(131)	140	149	158	167
		延利用日数	4,800 (5,347)	5,200 (5,456)	5,600	6,705	7,110	7,515
	短期入所 （医療型）	実利用者数	4(4)	4(3)	4	4	4	4
		延利用日数	152(138)	152(98)	152	144	144	144
居住系	共同生活援助	実利用者数	172(163)	180(187)	188	205	214	223
	施設入所支援	実利用者数	128(128)	128(129)	128	130	130	130
	自立生活援助	実利用者数	2(0)	2(0)	2	2	3	4
相談支援	計画相談支援	計画作成者数	895(902)	939(934)	985	992	1,021	1,050
	地域移行支援	実利用者数	3(3)	3(3)	3	3	3	3
	地域定着支援	実利用者数	10(6)	10(6)	10	10	10	10
	障害児 相談支援	計画作成者数	489(420)	542(442)	574	488	511	534
障害児通所支援	児童発達支援	実利用者数	285(342)	287(330)	289	334	336	338
		延利用日数	25,650 (26,624)	25,830 (25,146)	26,010	25,718	25,872	26,026
	居宅訪問型 児童発達支援	実利用者数	10(14)	11(14)	12	16	17	18
		延利用日数	230(580)	253(618)	276	704	748	792
	保育所等 訪問支援	実利用者数	24(57)	27(70)	30	102	118	134
		延利用日数	216(609)	243(730)	270	1,122	1,298	1,474
	放課後等 デイサービス	実利用者数	486(564)	496(634)	506	774	844	912
		延利用日数	37,369 (42,792)	38,839 (50,906)	40,309	65,016	72,584	80,256

※　第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画から見込み量を定めることとしているサービスについては、第６章をご参照ください。

3 障害福祉サービス等の見込み量確保のための方策について

（1）訪問系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を踏まえ、見込み量を設定します。訪問系サービスは、障害者が住み慣れた地域で生活を続けるうえで必要不可欠なサービスであり、引き続き需要が多いと見込んでいます。サービス提供事業者への情報提供やサービスの質の向上に向けた支援等を行うことにより、見込み量の確保を図ります。

（2）日中活動系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、生活介護、就労継続支援(A 型、B 型)、短期入所(福祉型・医療型)の一層の利用増や、特別支援学校の卒業等に伴う新たなサービス利用者等を勘案して、見込み量を設定します。民間事業者の誘致等による施設整備を促進し、見込み量の確保を図ります。

（3）居住系サービス

サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、障害者支援施設及び病院等からの地域生活への移行等を勘案して見込み量を設定します。社会福祉法人等によるグループホーム整備費の助成等を行うことにより、施設整備を促進することで、見込み量の確保を図ります。

（4）相談支援

サービスの利用状況、地域生活への移行及び定着の動向等を勘案して見込み量を設定します。相談支援の利用を希望する障害者・児が相談支援を受けられる体制を目指して、積極的に取り組み、見込み量の確保を図ります。

（5）障害児通所支援

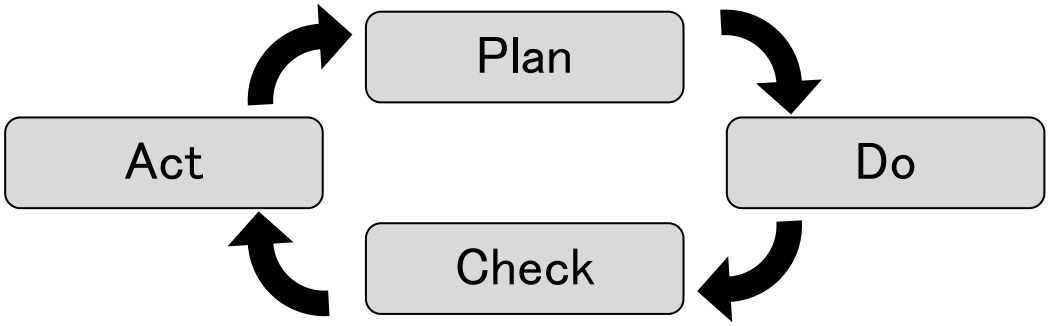
サービス利用実績・現在の利用者数・ニーズ等を基に、見込み量を設定します。事業所整備費の補助制度の創設等により、施設整備を促進することで、身近な地域で支援が受けられるよう見込み量の確保を図ります。

４　障害福祉計画等の進行管理について

国の基本指針では、障害者施策及び関連施策の動向も踏まえながら、少なくとも年１回は実績を把握、分析し、第８期障害福祉計画及び第４期障害児福祉計画の評価を行うとともに、必要がある場合は計画内容の変更を行うよう PDCA サイクルの実施を明記しています。

区においても、国の基本指針に沿って、本章で示した成果目標及び活動指標についての評価を地域福祉推進協議会障害者部会等において行うとともに、PDCA を確実に実施することで障害福祉計画等の進行管理を行っていきます。

（PDCA サイクルのイメージ）



計画（Plan）	目標を設定し、目標達成に向けた活動を立案する
実行（Do）	計画に基づき、活動を実行する
評価（Check）	活動を実施した結果を把握・分析し、評価を行う
改善（Act）	評価に基づき、計画の目標、活動などを見直す

P.399